

令和 6 年

会津美里町議会議録

(含：決算特別委員会)

定例会 9 月会議

9 月 2 日開議～ 9 月 24 日散会

会津美里町議会

令和6年会津美里町議会定例会9月議会会議録目次

第1日 9月2日(月曜日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	2
開 議 (午前10時00分)	4
○開議の宣告	4
○諸般の報告	4
○会議録署名議員の指名	6
○議案の上程及び提案理由の説明	6
○決算審査概要報告	9
○決算特別委員会の設置について	12
○議案の決算特別委員会付託について	13
○散会の宣告	13
散 会 (午前10時45分)	13

決算特別委員会第1日 9月2日(月曜日)

○出欠席委員	15
○説明のため出席した者	15
○事務局職員出席者	16
開 会 (午前11時00分)	17
○開議の宣告	17
○認定第1号	17
○散会の宣告	17
散 会 (午前11時20分)	17

第2日 9月3日(火曜日)

○議事日程	19
○本日の会議に付した事件	19
○出欠席議員	20

○説明のため出席した者	20
○事務局職員出席者	20
開 議 （午前10時00分）	22
○開議の宣告	22
○一般質問	22
荒川佳一君	22
櫻井幹夫君	34
○発言の訂正	45
渋井清隆君	45
小柴葉月君	56
○延会の宣告	68
延 会 （午後2時49分）	68

第3日 9月4日（水曜日）

○議事日程	69
○本日の会議に付した事件	69
○出欠席議員	70
○説明のため出席した者	70
○事務局職員出席者	70
開 議 （午前10時00分）	72
○開議の宣告	72
○発言の訂正	72
○一般質問	72
根本謙一君	72
○発言の訂正	85
星 次君	86
村松 尚君	100
○散会の宣告	112
散 会 （午後2時05分）	112

第4日 9月6日（金曜日）

○議事日程	113
○本日の会議に付した事件	113

○出欠席議員	1 1 4
○説明のため出席した者	1 1 4
○事務局職員出席者	1 1 4
開 議 （午前10時00分）	1 1 6
○開議の宣告	1 1 6
○報告第12号の議題、説明、質疑	1 1 6
○報告第13号の議題、説明、質疑	1 2 2
○報告第14号の議題、説明、質疑	1 2 3
○報告第15号の議題、説明、質疑	1 2 5
○議案第50号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 3 3
○議案第51号の議題、説明、質疑	1 3 4
○議案第58号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 4 1
○同意第5号の議題、質疑、討論、採決	1 4 3
○諮問第1号の議題、採決	1 4 3
○総括質疑	1 4 4
○議案の常任委員会付託について	1 4 5
○散会の宣告	1 4 5
散 会 （午後 1時11分）	1 4 5

決算特別委員会第2日 9月12日（木曜日）

○出欠席委員	1 4 7
○説明のため出席した者	1 4 7
○事務局職員出席者	1 4 9
開 議 （午前10時00分）	1 5 0
○開議の宣告	1 5 0
○認定第1号	1 5 0
○延会の宣告	1 9 5
延 会 （午後 2時51分）	1 9 5

決算特別委員会第3日 9月13日（金曜日）

○出欠席委員	1 9 7
○説明のため出席した者	1 9 7
○事務局職員出席者	1 9 9

開 議 (午前 10 時 00 分)	2 0 0
○開議の宣告	2 0 0
○認定第 1 号	2 0 0
○延会の宣告	2 2 1
延 会 (午前 11 時 42 分)	2 2 1

決算特別委員会第 4 日 9 月 20 日 (金曜日)

○出欠席委員	2 2 3
○説明のため出席した者	2 2 3
○事務局職員出席者	2 2 4
開 議 (午後 2 時 00 分)	2 2 5
○開議の宣告	2 2 5
○認定第 1 号	2 2 5
○閉会の宣告	2 3 3
閉 会 (午後 3 時 08 分)	2 3 3

第 5 日 9 月 24 日 (火曜日)

○議事日程	2 3 5
○本日の会議に付した事件	2 3 5
○出欠席議員	2 3 7
○説明のため出席した者	2 3 7
○事務局職員出席者	2 3 7
開 議 (午前 10 時 00 分)	2 3 9
○開議の宣告	2 3 9
○常任委員会委員長の報告	2 3 9
○決算特別委員会委員長の報告	2 4 2
○認定第 1 号の議題、討論、採決	2 4 2
○認定第 2 号の議題、討論、採決	2 4 6
○認定第 3 号の議題、討論、採決	2 4 6
○認定第 4 号の議題、討論、採決	2 4 7
○認定第 5 号の議題、討論、採決	2 4 8
○認定第 6 号の議題、討論、採決	2 4 8
○認定第 7 号の議題、討論、採決	2 4 9

○認定第8号の議題、討論、採決	249
○認定第9号の議題、討論、採決	250
○議案第49号の議題、討論、採決	250
○議案第51号の議題、討論、採決	251
○議案第52号の議題、討論、採決	252
○議案第53号の議題、討論、採決	252
○議案第54号の議題、討論、採決	253
○議案第55号の議題、討論、採決	253
○議案第56号の議題、討論、採決	254
○議案第57号の議題、討論、採決	254
○日程の追加	255
○報告第16号、議案第59号ないし議案第62号の議題及び提案理由の説明	256
○報告第16号の議題、説明、質疑	256
○議案第59号の議題、説明、質疑	259
○議案第59号 令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第5号）の議案撤回の件	266
○議案第60号の議題、説明、質疑、討論、採決	267
○議案第61号の議題、説明、質疑、討論、採決	271
○議案第62号の議題、説明、質疑、討論、採決	273
○日程の追加	274
○議案第63号の議題及び提案理由の説明	274
○議案第63号の議題、説明、質疑、討論、採決	275
○散会の宣告	276
散 会 （午後 3時51分）	276

定例会 9 月 会 議

(第 1 号)

令和6年会津美里町議会定例会9月会議

議事日程 第1号

令和6年9月2日(月)午前10時00分開議

諸般の報告

- ①議長の報告(出席した会議等別紙のとおり)
- ②議長の提出物の報告(別紙のとおり)
- ③説明員の報告(別紙のとおり)
- ④一部事務組合議会結果報告
 - ・会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員の報告
- ⑤町長の行政報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案の上程及び提案理由の説明
- 第3 決算審査概要報告
- 第4 決算特別委員会の設置について
- 第5 議案の決算特別委員会付託について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（15名）

1番	櫻井幹夫君	10番	堤信也君
2番	小柴葉月君	11番	鈴木繁明君
3番	荒川佳一君	12番	横山知世志君
5番	長嶺一也君	13番	横山義博君
6番	村松尚君	14番	根本剛君
7番	小島裕子君	15番	根本謙一君
8番	星次君	16番	大竹惣君
9番	渋井清隆君		

○欠席議員（1名）

4番 山内豪君

○説明のため出席した者

町長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	平山正孝君
政策財政課長	渡部雄二君
政策財政課参事	金子吉弘君
会計管理者兼出納室長	児島隆昌君
町民税務課長	猪俣利幸君
健康ふくし課長	渡部朋宏君
健康ふくし課主幹	福田富美代君
産業振興課長	鶴川晃君
建設水道課長	加藤定行君
教育長	歌川哲由君
こども教育課長	大竹淳志君
生涯学習課長	小林隆浩君
代表監査委員	小島隆一君

○事務局職員出席者

事務局長 川田佑子君

事務局長 事務次長 事務総長 君 達 本 関

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（大竹 惣君） ただいまから令和6年会津美里町議会定例会9月会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長（大竹 惣君） 日程に入ります前に、諸般の報告を行います。

議長の報告、議長の提出物の報告、説明員の報告は別紙のとおりであります。

次に、一部事務組合議会結果報告を行います。

会津若松地方広域市町村圏整備組合議会に関する報告を14番、根本剛君、報告願います。

根本剛君。

〔14番（根本 剛君）登壇〕

○14番（根本 剛君） おはようございます。会津若松地方広域市町村圏整備組合議会には、4番、山内豪議員、9番、渋井清隆議員も選出、派遣されていますが、私から本町6月会議以降の市町村圏整備組合議会の報告を申し上げます。

去る令和6年8月9日10時より、組合庁舎4階で8月定例会が開催されまして、会期は22日と決定されました。提出案件は、条例案件2件、予算案件2件、契約案件が1件、単行案件が1件、報告案件が3件、承認案件が2件であります。なお、この議案ないし承認、決算認定までは各3常任委員会に付託されました。

それでは、まず議案第14号 会津若松地方広域市町村圏整備組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。これは、任期付職員の給料月額の見直し等を行うため、所要の改正措置を講じようとするものであります。本案について、消防職における任期付職員の業務内容及び今般の改正における業務内容の検討状況について質疑があり、当局より、条例制定時は消防職においては予防業務等で一時的に業務量が増加する業務を想定しておったが、現在までは任用実績はなく、専門性の高い消防職については任期付職員による任用は難しいという認識が示されました。その他質疑ありましたが、委員長報告のとおり原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号 会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センター条例の一部を改正する条例であります。この案件は、持続可能なごみ処理体制の構築及びごみ処理料金の適正化を図るため、所要の改正を講じようとするものであります。本案についても、ごみ処理手数料及び使用料の算出方法について質疑があり、事業者や地域経済への影響を鑑み、直近の決算額及び今後5年間の処理経費単価見込額のうち最も低い金額を採用しているという答弁があり、その他一部質疑ありましたが、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第16号 令和6年度会津若松地方広域市町村圏整備組合一般会計補正予算（第1号）

であります。ちょっと詳しく申し上げますが、歳入の補正額は1億3,642万2,000円でありまして、これは前年度の繰越金であります。歳出については、財政調整基金に9,194万7,000円という中身のものであります。本案については、特に質疑もなく、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第17号 令和6年度会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計補正予算（第1号）についてであります。収益的収入については、消費税の調整であります。歳出においては、職員の人事異動による調整、また事業者選定委員会に係る経費の増額等が充てられております。さらには、債務負担行為の補正であります。新規業務委託でありまして、馬越浄水場及び送水施設運営に係る発注者支援業務委託料として、令和7年まで2,105万4,000円を債務負担行為するものであります。本案については、手数料の増額理由及び積算根拠について質疑がありました。当局より、取扱い金融機関の公金振込手数料の有料化による増額補正するものであり、令和5年度の振込実績を基に積算していると答弁がありました。なお、その他馬越浄水場についての質疑がありましたが、委員長報告のとおり原案どおり可決されました。

議案第18号 会津若松消防署城南分署大規模改修工事（建築工事）請負契約の締結についてであります。これは、制限付一般競争入札の結果、2億7,867万1,000円で株式会社東北入谷まちづくり建設に決定されました。これについては、特に質疑もなく、原案のとおり可決されました。

議案第19号 令和5年度会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業剰余金の処分についてであります。本案については、剰余金の処分の基本的な考えについて質疑があり、当局より、剰余金については令和5年度当期純利益額において、改正前の地方公営企業法を参酌し、20分の1を下回らない額として170万円を減債積立金に積み立て、残額を建設改良積立金へ積み立てるものであり、処分後残高については事故や災害対応及び不具合時の対応として1億3,484万円を翌年度へ繰り越すとの答弁がありました。これらについては、異論もなく、委員長報告のとおり可決されました。

これは報告でございますので、件名だけ朗読していきます。報告第4号 令和5年度会津若松地方広域市町村圏整備組合一般会計継続費繰越計算書について、報告第5号 令和5年度会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計継続費繰越計算書について、報告第6号 令和5年度会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計決算に基づく資金不足比率についてであります。これらは報告のとおり承認されました。

続いて、承認の2件であります。承認第2号 令和5年度会津若松地方広域市町村圏整備組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。さらには、承認第3号 令和5年度会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計決算の認定についてであります。両案とも多少の質疑はありましたが、原案のとおり承認されました。

報告第3号は、例月監査の報告であります。

詳しい会議資料等については事務局にありますので、御覧になっていただいて、私から広域市町村圏の6月定例会以降の報告とさせていただきます。

○議長（大竹 惣君） 次に、町長の行政報告ですが、お手元に配付いたしました報告書のとおりであります。

以上をもって諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（大竹 惣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本町議会会議規則第127条の規定により、

2番 小 柴 葉 月 君

3番 荒 川 佳 一 君

の両名を指名いたします。

○議案の上程及び提案理由の説明

○議長（大竹 惣君） 日程第2、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

本会議に送達されました事件は、会津美里町長より、報告第12号から報告第15号まで、認定第1号から認定第9号まで、議案第49号から議案第58号まで、同意第5号、諮問第1号の計25議案であります。

お諮りいたします。本日は、議案を別紙付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） おはようございます。本日、令和6年会津美里町議会定例会9月会議の再開に当たり、議員各位におかれましては、ご参集を賜り、ありがとうございます。本定例会にご提案申し上げます報告4件、認定9件、議案10件、同意1件、諮問1件の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、報告第12号は、株式会社会津美里振興公社経営状況報告についてであります。本件は、株式会社会津美里振興公社代表取締役より、令和5年度事業報告及び決算、令和6年度事業計画及び予算について報告がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

次の報告第13号は、会津美里町一般会計継続費の精算報告についてであります。本件は、令和5年度に終了した本郷生涯学習センター等移転事業に係る継続費の精算について、地方自治法施行令第

145条第2項の規定により報告するものであります。

次の報告第14号は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告についてであります。本件は、令和5年度の決算に基づき算定した実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものであります。

次の報告第15号は、会津美里町教育委員会事務管理及び執行状況の点検及び評価報告についてであります。本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、令和5年度の会津美里町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について行った点検及び評価の結果について報告するものであります。

次の認定第1号から認定第9号までは、令和5年度一般会計、特別会計及び水道事業会計並びに下水道事業会計の決算認定についてであります。地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものであります。なお、それぞれの会計の詳細につきましては、主要施策の成果に関する説明書のとおりであります。

まず、認定第1号は、令和5年度会津美里町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入歳出予算現額130億4,502万5,562円に対し、収入済額は129億2,919万6,557円、支出済額は120億4,599万4,097円であり、歳入歳出差引残額は8億8,320万2,460円であります。

次の認定第2号は、令和5年度会津美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入歳出予算現額24億2,959万6,000円に対し、収入済額は23億9,128万5,309円、支出済額は22億9,319万9,712円であり、歳入歳出差引残額は9,808万5,597円であります。

次の認定第3号は、令和5年度会津美里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入歳出予算現額34億5,932万7,000円に対し、収入済額は34億3,912万8,646円、支出済額は31億447万7,137円であり、歳入歳出差引残額は3億3,465万1,509円であります。

次の認定第4号は、令和5年度会津美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入歳出予算現額2億7,493万円に対し、収入済額は2億7,471万1,364円、支出済額は2億7,342万3,198円であり、歳入歳出差引残額は128万8,166円であります。

次の認定第5号は、令和5年度会津美里町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入歳出予算現額6,068万7,000円に対し、収入済額及び支出済額は5,827万9,465円であり、歳入歳出差引残額はゼロ円であります。

次の認定第6号は、令和5年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入歳出予算現額580万円に対し、収入済額は538万3,402円、支出済額は521万7,983円であり、歳入歳出差引残額は16万5,419円であります。

次の認定第7号は、令和5年度会津美里町水道事業会計決算認定についてであります。収益的収入及び支出は、収入予算額が4億7,689万1,000円に対し、決算額は4億7,649万7,185円、支出予算額は

4億3,469万6,000円に対し、決算額は4億1,569万1,474円であります。

次に、資本的収入及び支出は、収入予算額が1億5,830万5,000円に対し、決算額は1億5,903万7,525円、支出予算額は3億840万1,000円に対し、決算額は3億505万9,033円で、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億4,602万1,508円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次の認定第8号は、令和5年度会津美里町下水道事業会計決算認定についてであります。収益的収入及び支出は、収入予算額が6億3,494万6,000円に対し、決算額は6億2,140万4,337円、支出予算額は6億3,985万8,000円に対し、決算額は6億1,992万1,819円であります。

次に、資本的収入及び支出は、収入予算額が2億788万8,000円に対し、決算額は2億33万9,300円、支出予算額は3億5,523万5,000円に対し、決算額は3億4,759万387円で、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億4,725万1,087円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次の認定第9号は、令和5年度永井野財産区特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入歳出予算現額22万2,000円に対し、収入済額は17万7,051円、支出済額は15万2,172円であり、歳入歳出差引残額は2万4,879円であります。

次の議案第49号は、会津美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年12月2日から健康保険の被保険者証が廃止されるため、被保険者証の返還に応じない者に対する罰則規定について所要の改正をするものであります。

次の議案第50号は、福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。本案は、地方自治法第291条の3第1項及び第291条の11の規定により、福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて議決を求めるものであります。

次の議案第51号は、令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第4号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億3,321万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を130億2,474万5,000円とするものであります。

次の議案第52号は、令和6年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ248万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を24億7,233万8,000円とするものであります。

次の議案第53号は、令和6年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,637万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億7,178万4,000円とするものであります。

次の議案第54号は、令和6年度会津美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ133万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億

8,788万1,000円とするものであります。

次の議案第55号は、令和6年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）であります。既定の歳入歳出予算の総額1,903万6,000円のうちで歳入を補正するものであります。

次の議案第56号は、令和6年度会津美里町水道事業会計補正予算（第1号）であります。今回の補正予算の内容は、収益的収入の予定額を16万5,000円減額し、収益的収入合計で4億6,023万円とし、収益的支出の予定額を241万7,000円減額し、収益的支出合計で4億5,447万3,000円とするものであります。また、資本的支出の予定額を23万9,000円減額し、資本的支出合計で2億3,383万7,000円とするものであります。

次の議案第57号は、令和6年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第1号）であります。今回の補正予算の内容は、収益的収入の予定額を253万6,000円減額し、収益的収入合計で5億7,366万3,000円とし、収益的支出の予定額を253万2,000円減額し、収益的支出合計で5億7,634万9,000円とするものであります。また、資本的収入の予定額を1,614万円減額し、資本的収入合計で2億2,288万5,000円と資本的支出の予定額を175万円増額し、資本的支出合計で3億7,072万2,000円とするものであります。

次の議案第58号は、字の区域の変更についてであります。本案は、令和元年度からの農地整備事業により実施した梁田地区の圃場整備に伴い、同一区画に混在する字について字界を整理するため字の区域を変更するものであり、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次の同意第5号は、会津美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。本案は、本町教育委員会委員の武藤周一氏が令和6年9月30日をもって任期満了となることに伴い、新たに武藤文男氏を委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次の諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。本諮問は、現委員の菊地正人氏が令和6年12月31日をもって任期満了となることから、引き続き候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

私からは以上であります。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○決算審査概要報告

○議長（大竹 惣君） 日程第3、決算審査概要報告を議題といたします。

代表監査委員、小島隆一君、報告願います。

代表監査委員。

〔代表監査委員（小島隆一君）登壇〕

○代表監査委員（小島隆一君） 改めておはようございます。令和5年度の決算審査の内容につきまして、その概要について報告をさせていただきます。

まず、歳入歳出決算及び基金の運用状況審査意見書の1ページをお開きください。審査の対象は、一般会計歳入歳出決算から始まり、国民健康保険特別会計から永井野財産区特別会計歳入歳出決算までの会計決算であります。

さらに、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、去る7月29日から8月8日までの期間にわたり、私と堤委員の2名により審査を実施いたしました。

審査の手續につきましては、各会計の歳入歳出決算書をはじめとした関係書類について、決算書、その他関係書類が法令に適合し、その計数は正確であるか、関係法令等に従って執行されているかについて、記載されておりますような内容に着目しながら審査を実施したものであります。

審査の結果につきましては、各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書等はそれぞれ関係法令に準拠して作成されており、その計数も関係帳簿、その他証書類等と照合精査した結果、誤りがないものと認めたものでございます。ただし、予算の執行についてはおおむね適正に処理されていると認められましたが、一部不適切な事務処理が見受けられたところでございます。

それでは、2ページから順次追いながら説明させていただきます。まず、審査意見の総括であります。一般会計及び特別会計の総決算額及び前年度との比較、さらには特別会計の各会計別の歳入歳出決算と前年度との比較であります。一般会計については、予算額130億4,502万5,000円に対し、歳入が129億2,919万6,000円、歳出120億4,599万4,000円で、差引き8億8,320万2,000円となっております。一般会計については、前年度に比較して歳入で7.0%、歳出で9.4%の減となっております。特別会計では、工業団地造成事業で1区画の販売がありました。また、住宅用地造成事業では、前年に1件の販売実績がありましたが、5年度はなかったことにより減額となっております。

次に、会計別でございます。まず、一般会計の決算状況でございます。歳入歳出差引額は、前年度比2億8,314万8,000円の増の8億8,320万2,000円。実質収支は、前年度比1億7,090万増の7億2,434万6,000円。単年度収支は、前年度より3,186万円増の1億7,090万円。実質単年度収支については、前年度比8億4,939万3,000円減の2億6,991万4,000円となっております。財政構造の弾力性を表す経常収支比率については、前年度より0.1ポイントアップし、89.5%となりました。

次に、歳入と歳出のそれぞれの決算状況であります。歳入につきましては、不納欠損額が増加しております。これは、相続人がいない、倒産、破産などの理由により将来にわたって徴収できないことが明らかになったものについては即時欠損等の措置を行ったことによるものであります。収入未済額も前年度に比べ大きく減少しております。歳出につきましては、予算の執行率が僅かながら低下するとともに、不用額が増加しております。

次に、一般会計のまとめでございます。実質収支、単年度収支とも前年度を上回っております。経常収支比率は、89.5%となりました。ここ数年改善傾向にありましたが、一般的に70から80%が適正

水準と言われておりますので、引き続き適正な財政運営に努めていただきたいと思います。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する規定に基づく財政健全化審査結果については、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正であることを確認しました。実質公債費比率は、単年度では3.0%となり、前年度より1.6ポイント改善しており、3か年平均は4.3%と好転しております。公債費の後年度負担に留意し、引き続き長期財政計画に基づいた健全な財政運営に努めていただきたいと思います。

将来負担比率は、将来負担額が充当可能額を下回ったため、算定されませんでした。収入未済額が昨年度に引き続き減少しております。健全な財政運営を維持するためには、歳入確保に向けた全庁一丸となった取組が大切でありまして、その努力の一端がうかがえたところでございます。

次に、各特別会計と企業会計の決算状況でございます。主な会計について説明させていただきます。まず、国民健康保険特別会計についてでございます。調定額に対する保険税の収入率が前年度から2.4%アップし、91.1%となりました。ここ数年、収納率の着実な向上が見られ、これとともに収入未済額も毎年減少してきております。さらなる徴収率向上へ向けた取組の強化、推進を図るとともに、保険給付費の抑制に向けた各種事業の展開に努めていただきたいと思います。

次に、介護保険特別会計についてでございます。調定額に対する保険税の収入率は99.8%と徴収取組も高く、収入未済額についても減少しております。引き続き保険給付費の抑制に努めながら、適正な会計運営に向けた取組を推進していただきたいと思います。

次に、水道事業会計についてでございます。収益的収支の純利益は、前年度より435万5,000円ほど減少し、4,896万4,000円となり、毎年のように減少傾向が続いております。給水戸数が前年度より267戸減少し、給水人口も628人ほど減少しております。有収水量については、3万6,529立平減少し、結果有収率は70.75%まで減少しております。施設の維持管理と併せ、老朽管更新による漏水対策等も今後の経営の効率化、安定化にとって重要項目の一つとなっており、経営戦略計画の着実な取組が求められております。

次に、下水道事業会計についてでございます。収益的収支の純利益は、大規模修繕工事等による事業費がかさんだことにより、生み出すことができませんでした。公共下水道事業の整備率は、全体計画のうち89.9%まで整備が進んでおりますが、施設の利用状況や適正規模を示す施設利用率は35.1%にとどまっています。持続率の向上に向けた一層の取組等により、安定経営に向けた努力を続けていただきたいと思います。

次に、財産に関する調書についてでございます。3つの貸付基金を除いた基金総額については、2億5,405万9,000円ほど取崩しされ、年度末残高は83億8,367万2,000円となっております。今後とも設置目的に沿って適切な積立てを行うとともに、効率的な管理、運用に努めていただきたいと思います。

現地審査につきましては、記載のとおりでございます。

次に、職員の労務管理についてであります。まず、時間外賃金についてであります。昨年度に比

べ全体としては減ってきておりますが、依然として特定の職員に偏っている職場もあります。また、労働基準法の上限規制である月45時間、年間360時間を上回っている者も複数名おります。

次に、有給休暇の取得状況についてであります。同じ課内でも取れている者と取れていない者の差が大きい職場が多数見受けられます。適正な業務配分、労務管理の充実に努め、働きやすく、能力を発揮できる職場環境づくりに努めていただきたいと思います。

最後に、その他でございます。まず、委託料等の支払いに係る不適切な事務処理についてでございます。これにつきましては、令和5年度の例月出納検査で発見された内容でございます。主な内容につきましては、委託契約及び修繕工事等、計15件について、最も長いもので昨年10月に業務が完了し完了届請求書が出されているにもかかわらず、その後の確認検査や会計処理を怠り、4月、5月の出納整理期間になってようやく検査調書の作成や会計処理を行ったものであります。検査調書は、年度内の3月31日までに作成しなければならず、その年度の支出とすることはできません。また、大幅な支払いの遅れは、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律に準じるとした町の支出事務要領から大きく逸脱するものであります。さらには、課内において会計処理の遅れが昨年から分かっていたにもかかわらず対応を担当係長のみ任せ、早期に解決しなければならないといった意識が欠けた極めて不適切な事務対応と言えます。このような事案の発生は、行政の財務会計事務に対する信頼の低下を招いたものであると捉えており、今後とも組織全体で関係法令の遵守や適正な事務処理体制の徹底を図るとともに、職員の資質向上等に努めていただきたいと思います。

次に、新鶴温泉健康センター及び宿泊研修施設ほっとぴあ新鶴の民間譲渡に伴う令和5年度の売買契約事務手続についてです。本件につきましては、売買契約に定められた内容に基づき、記載のとおり事務手続が進められ、売買が完了したことを確認いたしました。しかし、その後更正登記をしなければならないといった事務対応も発生しております。前段の会計事務の処理と併せ、行政の信任が問われる事案であると認識し、管理監督者をはじめとした職員の意識改革、研修の充実に努めるなど、信頼される行政の確立に努めていただきたいと思います。

以上、簡潔ではございますが、令和5年度の決算審査の概要報告とさせていただきます。

○議長（大竹 惣君） 以上で決算審査概要報告を終わります。

○決算特別委員会の設置について

○議長（大竹 惣君） 日程第4、決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

令和5年度会津美里町一般会計歳入歳出決算認定については、議長と議会選出監査委員を除く議員全員で構成する決算特別委員会を設置して審議することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、令和5年度会津美里町一般会計歳入歳出決算認定については、決算特別委員会を設置して審議することに決しました。

お諮りいたします。決算特別委員会の正副委員長につきましては、委員会条例第9条の規定により、委員会の互選によると規定されておりますが、議会運営委員会で協議済みの正副委員長のとおりにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議がないようですので、決算特別委員会委員長は5番、長嶺一也君、副委員長は7番、小島裕子君をお願いいたします。

○議案の決算特別委員会付託について

○議長（大竹 惣君） 日程第5、議案の決算特別委員会付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、別紙審査付託表のとおり決算特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、本件は別紙審査付託表のとおり決算特別委員会に付託することに決しました。

○散会の宣告

○議長（大竹 惣君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 （午前10時45分）

決算特別委員会

(第 1 日)

令和6年会津美里町議会（決算特別委員会）

第1日

令和6年9月2日（月）午前11時00分開会

委員長 長 嶺 一 也 君

副委員長 小 島 裕 子 君

○出席委員（13名）

1番 櫻 井 幹 夫 君

9番 渋 井 清 隆 君

2番 小 柴 葉 月 君

11番 鈴 木 繁 明 君

3番 荒 川 佳 一 君

12番 横 山 知 世 志 君

5番 長 嶺 一 也 君

13番 横 山 義 博 君

6番 村 松 尚 君

14番 根 本 剛 君

7番 小 島 裕 子 君

15番 根 本 謙 一 君

8番 星 次 君

○欠席委員（1名）

4番 山 内 豪 君

○説明のため出席した者

町 長 杉 山 純 一 君

副 町 長 佐 々 木 吉 一 君

総 務 課 長 平 山 正 孝 君

政策財政課長 渡 部 雄 二 君

政策財政課参事 金 子 吉 弘 君

会 計 管 理 者
兼 出 納 室 長 児 島 隆 昌 君

町民税務課長 猪 俣 利 幸 君

健康ふくし課長 渡 部 朋 宏 君

健康ふくし課
主 幹 福 田 富 美 代 君

産業振興課長 鵜 川 晃 君

建設水道課長 加 藤 定 行 君

教 育 長	歌	川	哲	由	君
こども教育課長	大	竹	淳	志	君
生涯学習課長	小	林	隆	浩	君
代表監査委員	小	島	隆	一	君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	川	田	佑	子	君
事 務 局 次 長 兼 総 務 係 長	関	本		達	君

開 会 (午前 11 時 00 分)

○副委員長（小島裕子君） ただいまから令和 6 年会津美里町議会定例会 9 月会議決算特別委員会を開会します。

○委員長（長嶺一也君） 委員長より挨拶をさせていただきます。

皆さん、定例会 9 月会議初日の中、ご苦労さまでございます。本決算特別委員会は、皆様ご承知のとおり、あくまでも令和 5 年度一般会計歳入歳出決算の範囲での質疑になります。このことを十分注意していただいて、しっかりと準備していただき、来週 12 日からの決算特別委員会 2 日目以降に臨んでいただきたいと思っております。また、スムーズに審査が行われるよう、質疑、答弁ともに簡単明瞭にまとめて発言されますようお願いいたします。なお、本決算特別委員会は長時間に及びますが、健全な町政運営を審査するに当たり、さらには議会が決定した予算がしっかりと町民福祉の向上につながっていたのか、適正に予算執行されたかどうかを審査するものであり、大変重要なものでありますので、慎重審査のほどよろしくお願いいたします。

それでは、これから本日の会議を開きます。

本委員会に付託された案件は、認定第 1 号 令和 5 年度会津美里町一般会計歳入歳出決算認定についての 1 議案であります。

お諮りいたします。説明の方法については、説明員は着席のまま、歳入については政策財政課長より事項別明細書にて要点のみ説明を受け、歳出についてはあらかじめお手元に配付した資料をもって説明に代えたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（長嶺一也君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進めてまいります。

認定第 1 号 令和 5 年度会津美里町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

歳入について、政策財政課長、説明願います。

政策財政課長、渡部雄二君。

○政策財政課長（渡部雄二君） 認定第 1 号 令和 5 年度会津美里町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

認定第 1 号 令和 5 年度会津美里町一般会計歳入歳出決算書 歳入 (数字説明)

○委員長（長嶺一也君） 説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

よって、本日はこれで散会いたします。

散 会 (午前 11 時 20 分)

定例会 9 月 会 議

(第 2 号)

令和6年会津美里町議会定例会9月会議

議事日程 第2号

令和6年9月3日(火) 午前10時00分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（15名）

1番	櫻井幹夫君	10番	堤信也君
2番	小柴葉月君	11番	鈴木繁明君
3番	荒川佳一君	12番	横山知世志君
5番	長嶺一也君	13番	横山義博君
6番	村松尚君	14番	根本剛君
7番	小島裕子君	15番	根本謙一君
8番	星次君	16番	大竹惣君
9番	渋井清隆君		

○欠席議員（1名）

4番 山内豪君

○説明のため出席した者

町長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	平山正孝君
政策財政課長	渡部雄二君
政策財政課参事	金子吉弘君
会計管理者兼出納室長	児島隆昌君
町民税務課長	猪俣利幸君
健康ふくし課長	渡部朋宏君
健康ふくし課主幹	福田富美代君
産業振興課長	鶴川晃君
建設水道課長	加藤定行君
教育長	歌川哲由君
こども教育課長	大竹淳志君
生涯学習課長	小林隆浩君
代表監査委員	小島隆一君

○事務局職員出席者

事務局長 川田佑子君

事務局長 兼 事務次長 関係 本 達 君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長(大竹 惣君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○一般質問

○議長(大竹 惣君) 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

通告第1号、3番、荒川佳一君。

[3番(荒川佳一君)登壇]

○3番(荒川佳一君) おはようございます。それでは、通告に従い一般質問をいたします。

初めに、1の農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画について伺います。町では解決しなければならない課題の中で、人口減少や高齢化に伴い、農業者の減少や耕作放棄地が拡大しています。集落の農地が適正に利用されなくなることが懸念されます。このような地域の課題を解決するため、このたび農業経営基盤強化促進法が改正され、町は令和7年3月末までに人・農地プランに代わる地域計画を策定することが義務づけられた。地域計画は、農業者や地域の皆さんの話し合いにより策定される将来の地域利用の姿を明確化した設計図です。おおむね10年後を見据えて、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを地域の話し合いに基づき、まとめる計画である。現況地図を見ながら話し合いを進め、担い手や10年後に目指すべき農地利用の方針を反映した目標地図を作成している。

そこで、次のことについて伺います。1点目、農業経営基盤強化促進法が改正されましたが、人・農地プランから地域計画へ何がどのように改正され、それによって計画はどのようになるのか。

2点目、高齢化、人口減少に伴う地域の農業を担う者を幅広く確保し、育成するため、認定農業者及び特に認定新規就農者に対し、町は十分支援すべきと考えるが、現在支援している認定新規就農者は何人で、令和6年度の新たな認定数は何人か。

3点目、この計画を町はどのように推進し、農村集落をどのように維持させながら農地の形成を図ろうとしているのか。

次に、町公有財産の利活用について伺います。町民サービスの向上と行財政改革推進のため、平成24年2月に定めた公有財産利活用基本方針では、所有する財産について次の課題が出されている。1つ目、財産の設置目的が時代や町民ニーズに適合しないおそれがある施設があること。2つ目、町村合併により、類似する施設を複数保有していること。3つ目は、多くの維持管理経費が必要となること。4つ目は、耐用年数を迎え、改修費や更新経費がかかること。これらに伴い、町民サービスの向上と行財政改革推進の観点から、町が所有する財産について、財産の有効活用、民間活力の活用、管理経費の削減を図るため、真に必要な財産のみを所有するとしている。

そこで、次のことについて伺います。1点目、町には売却可能な普通財産はどのぐらいあり、計画はどのようになっているのか。

2点目、財産としての有効利用がさらに必要となり、地域住民の積極的な関与が求められるものと考えられる。現在利活用が見込めない土地をその地域の振興のため活用する要望がある場合など、通常の売却、または貸付けとは別に、無償譲渡や減額処置での売却条件の譲歩に町として応じることが可能であるか伺います。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 3番、荒川議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画についてであります。1点目の人・農地プランから地域計画への改正につきましては、令和5年4月の農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、これまで人・農地プランとして作成が任意であったものが地域計画となり、市町村での策定が義務づけられたものです。従来の人・農地プランと地域計画の大きな変更点としましては、耕作者ごとに10年後、利用する農地を明確にした目標地図の作成が追加されたことであります。また、人・農地プランでは、認定農業者、新規就農者などを担い手である中心経営体としてきたところを、地域計画では中心経営体のほか、副業的な経営体や農作業受託を行うサービス経営体などの多様な形態が担い手に位置づけられるようになりました。これにより従来のプランは町全体を対象としていたため、各地域の特性などが考慮されていませんでしたが、地域計画は集落の話合いにより策定するため、より地域の実情に沿った実効性のあるものになると考えております。

2点目の現在支援をしている認定新規就農者数及び令和6年度の新たな認定数につきましては、支援している認定新規就農者は11人であり、令和6年度の新たな認定者は8月末時点ではおりませんが、認定新規就農者になるために必要な面談等の支援を継続して行っているところであります。

3点目の計画の推進につきましては、地域農業の将来の在り方を実現するために集落との話合いを支援し、農村集落の持続につきましては地域に根差した担い手の確保を図り、農地の形成については担い手へ集積、集約を進めてまいります。

次の町公有財産の利活用についてであります。1点目の売却可能な普通財産及び計画につきましては、売却可能な普通財産として把握している土地は令和6年3月31日時点で27筆、1万8,230平方メートルであります。また、計画としては策定しておりませんが、売却可能なものから順次公募等により売却しており、今後は旧高田庁舎跡地や旧町営住宅外川原団地跡地、旧町営住宅新町団地跡地など、面積の大きい土地を民間の活力を生かして売却できるよう、優先的に進めていく予定であります。

2点目の無償譲渡や減額処置での売却条件の譲歩に応じることが可能であるかにつきましては、地域の振興のために活用する場合に限らず、無償譲渡や減額して売却する場合は基本的に議会の議決が

必要となります。また、場合によってはそれ以外の要件が必要となることもありますが、要件を満たせば可能であります。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） それでは、一定の回答ありがとうございました。

再質問をいたします。まず、1問目ですが、今ほど双方の違い、人・農地プランと地域計画の違いについてお話しされたかと思えます。大きく違うのは、やはり10年という区切りと、それと耕作者とこののですか、利用者の理解ということが大きなことかなと私も思っております。

それで、人・農地プランにあった地域の中で、どのように地域計画を策定したのか。今まであった人・農地プラン、たしかつくっている、計画があった地区があるかと思うのです。その地区、今地域計画を進めているということなので、それについて今どういうふうな現状なのか確認したいと思えます。お願いします。

○議長（大竹 惣君） 答弁を求めます。

産業振興課長、鵜川晃君。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいま荒川議員の一般質問にお答えしたいと思います。

現在、人・農地プランにつきましては、2地区作成してございます。その地区につきましては、地域計画に変更するという事で、農地プランを土台としまして、地域の実情を反映した上で、地域の方々の話し合いを持った上で地域計画を策定する予定でございます。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） ちょっと私聞き違いかもしれませんが、2地区の人・農地プランを今つくっているという言い方されたかと思うのですけれども、それは今現在は、もう今までできていまして、それを地域計画に変えるということではないのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 人・農地プランにつきましてはもう策定が終わっておりまして、その計画を基に地域計画として位置づけるように今現在作業を進めている、地域での話し合いを進めているというところでございます。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） そうしますと、今進めているということだと、令和7年のたしか3月末までに完成しなければならないということで私は認識しているのですけれども、その点間に合うのでしょうか。その辺を確認します。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまのご質問でございますが、地域計画の策定につきましては令和7年3月末に策定するという事で定まっております。町のほうとしましても地区の実情に即し

まして、全地区を対象に説明会を開きながら順次進めておりまして、一部につきましては12月までに一定程度策定を完了し、計画の公表をしたいと考えておりますし、残りの部分につきましても3月までに策定が進むように準備を進めているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） 町の農業の行く末を決めるような重要な計画を作成しているのですが、十分な調査、話し合いを関係者と、これ各地区なのですけれども、多い地区もあるかと思うのですが、大体何回ぐらいやっていますでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの集落の話し合いにつきまして、何回程度開催しているのかというご質問だと思いますが、平均しますと2回程度、話し合いが進んでいるところは3回というところもございますが、現段階では2回程度開催しております。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） 始めてからまだ2回しかやっていないというのはどういうことなのですか。もっと私は、最初説明をするのが1回目、たしかしていると思うのです。その後は調整的なもので、ある程度皆さんのほうから出てくるのが2回ということで、その間まだ決まらないところについては町のほうでかなり足を運びながら進めるような方法を、方策を取っているのかなと私は思っていたのですけれども、それ何か決まり切ったようなことで、皆さん同じような計画で考えているということではないのでしょうか。各地区によって、いろいろ特色があるかと思うのです。担い手の多いところとか、若者のが、反別が広い場所とかということもありますし、いろいろ条件が違うわけなのです。その中で平均して2回というのは分かるのですけれども、それで十分だと思っておりますでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまのおたがしであります2回程度の開催について、地域の意見を十分に酌み取れているのかというご質問だと思います。こちらの部分につきましては、集落に入る際に事前に農業委員会の委員さんということで交ざっていただきまして、地域の実情をある程度事前に把握をしながら、農業委員会にございます農地の集積、利用権設定とか、そういう部分のそういう実績という部分を事前に把握をして、それから会議のほうに、集落のほうに入っております。その中で地区のほうで将来的にはこういうこともあるよねとか、こういう実情があります、特に言えば中山間であればやはり担い手の少ないというところもございしますので、そういう部分を十分に話をしながら進めておりますので、地区の意見につきましては一定程度以上反映させておるところでありますし、先ほど平均で2回と申し上げましたが、一部の地域では話し合いをさらに重ねておるところもございしますので、そういう地区につきましてはさらに重点的に協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） 協議の場には農業者、先ほど言った農業委員会と、あとは中間管理機構と、あとは農業協同組合、農協さん、あとは土地改良区など、関係者による協議としているのですが、これ皆さんと話ししていますか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 今ほど関係機関ということで、農業委員会並びに農業協同組合、土地改良区ということでございましたが、そちらにつきましては集落に入る前に事前に相談はしております。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） では、相談しているということで、話はそれ通っているということですね。それだと分かりました。

それでは、計画が今策定して出来上がったときに、これ公表ということがあるのですけれども、公表はいつする予定ですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 公表につきましては、年2回、今年の12月並びに令和7年度の3月に2回ということで考えております。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） そうだとすると、12月と3月ということで2回、それ分かりました。これ12月に、12月段階で終わっていないところ、まだ未確定なところも公表するという事ではないですよね。あくまでも、今2回というのは、同じ計画を2回同じくやるのではなくて、地域ごとに12月やるところと3月に公表するという事の理解でよろしいでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 荒川議員おっしゃるとおりでございます。地区別で12月と3月ということで考えておりまして、先ほど少しご説明すればよろしかったのですが、12月に策定する地区につきましては地区の担い手さんなどが令和7年度の補助金を活用する場合に事前に策定が済んでいないという問題が発生する場合がございますので、そちらの地区を優先として、残りの地区につきましては3月に考えているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） それでは、次の質問に行きます。

今の関連なのですけれども、この計画を基に、町は基幹産業である農業をどのような方向で、その計画をどのように生かしていくのかということなのですけれども、その考えはありますでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 今回の地域計画につきましては、農用地として活用する区域、保全

する区域ということで大きく分かれると思います。こちらにつきましては、地区の農業者並びに土地所有者の考え方が十分に反映されたものとなっているというふうに考えてございます。最終的には農業振興計画、町の計画でございますそちらのほうの計画に将来的には反映していくものというふうには考えてございますが、この地域計画につきましては今後担い手の形態や地区の実情などにより修正を重ねて行っていくものということで認識してございますので、一概に全てが網羅されるものではないというふうな認識でございます。最終的には農業振興計画、こちらのように将来的には反映されるものという認識でございます。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） それでは、2問目ですけれども、現在支援している認定新規就農者11人ということなのですけれども、それについては分かりました。令和6年度はゼロということなのですよ。これからまだ半年くらいはあるのですけれども、その中で2名ほどということでは話聞いているのですけれども、その方については何か今遅れている理由とか何かというのはあるのでしょうか。今打合わせしている途中なのですけれども、何かそこで問題とかトラブルがあって認定にならないということになっているのかどうか、その辺確認したいと思います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいま荒川議員のおただしでございます。令和6年度におきましては、ただいま現在ゼロ名ということでございますが、今現在ご相談を受けている方は5名おります。そのうち営農準備に一定程度の今時間をかけて、慎重に相談をしているということで、遅れてはおりますが、令和7年4月に営農を開始したいということで、ご本人の希望もあります。そちらの関係で今現在5名のうち4名が来年度からの営農開始に向けて準備を進めておるところでございます。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） 今ほど私2名というのはちょっと私の情報だったのですけれども、5名ということで、かなり5名であれば、町の担い手ということでプラスになる。力強い方がいらっしゃるということで、ひとつその辺については安心したところでございます。

それでは、特に町以外から就農する方については人口の増加につながるということで考えています。その方々については、これ親元就農なのでしょうか、それとも、お話しできる範囲内で結構ですので、ひとつお願いしたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） この5名のうち、内訳まではこちらちょっと存じてはいなかったのですが、親元就農と、一定程度の会のほうに属した形で新規就農という形で、まるっきり新規就農の方と親元就農ということで混在している状態でございます。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） そうしたときに人口増にもつながることなので、町の支援の見直しというか、

その辺考え、何かこういうふうにしたらもっと集まるのかなと、美里町に来ていただけるのかなというようなことが何かあればお願いしたいと思うのですが、ありますか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鶴川 晃君） まずは新規就農につきましては、なかなかハードルが高いというふうにこちらのほうも考えてございます。ハードルが一定程度低いものと考えておりますのは、先ほどありました親元就農で、地区の、参考までにですが、祖父の農地に対して親元就農の形で入っているケースがございます。そういう場合につきましては、やはり既存の機械、農地を活用して、単なる新規就農よりは親元就農のほうが入りやすいということもございますので、そういう部分についても相談をしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） 町単独の現在町内にいる方とかUターンして帰る方、こちらに戻る方、Uターンで戻る方に、やっぱり親元就農ということでやっていく場合、もう少しそれ条件よくできないのかという言い方ちょっと語弊ありますけれども、親元就農と通常の新規就農者の差を何とかならないでしょうか、もう少し。そうすると、親元就農に自分の息子なりお子さんが帰ってくると。お金で帰ってくるわけではないです。条件とか何かで帰ってくるわけではないのですけれども、やはりこれから農業を守るにはその地区で守るしかないのです。そうしたときに親がまだ生きているうちに戻ってきて、親と一緒にやる親元就農が私は大事だと思うのです。そのためにはやはり親のほうぜひ戻ってきてくれと。ただ、農家はもうからないぞ、もうからないぞとばかり言っていたのでは、これ絶対駄目なのです。なので、農家はもうかるのだと。もうかる農業を今、町では目指しているのだというような、キャッチコピーではないのですが、そういうスタンスを持った中でやるにはやはり親元就農ももう少し支援すべきだと思うのですが、その辺考えはどうでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鶴川 晃君） 荒川議員のおただしにお答えします。

今ほどの親元就農を含めました新規就農に当たりましては、制度上、青年等就農計画を作成し、町の認定を受ける必要が現在ございます。この関係上、なかなか必要な要件の緩和等々の部分については見直しが困難であるというふうに認識してございます。しかしながら、計画で定める所得目標につきましては、策定する農業経営強化基盤構想で定めるため、福島県の示す基本方針及び近隣市町村の状況並びに新規就農者等のご意見、実際就農された方のご意見なんかも踏まえまして、そういう部分について調査研究はしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） 分かりました。

それでは、3問目です。この計画の調査項目の中で、農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業の委託の活用方針で、多面的機能支払い交付金を活用することとあるが、どのようなこと

を委託するのか、その点についてお尋ねします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 農業協同組合への多面的機能の委託につきましては、地域における実情に沿った形での委託となろうかと思えます。当然土地利用型作物の作付であったり、さらには一部の営農形態の作業委託であったりというような部分も当然あると思っております。地区の実情に沿った形で作業委託が行われているものというふうに認識してございます。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） 地域といっても、その中に今の多面的機能のない地区もあるのです。その地区についてはどのように町では考えているのかをお願いします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 多面的機能等々がない地区についてはどのように推進していくのかというご質問だと思います。多面的機能がない集落におきましても、地区におけるいわゆる人足という取組はされているものというふうに認識しております。こういった取組に町のほうで話を、相談をさせていただきながら、通常管理できるような農業施設であったり、そういう多面的な機能的なものを活用するという必要であろうかというふうに思っております。そういった組織につきまして育成を図りながら、活用しながら進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） 私ちょっと聞いたのは、ない地区はどうするのですかということ聞いてんです。そうなので、これ作業取り組むということなのですけれども、実際人足も若い方もいない地区もあるのです。多面的機能というのはある程度若者がいて、そこで事務を執る人がいて、ある程度の条件が整って皆さん一生懸命やっているのです。その中でどうしてもできない地区があるのです。やりたくてもできない。それはなぜかということ、その作業をする方々がないということが一番の原因なのです。前は事務を執るのが難しいとか、ちょっとパソコンで分からないというようなことが間々あったのですが、それについてはかなり産業振興のほうで改善されたということで、私はその辺については喜んでおります。ただ、その作業者がいないのです、作業する方々が。そういう地区についてはどのようにしていくのか確認したいと思います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 今ほどの多面的機能の組織がない地区につきまして、例えば人足業務だったり、地区の区長下での作業というのはやっている地区が多いということで認識してございます。そういった地区につきましては、まずそういった取組を行っている地区の組織のほうの育成、指導等も含めまして産業振興課として行っていきたいと考えておりますが、先ほどいない地区、作業者がいないような地区については、隣接する地区との連携ができるかどうかという部分も含め、検討してまいりたいとは考えております。そちらにつきましては地区の実情がございまして、どのような

形になるかは今現在はっきりはしませんが、そういった努力はしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） 大体の内容は分かりました。多面的の考え方もそうしていきたいというような思いがあったので、指導していくということで、十分その辺については指導というか相談して、相談に乗って、維持できるような環境をつくっていくのが必要かと私も思っております。

一応地域計画推進事業では、農作業の委託を推進するという事としてしているのですけれども、これ企業体も視野に入れておりということで、企業体ということなのですけれども、これは私思うにはあまりそれを先走って動きますと、農家に離農したり、離農させるというような状況で、これ農地中間管理機構を受皿としてあるのですけれども、農地を集約したいのか、中間管理機構で農地を集めて、それで集約してやれる担い手の人たちに作業をしていただくというか、経営を任せるといったことなのか、その企業体をどのような位置づけで考えているのかその辺伺います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） まず、中間管理機構の取組についてでございます。こちらにつきましては、現在の土地所有者、それと現在の担い手の間で利用権設定ということで設定をしておるというふうに認識してございます。こちらのほうの取組、一種の契約ではございますが、その契約を優先的に考えてございます。その中で集積を図るのかというところがございます。当然担い手同士でも集積を図って、効率化を図ることが重要であるというふうに認識をしておりますので、こういった中間管理機構の仕組みを利用しまして集積を図ってまいりたいというふうに考えておるのが1つでございます。

最初のほう、企業体の利活用についてでございますが、企業体につきましては農業生産法人等々もあるというふうに認識しております。そちらのほうの作業受委託等については十分活用できるのかなというふうには思っておりますし、土地所有者、あと地区の意向がそこで絡んでくるのかとは思いますが、企業体の活用も視野に、基本的には現在の利用権設定の状況並びに担い手への集積を第一に、それでも賄えない部分につきましては企業体の活用というふうに考えているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） 私、一応企業体と言っているのは、この地元ではなくて、ほかのという意味合いなので、その辺は誤解しないでください。私は、地元の企業体は素晴らしいと思っておりますので、その点だけはそのようにご理解していただきたいと思っております。

そこで、地元にいる担い手の方々を中心にまずは考えていただきまして、あとは地区ですか。例えば大きく分ける隣地区との協力とか、その辺を考えて徐々に広めていくような考え方にしないと、いきなり皆さんできないということなので、そうだとするとどこかほかの市町村から人を、会社を連れてきて、ではこの土地どうだとかということで中間管理機構も含めた中で、経由した中でのそういう

誘致と言っているのでしょうか、その作業するのにそこに紹介すると。町のほうが紹介するというのではなくて、徐々に広めていくような、隣ができなければ、またすぐその隣とか、そういう形で地区は地域でやっぱり守っていかないとこれから大変なことになります。その辺どうでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鶴川 晃君） ただいまのおたがしでございまして、私のほうでもやはり地元の担い手さん、法人化された企業体もあると思うのですが、地元の担い手さんを優先に、それから地域に根差した担い手さんということで、そちらのほうの活用を当然町のほう、農業委員会のほうのご意見もいただきながら、そのようにしていきたいというふうに考えております。いきなり他町村からの入作で対応するということは当然考えてはございません。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） それでは、次に2問目の公有財産の利活用についてですが、まず1点目なのですが、件数が27筆ということで、私ちょっと27筆ということであれば意外と少ないのかなと。もっと町には売却可能な土地があるのかなと思ってはいたのですが、中身を、今町長の説明を聞きますと町営住宅、あとは旧高田役場の跡地ということで聞いておりますし、それについてですが、まず課題の3つ目にある維持管理費が必要となる土地について方針にもあるように、不要財産の遊休財産を整理して、売却や貸付け等により財源確保を図るものとしています。あとは管理運営の見直しにより維持管理経費の削減を図っているのですが、これ何で売却とか貸付け等がなされていないのか、遅れているのか、その辺早急にできないのかお尋ねします。

○議長（大竹 惣君） 総務課長、平山正孝君。

○総務課長（平山正孝君） なぜ売却できないのか、遅れているのかというご質問ですが、まず町のほうといたしましては売れる条件というのが必ずございます。宅地であれば、ちゃんと近隣の隣接する土地との境界等が確定しているか、あと売れるような条件にちゃんと達成しているかという部分がございます。それが整った時点で売却を、公募して販売するという形を取っております。実際にもう過去にも年間多いときで5地区等が売れている状況で、現在残っている部分というのはほとんどについては公募したのだけれども、まだ売れていないといったところが多いところです。ただ、今ほど言った旧高田役場跡地、あと警察署の裏の住宅団地とか、新町につきましては面積が大きいということもございます。それをどのようにして売るかということで、今年度サウンディング調査を行って、民間の活力を使った形で売却を進めていきたいということで今現在取り組んでいるということでございます。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） そうしますと、今取り組んでるということですので、取組は一応公募者、設計する会社を一応募集したのか、それとも土地の区画が決まって募集したのか、その辺ちょっと詳しくお尋ねします。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） どういう形で公募しているのかということだと思いますが、まず7月29日で旧高田庁舎跡地に関するサウンディング型市場調査というものを募集をしております。その分につきましては、8月30日まで募集をかけたのですけれども、提案をしてくる事業所はございませんでした。この後さらに検討して、どのような形でこれを進めたらいいかということ再度調整して、また行っていきたいということで、あくまでこういう形の提案という形で受ける内容でございまして、こちらから委託してお金を払ってという形の部分ではまずございません。サウンディング調査という形なので、提案をしていただくという形の意見集約みたいな形のもので、この次につきましてはちょっとどういうふうな形がいいかということ再度検討した上で実施するというところでございます。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） それは、一般公募して決めていると思うのですけれども、そのPRの仕方について、何か町としては今話を聞いてみますと受け身だけでやっているのですよというような、そういう感じがするのですけれども、どうなのでしょう。こちらのほうからということにはならないとは思いますが、ある程度そのPRの仕方を例えばホームページではなくても、その住宅の業界とか何かに公表してお知らせするような、そういうような方法とか何かは取れないのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 住宅関連の業者を使ってできないかということでございますが、まずサウンディング調査についてはどのような形で利活用できるかというのを民間の知識、知恵を使って提案してもらうということが1つでございますので、それを売ることを前提に提案してくださいというものではございませんので、やはりどこかの業者をお願いしてという形はちょっと不向きかなというふうに、変な確約をしてしまうような形になってしまっただけでは困りますので、あくまで町としては募集をすると、どういった提案があるか、どういった活用があるかというのは民間の見た目ではやはり内容等も検討したいということなので、今ほど言いましたように業者に、特定の業者とか、そういった部分に声かけをしてというのはちょっと向かないかなというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） 先ほど住宅のほうで今計画をするということなのですが、例えばそれを早く売却したいということであれば、もうちょっと方法があるかと思うのです。ただ、その中で何か宅地以外に利用したいということであれば、例えばその地域の状況とか、前回あったような本郷地域の小学校跡地のような形で募集をしているのか、住宅ということで募集しているのか、その辺だけもうちょっと詳しく教えていただけますか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 募集、公募する際の条件につきましては、その場所による、地目的なも

のとか面積とかにもよると考えております。住宅用地に条件的にマッチしているところについては住宅、あと特に住宅と決めているわけではなくて、倉庫とか、そういった形で使うということであればそれはそれで可能だと考えております。ただ、今現在その27筆、そのうち3つについては旧高田庁舎とかも入っていますけれども、そのほかの部分については大体住宅用地ぐらいの面積、300平米とか、そういった感じの面積なので、それを大規模に活用するということはなかなか、それも1か所にまとまっているわけではございません。各地区に点在していて、町内の至るところ、そういった部分で販売できそうなところということで27筆という形でご説明させていただいたので、もし随時ここを買いたいとかという希望がご相談あったときには検討させていただいているといったところでございます。ご相談いただければ検討させていただくということでございます。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） そうすると、今町としては移住、定住ということで力を入れています。そういう住宅の跡地もそうなのですが、そういう方に移住、定住を目的とした中で売却することができないかということなのですけれども、それには今の価格もあるのですが、移住、定住の補助金は私も分かります。分かるのですが、土地自体に対する価格を下げることは、そういうふうな方法をやりまして移住を図るというような、ほかから人を増やして人口を増にするというような考え方はできないのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 減額しての販売という部分でございますが、町長答弁にも答弁させていただきましたが、基本的には無償譲渡及び減額、適切な価格以外での販売につきましては議会の議決、承認が必要ということになります。それが移住、定住の部分に関しても同じという形でございます。過去に住宅団地の価格を下げるといった場合においても、議決をいただいたと記憶しております。基本的にはそういう形になりますので、議会の議決がいただければそういったことは可能なのかなというふうには考えます。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） 議会の議決があると下げることができるということですね。できますね。

それで、これは移住、定住ということで、人口増につながるというような条件つきな場合、例えばそういう場合についてももちろん議会の議決が必要なのですけれども、その辺は理解ができるような範囲内での補助ということに、補助というか、価格ということになるかと思うのですが、その点については実際どうなのか。そこは何か特別な条件がつけば可能なかどうか、その辺だけ最後に確認したいと思います。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 特別な条件というのもあれですけれども、まず政策的な考え方というのがやはり必要だと思います。減額するのにどの程度やはり減額するのかという基本的な考え方、それ

をまずきっちり持った中で説明ができることが必要だと考えます。

あと、もう一つは周辺の方、住宅地の中で町が持っている一角について、移住者だから安く価格販売しますよといった場合に近隣の方に理解得られるかという、やはりご理解も必要なことかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） それでは、私の質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（大竹 惣君） これで荒川佳一君の質問は終わりました。

ここで11時5分まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時56分）

再 開 （午前11時05分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

次に、通告第2号、1番、櫻井幹夫君。

〔1番（櫻井幹夫君）登壇〕

○1番（櫻井幹夫君） 1番、櫻井幹夫、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1、体育場の廃止について。令和5年度末をもって、生涯学習センター旧分館は廃止となりました。あわせて藤川体育場は廃止となり、現在解体工事中です。今後は令和6年度末で3体育場が、令和7年度末で1体育場が廃止となり、解体される計画となっております。旧小学校、附属施設を含むは、その地域の象徴であり、地域住民にとってのよりどころでありました。さきの旧分館の廃止により、地域活動は著しく衰退しました。体育場が廃止されれば、さらに衰退することが予想されます。

そこで、以下の点について伺います。①、廃止予定の体育場の今年度の利用状況を伺います。

②、体育施設廃止に向けては利用団体への説明会を開催したとしていますが、その対象団体とは。また、十分な納得は本当に得られていたのかお伺いします。

③、会津美里町社会体育施設整理計画では、令和8年度に見直しの予定だが、それ以前の見直しの考えがないかお伺いします。

④、体育場廃止後の地域活動の在り方はどのようにお考えか。以前は地域ごとに旧小学校校庭、グラウンドを使って運動会やソフトボール大会などが行われていた。しかし、今はそのほとんどが行われていない。グラウンドも運動会等ができる状態ではなく、地域の思いだけでは活動が難しい状況にあると考える。町として地域活動に向けた具体的な施策はあるのか伺います。

⑤、体育場における現在把握している不具合はあるか。廃止までに実施する修繕等の予定はあるか伺います。

⑥、体育場廃止、解体後の管理方法はどのようにお考えか。費用面を含め伺います。

⑦、体育場解体後の新たな利活用は考えているのか。体育場とグラウンド、旧小学校校庭を合わせると広大な面積となる。あらゆる利活用方法や機会が考えられるが、見解を伺います。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 1番、櫻井議員の一般質問にお答えいたします。体育場の廃止についてであります。1点目から5点目につきましては教育長から答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

6点目の体育場廃止、解体後の管理方法及び費用面につきましては、一般的には体育場に限らず施設を廃止した場合、廃止後の土地や建物の利活用方法を十分検討し、それでも利活用ができないと判断した場合に所管課において建物を解体することになります。解体後は土地の売却や貸付けなどを行っていくこととなりますが、売却などが見込めない土地があるのも実情であり、売却などが見込めない場合は周辺の迷惑とならないよう、草刈りなど必要最低限の管理をすることになります。

7点目の体育場解体後の新たな利活用につきましては、6点目の答弁と同様となりますが、まずは利活用方法について解体前に十分な検討を要することになります。それでも利活用ができないと判断した場合は、建物を解体し、売却等を行っていくこととなります。

私からは以上です。

○議長（大竹 惣君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 1番、櫻井議員の一般質問にお答えいたします。

体育場の廃止についてであります。1点目の廃止予定の体育場の今年度の利用状況につきましては、4月から7月までの期間において、赤沢体育場については延べ76団体895人、旭体育場については延べ36団体535人、尾岐体育場については延べ4団体46人、東尾岐体育場については延べ17団体124人となっております。

2点目の体育施設廃止に向けての利用団体への説明会につきましては、令和3年6月に社会体育施設利用者への説明会を実施しました。対象団体につきましては、野球、ソフトテニス、バスケットボール団体など、13の社会体育施設利用団体が出席しております。また、令和4年3月に開催した生涯学習センター分館廃止に係る懇談会においても地域の方々へ体育場の整理方針について説明を行っております。参加者からは、施設の老朽化や利用人口の減少については理解できるが、町としてのスポーツ振興の方針が見えないなど様々なご意見をいただいております。全ての利用者にご理解いただいているものではないと認識しております。

3点目の会津美里町社会体育施設整理計画の見直しにつきましては、社会経済情勢の変化等を踏まえ、計画期間の中間となる5年目の令和8年度に見直しを予定しておりますが、計画の策定時には想定していなかったふれあいの森公園等整備利活用基本構想との整合性、施設の利用状況の変化、改修

の必要性などを考慮するとともに、利用者への説明や対話を十分に行いながら、可能な限り活用を図ることを含めて見直してまいります。

4点目の体育場廃止後の地域活動の在り方につきましては、現在各生涯学習センターを拠点に、地域活動の実情に応じた支援を行っております。具体的な施策につきましては、高田生涯学習センター管内の赤沢地区においては、吹上総合運動場で行っていたソフトボール大会を高田地区と合同で、二本柳運動場において開催しました。宮川生涯学習センター管内においては、運動会やスポーツ大会の開催が困難な地区もあるため、各種団体等の協力により、地域全体でのカロリング大会やウオーキング大会等を計画し、小学校体育館、校庭、または生涯学習センターにおいて地域住民が触れ合うイベントに形を変えて開催してまいります。今後も地域で活動する団体や区長会等と連携しながら、各種事業が展開できるよう支援してまいります。

5点目の体育場の不具合、修繕予定につきましては、トイレや照明灯の不具合を確認しておりますので、対応可能なものについては修繕を予定しております。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） それでは、質問を続けさせていただきます。質問した順番に沿って、質問を続けてまいります。

①ですが、当然町としましては常に利用状況などは数字的なデータとして収集し、それを分析、検討されているところだと思いますが、今年度の7月までの利用状況についてはどのような認識をお持ちでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） ただいまのご質問に対してお答えさせていただきます。

当然利用状況につきましては、高田地域の体育場につきましては指定管理ということで、指定管理事業者から報告をいただいております。そういった中で、利用者につきましては先ほど申し上げましたが、4体育場で1,600人の利用者がありまして、この数字は昨年の令和4年度、令和5年度の利用者数と比較しても増加しているといったようなことになっております。あとは特に赤沢体育場につきましては、高田体育館の利用者が、こちら今改修工事中ですので、赤沢体育場のほうに利用されている方が結構多いという傾向と、あと旭体育場につきましては藤川体育場が今年から使われなくなっておりますので、そういったところで旭体育場を使っているということが多いというところで把握しております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 今ほどの答弁から、増加傾向にあるというお話がありました。それは、高田体育館が改修されていることによって、こういった地域の体育館のほうに流れているところはあると

思うのですが、今後高田体育館の改修が済んだ場合にどのようにそちらへの移行を進めていくおつもりなのかお考えをお示しいただけますか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 高田体育館の移行ということですが、まずは令和4年度と令和5年度の利用者数を比較した場合、やはり4年度よりも5年度のほうが増えているという状況にあります。町全体としての施設の利用者は増加しているというところがまず前段にありまして、高田体育館につきましては今年度中改修工事が終了する予定でして、新たに使用できるようにはなりますが、逆に今年度末で本郷体育館が廃止になるということがあります。そうしますと、高田体育館の利用申請、本郷体育館の廃止によって、増加することも予想されると思います。現段階において、今後の高田体育館の利用状況の予想というのですか、そういう状況もありますので、予想するのは難しいというふうに考えております。当然体育館ですか、体育館以外の体育場ですとか、学校開放の施設ですか、そういったものの活用も必要になるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 高田体育館が使えるようになって、本郷体育館が今度使えなくなるというような状況で、今の計画の中で仮に今使われているこの4体育場も使えなくなったとした場合に、利用者の、要は極端に言うと高田体育館ができれば、多分みんな高田体育館を優先的に使いたいという希望は持たれると思うのです。でも、結局本郷さんの体育館が使えないとなれば、優先的にそちらがもし高田体育館を使っていいよってなってしまうと、今までそれ以外のところを使っていた人たちはやっぱり結局高田体育館は使えないで、万が一今あるところが廃止されますよ、使えませんよとなったらその人たちはどこに行ったらいいのでしょうか。そういった部分の受皿的なものは、今現在どのようにお考えなのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） ただいまの質問にお答えいたします。

まずは高田体育館が利用可能になりまして、本郷体育館のほうで、例えばその利用者が優先的に使えるようになるかということですが、そこについては予約受付の中で公平というのですか、皆さん公平に使えるということで対応してまいります。あと、また高田体育館の利用できる規模、多くて使えない方が発生するというのは当然予想されますので、そこにつきましては当面の間につきましては現行どおり高田地域の体育場を利用、今年度末で廃止するのではなくて、高田体育館を利用可能として、町全体の体育施設の利用状況などを見極めたいと。令和8年度の社会体育施設の整理計画の見直しに向けて、7年、8年につきましてはそういった利用ができるようにしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 現在の利用者については、いわゆる体育館難民という形が出ることはなく、今使っている施設も含め、新たな高田体育館を利用することも考慮して、使いたい人、利用したい団体があぶれることなく使えるという認識をお持ちだということでもよろしかったでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 当然スポーツの振興というのを町は推進していますので、当然それには施設は必要ですので、やはりそういった皆さんが使えるというような施設は持っていなければいけないと考えております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 利用されている方が一定程度の安心はいただける答弁かと思います。

2番目に入ります。説明会についてなのですが、参加団体は13団体ということなのですが、これは体育館を利用されている団体の全てなののでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 参加団体につきましては、この際に案内というのですか、案内を出した団体につきましては35団体ということでございます。そのうちの13団体の方が出席していただいたというものでございます。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 35団体案内出して13団体ということですが、どのような案内方法だったのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 案内につきましては、まだこのときは令和3年ですので、分館の廃止の説明と、あとは体育場施設の廃止ということで、今後の活用方法ですか、体育場の今後ということで文書ですか、代表者の方に文書を送付してご案内を行っております。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 代表者へ文書で送られたということですが、日程的な部分はどうだったのですか、平日とか、休日とか、昼間とか、夕方とか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 日程につきましては、6月18日の金曜日で7時からということでご案内をしています。場所につきましてはじげんホールを使っております。

〔何事か言う人あり〕

○生涯学習課長（小林隆浩君） はい。それは別の日。

〔何事か言う人あり〕

○生涯学習課長（小林隆浩君） いえ、じげんホールです。17日が……

○議長（大竹 惣君） 大丈夫ですか。

それでは、櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 開催の内容については分かりました。ただ、35団体で13。日程的な部分もやむを得なかったのかなという解釈をさせていただきますが、結局残りの22団体についてはどのようなその後の対応というのは取られたのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） このとき確かに参加していただけない方もあるのですが、説明は1回だけではなくて、その後令和4年3月ですとか、令和4年度の11月にということ、何回か説明会はやっているというところがございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 数回やられて、最終的には35団体全ての方々と接触されているということでよろしいのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 今ちょっとそこまでの資料は持ち合わせていませんが、当然団体の方以外にも別のときは区長さんですとか、地区の人誰でも参加していいということで説明会もやっていますので、廃止とかそういうことについてはやはりある程度の方、体育場利用されている方はある程度は皆さん知っているのではないかなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 区長さんたちの意見を聞くのも決して悪いことではないと思うのですが、まずは利用されている方々との接触や、やっぱり意見交換というのは必要だったのではないかと考えます。

そんな中で答弁にもありましたが、十分な理解を求めないというか、いただけない状態の中で計画を進めているように感じられます。町民や利用者の考え等を軽んじた対応だったのではないかというふうに受け止めざるを得ないのですが、それについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） これから今後社会体育施設の整理計画見直しなども行っていきますが、議員おっしゃるとおりやはり対話というのですか、そういったことが一番大事ですので、そういったところはしっかり行って、進めていきたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 今からでも対象となる団体さんへの接触や話合いを持つことによって、お互いの最善に向けた意見交換をすべきだと考えますが、そういったお考えはあるということよろしい

でしょうか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 今後の進め方につきましては、体育場が今年度で廃止されるという、計画では廃止で、実際に廃止すると公言しているわけでは今まではなかったのですが、やはりそこは当面使えるようになるのだというところは情報発信をしっかりしていきたいと思います。

なお、それで必要性がある場合は、当然今後見直し等も8年にありますので、そういうのに向けて見直しをしていくのだという対応しながら、そういった情報は出していきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） ただいまの課長のご発言をこれから注視していきたいと思っております。

続いて、3番目でございます。今までの①、②の答弁をいただいた中で、廃止ありきではないように受け止めたのですが、改めてお伺いしますが、今すぐ廃止を含めた計画の見直しをするという考えはございますか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 見直しにつきましては、先ほど申し上げましたが、8年の見直しということで考えています。そういうところで、7年、8年度につきましては体育場は使えるように、使用できる、利用できるように町が管理していくというところは当然先ほどからお話ししています。あと、その後の8年度以降については、やはり町全体の利用状況とか、利用者の状況ですとか、そういうのを踏まえてやはり廃止なのか継続なのかというのは、あと当然利用者との対話というのが一番大事だと思いますので、そういうことを含めて取り組んでいきたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 計画の見直しはしないが、今計画上にある廃止はしないということでしょうか。最終的な着地といいますか、対応については変わるものではないというのも正直私自身はうなずいております。ただ、そこに至る過程というものがどうあるかによって、やはり町民の受け取り方は大きく変わるのではないかと考えます。決して大規模な改善を改めて求めるものでもありませんし、利用されている方々も決してそのような含めた、無理な要求をしたいと思っている方はいないと思います。ただ、少なからず、先ほど課長が言われたように、先走ったのかもしれませんが、ほとんどの町民が今年度末で体育場は廃止されるという認識を持っています。計画の見直しをしない今のままでは、それを伝えるのは非常に難しい状況にあるのではないかと思います。だから、計画を見直した、廃止はしないよというのであれば町民に伝わるとは思うのですが、見直しをしない今の段階において、どのように町民に対して廃止しないよという伝達をするお考えでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 計画の見直しにつきましては、今までどおり廃止ありきではありませんので、当然利用者の方が本当に利用できる要はニーズもありますし、あとは老朽化の状況などで

すとか、これ老朽化が激しければ維持にお金がかかりますし、あまりそうでなくて、大した大きな修繕がなくて使えるのであればそれほど経費もかかりませんし、総合的に考えて見直しをするということになりますので、ですから計画そのものが見直しをしないから、ではそこで体育場を廃止するのだなという意味ではないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長に申し上げます。

どのように伝達されるのかという部分をもう一度答弁お願いいたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 伝達につきましては、当然計画の中ではたしかそうなっておりますが、今年度で廃止ということで、それはずっと7年、8年度使えますよと。それから、あと8年度以降は、何度も申していますが、ニーズですとか、あと利用者数ですとか、推移ですとか、そういうのを含めて必要な場合は残していくということで考えているということで、それは情報発信、地域に対してそれはいろんな手段があると思いますので、ホームページ等いろいろあると思いますので、そういったところで情報はきちっと発信していきたいと思っております。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 今回私一般質問をさせていただいてますので、議会だより等の広報紙を使って、令和8年度までは継続して使えるのですよというような内容を発信したいと思うのですが、それは差し支えないでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 全然問題はないと考えております。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） それでは、4つ目に入ります。

まず、4つ目に関して、旧小学校の校庭、いわゆるグラウンドがなぜ運動場でないのかの説明を求めたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） これは、私自身ちょっとすみません。そういうことは今まで考えたことはなかったのですが、当然旧小学校の運動場だったということで、こういった運動場というような言葉になっているのではないかなというふうに思いますが、申し訳ありません。詳しいところまではちょっとこの場でお答えできません。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 4つ目に関しては、ちょっと話もずれてしまうのかもしれませんが、スポーツにはいわゆるメジャーなものからあまり知られていない競技、競技人口の少ないいわゆるマイナー競技もあります。しかしながら、数の多少にかかわらず、競技に取り組む思いや情熱は変わりません。知名度の高い成績優秀な競技を優先するのではなく、他の競技にもきちんとした対応をすべきと考え

ます。それについてはいかがでしょう。どうお考えですか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 当然生涯学習課ですので、生涯にわたって楽しめるスポーツ、それで生きがい、そういう観点でのスポーツということになりますので、特別な扱いをするのではなくという、ちょっときちっとした対応というところがちょっと、すみません。申し訳ありませんが、そのところをお教えいただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） すみません。私のちょっと質問も少し的外れてしまっていたのかもしれませんが、結局今まであったがために、少人数ではあるけれども、活動していた部分があるのですが、そういった施設がなくなると、当然ながら移動して競技を続ける、それがなかなか少人数だと難しくなっていくのかなど。地域にあるからこそ続けられる競技だったり、あと競技人口そのものはこの地域では少ないのですが、中央の部分に行けば結構多くの競技者がいると。ただ、そこに行かないとできないと、やっぱり続けていくのも難しくなってくるものではないかと思うのです。であればそういった人たちが活動できる場所があることによって、その上を目指す継続的な力になると思うので、少人数の、皆さんに知られていない活動ではあっても、やはりその火を消さない。そういった活動を続けさせられる何か環境づくりみたいなものを町で提供したりするようなお考えがないかということなのですが。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 質問の内容で、ちょっと漠然としていて答えにくいところあります。ただ、漠然としている中でもおっしゃりたいことは理解できますので、そういう個別の事例については生涯学習課のほうにご相談いただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） ごめんなさい。何かすごく難しくしてしまったのかと思うのですが、今や我が町は駅伝王国と言ってもいいぐらいの町になって、そういった競技をされる方に関しては、先ほど多分答弁にもあったと思うのですが、ふれあいの森公園が整備されて、ロードワークだけではなくて、そういったトラックの施設も使った環境をいただける。でも、あまり知られてもいない、誰もやらないような、誰もやらないと言ったら変ですけども、人口の少ない競技に関してはどうしても続けていくのが難しいところにあると思うのです。だから、そこを平均化とか何かってさっきおっしゃったと思うのですけれども、均衡か。何かおっしゃったと思うのですけれども、そういった部分の取り方、ごめんなさい。うまく俺も言えなくなってきましたけれども、少なからず、あくまでも多少の差はあるにしても、できるだけ同じ環境が与えられるようなまちづくりをしてほしいなという思いがあります。これはこれで、思いを伝えることで終わります。すみません。

続いて、5つ目です。不具合の改修をいただけるということは非常にありがたいことです。利用者

の安全を確保する上でも可能な限り修繕をいただければ、町民は喜ばすし、満足度も上がることと思います。廃止を前提としながらも、定期的な施設の点検というのは今後も実施していく予定なのか伺います。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 何度も申しますが、廃止を前提としているわけではありませんので、そういう中で当然体育場の管理につきましては、やはり皆さんが安全に安心して利用していただくということは大切ですので、本当に修繕につきましてもやはり危険性の高いところとか、そういうところからやはり計画的に対応してまいります。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） では、6つ目に入ります。

6つ目の質問からは、多分担当課が変わるのだと思うのですが、町長の答弁や事前の総務課さんとの話合いを通して感じたことではあるのですが、施設をはじめとします町の財産の部分の主がどこにあるのか、ふと疑問を感じました。何か主が行政や役場にあるかのような感情を持ちました。本来そういった施設を含めた町の財産というのは、町であり、町民にあるべきものではないのかなというふうに感じていました。これについては町としては、担当課としては、私の問いにどのようにお考えですか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 多分櫻井議員がおっしゃっているのは、町の公共施設というのは住民のためにあるのではないかとということによろしかったでしょうか。基本的にそういう考えで正しいと思っております。住民のためにあります。同じような施設を合併したときに、大きな目標として掲げております重複する同じような施設についてはやはり整理、統合が必要であろうと。その理由としましては維持管理費。これ合併をした理由というのは、今後の町村の、自治体の存続のために合併しているというのが1つ大きな理由であります。同じ類似施設を複数抱えて、経費負担をやはり軽減しなければいけないという基本目標の下で整理をしているということでもあります。ご理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 今のこの人口減少の現代において、やはりコミュニティの再生を図るには、経済的な豊かさだけでなく、心の豊かさが必要だと考えます。統合して整理することによって、経済的側面は潤うかもしれませんが、しかし、多分住民が求めているのは、決して経済的な豊かさではなく、心の、この町への思いの豊かさではないでしょうか。そこを最優先に行政として考えていこうというお考えにはどうしても至りませんか。伺います。

○議長（大竹 惣君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 櫻井議員おっしゃること、もっともだと思えます。当然経済活動だけで

はなくて、心の豊かさ、町民の方お一人お一人がこの町に住んでよかったなという、そういう思い、それはどこから来るかという、やはりそういう施設というか、自分たちがやりたいことをここでできるのだということも一つの大きな理由としてあることは事実だと思います。ただ、先ほど総務課長が答弁しましたように、3町村が合併しまして、同じような類似施設が例えば3つあって、そこに経費を投入していくというのはどうなのだろうか。その経費をもっと別なところに向けることによって、今櫻井議員がおっしゃった心の豊かさにつながる部分もあるのではないかという部分は完全に消し去ることはできないのではないかなとは思っております。ですから、そこがバランスの取れた経済的な部分、あとは心の豊かさの部分というのは、あくまでもそこは行政をつかさどっている私たちがどこにそれを求めると言うのと表裏的にどうなのか分からないですけれども、そのバランス感覚というのが一番重要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 答弁ありがとうございます。話の中で、ずっと話してはきたことですが、決して大規模な改善をしてくれとか、町の資財をどんどん投入してくれなんていうことをお願いしてきたつもりもありませんし、そんなことを望んでいるつもりもありません。それは、私に限らず、町民みんながそう思っていると私は思っています。ですから、お金をかけろということではなくて、最小限の中でできることがあるのではないかということをお聞きかせさせていただいています。みんな町がよくなればいいはずです。経済的に潤ってくれば、こんないいことはありません。でも、そんなに簡単なことではありませんし、何度も言いますが、人口減少の中で、そんなに税収望めるわけでもありませんし、町が潤う新たな手段が今すぐに見つかるものでないことは分かっています。ですからこそやはり心の豊かさを求めていかなければならないのではないかということです。そのためにやはり、確かに遅くまで毎日仕事をされているのを分からないわけではありません。何やっているのだなんて言うつもりもありません。ただ、私たちも一緒に何かができたら、それは素晴らしいことではないでしょうか。だから、私たちがこうしたい、でもそれはこうだから、できませんよではなく、だったらそれをやるために何ができるかを一緒に考えたっていいのではないのかなと。一緒に考えることによって、多分町民は豊かさ心に持てると私は思います。ですから、確かに行政上の問題や仕事上の問題で、そんなすぐに頭縦に振れるような話でないことは分かりますけれども、そういった姿勢をこれから持っていただけないかなという思いがあったので、今回話をさせていただいています。町長、答弁いただければお願いします。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） 櫻井議員からの質問、本当にありがとうございます。私も町長に就任して4年目を迎えております。その中で、今櫻井議員が質問された体育場も含めて、生涯学習センター、公民館の配置というものがありませんでした。その中で、総務課長、副町長が言ったこと、これ最初の前提と

してあることは間違いありません。ただ、就任してからその説明会も含めて、地域の方々と話を通した中で、新たな道ができたのも事実としてあるというふうに思っています。地域の方々の活動、例えば公民館がなくなる、体育場がなくなるだけではないと思いますし、それを新たな考えとして何か継続できるものをつくり出していくのも、これやっぱり対話だというふうに思っています。ですので、行政側からの押しつけではなくて、そこに住んでいる方々、利用している方々としっかり話を通して、理解の下にまた新たなものを考えていくというのも、これまちづくりの一つだというふうに思っていますので、そういった対話を大事にしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 町長おっしゃること、よく分かりますので、ただ今やらなければいけないことを先に延ばすことだけはやはり避けてほしい、次の世代、次の人たちのためにきっと今はあるはずなので、今ではなくて、次の人が考えればいいという考えではなくて、今、次の人たちのために私たちができることを一緒にやっていきたいと思えます。

終わります。

○発言の訂正

○議長（大竹 惣君） ただいま生涯学習課長より答弁の訂正の申出がありましたので、これを許可いたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 先ほど私、4体育場、赤沢、旭、尾岐、東尾岐の体育場、指定管理により管理していると申しましたが、こちらの直営で管理しておりました。指定管理というところではありませんでした。答弁訂正させていただきます。失礼いたしました。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員、よろしいですか。

○1番（櫻井幹夫君） はい、結構です。

○議長（大竹 惣君） これで櫻井幹夫君の質問は終わりました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時53分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（大竹 惣君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、通告第3号、9番、渋井清隆君。

〔9番（渋井清隆君）登壇〕

○9番（渋井清隆君） それでは、通告に従い質問させていただきます。

1 問目、一般法と特別法の区別と優先等について。初めに、町長はもとより、事務方のトップである副町長、事務担当職員及び監査委員におかれましては、法令等の解釈と判断については既にご承知のとおり、今さら述べるものまでもなく、確認する上で一般法と特別法の区別と優先等について尋ねる。

1 点目、私法（民法）は、一般法と解釈判断する当局の見解は。

2 点目、地方自治法は、特別法と解釈判断する当局の見解は。

3 点目、そこで新鶴温泉健康センター及び宿泊研修施設ほっとぴあ新鶴土地建物等売買仮契約書（以下、契約書という）は、私法上の契約に当たり、民法が適用される。したがって、地方公共団体の契約関係においても、原則として一般法である民法が適用される。ただし、地方自治法に特則が規定されている事項（一般法と特別法が重なる場合）については、特別法である地方自治法が優先される。しかし、法令の定めのない場合は民法が適用されること。すなわち本件事件は、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を要する契約である。したがって、地方自治法第15条の規定に基づき制定された会津美里町財務規則（以下、財務規則という）が優先されること。当局の見解は。

2 問目、調定の時期等について。普通財産の売払収入の調定の日及び納入通知書の発した日、売払い代金の納入の日、財産の引渡しにつきましては、全て令和5年4月3日であると述べている。

そこで、次の事項について、1 点目、当局は契約書第2条第1項の規定を原因の発生したときの根拠としているが、原因の発生したときは前述したように議会の議決があったときを指すものである。見解を伺う。

2 点目、会津美里町温泉施設等条例を廃止する条例は、令和5年3月31日をもって廃止されることが令和4年12月9日に既に議会の議決により可決され、その上で財産の処分については令和4年12月15日に可決されている。そのようなことから、契約書（承諾事項）第2条第1項の規定は不要な記載であると考えます。つまり普通財産の売払い代金は、前納主義が建前であることから、前条の売買は令和5年4月1日以降と明記したことは、前述したように原因の発生したときが重なることから、所有権の移転として契約書第6条第1項に明記すべきであったこと。そのようなことから、契約書自体に誤りがあると考え。見解を伺う。

3 点目、財産の売払い代金の収入は随時の収入で、納入通知書を発するものに該当すると考える。見解を伺う。

4 点目、地方自治法第231条には、政令の定めることのところにより、調定、納入の通知等について明記されている。また、歳入の調定は地方公共団体の内部的意思決定の行為をいうと解説されている。その政令の定めである地方自治法施行令第142条には歳入の会計年度所属区分について、同法施行令第154条には歳入の調定及び納入の通知について明記されている。

そこで尋ねる。①、憲法第94条には、地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行

政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる」と明記されている。すなわち憲法を頂点として、自治立法権に基づき地方公共団体が自治権の範囲内で定める法を自主法という。当局の見解は。

②、地方自治法は、地方公共団体の自主法形式として、条例、規則、委員会規則等の諸形式を認めている。それを踏まえ、財務規則第26条第1項第3号に随時の収入金で納入通知書を発するもの、原因の発生したときと明記されている。したがって、令和4年12月15日、議会の議決により本契約として成立したときが原因の発生したときに当たること。このことについて、市町村財務事務提要第3次改訂版に次のように明記されている。議会の議決があったときは、議長は直ちに長にその結果を通知しなければならない。この通知を受けた長は、契約権者にその旨通知し、契約権者は速やかにその旨を契約の相手方に通知しなければならない。なお、この通知は文書により行うのが適切である。ページ数は、411ページに述べておりますと述べている。よって、議会の議決があった日（令和4年12月15日）が原因の発生したときに当たること。当局は、何ゆえに財務規則第26条第1項第4号（随時の収入金で納入通知書を発しないもの。原因の発生したとき、または収入のあったとき）の規定をあえて当てはめ、全て令和5年4月3日としたのか。その正当な理由と法的根拠について併せて見解を伺う。

5点目、ちなみに法令とは、法律や施行令、施行規則はもちろんのこと、地方公共団体が制定する条例から規則までをいうと理解する。見解を伺う。

3番目、困難の回避等について。会計年度独立の原則に従い、年度末までに収支原因の発生したものは、原則としてその年度の収支としなければなりません。3月31日までに発生した事実に対し、3月31日までにその全てを完了することは困難であることから、設けられた期間となりますと述べている。しかし、本件契約の成立した日（議会の議決）は、令和4年12月15日であり、令和5年3月31日までは3か月以上の期間あったこと。そこで、地方自治法施行令第169条の7第1項には普通財産の売払い代金、または交換差金は当該財産の引渡し前にこれを納付させなければならないと明記されている。すなわち前納主義を原則としていること。つまり地方自治法第208条第1項、地方自治法施行令第142条第1項第2号の規定及び財務規則第26条第1項第3号の規定に従い、会計年度（令和4年度）中に売買代金の調定をし、納入通知を発行して、売払い代金の収納を確認した上で令和5年4月1日以降に行政財産から普通財産に分類換えをし、そして総務課に所管換えをしてから財産引き渡しすることによって、発生した事実に対する困難を全て回避することができたはずである。見解を伺う。

4問目、契約書の合意等について。仮契約書の特約条項につきましては、町と相手方としたものであり、違法性はなく、契約を取り消す必要はないと考えておりますと述べている。その意思表示と法的根拠について伺う。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 9番、渋井議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、一般法と特別法の区別と優先等についてであります。1点目の民法の一般法としての見解につきましては、民法は私法の一般法であると解釈しています。

2点目の地方自治法の特別法としての見解につきましては、一般法と特別法の区別については絶対的ではありませんが、本年定例会3月会議でも答弁しましたように契約に関する事項については特別法に当たるものと解釈しております。

3点目の会津美里町財務規則が地方自治法に優先されることについての当局の見解につきましては、財務規則は地方自治法第15条及び地方自治法施行令第173条の6の委任に基づき定めた規則でありますので、地方自治法施行令及び地方自治法施行規則の規定の補完的、施行細則的性質を持つものと判断しております。

次の調定の時期等についてであります。1点目の原因発生のときにつきましては、普通財産に切替え後の令和5年4月3日であります。

2点目の契約書自体の誤りににつきましては、契約書第2条第1項の規定は契約に必要な記載であり、所有権移転についても第6条第1項に明記する必要はなく、契約書自体に誤りはないと認識しております。

3点目の財産売払収入につきましては、随時の収入に当たり、納入通知書を発行する必要があると認識しております。

4点目の歳入調定及び納入通知の明記の1つ目、自主法に対する見解につきましては、憲法第94条に基づき、地方自治体には法律の範囲内で条例を制定できる自主立法権が認められていると解釈しております。

4点目の2つ目、原因発生日を令和5年4月3日とする理由と法的根拠につきましては、普通財産にしなければ売払いができないという地方自治法第238条の4の規定に基づくものです。また、会津美里町財務規則第26条第1項第3号により、納入通知書も発行しております。

5点目の法令の解釈につきましては、地方公共団体が制定する条例も規則も法令に含まれると解釈しております。

次の困難の回避等についてであります。地方自治法第238条の4の規定により、令和5年4月1日に用途廃止をし、普通財産にした後でなければ売払いはできませんので、令和5年度に手続を行ったものであります。また、所管換えにつきましては、引渡しまでの時間が非常に短く、会津美里町財務規則第168条ただし書に基づき、総務課に所管換えを行わず、産業振興課所管として手続を進めたものであります。

次の契約書の合意等についてであります。根拠法令は民法第521条及び第522条第1項であります。私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） では、順序よく聞きたいと思います。

1点目については、私法での契約と解釈しておりますとなっております。

2点目のほうですが、この契約に関する事項については特別法に当たると解釈しているといいますが、契約は一般法ではないでしょうか。特別法に当たると解釈している。この点ちょっとお願いします。

○議長（大竹 惣君） 総務課長、平山正孝君。

○総務課長（平山正孝君） こちらにつきましては、民法で契約のほうが規定されている。地方自治法のほうに重複する部分、契約に関する部分、そこで重複する部分については特別法である地方自治法のほうが優先するという形になっておりますので、この契約に関する部分、別途記載されている特別法の部分が特別法に当たるものということで回答させていただきました。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） そういうことであれば理解します。特別法ですよ、地方自治法。

それで、3点目なのですが、優先されるという、今これ財務規則でもちゃんとそういうことで、当局も認めております、地方自治法が優先されるということ。間違いありませんね。早く言うと、特別法は一般法を破るということです。特別法優先の法則、それでいいですよ。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長、渡部雄二君。

○政策財政課長（渡部雄二君） ただいまのご質問でございますが、特別法が優先されるものと解釈しております。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） そうですよ。これ理解していますよね。

それで、この3点目の財産の随時の収入なのですけども、これは財務規則にも明確に書いてあります。財産の売払い代金の収入は随時の収入で、納入通知書を発するものに該当する。該当しますよね、これ。確認。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） 議員おただしのとおりでございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） それから、2問目と3問目、困難の回避等について、これ調定に関わるものであるので、一括してこれ質問したいと思うのですけれども、町の例規集は内部的規定になるわけです。これ全部回答もらっていますけれども、それでよく見ていただきたいと思うのは調定です、調定。調定は全て、調定から納入通知書発生する日、これが全部4月3日となっております。納入通知から全部、調定から納入通知を発するときに4月3日ですよって皆言っています。問題は、この調定だと思うのです。会計年度の原則。調定は原因なのです。議会の議決もです。仮契約は12月12日を仮契

約やって、12月19日、本契約やりました。なおかつ契約書、第2項、承諾事項です。ここには前条の売買は4月1日以降にやるということで、4月3日を原因の発生した日になっているわけです。原因の発生というのは、いわゆる金額ですか、契約書にも明記されると思うのですけれども、契約の目的、方法、金額、相手方が決まって初めて調定を発するのではないのでしょうか。それ以外については、使用料とか手数料というのはまだ確定していないので、事後調定。だから、通常の場合は調定を、あなたたちの答弁でもちゃんと納入通知書を出しているということであれば、契約の12月15日以降の会計年度の中で調定をしてやれば全部困難は回避できるのです。いかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長、鶴川晃君。

○産業振興課長（鶴川 晃君） ただいまのおたがしでございませう。今回の調定の日にちであります令和5年4月3日でございますが、こちらにつきましては洪井議員おたがしであります普通財産、地方自治法第238条の4の規定によりまして、普通財産になってからでなければ売買ができないという規定がございます。このため、契約書におきましては4月1日以降ということで明記をさせていただいておりますし、4月1日以降の平日でありました、最初の日にちでありました4月3日に調定をし、納入通知書も発布したものでございませう。

○議長（大竹 惣君） 洪井議員。

○9番（洪井清隆君） その解釈がちょっとおかしい。普通財産になってから渡すのは4月以降です。1日以降。その前の調定を言っている、私は。調定しなければお金が入らないでしょうということ。お金を入った上で、以降でもってやるのでしょうかという。まず、金の確認です、会計年度は。私もいろんなこれ見てみました。財務提要、ここに本当に参考になるのがあるのです。これ見ましたか。見た。見てもこういうことなののでしょうか。148ページ、歳入の私人に対する委託した場合の調定という、ここ。歳入の徴収を私人に委託した場合は、通常調定と事後調定による場合が考えられると。委託契約の締結日において、納入通知書、要するに債務者が決まり、金額が明らかになっている場合はその時点で調定すると。議会で議決したときに決まっているでしょう、これ。ですから、議会は議会が受けたものを相手方に文書でもって通知するのでしょうか。これが原因の発生した日でないですか。明確に書いてあります。だから、その時点で調定すると。施設とかそういうのは、使用料はまだ決まっていないから、この納入通知書に入ったときの事後調定すると、これ。お金が入るのを調定しなかったら、お金入らないです。それは、金額とか相手方が分からないから。この使用料なんかはそうでしょう。時間が分からない、金が何時間だかと。できない。一等最初は、この場合は借り受けしたときにはちゃんと一発目に来ます。延びたときは、後日事後調定になります。財政課長、そこどうでしょうか、調定。財政課長でしょう、これ。分かるでしょう。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） ただいまのご質問にお答えいたします。

あくまで町としましては、先ほど産業振興課長お答えしたとおり地方自治法第238条の4の規定に

基づいて対応したところでございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） これに従ってやったならば、だから調定してから、売るときは普通財産に、私これ述べているように、その以降をもって売払いすればいいのでしょうと言っている、引き渡して。そうでないと、これ契約書よく見てください。いいですか。先ほども言ったように仮契約は12月12日に仮契約やっているのです。それで、その補完をするために、本契約するために仮契約をやっているわけ。本契約は19日になったのです。それで、承諾事項に、また4月1日以降にこの売買はという。契約は何回やるのですか、これ。そもそも売買契約書でしょう、これ。財産の処分ですから、2回も3回もやるのですか。だから、承諾事項のやつは、私がここで言っているように、所有権移転のところに記載するのが本当でしょうというのはこういうことになっているのです。所有権移転のところの部分は、第6条、所有権移転及び物件の引渡し、この物件の所有権を乙が売買代金を完納したときに甲から乙に移転すると。このところに乙が売買完納したときに、4月1日以降に用途廃止した上で移転すると、こういうことを書けばいいのです、これ。ここを承諾事項として。前条の売買と、また売買やるのですか、これ。重複しているではないですか。この文面は要らないと思います、これは。だから、ここが私は違っているのではないですかと今指摘している、そもそも、契約2回あるのです、本件。これやるのだったら4月1日以降に契約したほうがよかったのではないですか、12月でなく。どうなのですか、これ。2回やるようになる。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいま渋井議員のおただしでございます。3回契約をするのではないかというような、売買をするのではないかというご指摘でございますが、仮契約、本契約、それから普通財産の切替えにつきましては一連の行為と、契約に基づく行為というふうに認識しております。おただしの3回の契約と、売買ということでは考えてはございません。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 考えていなかったら売買と入れられないでしょう。買って明確に書いてあるのです、これ。4月1日以降に売買をやると言っているのです。やったのは12月15日。仮契約は12日やって、15に議決したらばそこでもって決まったのでしょう。もう一回やるのですかということ。二重の契約でしょう、これ。だから、この仮契約のときこういうふうにしたものだから、こういう間違いになったのです、これ。錯誤だ。誰に聞いたって、これ売買、聞いてみてください、皆さんに。ましてや今こうやっているのは、初めての調定の時期なんていうのは職員の人たちみんなやっています、調定なり、負担行為なり。これでいいのですか。通常の調定は、皆そういうことでもって、原因の発生した日というのが、それでやっているのでしょう。議会の議決を要らなかったやつは契約書に基づいてもいいです。さっきのやったの、契約書に基づくから特別法ですよと自分で認めているではないですか。意味が全然分らないです、これ。そういうふうになっている。かち合わないです。職

員の皆さんこれでやっているのですか、本当に調定。こういうことを。ちゃんと全部認めた上でこういうことを述べるということは、全然かち合っていないでしょう。認めているのですよ、みんな全部これ。特別法ですと。特別法優先の法則です。ないものについては、あなたたちも長年行政やっていて、分かりますよ、私もやっていたから。法律に定めのないものは、民法適用するというのが、それが基準でしょう。あるのでしょうか、これ。これが優先でしょう。いかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 渋井議員おただしのように、法律、法令に定めがない部分につきましては民法が優先されるものというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） ですから、地方自治法、施行令、法案があって施行令。施行令というのは政令です。施行規則というのは省令だ、省令。それに基づいて町の自主法である、任意規定である財務規則ができています。分かりますか。地方自治法第14条というのは条例でしょう。条例は、議会の議決を必要とするわけです。第15条は規則でしょう、規則。規則については、長自らつくります、これ。法律の定める範囲の中で。これを自分が破っていることになるのだ、自ら。いかがですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまのご指摘であります。今回の契約、新鶴温泉の売買に伴う契約に伴う調定につきましては、先ほども申し上げたように普通財産にならなければ売買ができないということから、4月1日以降という規定、第2条にその旨を盛り込んだものであり、全ての問題点を解除できる4月1日以降である4月3日で調定を起こしたものでありますので、令和5年度の調定となりますし、収入もその年度になるというふうに解釈しております。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 言っていることがかみ合わないではないですか。調定は、あくまでも売買代金の調定は、納入通知を発行し代金を、その確認した上で4月1日以降に行政財産を切り替えてやるのです。ここ各自治体、皆これやっています。やっていないのは美里町だけではないですか、これ。近隣町村のやつも調べてみました、私。お金入った後でやると、そういうことになっていると思うのです。監査意見書でも4月3日となっていますけれども、監査委員にお聞きしたいです、では。若松市はちゃんとそういうふうになっています。若松市はやっていると思います。私調べました。いかがです。調定の原因は、調定の日を教えてください。

○議長（大竹 惣君） 代表監査委員。

○代表監査委員（小島隆一君） 調定につきましては、今渋井議員から調定の委任が説明ありましたけれども、事前調定と事後調定ということで、これ2種類がございまして、基本は原則として収入の手続をする際に、その発生した権利の原因、そういうのを調査しながら所属年度とか歳入科目、それから金額、納入義務者などを決定してするものでありまして、これを収入に先立って行うということ

でございます。先ほど説明ありましたように、事後調定というのは、そういう当日準備するとか、窓口ですとか、そういう納入額が確定しないものについて事後に行う調定ということで、そういう取扱いをやっているというふうに認識してございます。

○議長（大竹 惣君） 洪井議員。

○9番（洪井清隆君） 今前段とか何か、後段ごちゃごちゃ、ごちゃごちゃとなっておりますが、はっきり言って原因の発生する日、私聞いているのは調定を聞いているのです。事後調定とかそうでなく、原因というのは、発生したときはどこを捉えるのだということを聞いているのです、原因。普通契約の場合は、先ほども私述べましたが、民法を適用するのが通常です。しかしながら、事務局も答弁して認めているように、特別法ですから、原因の発生したのは議会の議決を受けて、その日でしょうという。そこが重要なのです。ここがちゃんとしないから、事後調定みたいな形であって、会計年度を次年度に入っている。本来入るべきものは4年度でしょうという。そこをきちんと言わないですらしたら、はぐらしていたって駄目なのです、監査委員として。監査委員の意見書には明確に書いてあるのです、これはいいのだから。だから、聞いているのです、私。全体にしていなくても、監査の意見書は間違ったのは、特約条項の630円の部分ですから、気をつけてくれと書かれている。本当に監査委員としてこれいいのでしょうか。もう一回言ってください。

○議長（大竹 惣君） 代表監査委員。

○代表監査委員（小島隆一君） 調定の時期のよしあしについての日付の問題でございますが、このたびの新鶴温泉売買に伴う売買契約は、契約書自体は令和4年12月15日に議会が議決されて成立しておりますが、実際に契約条項として承諾事項がここに取決めをしておられます。令和5年4月1日以降に行うのだということで、こういった条項が載っておるわけでございますが、実際に契約を実施するに当たりまして、履行時期といえますか、契約が履行される時期、これは取り決めた約束の契約などを実際に実行するわけでございますが、この履行とは取り決めた契約を実際に実行するに当たりまして、特に債務の内容を実行するに当たって、法律上の義務を自身に義務づけられた行動ということで位置づけられておりますが、これが4月1日以降ということで取決めを双方しているわけでございます。この履行をすることによって、初めて契約の実効性が出てくるということで解釈をしております。その実効性というものをやるためには、法律の規定ありますように3月いっぱいまでは行政財産から普通財産にするという取決めの中で実施されたものでございまして、これをしなければこの履行ができないということで、この4月1日以降ということで、この承諾事項で規定していることだと認識しております。つまりこれが4月1日以降になって、実際に契約の中身が履行されることによって、初めて収入の手続における条件が、収納の条件が整ってくるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 洪井議員。

○9番（洪井清隆君） 私は先ほどから申し上げているのですが、だから4月1日以降にはやらなく

てはならないのです、普通財産に切り替えてから。私言っているのは調定なのです。お金を入れて確認して、これが担保でしょう、金が入るといのは、何を担保とするのですか。これが入らないで、分納誓約でも何でもできるのです。全納というのは納期限の全納ですから、2回に分けても、大きな膨大な金の場合は分納でも契約もできるのです。あくまでも、これ承諾事項そのものは、だから先ほど言ったように不要なもので、錯誤ではないのですかってこれ私言っているのです。所有権の移転のほうに持ってくるべきではないのですかと言っている。2回これだったら契約しなくてはならないのです。契約2回できるのですか。契約やるって、錯誤だったら取り消さなかったら、前段のこれ取り消さないで効力発しないでしょう。この民法にも書いてある。私は、そこだから言っているのです。言っているの、これ見ました、今第202条。私これ持っていますから。これ承諾事項とそれだけでしょう。そうでなく、意思表示の錯誤でしょう、これは。いかがですか。

○議長（大竹 惣君） 代表監査委員。

○代表監査委員（小島隆一君） 契約書の成立要件をおっしゃっているのだと思いますが、契約の成立要件として議会の議決が得られたときにはその日を契約成立日とするとしたもので、この時点で売買契約は成立しているわけではございますが、ただこの契約書には今ほど申しましたように契約の履行時期について承諾事項が定められております。今ほど説明させていただいたように、この契約の承諾事項というのをお互いに書いて、それから売手の意思表示でございまして、これをお互いに守ることによって、この契約が円滑に進めるものというふうに認識してございます。これが第2条でいう承諾事項でございまして、これにのっとってお互いに事務手続が進められたものと、そういうふうに理解をしております。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） これ4月1日以降、承諾事項というか、この前条の売買はと言っているのは、引渡しとは書いていないというの。だから、私が言ったように引渡しはこの所有権移転の欄に書くでしょうと言っているの。理解できないですか。ならばこれから当役場は調定は全部これに倣わなくてはならないのです、先例主義ですから。財務規則に書いてあるのです、皆。監査は事務監査と現金出納監査ばかりではありません。それが一番大事ではないですか。いかがですか、監査委員。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員、もう少し冷静に発言してください。

代表監査委員。

○代表監査委員（小島隆一君） 今契約書の作り方、表現の仕方が非常にまずいのではないかなというようにご指摘でございしますが、この契約書自体が作られた経過というのは非常に特例的なものと捉えております。その特例的なものの契約書を成立させる上で、こういった調定日についてもこういった取扱いになってきているわけではございまして、我々監査といたしまして、この契約書自体のこうすればよかった、ああすればよかったという部分についてはコメントを控えさせていただきます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 監査委員、特例的というのはどこが特例的なのですか。通常の契約は、先ほど言ったように民法を適用する。地方自治法あれば、地方自治法優先です。かみ合わないでしょう、特例だの何だのと。はっきりした根拠をやってください。監査委員ですから、監査委員の役目でしよう、これ。

それで、監査委員ばかり言ってもしょうがないですけども、今までこういうことを本当にやってきたのでしょうか。契約をやったときにみんな通知したりやっているわけです、入札なんかも。そこが原因が発生している日でしょう、それ、入札なんかも皆。原因の発生した日というのは、議会の議決があるものについては議会の議決が原因の発生した日ですよと言っている。そうでない、議会の議決のないものについては民法を適用して、普通の契約でいいですよと。何も私はこれが反対で言っているのではないです。だから、一般法なのか、特別法なのかと。そこは先ほども課長も述べたように、法律の定めのないものは民法適用すると。これ法令定まっているのだ、財務規則。法令というのは条例から規則までを法令でしょう、法令上で。そうなったら法令違反になるのではないですか、これ。そこまで私言いたくなかったのですが、どうなのですか、これ、課長。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鶴川 晃君） 先ほど来おただしの、まず入札で議決が必要な契約につきまして、通常の契約でございますが、そちらにつきましては議員おっしゃるように議決を得た日が原因日だというふうに認識してございます。しかしながら、今回の温泉売買に伴うものにつきましては、先ほど来話をさせていただいておりますが、4月1日以降に普通財産に切り替わらないと売買ができないということは大前提で、地方自治法に記載がありますので、それを回避するために、12月15日に議決はいただいておりますが、調定が可能となる普通財産に切り替わった後、4月1日以降であり、実際調定を起し、納入通知書を発布した4月3日が原因日だというふうに捉えておりますので、そちらにつきましては問題はないというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 私は問題だと思います。契約書がそのもの、だから先ほど言ったように2回やるのですかと。そうだったら4月1日以降に契約したらいかがですかと。そうすると、翌年度の予算に入ったのです、ちゃんと。それさえすれば回避されたのです。そこを聞いているのです。全然返答になっていない。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鶴川 晃君） 今回の契約につきましては、温泉施設がオープンまで時間を要するということが事前に把握してございましたので、速やかな事業移転ができるように事前に議会にお諮りをして議決をいただいたものであります。それを実行するために、総務省自治行政課長通知に基づき、行った契約でございます。その結果、新鶴温泉につきましても最少の休止期間において再開することができまして、町民の皆様にもご迷惑をかけることが少なくなったというふうに認識してござい

ます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 今言ったのはあくまでも助言です。法律ではありません。法の範囲内で行っているだけなのです。ここには担保というのを書いてあります。担保というのはお金の担保、入らなかったときの担保です、これ。そのときは分納のあれとか延滞金と。こういうのは全然この契約に入っていない、全然。言っていることとやっていることが全然違います、これ。

時間ですから、やめますので、終わります。

○議長（大竹 惣君） これで渋井清隆君の質問は終わりました。

ここで午後2時まで休憩いたします。

休 憩 （午後 1時48分）

再 開 （午後 2時00分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

次に、通告第4号、2番、小柴葉月君。

〔2番（小柴葉月君）登壇〕

○2番（小柴葉月君） 令和5年3月定例会にて、生み出した財源をどのように使えば町は豊かになるかと質問したところ、町長から、人口減少対策を優先したいとの答弁がありました。人口減少対策とは、言わば総論であり、1、無駄を省く、2、財源を生み出す、3、特定分野に財源を落とす、この③の各論まで至っていないとの主張の下、各論の提案をしてきました。前回に引き続き、外から人を呼ぶという観点と人口流出しないようにという観点から質問をします。ご答弁のほどよろしく願っています。

質問事項1、町なかにぎわい創出について。（1）、会津美里町高田地域まちなか賑わい創出協議会について2点伺います。①、会津美里町高田地域中心市街地の活性化を目的として、会津美里町高田地域まちなか賑わい創出協議会を設置し、令和5年7月から令和6年3月まで5回協議会が開催されました。この協議会の目的と委員の役割について伺います。

②、協議会設置と併せて行ったアンケート調査につき、誰にどのようなアンケートを行ったのか伺います。

（2）、会津美里町都市計画マスタープランについて2点伺います。①、長期的な視点で町の将来像や土地利用等の整備方針を明らかにするまちづくりのガイドラインとして、会津美里町都市計画マスタープランが平成29年6月に策定されました。策定の基礎調査としてどのような調査を実施したのか伺います。

②、この計画は、町なかにぎわい創出の分野と通ずるものでありますが、会津美里町高田地域まちなか賑わい創出協議会では会津美里町都市計画マスタープランの説明や計画策定時の状況等の説明は

したのか伺います。

(3)、商工会との連携について2点伺います。①、町なかにぎわい創出につき、商工会との連携は欠かせません。現在までに空き店舗の実態調査は行ったのでしょうか。行った場合、どのような調査を行ったのか併せて伺います。

②、会津美里町高田地域まちなか賑わい創出協議会で、協議対象とされている高田地域の中心市街地につき、今までにお店をやるための物件を探しているとの問合せはありましたか。また、事業継承について、継承してほしい、または継承したい等の問合せはあったか伺います。

(4)、まちなか賑わい創出協議会の今後について2点伺います。①、商店街を持ち合わせた地域はほかにもありますが、今後他地域でもこのような協議会を設置する予定はあるのか伺います。

②、令和5年度会津美里町高田地域まちなか賑わい創出協議会を解散する際に、委員に対してアンケート調査は行いましたか。そのほかにも協議会運営に係る意見は聞こえてきたか伺います。

質問事項2、意見交換会で聞こえた町民の声について。人口流出しないようにするためには住民満足度の向上が欠かせません。議会で開催した意見交換会で出された町民の声の一つにつき質問します。

(1)、会津美里町旧本郷第一小学校跡地利活用基本計画について2点伺います。①、子どもの遊び場がないとの意見は以前から様々な場面で聞こえてきており、今回の意見交換会でも多数の声が寄せられました。令和5年4月、会津美里町旧本郷第一小学校跡地利活用基本計画が策定され、注目が集まっています。計画策定から現在までの状況について伺います。

②、建築資材価格高騰が進む中、計画が成し遂げられない可能性はありますか。また、計画が成し遂げられない場合はどのようにするか伺います。

以上、答弁のほどよろしく申し上げます。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 2番、小柴議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、町なかにぎわい創出についてであります。1点目の会津美里町高田地域まちなか賑わい創出協議会の1つ目、協議会の目的と委員の役割につきましては、協議会の目的は高田地域の中心市街地において、にぎわいを創出するための計画を策定することを目的としております。また、委員は商工会や地元商店街、公募委員から構成され、それぞれそれぞれの立場からにぎわい創出に向け、ご意見をいただくことが役割となっております。

1点目の2つ目、どのようなアンケートを行ったかにつきましては、町内全域を対象とし、高田、本郷、新鶴、3地域の人口比率に応じた15歳以上の男女1,000人を対象に実施しております。設問につきましては、高田地域に対するにぎわいの認識や、どのようなにぎわいが必要かを質問し、求めるにぎわいの種類や質などをお尋ねしたものであり、8月と2月に2回実施したところであります。

2点目の会津美里町都市計画マスタープランについての1つ目、策定の基礎調査の内容につきまし

ては、平成26年度実施の第3次総合計画策定に伴い実施した町民アンケート、平成27年度実施の地域創生総合戦略策定に伴い実施した自治区長アンケート、平成28年度実施の大沼高等学校へ依頼した高校生アンケートにより、町民意向の取りまとめを行っております。また、アンケートに並行し、計6回の町民ワークショップ及び中学生ワークショップを行い、町の課題、町の将来像、今後のまちづくりについて町民意見の取りまとめを行っております。

2点目の2つ目、協議会におけるマスタープランの説明につきましては、協議会において説明は行っておりませんが、集約した意見等にはマスタープラン地域別構想の理念や方針を盛り込んでおります。

3点目の商工会との連携の1つ目、空き店舗の実態調査につきましては、商工会が事業主体となり、会津高田駅前から会津高田郵便局までの範囲にある空き店舗を対象に実施しております。調査の内容は、住宅地図に空き店舗の位置をプロットするとともに、取得した登記簿謄本と一緒に台帳化したものであります。

3点目の2つ目、開業のための貸し店舗の問合せにつきましては、昨年度は2件の問合せがありました。また、事業承継の問合せにつきましては、商工会へ2件の相談があったと承知しております。

4点目のまちなか賑わい創出協議会の今後についての1つ目、他地域での賑わい創出協議会の設置につきましては、令和7年度に本郷地域において協議会を設置する予定であります。

4点目の2つ目、協議会解散時の委員アンケートにつきましては、アンケートは実施しておりませんが、運営における助言をいただいております。令和6年度におきましては、聞き取りアンケートを実施し、運営等の改善に反映してまいります。

次の意見交換会で聞こえた町民の声についてであります。1点目の会津美里町旧本郷第一小学校跡地利活用基本計画の1つ目、計画策定から現在までの状況につきましては、まず令和5年度の状況であります。本基本計画に基づき、跡地に必要な機能や配置、管理運営方法を検討するため、ワークショップの開催や現地での実証を行い、延べ258名の町民の方に参加いただきました。その中でいただいたご意見等を取りまとめ、令和6年4月に会津美里町旧本郷第一小学校跡地利活用実施計画を策定したところです。令和6年度の状況につきましては、今年度より公園整備として、本事業を総務課から建設水道課に所管換えをし、公園内設備等の整備計画を策定するため、5月に整備計画策定業務を委託したところです。7月には第1回の町民懇談会を開催し、実施計画の概要説明と整備計画の策定に向けた実証ワークショップの開催について説明を行い、17名の町民の方に参加いただきました。8月には実証ワークショップ「あとちでみずあそび」を開催し、参加した親子約100名の方に跡地で水遊びを体験していただきながら、参加者から整備内容のヒアリングを実施したところです。9月からは跡地とその周辺の現地測量を実施し、跡地周辺の土地状況を把握することにより、周辺道路の改良等の必要性や跡地に仮設建物を設置した実証ワークショップを数回実施し、公園、建物の機能や規模について検証をしてまいります。また、引き続き町民懇談会を開催し、整備計画策定の進捗につい

て情報提供してまいります。

1点目の2つ目、計画の遂行の可能性と遂行できなかったときの対応につきましては、現状はまだ整備計画の策定段階であり、実施設計には至っていないため、整備費用が想定できない状況ですが、実施設計後は速やかに整備費用の積算を行い、町の財政状況や今後進める他の重点事業との均衡等を考慮しながら事業を実施していきたいと考えております。そのため、現時点では計画が成し遂げられない想定はしておりません。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 答弁ありがとうございました。では、再質問に入らせていただきます。

まず、（1）の①の部分です。目的と委員の役割というところでご回答いただきましたけれども、結構ざっくりした回答なのかなと思っていて、商店街の商店を復活させたいから意見をくださいとかというような言い回しなのか、それとも本当に白紙の状態からみんなで話し合いましょうなのか、どういった協議会だったのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長、鵜川晃君。

○産業振興課長（鵜川 晃君） こちらのまちなか賑わい創出協議会の部分につきましては、一応ゼロベースから会議を始めまして、意見集約を行ったものであります。その中でアンケート調査、これを2回をやりまして、その出てきたアンケートを中心にワークショップを行ったものであります。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 議事録を読むと、1回目の会議では主ににぎわいとは何かというお話をされていたのかなと思って、2回目はグループワークだったと思うのですけれども、そちらではこんなお店があったらいいよねとか、3回目では昔こんなお店とかあったのだけれども、こんなお店はどうかとかというお話を主にされていたのかなという印象を受けました。つまり商店街の商店を復活させるための話し合いをしているように私は議事録を見て思っていたのですけれども、それは別にそういうふうな意見を述べてくださいというふうに聞いたのではなくて、自然とそういう話になったということでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） そのとおりでございます。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 分かりました。

実際に自然とそういう流れ、要するに閉まっているシャッターを開けて、そこにどういうお店をつくろうかという議論を白紙ベースからスタートして、そういう方向に進んでいったという状況を当局ではどのように捉えているのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 町としましては、今回高田地域の中心市街地についての方針ということで、いろいろ委員さんを含め、協議をさせていただいております。その中で当然高田地域の中心市街地の方針ということであらうとっておりますし、本当町民が求めるものを逐次把握したいということで会議を進めておったものですから、そういうふうな進行の流れになったということで理解をしております。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 分かりました。

多分そのにぎわいとは何かという議論をしている中で、自然とにぎわいイコールお店が開いていたりとか、飲食店があったりとかという話の流れが持っていかれて、そういう協議をされていたかなと思うのですが、そのような捉え方で大丈夫ですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） そのとおりでございます。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 分かりました。

では、②に移らせていただきます。さらになのですけれども、第4回目の協議会では、前2回のアンケートと高校生のアンケートの結果を基に、もっと具体的に、レンタルスペースはどうかなとか、では時間帯でオーナーを替えてお店を運営してみたらどうかななんて、すごく具体的なお話しされているなと思いました。または子どもの遊び場どうかなとか、マルシェやる場所どうかなとか、どんな店があったらいいかというのを本当に真剣に話されているなという印象を受けました。2回行ったアンケートの項目を見ても、どんな場所、また店が欲しいですかという質問が多いように感じましたが、このアンケートの項目については協議会でつくったものなののでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 協議会でアンケートをもんで、作成したものでございます。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 分かりました。結論的にその協議会ではずっと場所、店舗をどうするかとかお店をどういうふうに使っていくか、空き店舗をどういうふうに使っていくかということが議論されていたのかなと思います。

では、次の質問、(2)に移ります。(2)の①です。マスタープランの計画書には、アンケート結果やワークショップで出た意見が掲載されています。そこには産業やお店があり、活気やにぎわいのある町を求める声や、高校生のアンケートでも働く場所やお店がある町を町の方向性として求めている、働くお店や商業施設を増やすことを町の今後の取組として求めている声が多かったりと、つまり昨年、最近やった協議会で話された内容もマスタープランを策定した時代の内容もほぼ同じで、町民の意見はずっと変わっていないのかなと捉えたのですけれども、当局の所見を伺います。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長、加藤定行君。

○建設水道課長（加藤定行君） 議員おっしゃるとおりに、今現在も当時の意見と変わらないものと認識してございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 共通の認識は持っていると었습니다。結論的にみんな場所、つまりお店について考えていて、それを求めているということが、昔からそうだったのだなということがここでもよく分かりました。

②に移りますが、ここでは課をまたぐことはないのかなと思ったので、質問をしました。実際にマスタープランの内容だったりとか当初の議論の様子だったりとかを今回の協議会においてシェアはしていないということだったので、それはそれでいいです。高田、町なかの基礎的なデータになるのかなと思って、それをシェアしたのかどうかを知りたかったので、ここは再質問は特にありません。

(3)の①に移ります。こちらでは協議会で深く議論されていた場所、物件だったり空き店舗だったりとかの把握状況についてです。登記の調査を行いました。登記簿謄本と一緒に台帳化したものがありますというふうに、登記を調査したとありますけれども、その調査を基に第3回目の協議会で配付した資料の高田地域空き家調査、利活用が可能だと思われる空き家一覧を作成したのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 現在高田地域における空き店舗調査の結果ということで、14件の貸出しの可能性がある物件については把握してございます。ただし、先ほど議員おっしゃったように登記簿謄本取得を行ったものであり、所有者については把握しておりますが、その所有者から実際利用してよいという許可につきましては、今後取りまとめていきたいというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 可能性がある店舗を14か所を把握している。しかしながら、所有者に確認はしていないという話でしたが、もちろん貸す意思を把握していないのですから、家賃だったりとか、ここの扉取っていいよとか、そういった話すらも分からないということですよ、所有者と話していないから。なぜ協議会であれだけ場所だったりとか、店舗だったりとか、物件の議論をしているのにもかかわらず、なぜそこを把握していないのかということが浮かび上がってくるのではないかなと私は思います。実際に第1回の協議会では、これも議事録で、委員の意見を今ピックアップしてきたのですけれども、高田の商店街は自宅と一体化になっているので、住んでいる人がお店を営んでいます。そこがほかの商店街とは違う点です。住民の方がどう思っているのか、つまり店舗とお家が一体化している物件を持っている所有者はどう思っているのか知りたい。第2回の協議会でも、まずはどの場所が使えるか知らないとな話ができない。店舗状況を調査して、マップに落とし込み、見える化する必要があるという発言がありました。協議会を開く際に、基本データとして、それは用

意するべきものなのではないでしょうか。所見を伺います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいま議員おただしのとおりだと思います。この調査につきましては、商工会と連携をして調査をしております。商工会主導で調査を行っており、所有者把握までできたということで、昨年度まで終わっておるわけですけれども、今後速やかに町のほうも主導的に入りまして、所有者に当たるような形で、その利活用について可能かどうかという部分について、さらに議員おただしのように一部物件について加工、補修するようなことが可能かどうかという部分も含めまして、早急に取りまとめていきたいというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 早急にぜひお願いしたいと思います。協議会で話し合った内容が、その結果によっては全く無駄になる可能性も出てくるのです。それって町民の信頼を失う可能性も私はあると思っていて、あれだけ一生懸命協議会で話し合ったのに、結局使っていないよと言われる店舗って一個もないじゃん、この商店街にとってなったときに、ではあの5回の会議って何だったのかなって思ってしまうのではないかなということがすごく心配されました。その人たちの意見を無駄にしない、時間を無駄にしないためにも早急に調査をお願いしたいなと思います。

やっぱり商店街の問題というのは、空き店舗の問題というのは全国的な問題だと思うので、ちょっと調べていたのですけれども、やはり中小企業庁でやっている商店街実態調査報告書を見ると空き店舗が埋まらない理由というのは店舗の老朽化とか、あとはやっぱり所有者の貸す意思がないという回答がほとんどで、その2つが全体の70%を占めているのです。先ほども申し上げたとおりもし町内でも同じ結果なのであれば、やはり協議会で話し合った内容は無駄になりかねないですから、さらにその視点を変えてもう一回話し合いをしなければいけないということになりますのでと私は考えますが、所見を伺います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 確かに建物所有者、理解が得られないということは当然想定はしております。しかしながら、あやめ祭りの際にまちかどマルシェということで、門前横丁の街道を活用しましてマルシェを実施しております。その際につきましては、空き店舗だけではなくて、空きスペースということも土地所有者にご理解をいただいて、借りることができております。そういったスペースも、当然公園も含めまして活用できるものがあれば、活用していきたいというふうには考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 分かりました。

では、(3)の②に移らせていただきます。次に、お店をやるための物件を探しているという問合せがあったかについてなのですけれども、これについてもさっきの回答で2件ほどあったというご回

答ありましたが、それについてもやはり先ほど早急に行いますといった調査が有効になってくるのかなと思っております、問合せがあったときにそれを把握していなければ、せっかくここで店やりたいて言ってくれた人を逃してしまうということになってしまいますので、やはりどこの店舗が空いていて、家賃は幾らで、どれぐらいのスパンの契約でという基礎的なデータがどうしてもここでも必要になってくるのだと思います。この視点からも十分な商店街の空き店舗の実態調査というものが必要となりますが、再度所見を伺います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鶴川 晃君） ただいまの再度調査が必要であろうというおただしでございますが、当然そちらにつきましても先ほど申し上げたとおり早急を実施して、活用に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） よろしくお願ひしたいと思います。

そういったお店、空き店舗などをうまく使ってくれる人を呼ぶという観点から、もう一点、事業継承についても考えられると思います。そこで、もう一個質問なのですけれども、当局や、あと商工会では現在事業を営んでいる事業者へ事業継承についての案内等はしているのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鶴川 晃君） ただいまのご質問にお答えします。

事業承継の問合せにつきましては、その対象者からご相談をいただいた形で受け付けております。今回2件の相談があったという部分につきましては、事業主、親子間での継承のお話でしたので、そちらについては十分内容を把握しております。そちらのほうにつきましては、もう既に2件とも事業承継が完了しているということも確認しております。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） では、一番最初の回答の事業承継の問合せ2件あったというのは、そのご家庭での話であったわけだったということですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鶴川 晃君） そのとおりであります。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 分かりました。

ほかにも家庭内での承継ももちろんそうなのですけれども、全然全く縁もゆかりもない、全く全然知らない人が事業を引き継ぐというパターンも考えられると思います。それに当たりまして、その事業を自分が年を取ってしまって、もう体力的にもお店をやっていけないし、身内も誰も引き継いでくれる人もいないという状況で、どうしてもお店やめなければなという状況の人がいたとします。その人に対して事業承継というシステムがあるのですよとか、そういう案内を当局だったり、商工会では

やっているのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 承継の手続、相談につきましては、先ほど申し上げたとおり相談があったという部分については把握してございますが、こちらのほうから発信しているという情報はちょっと今手元にはないので、そちらについてはちょっとお答えできません。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 分かりました。

一番最初に話していたのは空き店舗の復活の話、つまり新たな命を吹き込みましょうね、この店舗にというお話だったと思うのです。事業継承については、今あるものをどう守っていくかという話だと思うのです。今答弁にあったのは、やはり受け身、問合せがあったときにこう答えましたというのはあるのですけれども、町としてこういうシステムが県であるので、そういうのを使ってみて下さいねとかという事業継承に対しての行いというのではないのだなということが今の答弁でよく分かりました。以前私たち議会で視察に行った氷見市では、市で事業継承したい事業者の記事を書いて、マッチングのサポートを行っておりました。福島県では、福島県事業承継・引継ぎ支援センターというものがあるので、受け身でそういう問合せをずっと待っているというの、もちろんその問合せがあったときに答えるというのもそうなのですが、やはりこちらからどんどん今一生懸命事業まだまだやっている方に対して、今後の未来のことをこういうシステムありますよ、こういうふうに継承者を探することができますよというふうにこちらから発信していくことが私は大切なのではないかなと思うのですが、所見を伺います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 事業承継につきましては、町並びに商工会と連携をしまして、こちらから情報発信していくことは必要だと考えております。

なお、先ほど商工会のほうの部分につきましては、承継についてのアンケート調査を実施してございます。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） こちらから発信していくというところで、今商工会でもアンケート調査しましたよなんてお話ありましたけれども、事業を継承したいですかとか、したくないですかとか、する人いますかとか、そういったものももちろん大切かもしれませんが、事業継承という道があるのですよということをやはり示してあげることで、もしかしたら自分のやっている事業をそこで止めずに続けていくことが可能になって、その人のためになるかもしれないし、それは町のためにもやはりなると思うので、そういった視点からも事業継承について町のほうで検討していただきたいなど。こちらから発信をするというところ、大事だと思います。

以上のことをまとめますと、協議会では主に商店街の店舗をどう使っていくか議論しているが、物

件や所有者への十分な調査が行われていないという主張の下、早急に調査を行い、外から人を呼ぶ準備を整えるべきとの質問でした。早急に調査を行いますという返答いただいたので、答弁いただいたので、ご対応お願いしたいなと思います。

それでは、(4)に移りたいと思います。(4)は、①、②まとめて再質問させてください。第1回から第5回の協議会で参加者が激減しています。自由参加という場ではなくて、協議会を設置した上で、なのにもかかわらず、最後には協議会の委員の半分しか出席してこなかったという結果をどのように当局は受け止めているのでしょうか。

○議長(大竹 惣君) 産業振興課長。

○産業振興課長(鶴川 晃君) ちょうど開催時期が悪かったものということと、個人の都合がつかなかったものと認識しております。

○議長(大竹 惣君) 小柴議員。

○2番(小柴葉月君) 分かりました。

18人いるのです、委員さん。1回目は16人です。2回目も16人です。ここまではいいではないですか。3回目の11人になって、4回目が10人になって、5回目最後は9人になって、半分になってしまったのです。もちろん平日の夜ですし、忙しいときですし、参加された農家さんなんか聞いても、やっぱり時期が忙しかったなんてお話も聞いているので、そういった都合もあったとは思いますが、にしてももう少し真剣に考えなければいけない数字なのではないかなというふうに、半分ですから、思っていて、さっきも言いましたけれども、1回目、2回目の会議で商店街の店舗をどこを使えるのかこっちで分かっているかどうかどうも話し合えないみたいな意見が多く出ていたと。私は、それを読んで思ったことは、1回、2回でみんな意見を言って、足踏み状態だったのではないのかなって私は思ったのです。4回目の会議で、委員からどんな店にするか、カフェか、子育て支援のお店か、いや、でも町としてどこに向かっているのか分からないよなという話があって、例えば子育て支援に力入れている町なら子育て支援関係のものもありだと思ってくれるけれどもみたいな委員さんからの発言があったのです、議事録に書いてあったのですけれども。やっぱりそういう発言が出てくるということは、やはり私たちはいろんな意見出すけれども、その軸、方向性が、向かうべき先が見えていないから、何かこの議論どこに向かっているの、意味ないのではないのというふうになってしまっていて、参加者がどんどん、どんどん減ってしまったのではないかなって私は思ったのです。いかがでしょうか。

○議長(大竹 惣君) 産業振興課長。

○産業振興課長(鶴川 晃君) 事務局としましては、そうではないというふうに思っております。

○議長(大竹 惣君) 小柴議員。

○2番(小柴葉月君) 分かりました。

そうではないかもしれないのですけれども、第5回目で町長が来て、町の方向性というか、町長が来て、町なかにぎわい創出についてお話をする時間があったのです。多分議事録読んでみると、何で

今この場で、第5回目、町長が来たかという、町の方向性が分からないから、来てくれって協議委員さんたちが言ったから、呼ばれて多分町長が行って、そこでお話をしたという流れだったと思うのですけれども、こんなのもいいかも、あんなのもいいかも、みんなの声を聞いて計画をつくりますみたいな話になってしまって、結局みんなと一緒に悩み始めてしまったのかなという印象を受けたのです、議事録を読んで。という印象を受けたのですけれども、町長の所見をお伺いします。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきます。

この協議会立ち上げの1回目、私も参加をさせていただいて、その後数回の協議会を経て、やっぱり今議員がおっしゃったように町の方向性というか、考えも聞きたい、町長の考えも聞いてみたいというご意見が多かったということで出席をさせていただいて、何回かの協議会の中で委員が出された意見も聞いた上で、私としての考えもその中で申し上げさせていただいたということです。ですから、今議員がおっしゃったようにいろんな意見が出てきました。私も考えつかないような意見も出てきたのも事実であって、あとこの商店街といいますか、一番最初はどこからどこまでなのという話から始まりました。その中で、やっぱり商店街というと、駅前からインフォメーションセンター、あの間でしようねと。それで、特に須田写真館からこの間でしょうという話になって、その中には公民館跡地も入っていました。そんな中で、皆さんが描く町のにぎわいを創出するためにはどういったことがいいですかということで意見をいただいたわけです。その中には、やっぱりにぎわいを戻すためには人が必要だと。その中で町なかのマルシェもあって、ああいったものよかったという話もありました。ただ、先ほどから言っているように、ここの商店街は自宅も兼ねているという中で、なかなか今事業やっている方が空き店舗というか、今やっているものを貸して営業していただくというのはなかなか難しいというような意見も出てきました。ただ、まちなかマルシェをやったおかげで、商店街の方々もこんなににぎわい出たのはもう何十年ぶりだろうと、やっぱり我々もちょっと考えを変えなければいけないのかなという方も、おっしゃいましたので、その中で、ですから協議会の方々話し合ったこと、また町の商店街の方話したこと、それで伊佐須美神社ですよね、やっぱり。伊佐須美神社から町なかに人を呼ぶにはどうしたらいいのだろうかというような話も出てきた中で、私としてはやっぱりそれを核にしながら、皆さんの声を聞きながら、近づけるようなものをまとめて、町としての今後の進め方を検討していくべきだなという中でお話をさせていただいたということです。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 多分協議会の人たちは、町長に来てもらって、例えば商店街のシャッターを開けたいのだとか、もう一回にぎわう姿、人がたくさん入る姿を見たいのだとか、そういう声を聞いたかったのではないかなと私は思うのです。それが分かれば、ではシャッター開けるためにどうしたらいいかとかという話を進めていけて、自分たちのアイデアだったりとか意見とかが意味のあるものになっていくという意識を持たせられるとは思いますが、今回最後に委員の皆さんにアン

ケートはやりませんでした、でも助言はいただいていますよというふうにさっき答弁いただきましたけれども、私の下にも委員さん18人いらっしゃって、結構声が聞こえてくるのです。やっぱりその声というのはみんな同じことを言っているから、町の方向性が決まっていなくて、意味ないって、みんなきれいにそろえて同じことを言うのです。みんな同じことを言っているなというのが私の率直な感想で、本当1人とか2人とかではなくて、かなり複数になるので、結構そういう意見を持たれている方多いかなと思うのですけれども、今後令和7年度には本郷地域において協議会を設置するって答弁ありましたけれども、要するにこの調子でまた協議会をつくっても、町なかの話ってなかなかずっと足踏み状態になってしまうのではないかなと思います。今後協議会をつくるに当たって、今までのお話と今回の反省を踏まえて、ここは改善すべきだなと考えている点をあれば教えてください。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 当然議員おただしの町の方向性、当然今回第5回の会議の際に、にぎわい創出ビジョンの方針ということで方針を策定してございます。その中で大きく3つの基本的な理念であったり、高田地域の中心市街地の方向性、あと2つ目が旧高田公民館跡地の方針について策定してございますので、そちらについて具体的な取組、どのようなものができるかという部分を詰めてまいりたいというふうに思っておりますし、先ほど来お話をさせていただいた基礎情報、こちらのほうの収集にも努めて、具体的な計画にしていきたいと思いますというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） よく分かりました。基礎的な店舗の状況を調べるということは、まず早急に必要ということと、あと何もかも、町民たちに意見を求めるときに、漠然とどう思いますかって聞いても、やっぱり方向性が決まっていなくて皆さん困ってしまうので、今回の協議会だけではなくて、いろんな協議会とか委員会とかで結構聞こえてくる声なのですけれども、本当に方向性が分からないからってみんな口そろえて言うのです、びっくりするぐらいに。だから、やはりそこは自信持って、ここはこうしたいのだからやはりトップから声がないと職員も困ってしまうと思うので、そこはリーダーシップを発揮していただきたいなと思います。今後に期待していきます。

では、最後になりますが、大きな2番、意見交換会の声についてです。旧本郷第一小学校の跡地について、(1)の①、②まとめて再質問なのですけれども、結論を言うと計画自体に私は反対はしていませんが、本当に造れるのかどうかというのがかなり心配です。ここでは今造れないということは現状想像していませんっておっしゃっていますけれども、もしこの計画が流れてしまったときに、では今まで一生懸命声を上げてきた子どもたちの遊び場がないという声は無視されてしまうのではないかな、計画がなくなったからごめんなさいというふうに、その一言で終わってしまうのではないかなというのが私が恐れている点です。それを回避するために、子どもの遊び場ないって言っているけれども、ないわけではないのです、公園もあるし。だから、それをちゃんと把握していて、町民がないって言っているのはどういうないのかというのをちゃんと分析はしているのかなというところなの

です。それちゃんと分析をして、ではそれがなくなったときに、代替案としてこういうふうにするれば、本来言っていた子どもの遊び場がないという皆さんの声は救われるのではないかなという思考を変えていかなければいけないというところで考えていく必要があるのかなと思います。再質問これで終わりにしますので、最後所見を伺って終わりにしたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） 今遊び場がないというお言葉ですが、今町全体3地域を通しまして、新鶴地域とかでは遊び場がないということで多く聞き及んでいるところです。今後におきましては、再度整理した上で、今現在計画あるものにつきましては今後ともぜひともやってまいりたいというふうに考えておりますので、そここのところご理解いただければなと思います。

以上です。

○議長（大竹 惣君） これで小柴葉月君の質問は終わりました。

○延会の宣告

○議長（大竹 惣君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会いたします。

延 会 （午後 2時49分）

定例会 9 月 会 議

(第 3 号)

令和6年会津美里町議会定例会9月会議

議事日程 第3号

令和6年9月4日(水) 午前10時00分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（15名）

1番	櫻井幹夫君	10番	堤信也君
2番	小柴葉月君	11番	鈴木繁明君
3番	荒川佳一君	12番	横山知世志君
5番	長嶺一也君	13番	横山義博君
6番	村松尚君	14番	根本剛君
7番	小島裕子君	15番	根本謙一君
8番	星次君	16番	大竹惣君
9番	渋井清隆君		

○欠席議員（1名）

4番 山内豪君

○説明のため出席した者

町長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	平山正孝君
政策財政課長	渡部雄二君
政策財政課参事	金子吉弘君
会計管理者兼出納室長	児島隆昌君
町民税務課長	猪俣利幸君
健康ふくし課長	渡部朋宏君
健康ふくし課主幹	福田富美代君
産業振興課長	鶴川晃君
建設水道課長	加藤定行君
教育長	歌川哲由君
こども教育課長	大竹淳志君
生涯学習課長	小林隆浩君
代表監査委員	小島隆一君

○事務局職員出席者

事務局 局長 川田佑子君

事務局長 兼 事務次長 閣下 本 達 君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（大竹 惣君） これから本日の会議を開きます。

○発言の訂正

○議長（大竹 惣君） まず、日程に入ります前に、建設水道課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

建設水道課長、加藤定行君。

○建設水道課長（加藤定行君） おはようございます。昨日の小柴議員に対する答弁で誤りがございましたので、訂正をお願いいたします。

最後の答弁において、新鶴地域において建設水道課管理の公園がなかったため、公園がないとの答弁をいたしました。町といたしましてはふれあいの森公園がございましたので、訂正の上、おわび申し上げます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員、承知ですか。

○2番（小柴葉月君） はい。

○議長（大竹 惣君） それでは、議事に移ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○一般質問

○議長（大竹 惣君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告第5号、15番、根本謙一君。

[15番（根本謙一君）登壇]

○15番（根本謙一君） それでは、私の通告してあることについて、大きく2点、一般質問させていただきます。

まず、1点目でございます。財政運営についてです。令和8年度からの第4次総合計画策定とともに同期する次期長期財政計画（令和8年度～令和17年度）の策定に向けて、準備に入っていると認識しております。現在、今後の高田、本郷、新鶴地域振興に向けてのそれぞれにビジョン策定が進行し、またほかに策定事案もあり、当然にそれらが反映されていくと考えます。そして、令和3年度策定の公共施設等長寿命化計画について、おおむね5年ごととしている見直しも必要になるのではないかと考えることから、その点についてはどう考えているのか。現在、次期長期財政計画策定作業はどのような段階にあるのか。また、今後のスケジュールについても併せて町長の所見を伺います。

さらに、現長期財政計画においての令和3年度ローリング値と令和5年度までの実績値の比較における相当に好ましい状況と思われるところもある差異について、以下の6点の分析と評価をどのようにしているのか、そしてそれを踏まえた次期長期財政計画策定に対する認識について町長の所見を伺いたいと思います。6点を申し上げます。

- 1点目、元利償還額並びに地方債残高の推移について。
 - 2点目、普通建設事業費の推移について。
 - 3点目、財政調整基金残高並びに公共施設整備再生基金残高の推移について。
 - 4点目、経常収支比率の推移について。
 - 5点目、実質公債費比率の推移について。
 - 6点目、将来負担比率の推移について。
- 以上になります。

次に、大きな2問目に参ります。ふるさと納税型クラウドファンディングについてであります。向羽黒山城跡の景観整備と道復元に活用するとして、本町初めて実施されたふるさと納税型クラウドファンディングは、ガバメントクラウドファンディングとも称して、自治体が行う不特定者からの資金調達方法であり、プロジェクトを応援したいと感じた人から少しずつ資金を調達する仕組みです。今年度事業として100万円を目標額に4月1日から6月29日までの期限で取り組んだ結果、ホームページには寄附金額が33万7,000円、支援人数が19人であったと報告されています。目標額未達となったこの結果について、返礼品の内容とともにどのように評価、反省していて、次に生かしていくのか、またこの対象プロジェクト事業はどのように実施していく考えなのか、町長の所見を伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 15番、根本議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、財政運営についてであります。1点目の公共施設等長寿命化計画の見直しにつきましては、町公共施設長寿命化計画の計画期間が令和3年度から令和12年度までとなっており、おおむね5年ごとに見直すこととしておりますので、計画の進捗、施設の老朽化等の状況、次期長期財政計画などの各種計画との整合性などを踏まえ、計画を見直す必要があると判断すれば、令和7年度に見直しを行います。

2点目の次期長期財政計画策定の進捗及び今後のスケジュールにつきましては、令和6年5月17日開催の第1回経営戦略会議において、次期長期財政計画策定に向けた大規模事業の調査及び集約化、複合化を含む公有財産の利活用調査の実施を決定し、現在、各課長補佐等で組織するまちづくり調整会議で事業内容の協議を行っているところであります。令和6年度内には、投資的経費として、財源見込みも含め、整理したいと考えております。その後、第4次総合計画の素案を基に、令和7年度初

めには、歳入見通しや事務事業経費の見込額を推計し、事務的経費及びその他の経費を整理した上で、各種財政比率との調整を図り、令和8年3月から4月の公表を予定しております。

3点目の現長期財政計画における令和5年度までの実績値の分析と評価の1つ目、元利償還額並びに地方債残高の推移につきましては、元利償還額の計画値13億3,724万9,000円に対して、実績値14億6,791万円、地方債残高の計画値130億8,434万6,000円に対して、実績値106億5,858万7,000円となり、決算剰余金を財源とした繰上償還の実施により、単年度の元金償還額は増加したものの、地方債残高は大きく減少したことで、将来的な公債費の負担を軽減することができております。

3点目の2つ目、普通建設事業費の推移につきましては、計画値11億9,523万8,000円に対して実績値16億637万2,000円となり、約4億円の増加となっております。これは、計画策定時点において想定していなかった防災情報システム構築事業や総合行政システム運用事業によるものであります。

3点目の3つ目、財政調整基金残高並びに公共施設整備再生基金残高の推移につきましては、財政調整基金残高の計画値36億263万2,000円に対して、実績値46億4,197万6,000円、公共施設整備再生基金残高の計画値25億3,846万9,000円に対して、実績値29億271万3,000円となり、コロナ禍において国の交付金等を活用したことにより、基金の取崩しを抑えられたことが主な要因であります。

3点目の4つ目、経常収支比率の推移につきましては、計画値94.7%に対して実績値89.5%となり、物価高騰による物件費の増加や公費負担の増加による特別会計への繰出金が増加したものの、公債費等において経常一般財源を抑制したことから、計画値よりも低い数字にとどめることができております。

3点目の5つ目、実質公債費比率の推移につきましては、計画値6.2%に対して実績値4.3%となり、分母においては市町村民税法人税割及び地方消費税交付金等の増による標準税収入額の増加、分子においては繰上償還を除いた元利償還金が減少したため、計画値よりも低い数字にとどめることができております。

3点目の6つ目、将来負担比率の推移につきましては、計画値マイナス19.9%に対して実績値マイナス93.7%となり、繰上償還の実施による地方債残高の減少及び一般会計からの繰入金における公営企業債の償還に充てると認められる額が減少したことにより、計画値よりも低い数字にとどめることができております。

4点目の実績値を踏まえた次期長期財政計画策定に対する認識につきましては、今後さらに人口減少や少子高齢化の進行に伴い、地方税や地方交付税などの一般財源の確保が困難になることが予想されます。また、歳出においては、公共施設等長寿命化計画に位置づけられた大規模改修事業のほか、施設の維持改修経費、人口減少対策、脱炭素化やDXの推進等の経費増加に加え、原材料価格、物価高騰による町財政への打撃も長期化しております。そのため、現状の財政指標に満足せず、常に危機感を持ち、財政状況の悪化を招くことのないよう、将来を見据えたまちづくりと持続可能な財政運営の確立に向け、計画を策定してまいります。

〔何事か言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 暫時休憩します。

休 憩 （午前10時15分）

再 開 （午前10時15分）

○議長（大竹 惣君） 再開します。

○町長（杉山純一君） 続けさせていただきます。

次のふるさと納税型クラウドファンディングについてであります。1点目の評価及び反省点並びに次への生かし方につきましては、本町での初めての取組としまして、通常の返礼品のほかに特別な返礼品として、5月26日に開催された向羽黒山城まつりの山城ガイド散策ウオークと新鶴温泉宿泊券が一緒になった返礼品を用意したところでありますが、特別な返礼品への申込みはありませんでした。

寄附金額が少なかった要因といたしましては、クラウドファンディング型ふるさと納税を行政運営のための資金調達の一つの手段として捉え実施したため、結果としまして納税者目線でクラウドファンディング型ふるさと納税にマッチした商品ではなかったことが大きな原因として挙げられます。原因を踏まえた次への生かし方につきましては、向羽黒山城跡を観光資源として盛り上げていくため、例えば山城整備をプロジェクト化するとともに商品化し、そのプロジェクトに共感した方から寄附を募るという取組が必要であると考えております。そのため、今後は町の政策方針に基づく重点プロジェクト事業に活用すべく、具体的な課題及び事業内容が固まり次第、実施に向け速やかに検討してまいります。

2点目の、このプロジェクトはどのように実施していく考えなのかにつきましては、集まった寄附金は遺跡調査・整備事業と森林公園等管理事業にそれぞれ充当して、向羽黒山城跡の景観整備と道の復元を実施してまいります。また、今後は、現在策定中の向羽黒山城保存活用計画において、課題やその課題解決に向けた取組が明確となった段階で、納税者の共感を得られるようなプロジェクトを立ち上げ、広く発信することで寄附を募ってまいります。

私から以上であります。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） それでは、再質問をさせていただきたいと思えます。

まず、町長答弁はおおむね私の考え方とそう大きくは変わっていないことで、安堵したと言うとちょっと語弊がありますけれども、しっかり現状と、それから未来に向けての心構えがしっかりされているなということで、まずは評価しておきたいと思えますけれども、少し細かくといたしますか、そんなに深掘りするつもりはありませんけれども、大きなつかみどころで再質問いたします。

5年ごとの見直し時期を間近に控えております。御覧のようにコロナ禍があったとはいえ、現長期財政計画の数値からすると、いわゆる見込み値も含めて見ますと、相当な開きがある。これは紛れも

ない事実なのです。それは、一つ一つの事案について、答弁で、こういう理由で考えられる、これが主な要因とか、いろいろ述べております。それもあったかと思えます。そうしますと、次に向けては相当の想定をする必要があるのかなとも思いつつ、現実問題として、今後考えられる、町の大きな大規模事業、これは必ず重く現出してきます。それも踏まえて次の次期長期財政計画をつくろうとしても、この答弁書を見ますと、まだ課長レベルで今調整されている、調査しているということなのですけれども、7年度に至っても、なかなか積算的に厳しい、困難な部分があまりにも多いのではないかなというふうにも考えます。そうしたらば、どう長期財政計画をつくったらいいのかというときに、結局どれぐらいのお金を、余力があってどのぐらいのお金を使っていけるのだという大きな概算、概要をまずつかむ必要があるのではないか。その範囲の中で、これは可能だね、これは何年計画にしたほうがいいね、いや、もう少し延ばしたほうがいいねとか、そういうことをいろいろ考えていかなければならない。大変な頭を悩ます難しい状況が今後出てくる。それは、何年かというところ7年度ですよ。そこは財政当局としてはどのように踏まえていますか、伺いたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長、渡部雄二君。

○政策財政課長（渡部雄二君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

令和8年度からの長期財政計画策定に向けて、かなり細かい積算が必要ではないかというようなおただしかと思えます。先ほどの答弁にもありましたとおり、現在は課長補佐級でいろいろ歳出について調査というか集計をしているところでございます。歳入については、令和7年度になりまして、具体的な細かな積算をして、全体的な計画中の歳入を見込んで計画を策定していくこととなっております。現在の進行中のプロジェクトにつきましては、現在各課を中心に、さらに経営戦略会議の中で全体の進捗を共有しているところでございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 私が聞いているのは、使えるお金を、まずおおよそ踏まえる必要があるのではないかという問いかけです。答弁見ますと、計画を見直す必要があると判断すればという、判断すれば7年度に見直しを行いますってなっていますけれども、これは必ず見直しはしなければならないでしょうという前提の話です。見直しが必要になりますという話ではなくて。判断すれば見直しをしますという答弁になっているので、いやいや、見直しはもう必須でしょうということです。再度答弁をお願いします。

○議長（大竹 惣君） 総務課長、平山正孝君。

○総務課長（平山正孝君） 今ほど根本議員がおっしゃられたのは、長寿命化計画の部分ですよ。令和7年度必要があるということで。その分のお答えでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○総務課長（平山正孝君） 現在、確かに計画上、おおむね7年での見直し、5年で見直しというふ

うになっております。今年度、施設所管課のほうにこれから調査を行って、計画との差異等を確認してまいります。大きな変更等があれば、やはり見直しは必ず必要だということを考えておりますので、それは見直しを行ってまいります。

ただ、基本的な方向性については、計画全体の方向性については大きな変更はないものと考えておりますので、計画の個別表とか、そういった部分、年度が変わるとか、費用負担が変わるとか、そういった部分の見直しというのは行っていくという考えでございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 確認しますけれども、大きな見直しは想定されないけれども、年度の変更はあり得るということですか。ちょっと分かりづらいですけれども。現実問題として、この計画どおりは行っていませんよね。先延ばしになったのもあれば、それから、新たなものが入ってきたり、ありますよね。だから、それを整理する必要もあるし、より確実な計画化を図る必要があるから、見直しは必須ではないですかということを問いかけています。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 議員のおただしは十分理解できます。長寿命化計画の基本的な考え方というのは変わりはないというのは、こちらのほうでは考えております。要は、この施設に町として目標としているこの数字、目標値を設定して、ここまで何%削減しますよという計画を持っております。その部分については基本的には変わらない。その中で、今ほど議員が言われましたように、例えば5年で廃止するものが、計画変更して8年になりましたよといった場合とかあれば、それは見直しの対象にはなってくるものと考えております。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） だからです。だから、30%ですか、削減目標値。それは変える必要はないと思いますけれども、それまでの過程の中で、年度の中で、計画どおりにはっていない部分があるから、それを整理する必要があるでしょう。なぜならば、我々は今のあるものを見て、いろいろ町民とのやり取りもありますし、例えば例を言えば、河川敷の庭球、あれだって、町民の皆さんは、もう廃止されるのだから。まだまだ使っているのだから残してほしいって今声が上がっているのです。でも、計画上はそのまま廃棄になっているから、今ばあっと大変だと、こんなに使っているのに何でなくすのという声が起きているわけでしょう。だから、そういうのを真摯に受け止めれば、やっぱりきちっと整理した見直しは必要ではないですか。これは、象徴的に今テニスの庭球場のことを言いましたけれども、そのほかだってあると思います。やるべきことをやれないでいることだってあるわけですから、そこをちゃんと整理する必要があるのではないですか。あまりここで長く時間使いたくないです。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 今ほど例として、一例で庭球場というお話がありました。この公共施設長寿命化計画につきましては、施設ということで、建物、箱物の計画なので、そういった部分につい

では含まれていないのが実際のところですよ。

あと、年度ごとの計画というのは、今議員言われました長寿命化計画の中には基本的には入っておりません。というのは、各課でつくっている個別計画の中に年度ごとの、これはいつ廃止します、これはいつ解体しますという部分が入っております。そのまとめた方向性の部分が記載されておりますので、その部分の見直しを行うという形になろうかと考えております。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） もう少し私も精査する必要があるなと思いますけれども、今の説明で事足りるとは私は思っておりません。ただ、もう少し分かりやすくするために、見直しは必須ではないかということをお聞きしておきたいと思っております。

次に参ります。長期財政計画も検討に入っているという、特に6年度内には投資的経費について財源見込みも含める。ですから、さっき言ったように、今後のことを考えると、当然にここが一番の課題ですよ。それは、財源見込みも含めて6年度、あるいは7年度、早い時期に可能ですかという、そこが少し疑問なので伺いたいと思っております。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） それでは、お答えいたします。

長期財政計画の策定につきましては、今ほど議員おただしのとおり、今年度歳出、投資的経費について検討しておりまして、あと先ほど私お答えしたように、来年、令和7年度になりまして、歳入を含めたところの調整を図って、令和8年3月もしくは4月の完成を目指して取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） ですから、積算大丈夫ですかということです。おおよそにはならざるを得ない、それは分かりますけれども、そこが大丈夫なのということです。これから計画づくりが始まるんですよ、基本計画を含めて。そうすると、そこまでいけるのかなという。そこはどんなふうにご検討されていますか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

大変厳しい日程ではありますが、当然そこを目指して検討してまいります。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 目指していくのは、もうそれは当然です。そういう計画、7年度にはもうつくって、8年度から長期財政計画が始まるということですから。それは当然なのでしょうけれども、大丈夫ですって言わないから、こちらには何だろうなというふうに思います。そこは言えないのですか。どこまで本当に想定できて、書けるのですか。限度はこれだけですよという枠をはめてつくると

いうなら分かります。そういうことですか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） 再度のご質問でございます。

歳入のほうの枠があって、それに当てはめるということではございませんで、先ほどからお答えしていますように、今年度歳出を固めて、来年度歳入ということにはなるのですけれども、目標はあくまで令和8年3月もしくは4月になります。もうそこに向けて本当に頑張っていくというお答えしかないのですけれども、まず我々としてはそこでの完成はできるものと今の時点では考えております。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 収入の枠ではないです。経費の枠です。大規模事業費としては、枠はこれしか使えませんよ、これでいきましょう、これで長期計画の枠をつくっていきましょう、そうしないと、私はなり得ないと思っているのです。だって、今は計算しようがないではないですか。高田の街なかのこともある。新鶴のふれあいの森公園の整備、利活用の計画、これからつくるのです。その後、本郷です。本郷一小跡地です。それから、公民館跡地ということあります。もうこれは象徴的なこと言いましたけれども、そうすると、どう積算しようもない事態が本当直近までいってしまうのではないですか。その懸念です。そこはどういうふうに考えますか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

ちょっと説明が不足して申し訳ございませんでした。当然、検討に当たりましては、現在の基金の残高であったり、あと活用できる有利な起債、そういったものを全体的に把握した上で、それから全体的な支出を、このぐらいまでならいいだろうというようなことから作業を進めてまいる予定でございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） なかなか答弁も難しいことがあるかもしれませんが、なぜこううるさくといいますか、しつこく聞かかるといって、現の長期財政計画、これ、本当にこれ長期財政計画、コロナ禍がありましたから、ある程度仕方なかったというところあるのですけれども、分かりやすく色刷りでできているのですけれども、全く数字がもう動いているのです。物すごく動いていて、これを基に考えるのが、我々チェックするのは、仕事とした場合に、こんなのまたつくられたのでは、どうにでもなるというふうに私は懸念するのです、この後。私この後の長期財政計画づくりが一番大事だと思っていますから、だからそこを懸念しているから、一定程度の枠をはめなければ、つくりようがないのではないのでしょうかということを問いかけています。再度の答弁をお願いします。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） 議員おただしのとおり、長期財政計画の正確性といいますか、それにつきましては極力最新の情報を反映させて、精度の高いものをつくってまいりたいというふうに考

えております。また、前期の計画におきましては、やはりコロナ禍の影響とか、そういったものが非常に多かったと思います。今後も、そういった特殊事情とかが発生すれば、計画の見直し等々も考慮しながら、できるだけ正確な数字を使った計画策定に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 次へ参ります。

個別の財政の推移のところ、元利償還額並びに地方債残高の推移ですけれども、まさに繰上償還、当初予算プラス繰上償還をどんどんやってきていますから、これは実質収支の余剰金で、そちらに向けているというのはもう正当なやり方で、これはよかったなと思っています。これによって相当な財政の窮屈さ、数字的なことも含めて大分改善されているということで、この取組は私は評価したいと思っています。

次に、普通建設事業費の推移ですけれども、5年度の部分では、これも計画値よりも低い数字になってはいるのですけれども、4年、5年がとてもではないけれども計画と大変なずれが生じてきております。こういうことも踏まえると、先ほど何度も言いましたように、相当な枠をはめていかないと、これだけの数字を、大きなぶれを生み出すことになっては、私はいけないのではないかなというふうに思います。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） ただいまのご質問でございますけれども、普通建設事業、確かに金額が大きなものがございます。ですので、我々も随時、経営戦略会議等々において各課長の中で情報を共有しながら、できるだけ早めに、そういった大きな事業については正確に把握をしてまいるような対応をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 次に、財政調整基金のところに参ります。

ここで、これ人口減少対策の部分も入っているのですよね。当然普通預金同様にいろんなところに使っていける基金でありますので、計画上よりも9億から10億も増えているということについては、やはり気を緩めてはいけないなと思うのです。この使い方も含めて、しっかり対応していただきたいなど。使うところには使ってほしい。どうしても、傾斜配分という言い方もありますけれども、使うべきところに私は使っていないと思っていますのです。人口減少対策もありますけれども、もっと子育て支援に力を入れてきている町ではありますけれども、具体的に町長のビジョンがもう少し明らかに具体的に出てくる、あるいは出す場合に、やはり財政的な裏づけもしっかり踏まえて出していたら、町民にも分かりやすいものになっていくのではないかなというところですので、そのところは、これは町長に伺ったほうがいいですか。この長期財政計画の想定以上の余力があるという現実、蓄えもあるという現実、それを踏まえて、やっぱり使うところには使う、まさに人口減少対策に

限りますけれども。そこはどんなふうに考えますか。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） 私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

財政調整基金、今議員からお話あったように、人口減少も含めてのこの基金になっております。一見と言うと失礼ですけれども、かなりの金額が財政調整基金として我が町はあるという、錯覚ではありませんけれども、実際あるわけですけれども、これをこの先のことを考えながら見ていったとき、ここから繰り出して一般財源として使っている分もやっていくと、なかなか財政上は、この基金これだけの金額があるといっても厳しい状況にあるという報告を財政のほうからいただいております。

その中で、やっぱりやらなければいけないことをやりたい、私というか、町を今後発展させるために、町民のためにやりたいこと、いろいろ出てきました。その中で、財政ともしっかり話をしながら、今というか、早急にやらなければならないもの、もう少し時間をかけてやってもいいもの、これをしっかり精査をして、今後の長財づくりをしていきたいと思います。今洗い出しも含めて、無駄ということはないと思いますけれども、削減できるものはしっかり削減をしてそういったものに充てていくという今調整をしているところでもありますので、この次の長期財政計画の中でしっかりそういったものを議員の皆さんにも示していければなというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 町長の言わんとすることは理解したいと思います。ただ、具体的に町民にどう伝わるかという、メッセージをどう出すかというのは大変大事です。ましてや長期、10年間の計画をつくるわけですので、まず町長の自分のビジョンをしっかりとそこに落とし込んで、それも財政きちっと踏まえておりますよという、堂々と言える中身になることを期待したいと思います。

次へ参ります。次に、経常収支比率ですけれども、これは決算特別委員会の中でも少しやり取りしたいなと思っておりますので、いずれにしても高止まりになっているということはしっかり踏まえていかなければならないなというふうに思っております。

次に、実質公債費比率ですけれども、これは皆さんの執行部の努力によって、これだけ下げてきていると、これは評価したいと思います。

将来負担比率、当然0.以下ですから、これは大いに評価されてしかるべきだなというふうに思っております。

次に、長期財政計画策定に対する認識ですけれども、このとおりしっかり危機感を持って将来を見据えた、まさにこれでやっていっていただきたい。そこに町長のビジョンがしっかり収まってくれば、町民には分かりやすいものになっていくのではないかなと、こういうまちづくり。昨日も出ていたですね、方向性が見えないというところ。これ大事なことだと思いますので、しっかり踏まえて取り組んでいただきたいなというふうに思います。

次、大きな2点目の質問に参ります。ふるさと納税型クラウドファンディングについてですけれど

も、これ100万円目標額にしました。当然100万円という積算したわけですから、絵を描いたわけです。設計図を描いたわけです。どのような計画の中身だったのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） ただいまのご質問にお答えいたします。

このクラウドファンディング型ふるさと納税につきましては、議員ご存じのとおり、本町初めての取組でございまして、内容としましては山城の戦国時代の道を復元したいということで、道の復元と道路の整備、あとは山城を長く後世に伝えるための向羽黒山城保存活用計画の策定でございまして。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） これおかしくないですか。これは、クラウドファンディングを使ってやる仕事ではないでしょう、今の話は。計画づくり。この100万円をいただいて、ある場所を、ここをこういうふうにしたいので、どのくらいお金がかかると。そこにガバメントクラウドファンディングを使って、この部分をやりたいのだと、そういう具体的なものはないので。どのくらい集まるかわからないけれども、概念として、概略として、環境整備と道の復元をやっていこうとしたのですか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） ただいまお答えしましたとおり、クラウドファンディング型のふるさと納税ということで、町としましては今ほどお答えしたような事業に、あくまでその100万円を、100万円をとるか、寄附金を充当したいというような考えで取り組んだものでございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 例えば、それでは言います。三の丸から二の丸に行く、あの昔の道、土橋がある。町長、行っていますか。私はあそこに行って感動したのですけれども、あそこをまず整備したいのだと、するとこのくらいお金かかるので、まずはそのことで寄附金をお願いしたいなということになったというふうに私は想定したのです。場所はどこでもいいかもしれません。だけれども、場所を想定しないで、事業費も想定しないで、ただ目標額を100万、とにかく100万やってみようと、どんなものかなという実証実験的にやったということですか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） 再度のおただしでございまして。

山城の道を復元したいというプロジェクトがございまして、事業費としましては、先ほど言った内容に付随しまして、遺跡調査整備事業であったり、あとは森林公園等の管理、そういったもので、事業費としては当然もっと多くの事業費を想定しておりました。その中に寄附、ふるさと納税の寄附金を充当させていただきたいということでございまして、そのプロジェクトとしましては、先ほど議員おただしのとおり、向羽黒山城の景観整備、道の復元というようなプロジェクトに対する事業でございまして。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長、もう少し質問の趣旨を捉えて、簡潔にお願いできますか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 暫時休憩します。

休 憩 （午前10時49分）

再 開 （午前10時53分）

○議長（大竹 惣君） 再開します。

政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） 大変失礼いたしました。

この事業におきまして、先ほども少しお話ししたのですけれども、事業の内容としまして遺跡調査整備事業に220万円ほど、あと向羽黒山城の調査整備に係る人件費としまして130万ほど、あとは森林公園等の管理事業としまして支障木撤去等において25万、大体400万程度の事業費を見込んでおりました。先ほど冒頭にもお答えしたとおりでございますが、このガバメント型クラウドファンディング、町として取り組むのが初めてでございましたので、この400万円のうち100万ぐらいというような積算をしまして、それをふるさと納税、ガバメントクラウドファンディングということで募集をして、その集まった分をこの事業に充当するものでございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 具体的にお金が幾らか想定したのかというところを私は聞いていましたよね。ですから、ただ遺跡調査するとか、人件費ですとか、それから森林公園の管理事業とか、こういうことをのせて、これをもくろんで発信しても、これ共感得られますか。これ共感がポイントでしょう、このクラウドファンディングは。ですよね。応援したいですよね。それから、進捗状況も常に発信して、こうなっていますよ、ぜひ見に来てくださいとか、いろいろそういう情報発信も大事な部分です。それから、リターンはつけなくてもつけてもいいのですけれども、リターンも一定程度つけたと、これも私は魅力だなと、ある意味差別化を図ったなと思うのですけれども、果たして美里町を知らない人、あるいは知っている人も当然いるかもしれませんが、魅力のある、関心持たれる情報の発信の仕方、提供したのかなというところがポイントだと思うのです。今のどういう事業の中身なのですかって聞いただけで、聞いたらこの答弁でしょう。それで、では私も応援したいという気持ちになってもらえるかどうかだと思うのです。これは大事な、いわゆるガバメントクラウドファンディングの要諦だと思うのですけれども、そこはどんなふうに考えていましたか。反省でもその点はきちっと踏まえておられるので、恐縮ですけれども再度お願いします。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

私も、この案件の後、やはりいろいろ先進的な事例を研究させていただきまして、やはり今議員の

ほうでおただしのありましたとおり、明確な使い道を表すということと、様々なPR活動、こういった事業なのですよというようなPRが大事だと思っております。さらには、その返礼品において魅力のあるもの、または実際にその地域のよさを体験してもらうようなものが非常に有効かなというふうに、調査をした結果、そういったものが有効だなというふうに考えたところでございます。ですので、今後につきましては、やはり町がこういったものをPRして、こういったものに多くの方に共感をしていただいて、町の事業に応援していただけるようなものをつくり上げてPRをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 方向性はそれでいいのですけれども、課長は現場に行かれたと思うのですけれども、まさにここやりたいね、こここうしたいねとか、生涯学習課のほうと連携しても構いませんけれども、現場に立って、ちょっと考えてみたことありますか。このプロジェクトを立ち上げ、発信する際。そこはいかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） 現場には当然私も行っておりますけれども、正直そこまで細かい思いを持って現地を見たわけではございませんが、やはり非常に、特に全国のお城ファンにおいてはすごくいいものだというふうに思っておりますので、今後は魅力の発信について、関係課、関係機関と協議をして、よりよいものとしてプロジェクトを立ち上げて発信していきたいというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） そうしていくべきだと思います。今年、町長行かれるのですよね、山城サミット。まだ決めていないのですか。絶好の機会なのです。物すごくポテンシャルのあるところなのです。遺跡調査すればすれほどいろんなものが見えてきているというのは、これ現実なのです。現場に立つと、それがなお分かるのです。これ文献見たり報告書を見ただけで分かる話ではない。やっぱり現場に立って、風景も見ながら、あの風に吹かれて、しっかり足で現場を踏み込んでいくと、物すごく分かってくる。こうしないと、こうしたいな、ああしたいなと。自分なりのビジョンも湧いてくる。ぜひ課長、政策財政課長になったばかりですので、しばらくはおられるのですから、そういう自分なりのビジョンも持って、しっかり魅力のある、共感を得るプロジェクトの内容に私は磨き上げていく必要があるのではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） ただいま議員おただしのとおり、今後につきましては様々なガバメントクラウドファンディングが成功するような協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 期待します。いわゆる移住人口増を狙った政策、いろいろ町もやっています

けれども、これは全国的に取り組んでいますし、差別化しろといってもなかなか難しいところもあります。こんなに難しい課題を各地方自治体に取り組んでいかなければならない。国は何しているのだというところもありますけれども、でも知恵はやっぱり出していかなければならない。関係人口を増やすのも大事な柱です。これは、私ずっと以前から言ってきておりますけれども、これはどこで目を開かせられたかという、やっぱり北海道の東川町です。あそこに行って。すごいところなのです。あそこで何か一層一層、この町でも生かせなければなというこで、クラウドファンディングを含め、それからふるさと納税の株主制度の活用も含めていろいろな提案をしてきましたけれども、今後のことを考えると、関係人口を増やすというのは、ただマニアックな人たちに来てもらってにぎわってもらう、あるいは喜んでもらうというだけではなくて、このガバメントクラウドファンディングを使っでつながっていく、つながったら継続していく、継続して、それを広げていってもら、そういう努力も必要なのです。ですから、中身の情報発信がとても重要になってくる。

そして、あとポイントは、町長のメッセージ発信です。よそは、やるところはやっています。なるほどなと思いました。ふるさとチョイスの中に。そういうところもあるのです。そうすると、町長の思いがよく伝わるではないですか、本気度も含めて。魅力はやっぱり増していく。私はそう思います。そういう情報発信の大事さをやっぱり再確認しながら、しっかり取り組んでいってほしい。最後に町長の答弁を求めて終わりたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） 根本議員からのご質問ありがとうございます。

ふるさと納税型クラウドファンディング、我が町として初めて採用させていただいて、取組をさせていただきました。結果、目標額には至らなかったわけです。今議員のほうからトップセールス、大事だよというお話をいただきました。向羽黒山城跡、去年、おとし、細かく全体を見させていただいて、今年、知事毎年来るものですから、山城入っていただきました。時間短かったのですけれども、去年よりも今年、看板ができたり、いろいろなものが整備されてよかったと、非常によくなっているなって実感を受けています。ただ、あれだけの山城をしっかりと遺跡調査をしながら整備していくというのにはかなりなお金もかかってきますから、今回のこのクラウドファンディングも反省点もありますから、しっかりと私も発信をしていますし、これからはして、あそこの整備をしっかりしていきたいなという考えでありますので、よろしくお願ひしたいなというふうに思、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） より魅力のあるものに磨き上げていっていただきたいと。

質問を終わります。ありがとうございました。

○発言の訂正

○議長（大竹 惣君） ここで、総務課長より答弁の訂正の申出がありましたので、これを許可いたします。

総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 私の答弁の中で、根本議員の質問で、計画の中に年次計画がないと申し上げましたが、申し訳ございません、私のちょっと勘違いで、10年間の計画、整備計画というものがございました。訂正をさせていただきます。

なお、今後、今年度中に各課のほうに今までの状況、あと今後の計画等を調査して、修正と見直しを図っていくという考えでございます。よろしくお願いいたします。

〔「了解しました」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） これで根本謙一君の質問は終わりました。

ここで11時15分まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時05分）

再 開 （午前11時15分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

次に、通告第6号、8番、星次君。

〔8番（星 次君）登壇〕

○8番（星 次君） それでは、さきに通告しておきました一般質問を行います。

1点目、ふるさと納税額を増やすための方策についてであります。本町は、自主財源が乏しく、依然として依存財源による町政運営が続いております。そのために、ふるさと納税によるまちづくりを積極的に進めてきていると認識しているところでありますが、会津管内の他町村と比較した場合、ふるさと納税額が低過ぎると考えております。そこで、以下のことを伺います。

1つ目、一番人気のある返礼品は何で、どこにお住まいの方に人気があるのか伺います。

2つ目、本町では多くの農産物が生産されているが、それをどのように情報を発信しているのか、また情報発信の方法、変革は考えているのか。

3番目、新鮮な野菜類の取扱いを実施している他市町村の実例の調査をしているのか。

4番目、年度ごとの納税額を見ると、令和3年度は6,190万4,000円、令和4年度は3,658万1,000円と、約6割ほどに減った状態であります。様々な原因があると考えますが、町はどのように分析しているのか。

5番目、令和4年度の納税額のうち、返礼品に係る諸経費を引いて、町で寄附金として使える額を伺います。

6番目、町はふるさと納税をこんなことに使いたいと情報発信をしたことはあるのか。例えば子育て

て支援や将来のオリンピック選手育成のための施設改修資金としてなど、用途目的を示した情報発信の考えは。

次に、2点目であります。農用地の地域計画の進捗状況と今後の取組についてであります。使い切れない農地を地域再生の活力源となり得る人・農地プランや農業経営基盤強化促進法による地域計画の策定期限が令和7年3月までとなっているが、既に完了した集落はどのくらいあり、課題や問題点等の意見集約はできているのか。策定中または未策定の集落の問題点や現状把握はされているのか伺います。

また、策定後の集落に対して、町はどのようなことを指導助言し、農業振興を推進するのか、併せて伺います。

3点目、町営テニスコートの管理運営についてであります。6月に議会地域別意見交換会を町内3会場において実施したが、その中で町民から各地域のテニスコートの現状を聞いて驚いたところあります。庭球場の管理については、本郷地域は直営、高田、新鶴地域は指定管理者に委託し、適切な管理を行っているものと認識はしておりますが、プレーが困難なコートもあると聞いております。町は、現状把握や、利用者または指定管理者との対話等、年何回行っているのか。改修工事を次年度から行えるような計画を立てて、適切な管理運営ができるようにすべきと考えるが、所見を伺います。

また、河畔公園庭球場は廃止する方向で進んでおりますが、存続すべきとの意見が寄せられたものもあります。パブリックコメントや各種手続等を経て判断されたものとは認識しておりますが、再度、利用者との話し合いやアンケート調査を行い、慎重に結論を出すべきであると考えます。なぜ廃止なのか、経過も含め、内容を伺います。

4点目、どの子ども学べる環境づくりについてであります。町教育委員会の基本理念、基本目標、施策の展開の中で、どの子ども学べる環境づくりについて、以下のことを伺います。

(1)、教育相談推進チーム会議はどの時点で開催するのか。定期的なのか、内容を伺います。

(2)、不登校への対応の充実については、こども家庭庁のこどもデータ連携実証事業に採択されたが、現在どのように活用しているのか。また、実証事業は令和6年度で終了するのか。この事業に携わっている専門家の待遇、身分はどのようになっているのか伺います。

(3)、様々な理由で学校に行きたがらない子どもも多く、精神的なケアは一層必要になると考えます。不登校の未然防止につなげる事業であり、この導入は調査、分析、検証、課題、成果も求められることでもあるため、大いに期待するものであるが、事業の現状と、問題点があれば伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 8番、星議員の一般質問にお答えいたします。

なお、町営テニスコートの管理運営及びどの子ども学べる環境づくりにつきましては、教育長より答

弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、ふるさと納税を増やすための方策についてであります。1点目の一番人気のある返礼品とどこにお住まいの方に人気があるのかにつきましては、例年馬刺しが一番人気となっており、令和5年度においては寄附額全体の56.5%となっております。関東地方からの申込みが多く、特に東京都の方から多くの申込みをいただいております。

2点目の農産物の情報発信の方法、変革の考えにつきましては、本町のふるさと納税の返礼品として、現在、野菜1品、果物12品を取り扱っております。それら農産物に特化した情報発信は行っていないところでありますが、本町の特産品がより多くの寄附者の目にとどまるよう、複数のふるさと納税サイトを利用して募集しております。今後は、さらにふるさと納税サイトを増やし、効果的なデザインや写真を使用するなど、本町の特産品が多くの方の目にとどまり、ご寄附いただけるよう努めてまいります。

3点目の野菜類の取扱いを実施している他市町村の実例の調査につきましては、寄附額上位の近隣市町村の調査を実施しており、その結果、トマトやアスパラガスなど季節ごとの単品の商品も見受けられますが、本町同様に野菜の詰め合わせといったセット商品が多く扱われています。しかし、生鮮食品は品質保持や数量確保、配送コストなど取扱いが難しく、事業者の負担が大きいことから、ふるさと納税の参入に消極的な事業者が多い現状であります。

4点目の令和4年度が令和3年度と比較して減っている原因につきましては、ふるさと納税における高額寄附が減少し、また令和3年度においては教育振興のための高額寄附がありましたが、令和4年度はなかったことが要因となっております。

5点目の令和4年度の納税額のうち、諸経費を引いた額につきましては、寄附額3,356万1,000円に對しまして、返礼品を含む経費の総額は1,132万3,910円となるため、諸経費を引いた額は2,223万7,090円となります。

6点目の寄附金の使い道の情報発信及び使途目的を示した情報発信の考えにつきましては、まず寄附金の使い道であります。町長にお任せを含め、第3次総合計画の政策体系に沿った7つの項目の設定を行っており、寄附申込みの際にご希望の使い道をお選びいただいております。また、特定の事業にふるさと納税を募る場合は、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用しております。

次の農用地の地域計画の進捗状況と今後の取組についてであります。1点目の完了した集落につきましては、今年度中に73集落を対象に策定を進めているところであり、8月末時点において話合いが完了した集落は64集落であります。

2点目の課題や問題点等の現状把握につきましては、共通する課題や問題は、農業者の高齢化に伴う担い手の確保、イノシシや熊など有害鳥獣による被害の増加、水路など老朽化した農業用施設への対応などありますが、集落における特別な課題や問題も把握しております。

3点目の地域計画の策定後の対応につきましては、この計画は一度策定したら終了するものではな

く、地域の実情に合わせ、随時見直しを行い、地域の皆さんが主体となり取り組む課題解決について支援を行うとともに、農業委員会や関係機関と連携を図り、農地の集積、集約化を推進するなど、地域農業の維持発展につなげてまいります。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 8番、星議員の一般質問にお答えいたします。

町営テニスコートの管理運営についてであります。1点目の町による現状把握、利用者等との対話につきましては、町が直営により管理している本郷テニスコートは常時状況を確認しております。指定管理により委託している宮川庭球場、河畔公園庭球場及びふれあいの森公園テニスコートにつきましては、不具合等があった場合は随時連絡を受けて確認を行っております。

また、利用者との対話等につきましては、施設の申込みや貸出し等の窓口でご意見をいただくことはありますが、利用団体と会議形式による意見交換などは実施しておりません。なお、指定管理者との対話等につきましては、毎月1回以上は直接情報交換を行っております。

2点目の改修工事の計画的な実施による適切な管理運営につきましては、いずれのテニスコートも老朽化が進んでいるため、テニスコートの利用状況や今後の活用方針を踏まえて、計画的な修繕は必要であると考えております。

3点目の河畔公園庭球場の廃止につきましては、会津美里町社会体育施設整理計画において令和6年度で施設を廃止する計画となっておりますが、他のテニスコートの改修時に利用できる代替施設の確保が必要になることや利用状況及び施設の老朽化の状況、さらには維持管理コストも考慮しながら利用の継続についても検討するなど、利用者の意見も参酌しつつ、改めて調整してまいる考えであります。

次の、どの子ども学べる環境づくりについてであります。1点目の教育相談推進チーム会議の開催のタイミングと内容につきましては、教育相談推進チーム会議は、事務局員のほか、教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子どもと親の相談員などで構成しており、情報交換や事例研究による各相談業務担当者の資質向上と教育相談体制の充実を図るため組織しております。この会議は、現在は全ての構成員に情報共有が必要な事案が発生した場合に開催することとしているため、令和6年度の開催時期は未定であります。日頃より事案に応じて構成員同士が連携し、情報を共有しながら対応しております。また、それぞれの職種において、町や県で主催する研修会への参加や、教育支援に係る連携会議を通して教育相談体制の充実を図っております。

2点目のこどもデータ連携実証事業につきましては、令和5年度にこども家庭庁の実証事業に応募し、採択された事業であり、令和6年度も新たに採択を受け、2年目となります。事業内容といたしましては、子どもたちの不登校の兆候や学校での困り感を早期に捉え、先回り型の支援につなげるこ

とを目指し、システムの構築を進めております。原則2年間の採択期間であり、令和6年度をもって実証事業は終了となりますが、令和7年度からは町独自の事業として、構築したシステムの運用を予定しております。また、本事業に携わっている専門家につきましては、愛知教育大学教育学系心理学講座の准教授と、京都大学大学院教育学研究科の准教授の2名であり、こども家庭庁発注事業に係る有識者として、主にデータの分析と活用についてご指導いただいております。

3点目の事業の現状と問題点につきましては、1人1台端末の活用による不登校の兆候や学校生活上の困り感が高まっている児童生徒一人一人の状態に応じたサポートにつながるシステムの構築に取り組んでおります。また、これまで大きな問題点はございませんでしたが、課題としては令和5年度の事業導入時から現場の先生方への負担過重とならないよう、聞き取りなどを行いながら事業を進めている点と、個人情報保護について、法令や国のガイドラインに基づいて慎重に進めている点、また実証事業終了後のシステム運用に係る費用面も含めた環境整備についての3点を念頭に事業を推進しております。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） それでは、再質問させていただきたいと思います。

一番人気のある返礼品というのは、馬刺しが56.5%というふうに大きく示しているわけですが、これについては、今、物価高騰によりまして、生活必需品として食料品として捉えておりますので、やはりそれを押さえるために馬肉というふうになっているのではないかなと思います。それで、そのほかに、これを見ると、なかなか野菜類については1品であります。果物は、やはり保存が利くので12品というふうになっておりますが、これさらにやっぱりもう少し研究して、ふるさと納税の人気商品プラス、美里の特産品について研究をする必要があると思うのですが、その辺の見解を伺いたしたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長、渡部雄二君。

○政策財政課長（渡部雄二君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在確かに野菜詰め合わせセット1品ということでございますので、今後につきましては近隣町村の成功例なんかを参考に、品数を増やしていくような検討をしてみたいというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） それができない原因というか、何が問題点なのだということを、他町村に研究するでなくて、町は独自で、それぞれが違うわけですから、地域が。それをやっぱり原因究明は早急にやる必要があると思うのですが、そういうために政策財政課が中心となって、産業振興課、いろいろあると思うのです、横断的に。それは経営戦略会議等で話し合っていくとか、そういう部分は考えないですか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

事前に我々内部で検討したところ、議員おただしのとおり、野菜等であれば収穫期間と受付期間がある程度限定されるということもございまして、非常に取扱数が制限されたりといった課題があるということ前提になるのですけれども、我々地元の事業者の方に野菜の出品なんかをお願いしても、やはりなかなか消極的な方というか、サイトによる販売に抵抗があるような方が多いというような現状がございまして、そういったところも踏まえて、今議員おただしのとおり、産業振興課、担当課とそういった細かいところの協議を進めて対応していきたいというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） それで、この事業は中間業者が入るわけです。町の思いと中間事業者の考え方もあると思うのです。そういう中間事業者との話し合いというのは全然なされていないのでしょうか。あったらちょっと教えてください。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） 申し訳ございません。中間業者というのは、どういった……

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 失礼しました。町が使っている、例えば楽天とかふるさとチョイスでやっている、その中身の中間事業者が一番ネックに、その辺がネックになると思うのです。そういう方と話し合いというか、ほかの町村がやっているという事例は、やっぱりその中間事業者との連絡を密にして、やっぱりできる方向でやっていると思うのですが、町はそこまでいっていないと思うのです。だから、その辺がどうなのかということで聞きたいのですけれども。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

確かに議員おただしのとおり、そういった中間業者、サイト運営業者等と連絡につきましては、あまり密な連絡調整は今までしていなかったのかなというふうに感じております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） そのために、きちんと委託料というか払っているのですよね、手数料みたいな。それで、野菜というだけでなく、ふるさとチョイスの美里版を見ると、本郷焼に特化した部分がたくさんあるのですが、それ以外の魅力的な部分をもっとあると思うのです。そういう部分も出していただいて、やっぱり納税額を増やすという手段は必要でないかなというふうに思います。

それから、もう少し寄附額があるように、デザインや写真というふうなことでやりますというふうになっておりますので、これには期待したいなというふうに思います。

それから、もう少し考えを新たに、考え方をちょっと変更しまして聞きたいのですが、このふるさと納税、約2,000万ほど町の収入に入ったというふうに答弁なされておりますが、これについては首

都圏のほうから、関東圏のほうから多かったと思うのです。東京等ですよということではありますが、これについて、町は額が大きければ大きいほど町税も減ると思うのです。その辺の関連性もやっぱり計算していると思うのですが、そんなには、町のほうからほかの町村にやった事例というのはあまりないと思いますので、それは関係ないと思うのですが、ただしこのふるさと納税額が低くて、もうやめたいというような町村も、福島県内には4つもあるのです。4つの、主に村ですが。もう20万、30万の寄附額なのです。だけれども、美里町はまだ2,000万あるので、やっぱりこれを、この倍ぐらいはしてほしいなというふうに、努力はしていただきたいなというふうに思っております。

それで、最後に6点目の使い道ということで、今町長が令和7年から新鶴のふれあいの森公園整備事業ということで考えていますので、多くの事業費がなると思うのです。これについて、私が提案したように、我が町の過去には全国で中学校駅伝2位という、準優勝という輝かしい実績もあるわけですから、そういうために、青少年のというか、その育成のために、スポーツ選手の育成というために整備するのだよという、やっぱりアンテナを高くして、全国に情報発信して、前の同僚議員が企業版のふるさと納税言いましたが、それも必要であるというふうに私は認識しておりますので、その辺の考え方、ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

現在のふるさと納税につきましても、総合計画の政策体系に沿ったもので、こちらの事業にということ寄附を募っているところでございますが、議員おただしのとおり、ふれあいの森の整備等に特化した、そういった場合ですと、いわゆるクラウドファンディング型になるのかなというふうには思うのですけれども、そういったものにつきましては、先ほどお答えしましたとおり、プロジェクト化をしっかりと、皆さんに寄附をしていただけるような中身に磨き上げて対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、今度政府は中間事業者に対してポイントの廃止を言っていますが、これについてうちのほうで利用しているふるさとチョイスの事業者は、これはポイントを廃止しても一向に大丈夫だというふうに言っておりますが、これの影響という部分で、寄附額が減るのではないかとすごく懸念するのですが、課長の考え方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かにそういった国の動きで今後変わってくるようなことは当然想定されます。ですので、我々も情報をできるだけ早く取り入れて、サイトの件数を増やすことがいいのか、そのままのほうがいいのか、いろいろな角度から、できるだけ町に納税額が増えていくような方策について検討してま

いりたいというふうを考えております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） それでは、次に移ります。

8月の末時点で137集落ということで話合いが完了したというふうに答弁になっております。それで、これについて、まだ2集落というか、全然話合いもなっていないという集落が、何が問題点で、何がどう駄目なのか、その点の見解というか、調査した結果とか、それあれば教えていただきたい。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長、鵜川晃君。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 話合いを行っていない集落につきましては、2集落でございます。話合いを持っていない理由としましては、現在調整を図っておるところであり、ほかの集落のほうも今一斉に説明会を行っている段階でございますので、日程調整の段階ということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） この地域計画は、昨日の同僚議員も質問して大まか分かったのですが、10年後の計画策定ということで、農地をどうするのかというふうなことでありますが、ここに課題や問題点ということで、農業者の高齢者、それから担い手の確保、イノシシや熊、それから大きいのが、もう基盤整備やって、もう30年、40年近くもなる地区もあるのです。この水路の関連はどうするのだというふうに我々集落においても話合いがなされたところではありますが、やはり農業従事者が年々減ってくる、高齢化になって農業をやめる、残された農業者で管理しなくてはならない、道路、水路、これがどうするのかということで、もうお手上げ状態なのです。この点を、明確なる、恐らく課題解決策はないだろうなというふうに思いますが、どのようにすれば、この地域計画をつくって、つくって何にも意味がないのではないかというふうに思っている農家の人が多いのです。その辺が、この計画が進んではいるものの、この計画でさほど農業従事者に影響はないので、それでよかろうというふうになっていると思うのですが、その辺の今後の町の農業振興計画における農用地の維持確保と、それから中山間地においては耕作放棄地。町の現状からすれば、本当に現状を上回るような耕作放棄地が増加しているのです、年々。その対応として、農業振興地域の見直し、この計画策定後にする必要があると思うのですが、その辺の考え方を教えてください。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） まず、1点目の現況で維持できている部分もございしますが、その後の計画の策定についてどのようになるのかという部分につきましては、町としましては、ご自身の土地、農地を将来どうすることということで、地区のほうにお話を持っていております。例えば将来的に自作が可能なのか、将来的に担い手さんに委託をするのかという部分も含め、やはり地区でどのように考えているかという部分を十分把握した上で計画を策定する必要があるというふうに思っております。

2点目の農業振興計画に位置づけする、計画に盛り込むという部分でございますが、そちらにつきましては、地区のほうに十分話し合いを、協議の場を持っていただきながら、将来の土地の活用方法、先ほど議員がおただしのように、農地として活用する部分であったり、遊休農地化になっている部分につきましては保全する区域ということで、地区のほうのご意見をいただきながら区域分けをします。そちらにつきましては、今後10年間の計画となろうということになっておりますので、地域の実情に合わせ、逐次計画を見直すものでございます。つきまして、将来の農業振興計画の見直しにつきましては、その地域計画の見直しで盛り込んだ区域の部分を取り込むことになろうかと思っておりますので、そちらについては十分地区の実情を反映したものを取り込めるものというふうに認識してございますので、そのように取り扱ってまいりたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） それで、私の集落のことを問題点言いますと、町外にもう住所を移して、維持管理もできないというか、本当にその方がたくさん持っているのです、農地を。それが鳥獣のすみかになったり、本当に困っておりますが、町や農業委員会として、町外の農地所有者に対してどのように、文書で指導していると思うのですが、どのようにそれを講じているのか、その辺の内容をちょっと教えてください。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 遊休農地の解消の部分で、土地所有者に対する通知ということのおただしだと思いますが、そちらにつきましては、現場に赴きまして現地の状況を確認し、農業委員会として、必要があれば、その是正の通知をしておるということで認識しております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 分かりました。通知だけで、全然進行しないのです。本当に困ってしまっているのですが、実際農業委員さんが現地に行って、本当にそうだというだけで、そこでとどまっているのではないかなというふうに思うのですが、解消、ではどのぐらいになったのですか、把握していますか。恐らく、やっても、もう俺は関係ねえだという方が大半だと思うのです。だから、いつにたってもそういうふうな、本当に遊休農地というか、それが増えるのではないかなと思うのですが、その辺の実態、あれば教えてください。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの遊休農地解消の実績というおただしでございます。

令和6年度におきまして、現在遊休農地を解消した面積としましては3.5ヘクタールほどございます。こちらにつきましては、現在の遊休農地全体の面積からすれば少ないというところでは認識しておりますが、遊休農地として解消するためには耕作を継続する必要がありますので、担い手が集積することを要件として行っておりますので、このような内容になっております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番(星 次君) 大まか理解いたしました。よろしく本当にまだまだ努力していただきたいなというふうに思います。

それでは、3点目の町営テニスコートの管理運営についてを再質問いたします。私が言ったとおり、本郷地域においては直営、それから高田、新鶴地域には指定管理者ということで、管理は任せているというふうなことであります。しかしながら、指定管理者と話し合いはしておりますが、利用者からの指定管理の鍵の貸出しとグラウンド整備というような部分があるかと思うのですが、苦情等のあれはなかったのかというような、その辺が指定管理のほうに利用者から届いていないのかなというのは思っているのですが、その辺の把握はやっていますか。

○議長(大竹 惣君) 生涯学習課長、小林隆浩君。

○生涯学習課長(小林隆浩君) 指定管理との対話につきまして、指定管理をやっている3つのテニスコート、やはりちょっと老朽化が進んでいますので、そういう情報というのはいただいております。

〔何事か言う人あり〕

○議長(大竹 惣君) 語尾が聞こえづらいということなので、もう一度お願いします。

○生涯学習課長(小林隆浩君) 指定管理を委託している業者さんとはいろいろ話をしていまして、指定管理をしているテニスコートが全般的にやっぱり年数がたっていますので、老朽化が進んでいるということで、そういった情報は当然聞いておりましたので、なかなか老朽化が進んでいるというような情報は把握しておりました。

○議長(大竹 惣君) 星議員。

○8番(星 次君) 状況は指定管理者のほうから報告を受けているというふうなことであって、それが全然整備がなされていないのです、指定管理から町のほうに報告があっても。それで、美里町のテニスコート、使えるのがほとんどないのです。宮川庭球場であったり、それから本郷のテニスコート、使えないから、唯一宮川の河畔のテニスコートが一番整備されているということで、一般の社会人から中学生、高校生まで使っているのが現状なのです。その整備も凸凹で、雨が降ったら使えないのです、水はけが悪いために。そういうのが宮川庭球場、そして新鶴の庭球場。それで、会津大会、県大会になると、人工芝のコートでやるということなのです。だから、そこに近い、人工芝に近い宮川の河畔のテニスコートを使いたいというのは、やっぱりチームとして勝ちたい、上に行きたいという思いがあって練習してなるので、やっぱりそういうために、やっぱり町は年次計画立てて、早急にやってあげるという姿勢が必要でないかなと思うのです。ただ見直しして、使える。老朽化しているからとか……

○議長(大竹 惣君) 星議員、ちょっと待ってください。

お諮りいたします。間もなく昼食の時刻となりますが、星次君の質問が終了するまで延刻したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

それでは、星次君の質問が終了するまで延刻いたします。

続けてお願いいたします。

○8番（星 次君） それで、町として、その子どもたちというか、一般の社会人も含め、やるべきだと思うのですが、何でやらないのですか。その理由というか、財政的な理由なのですか。それは違うと思うのです。町民の声が課長まで来て、それから財政まで行かないからでないのですか。途中で止まってしまって。町民の声をいかに聞くというのは、私が書いてあるとおりアンケート調査したり、話し合いを持ったり、利用者の。それが必要なのが欠如しているからでないですか。その辺ちょっとお願いします。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） おっしゃるとおり、いわゆるテニスコート、本郷はハードコートということで、アスファルトのコートなのですが、宮川河畔公園の庭球場と新鶴のふれあいの森の公園の庭球場はどちらも人工芝のコートということで、どちらもやっぱり修繕的なものは必要になっていきますので、今後本当にそこは利用者の声を聞いて、計画的に修繕を行っていきたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） それで、新鶴のテニスコートは、原発事故によって除染しているのです。表土を剥いでいるのです。だから、薄いラバーで、ハードコートに近くて、足腰に負担が大きく、それで表面には泥がたまって滑りやすい、利用しにくいと言っているのです。だから、宮川の河畔公園を利用しているのだということでもあります。だから、これも、ふれあいの森公園整備と一体となった、やっぱり計画に盛り込んでいってやるべきだなというふうに思っております。

それと、宮川の河畔公園は、あそこは河川敷の中で、賃借料も何もかからない。だから、維持管理費もかからないと思うのです。それを現状を把握しないで、本当に類似施設、そんなに要らないだろうというような判断なのか、廃止の方向に向いているというのはちょっと、利用者からすれば納得いかないというような声なのですが、その辺の課長の見解をお願いします。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） ふれあいの森公園のテニスコート、表土が、入る土がちょっとひどい状態だということなのですからけれども、そこにつきましても、やはり本当に老朽化して修繕が必要な状況になっていきますので、ふれあいの森公園の今利活用の検討委員会などを行っていますので、そういうところでも議論していきたいと思っております。

2点目の宮川河畔公園の整備につきましても、ここについて令和2年、令和3年度にこの社会体育施設の整備計画をつくっております。そのときは、非常に利用者も、例えばふれあいの森公園とか、そういうところにも少なかったというようなこともあります。あと、駐車場もないといったようなこ

ともあったので、ふれあいの森公園のほうのテニスコート6面ありますので、そういったところに誘導したいといったところで廃止計画になったわけではありますが、今現在は、実は河畔公園とふれあいの森公園の利用者数が同じくらいになっています。理由は今星議員が言った理由もあると思うのですが、そういう状況になっているというところでございます。

それで、廃止につきましては、行政財産として今管理しているわけですが、まだ修繕等をすれば使えるということですので、使えるものは使っていきたいと考えています。今後、町のテニスの団体ですとか、あと利用者、そういった方と連絡、対話なども行いながら、廃止が遅れることも考えております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 再度確認しますが、令和8年度の見直しで、廃止でなくて継続というふうなことも視野に入れて考えてみるということ、今の答弁では私そう聞いたというか、その辺ですが、どうでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） テニスコート等も集約というものは当然行っていく必要があると思いますが、庭球場のやっぱり安全性の担保ですとか、あとそういったの含めて継続するか継続しないかということは、その時点でまた改めて検討したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） それでは、最後の4点目に移りたいと思います。

こども家庭庁のデータの連携実証事業、これ大変素晴らしいことだなというふうに思っております。それで、これを生かして、いろいろ答弁もありましたが、これを令和6年度で終了するというふうに伺っておりますが、あとそれ以降は町単独で独自で実施していくというふうなことで、大いに期待はしております。実証事業なので、これ全国的に14町村が始点になったということでもありますので、全国的に会津美里町のこの実証事業は期待しているのではないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思いますが。

それで、この行きたがらないというか、不登校の原因になった理由というのはそれぞれあると思うのですが、それをやっぱり早期に発見して、それをフォローしてあげることが一番大事だなというふうに書かれておりますが、それで美里町は全校の児童生徒にタブレット1人1台配置しているわけです。だから、そういう子ども、なかなか自分が思っていることを言えない子どもが、言葉では言われないという部分をタブレットを使って文字で訴えるというような方法もあると思うのですが、そういう事業というか、そういうふうな取組は町でやっていますか、それとも今後、方向性としてどうなのですか、その辺の考え方。

○議長（大竹 惣君） こども教育課長、大竹淳志君。

○こども教育課長（大竹淳志君） タブレットの活用についてというご質問でございますが、実証実験の中で令和5年度、事業を進めている……

○議長（大竹 惣君） もう少しマイクのほうに向かってお願いします。

○こども教育課長（大竹淳志君） 令和5年度の実証実験で進めているわけなのですが、その中でタブレットの生活系アプリのタブレットを導入した、タブレットを活用したものというのを取り入れて進めております。タブレットの中に、生活の子どもさんの状況が把握できるようなアプリを入れまして、そこで児童生徒に入力していただいて健康状況を管理する。何か異常があるようであれば、そういった通知がメッセージが先生方に分かるようになるというシステム、タブレットのアプリを導入しまして、今それも検証しているというところでございます。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 少し加えさせていただきます。

現在、実証事業におきましては、子どもが毎日タブレット端末を使って、朝と、それから1日の学校生活の終わりの段階で、その日の気分であったり、友達や家族との関係であったり、1日過ごした上での何か先生に相談したいことがないかとか、それからもし何か子どもが情報発信したいことあれば、自由記述もタブレットから入れまして、それを担任が全ての子どもの一覧で見れる状況になっておりまして、心配な子どもにつきましてはタブレットを通して担任が子どもにコメントバックをする。こんなことあったけれども、頑張っただけとか、そういうふうなケアをするようにしております。この9月から新しいアプリケーションをちょっと改定させていただきまして、TOPPANデジタルのほうで用意した改訂版を全小中学校で活用し始まっております。今後も子ども一人一人の状況をよりよく把握して、必要な支援ができるよう活用してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 補足説明していただいたので、内容的に分かりました。そうすると、美里町の児童生徒、全てタブレットにおいて訴えることができるというもので安心しました。

あと、支援員をもう少し増やしたいというふうな町教委の考え方があるようですが、その辺の支援員を増やすには、県教育委員会との話し合いも必要でなかろうかと思うのですが、その辺の考えはどのようなのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 特別支援教育の支援員につきましては町単独で配置しておりまして、昨年度までは小中学校7校に1人ずつ配置していたところではありますが、若干特別な支援を要する子どもが多い学校につきましては、今年度さらに1名ずつ加配しまして、現在9名、小中学校、義務教育学校において活用しております。今後は、やはり子どもたちの特別な支援を要する実態に応じて、やはり配置を増やしたり、あるいは引き上げたりというふうなことは必要なのかなというふうに思ってい

るところであります。学校現場としてはたくさんいたほうがありがたいということはありますけれども、しかし業務がない状況で対応に多く配置しても、活用の範囲が決められていますので、何にでも使っていていいというわけではございませんので、必要に応じて、実態に応じて配置をしまいたいというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） それでは最後になりますが、教育振興基本計画の中で、不登校の出現率が年々増えております。この原因というのは、歯止めはできないのでしょうか。ゼロになるのは不可能だと思うのですが、上がっているということではなくて、やはり平成31年度のこの時点に近いような状態でできるような工夫とか、そういうのあれば、努力しているのは分かるのですが、何かあればひとつコメント、あれば教えていただきたい。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） ご存じのように、令和5年度の全国の不登校、小中学校におきまして30万人に迫るといふような状況がありまして、我が町も、議員ご指摘のとおり、不登校児童生徒は増加の傾向がございます。それから、県の平均を若干上回っている中学校の状況なんかもございますので、あらゆる手段を用いて解消に努めなければならないというふうに考えております。

なお、議員が最初にご質問されました不登校の要因につきましては、非常に多様化をしているというふうに認識をしております。学校に行きたくても、例えばいじめとか様々な要因、心因性の要因で行きたくても行けない子どもも当然おります。それから、主体的に行きたくない、いわゆる退学傾向といえますか、行きたくない子どももいますし、最近では学校に行くよりは自分で学んだほうが良いという選択的主体的な不登校も見受けられるようになってきております。これは全国的な傾向でありまして、恐らく様々な学びの多様化ということ、個別最適な学びの環境をどういう子どもたちにもしばらくは提供するような状況が続いていくのかなというふうに考えております。

日本でも、特に高等教育なんかにおいて、いわゆる通信教育、インターネットを通じた通信教育などを志向している子どもさんも非常に増えてきて、現在アメリカなんかでは高校生の約10%がホームスタディング、いわゆる通信教育を選択するという時代になってきております。これは、多かれ少なかれ日本にも影響しておりまして、日本の高校進学の際にも、そういうインターネットを通じた通信教育を選択するような子ども、そして家庭も増えてきております。ですから、そういうことも想定しながら、やっぱりあらゆる手段を駆使しながら、不登校児童生徒という観点だけではなくて、一人一人の個別最適な学びの環境をできる限りやはり用意していく、そういう時代になってきているのかなというふうに思っておりますし、町としてもできる限りの対応をしまいたいというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 大変ありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（大竹 惣君） これで星次君の質問は終わりました。

ここで1時15分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 零時15分）

再 開 （午後 1時15分）

○議長（大竹 惣君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、通告第7号、6番、村松尚君。

〔6番（村松 尚君）登壇〕

○6番（村松 尚君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問事項1、人口減少課題の認識についてであります。現在、国内において人口減少や出生率の低下、高齢人口の増加などの報道が連日のようになされています。近代的な国勢調査が実施されたのは大正9年以降であります。約150年前の1872年、明治5年では、日本の総人口は約3,480万人でありました。それから95年後の1967年、昭和42年に初めて総人口が1億人を超えました。その後は、2008年、平成20年の1億2,808万人をピークに減少に転じています。本町においても、1950年、昭和25年の3万8,779人をピークとし、第2次ベビーブームなどでの抑制はあったものの、人口減少の抑制はされておらず、町のホームページでは令和6年7月の推計人口は1万7,427人となっています。

情報技術や産業など、多くのことがこの150年で進化をし、社会情勢においても、1972年、昭和47年には男女雇用機会均等法の前法である勤労婦人福祉法が施行され、現在では女性が活躍できる社会が形成されつつあります。人口は、子どもが生まれなくては増えることはないのが事実ですが、多様化が求められる現代において、自分の趣味や価値観の中で独身のまま生活を送ることは、決して悪いことではないと考えます。町では移住者対策を積極的に行っていることは理解していますが、僅か150年前は日本の総人口が3,480万人であったことを見ても、日々進化している現代での東京一極集中の是正は、国政をもってしても難しい課題と考えます。会津美里町を末永く存続させるには、人口減少の中で日々多くの課題が起きると考察できるが、町として現状の課題と課題解決に向けた考え方について、以下のことについて伺います。

1点目、町には多くの農地があるが、人口減少が進む中で農地を維持することは困難になると考察します。現在、地域計画策定に向けて集落での説明会を実施しているが、どのような課題が住民から寄せられているのか。また、参加者は平均何名程度であるのか伺います。

2点目、国内全体の人口減少が進む中で、日本人移住者には限界が来ることは想像できるが、グローバル化が求められる中において、外国からの移住者も積極的に受け入れる体制が必要と思うが、見解を伺います。

3点目、現在、移住者に対し様々な補助制度はあるが、若年層に対して町独自の補助メニューを増

やすことで流出抑制の一助となると考えるが、見解を伺います。

質問事項2、郷土資料館の現状についてであります。昨年10月にオープンした郷土資料館、さとりあですが、昨年の一般質問で来館者数や経費、活用方法やPR方法についてたどしました。オープンからおおむね1年がたとうとすることから、月別の来館者数、有料での来館者数、光熱水費や人件費などの経費、町内幼小中の子どもたちには授業などでの利用状況等はどうになっているのかお伺いします。

質問事項3問目です。スポーツ施設の考え方についてであります。オリンピックが終わりましたが、大会期間中は多くの方々が選手の応援をしたことと思います。前回のオリンピック前の一般質問にて、個人競技が多くなってきていることをたどしましたが、改めて次のことについて伺います。

1点目、ふれあいの森公園にスケートボード施設と3x3施設の整備の考え方について質問を行ったが、当時は調査するとの答弁であった。その後の調査はされたのかお伺いします。

2点目、3x3施設については、バスケット用のゴールのみでも少人数の子どもたちでも遊べることから、公園などに設置も考えられるが、町の考え方を伺います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 6番、村松議員の一般質問にお答えいたします。

なお、郷土資料館の現状及びスポーツ施設の考え方につきましては、教育長から答弁いたしますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、人口減少課題の認識についてであります。1点目の地域計画説明会において出された課題と参加者数につきましては、まず町民から寄せられた課題については、農業者の高齢化や減少に伴う担い手不足、有害鳥獣による被害の増加などであります。また、説明会の平均参加者数については、集落や地域の規模等においてそれぞれ異なりますが、15名程度であります。

2点目の外国からの移住者の受入れ態勢につきましては、国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来推計人口によりますと、50年後の日本に住む外国人は人口全体の1割になると推計されており、都市部だけでなく、地方でも外国人が社会に浸透する時代になると推測されています。しかし、現在の状況では会津美里町で生活するに当たり、言葉の壁、習慣の違い、就労面や子どもの教育など、様々な課題が山積しておりますので、国、県の動向や近隣の自治体の対応を踏まえながら調査研究をまいります。

3点目の若年層の流出抑制のため、町独自の補助メニューの新設につきましては、若年層の流出抑制は重要な課題であると認識しております。現在、町独自に住宅取得に対する補助事業を実施しておりますが、新たな魅力ある施策が必要であります。今後、若年層が会津美里町にずっと住み続けていただけるよう、新たな補助メニューなどを検討してまいります。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 6番、村松議員の一般質問にお答えいたします。

郷土資料館の現状についてであります。月別の来館者数につきましては、令和5年10月は408人、11月は108人、12月は39人、令和6年1月は34人、2月は147人、3月は147人、4月は66人、5月は139人、6月は71人、7月は72人、8月は26日現在で67人となっており、合計で1,298人です。そのうち、有料での来館者数につきましては、同じく8月26日現在で623人です。

次に、光熱水費等につきましては、令和6年度の4月から7月分における郷土資料館施設相当分といたしましては、月平均約27万円です。

次に、人件費につきましては、郷土資料館資料整理業務及び資料館受付業務に携わる会計年度任用職員として、フルタイム4名、パートタイム1名を雇用しており、予算額としては約1,600万円を計上しております。

次に、授業等での利用状況等につきましては、小学3年生の「今と昔の暮らし」についての授業や小学6年生の歴史の授業で町内外の小学校7校が来館しており、さらに会津西陵高校にも地域学習の一環として活用していただいております。

次に、スポーツ施設の考え方についてであります。1点目のふれあいの森公園へのスケートボード施設と3x3施設の整備に係る調査につきましては、近隣自治体の設置状況の把握にとどまり、設置の検討には至っておりませんでした。現在、健康・スポーツ・観光の拠点づくりについて、会津美里町ふれあいの森公園等整備利活用基本構想検討委員会において基本構想の策定に取り組んでおりますので、その中でスケートボード施設や3x3施設の整備についても要望がある旨、情報提供してまいります。

2点目の3x3施設の公園への設置につきましては、降雪によるゴールの劣化、変形等、維持管理に関する課題や、他の公園利用者の安全確保等の課題があります。降雪地における屋外への設置事例等を参考にしながら、今後検討してまいります。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） 答弁のほう、ありがとうございました。

それでは、農業のほうの話から、農地の話からさせていただきます。おおむねやはり農業課題といえば後継者不足、また耕作放棄の土地の管理であったりするところが大きいのかなと思うのです。やはりこれは正直なところ、1点目と2点目というのは割と重複する部分でもあるのですけれども、やはり日本という国もさすが狭くなっていっている以上、なかなか後継者を見つけるにしても、離農する人の数に比例してやはり限界がどうしてもあるのではないかなと思うのですけれども、その辺どう

いうふうなお考えでいらっしゃるか、お伺いいたします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長、鵜川晃君。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいま議員のおただしにお答えしたいと思います。

後継者の確保につきましては、新規就農の事業がございます。そちらの事業の中、Uターンの部分が見込まれるという部分で、事例としまして祖父母の農業経営者に対してお孫さんが戻ってくるような事例が発生しております。そういった親元就農という部分、新規就農のうちの親元就農という部分も想定しながら、新たな農業経営体の育成、そういったものが考えられるかと思っております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） 1点質問させていただきますけれども、それでこの美里町の農地、今ある農地、そのどの程度を守れると。今後、仮に20年でいいです。20年先、美里町の農地をどの程度まで守れると、10年でも結構です、先のことなので。考えていらっしゃるか、お考えを伺います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの将来にわたって農地をどの程度守れるかという部分につきましては、今現在、地域計画を策定してございます。その中で、地域の考え方、農地の保全の考え方というのが重要になってくようかというふうに思っております。そういった地域、担い手、併せまして土地所有者の意向を反映した上で、将来にわたる農業の在り方も含めまして、農地として守っていく区域、もしくは保全をして環境を維持していく区域という部分を把握した上で農業振興計画に、将来の改正に向けて、今現在集落説明会を行っております。このため、現段階では、議員おただしのどの程度守っていけるのかという部分につきましては、計画策定の段階において変わってくるものというふうに認識してございますので、今おただしの部分につきましてはなかなかお答えできないということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） 少しお伺いしますが、今美里のまちの中に、例えば農業従事者の中で、例えば外国人の労働者が入っている場所なんていうようなところの把握であったりお話というのは伺ったことはございますか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまのおただしであります外国人農業者、従業員としての雇入れだというふうには思っておりますが、そういった情報は現段階ではつかんでございません。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） これからは、やはり日本の国土を守っていく上では、やはり日本人だけでどうしても守るのはなかなか難しい時代になってくるのかなと思います。そういった中で、やはり早い段階でそういう農業従事でもいいのですけれども、そういった窓口を広げておくこと、また問合せがあったときに対応できるような形を取っておくことが私は必要だと思うのですけれども、その辺のお

考え、いかがお考えですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鶴川 晃君） ただいまの外国人の受入れ態勢という部分、窓口の確保ということにつきましては、一定程度必要だとは認識しておりますが、会津美里町の地域の農業者がいる集落に対して、外国人が従業員といえども入ってくるということは、なかなか地域の理解が得られるかというところについては、ちょっと地区との協議並びに地域計画を策定していく中でも、地域の担い手がやはり地域に根差した認定農業者であったり新規就農ということのご意見が多い中で、そういった体制を取ることはなかなか難しいのかなと思っておりますが、今おたただしいただきました窓口については必要だと思っております。

なお、1件だけ修正をお願いしたいと思っておりますが、先ほどおたただしであった外国人の受入れをしている農業法人につきましては1事業者ございましたので、訂正をさせていただきます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） 非常にその事業者の方は先見の明があるなど。早い段階から少しずつ少しずつ、やはりそういった改革を行っていくことが、やはり農業法人さんでありますから、あくまでもなりわいを基にしているのしょうけれども、やはり維持していくことにつながっていくのではないかなと思っております。なかなか地域の課題、様々な壁がありますので、農業に関する部分はちょっとこの1点目に関してはここで終わらせていただきますけれども、2点目のほうにちょっと変わらせていただきます。

2点目のほうで、外国人の方が美里に移住してきたいというご相談というものを、例えば問合せであったり、そういったものというのは今までなかったのかお伺いいたします。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長、渡部雄二君。

○政策財政課長（渡部雄二君） ただいまのご質問にお答えいたします。

大体ざっくりとした数字にはなるのですが、年に二、三件程度の問合せはございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） そのようなご相談を受けている中で、実際移住に結びついたなどという例はない。また、内容的なところについてはどういった問合せ。ただ単にどういう町ですかとかという問合せなのか、具体的に空き家とかがあるのですかとかという話で来られたのか、その辺の内容を分かる範囲で教えてください。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） 全ての問合せにつきまして記憶しているわけではございませんので、分かる範囲でお答えしたいと思うのですが、多いのが、やはり会津美里町出身の方の伴侶の方が外国人の方で、そういった方が移住の相談をされるケースが多いというふうに聞いてございます。その他、いろいろケースによってあるとは思いますが、私どものほうで把握しているのはそういっ

た内容が多いというような状況でございます。

〔何事か言う人あり〕

○政策財政課長（渡部雄二君） 移住についてはまだ結びついていないというところでございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） まだ結びついていないというお話ですけれども、年二、三件程度、ちょっと若干多めに見ているのかもしれませんが、やはりこういったものの窓口というものはある程度整備しておかないと、いきなり来てから整備しましょうといっても、結局門前払いと同じだと思うのです。そういったところを見ると、やはりせめてお話を伺って説明できるような環境であったり、そういったものの窓口というものが必ず必要だと思うのですけれども、そういうものを今後設置していく、まだ検討はしていくという話は伺っていますけれども、周辺、国だ県だとか近隣の町村だとかというお話ではなくて、やっぱりそれが美里町らしさだと思うのです。独自で、せめて窓口だけはありますよと、お話を伺う場所だけはありますよということがやっぱり大切だと思うのですけれども、その辺、お考え、ちょっとお伺いします。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） ただいまのご質問にお答えいたします。

実際今お答えしましたとおり、年に二、三件そういった問合せがあるような状況でございますので、当然政策財政課がそういった窓口になるかと思っておりますので、その窓口の在り方について具体的に検討してまいりたいと思っております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） ちなみにですけれども、今の美里町で、例えばいろんな国ありますね。そういった中で、ある程度お話を伺うに当たって、聞けるような環境にあるのか。問合せがあっても、必ず日本語でないと聞けないのか。それとも、英語とか、タガログ語とか、そういった言語でもお話を伺うことができるのか。どの辺までだとお話を伺っていただけるのかなと、そこら辺どうですか。今の現段階でいいです。できないならできないでも結構です。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

基本的には日本語でございますけれども、簡単な英語なら対応できるかというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） やっぱり様々な国の方が、会津美里町に移住したいという方が一人でもいらっしゃれば、やっぱりそれを柔軟に、日本という文化、様々な文化であったり、確かに地域に入っていけば、地域の方々にとっては、外国人はという方も当然、拒否反応を起こす方も多いとは思いますが、ただ東京に行けば、コンビニエンスストア行ったら外国人がアルバイトしている時代

です、どこ行っても。日本人だけのコンビニエンスストアなんていうのは、もう本当、地方のほうばかりです。それを考えれば、やはり外国人の方は、お金ではなくて、例えば豊かさであったり、森林環境であったり、そういう地方のよさで移住してみたいという方も当然多くいらっしゃると思うので、ぜひそういった窓口を、せめて話を聞ける環境、またそこから先に一人でも町に移住していただけるような感じ。日本人の移住者も当然大歓迎ですけれども、国際化の中で、やはり外国人の方の移住者というものを受け入れる、そういった柔軟い弾力性のあるような体制が必要だと思うのですけれども、最後にそこだけお伺いします。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） それでは、お答えいたします。

外国人の移住について、確かに人口の多いようなところであれば、本当に珍しくないような状況になっているかと思えます。私もいろいろ調べさせていただいたところ、やはり東日本大震災以降、着実にそういった方々が増えているというような状況だということで把握してございます。当然本町においても人口減少というのが非常に大きな課題でございますので、そういった課題解決の一助となるようなものであれば、いろいろ検討して対策をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） ぜひともそういう柔軟な受け入れができるような。確かに言葉の壁だって様々な壁はありますけれども、やはり元はといえば人間同士ですから、心を開けば、お互いに考えていることというのは、よほどの悪人でない限りは通じるのではないかなと思えますので、ぜひともよろしくお願ひいたします。

では、3点目です。町独自の補助メニューという部分なのですけれども、やはり今、例えば家を購入する、補助がいただける。若年層に対しては補助がいただけるというようなメニューもありますけれども、やはり一過性のものでどおんといただいてもらうというのは、ちょっとどうなのかなと。やはりその地域に長く住んでいただくためには、一つの案なんかでは、例えば利子補給制度であったりとか、そういった制度、何かを使いながら、上限は当然ありますけれども、そういったようなものを使いながら、やっぱり町に少しでも長く住んでいただくような仕組みをつくる仕掛けをしていくという部分も大切だと思うのですけれども、その辺お伺ひいかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

今、美里町は、議員ご存じのとおり、様々な補助金のメニューを設定してございます。移住支援補助金であったり住宅取得支援金、空き家の改修補助金、様々なメニューを用意して対応しているところではございますが、若い方が結果、実家を離れて新築するようなケースも見受けられますので、そういった場合、今度実家のほうが空き家になってしまったりというような問題も生じております。で

すので、今議員ご提案のように、利子補給的なもので長く住んでいただけるようなものも今後検討してまいりたいと思いますが、やはり若い方が確実に町に住んでいただけるような対策、あらゆる面でメニューを再度検討して、追加していけるように考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） 例えば町では商工業者、自営業者に対してのマル経融資の利子補給制度なども行っていますね、町独自で。これは、全ての自治体で補給制度は行っていますけれども。そういったところを見ると、やはり若い人たち、1回でお金を、目先のお金をいただくのではなくて、やはりコンスタントに、小さくてもいいから一部生活していく上での住宅を維持するためのやはりメニューとしていいのかなと。全てが全ての人が、いや、そんなのはというのは当然ありますけれども、一つの例としていいのではないかなと思いますので、これからメニューを様々考えていくということなのでぜひとも、なかなか時代は本当にいろんな人、多様化の中で様々な物の見方ありますので、1つのことだけに固執せず、今日駄目だったものはもう今日変更するのだから、そのくらいの変更点があっても私はいいのかなと。そのくらいぽんぽん、ぽんぽん、コンスタントに変えていくような制度でお願いしたいなと思います。

では、質問事項の1点目は終わらせていただきます。

2問目の郷土資料館についてであります。1,298名、約1年11か月ですか、やってみて、8月ですか。当初目標数はたしか7,000名だったような気がしたのですけれども、ちょっと確認方、教えてください。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長、小林隆浩君。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 当初の目標ですが、7,000人ということで目標値を設定しております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） 7,000名と私も一般質問でお伺いしたと思うのですが、目標値に達しなかった、達することは多分到底ちょっと今の時期から8月26日からでは難しいと思うのですが、達しなかった理由というものはどういうふうに判断されていらっしゃるのかお伺いいたします。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 目標値につきましては、やはり7,000というのはやっぱりかなり高い目標だったというふうに思っております。あと、達しなかった理由としましては、やはり周知活動なりなんなりがまずは不足している。それから、やはりこの資料館の建物のイメージとかについても、やはりまだ外観のイメージが新鶴支所といったイメージも強いので、まだ郷土資料館として認識されていないとか、そういったこともいろいろ考えられます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番(村松 尚君) 多分一番最初は1万人程度を見越していたと思っただけなんですけれども、それも下方修正して7,000人になったようないきさつが多分あったかなと思うんですけれども、なかなか正直なところ、現実的に難しいです、7,000人という壁は。これは、今外観がどうの、発信がどうのとおっしゃっていますけれども、特にラインでもホームページでも開館しますという案内は当然、私も町の公式ラインに入っていますので伺っていますけれども、これ実際次年度、目標としてですけれども、開館1年を過ぎた来年度以降、目標としてはどのくらいを目標に、例えばそれによってどのくらいのPRをしていかなければいけないのか、どのくらいの広報をしていかなければならないのかという部分も出てくると思うんです。確かに生涯学習としての位置づけもありますので、一概に人数が来たからいいということではないんです。ただし、かなりの予算をつぎ込んで開館にこぎ着けたということもあるので、目標がなければやっぱりなかなか考えにくいと思うんですけれども、その辺、今回の現状を見て、どういうふうに関後やっていかなければならないのかという部分、課長の今のご認識をお伺いいたします。

○議長(大竹 惣君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(小林隆浩君) 目標ですが、7,000人というのは本当に町で自らが設定した目標なので、それに少しずつでも近づいていかななくてはいけないと思っております。ただし、一般的なこういう郷土資料館の目標値、入館者の人数というのは、やはり人口の1割ぐらいがまずは入っていただくのが目標値としているところが多いということなので、まずはそこを超えていかなければいけないと思っております。

以上でございます。

○議長(大竹 惣君) 村松議員。

○6番(村松 尚君) 確かに様々な、小学校3年生であったり6年生、また西陵高校の生徒さん方も使っていただいているという部分は分かりますけれども、光熱水費で約27万、人件費で約1,600万くらいずつが出ていくわけです。やはりある程度定期的に、郷土資料館としての位置づけだけではなくて、博物館とまでは言わないですけども、定期的に企画展みたいなのをやっぱりどんどん、どんどん、例えば観光協会さんで持っているようなものであったり様々なものを使いながら、前1回例えば戌辰の150周年のときにマップ出したりもしましたけれども、やっぱりそういったもので企画展みたいなのをどんどん、どんどん、やっぱりあそこの、確かにスペース自体も厳しいですけども、やって少しでもそれを発信して、やっぱり町内外の方もちょっと行ってみようよというふうなアピールの仕方もあると思うんですけれども、その辺お伺いします。

○議長(大竹 惣君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(小林隆浩君) 議員おっしゃるとおり、企画展、そういったものはやっぱり集客のためには本当にいろいろやっていかなければならないというふうに思っております。あと、これまでやっています例えば子ども向けの勾玉作りとか、そういったものは、イベントとかそういったものの

引き続き、結構参加者喜んでくれますので、そういったものやっつけていくとか、とにかくいろんな取組をやっつけていかなければいけないと考えております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） やっぱり例えば郷土資料館だけのカレンダーみたいなのがあって、その中にこの日にこういうイベントがありますよみたいな、そういうものがもう1か月内でもすばすばすばつと分かるような、そういったものやっぱりメニューとして加えて、町民の方々がこの日にこういうのがあるからちょっと行ってみようかと。町外の方でも、そういうことをやっているのであればと。

あともう一点なのですけれども、看板が、看板の設置の話も多分当時したと思うのですけれども、非常に短縮で分かりにくい。看板のリニューアルの考え方というものは持っていらっしやらないのか、ちょっとお伺いします。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 看板の設置につきましても、先ほども申しましたが、ちょっと新鶴支所というイメージが強くなっていますので、やはり屋外での周知を強化したいと考えておりますので、やはり看板の、本当に大きな看板の設置ですとか、のぼり旗を設置するとか、いろんなことをやっつけていきたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） 課長なりにいろいろお考えもあるようなので、ぜひとも来場者、来館者がやはり少しでも増えるように。やっぱり町のほうで設定して7,000人と言って、私も7,000人と言われたとき、7,000人来ますかという多分表現したと思うのですけれども、正直なところ、多く数字を当てはめれば、差が出れば、7,000人の根拠は何だったのですかというような話にもなりますし、あまりそういう話ってしたくないのです。なので、今課長がおっしゃったように、人口の1割程度が来れば、最初は御の字なのですと。入館とすれば大体そこを目標に頑張っていくますというのであれば、またなるほどなど。いい数字の中である程度と初年度としては頑張ったほうではないですかと、まだ100%、看板であったり、外回りであったり、初年度としてはいいのではないですかという話になるのですけれども、7,000人から1,300人となってしまうと、これあまりにもちょっと数字がかけ離れてしまうので、今後こういうような事案があるときは、ある程度実数に基づいたようなところで、少し現実を見ながら、ぜひ人数のほうを組み立てていただきたいと思うのですけれども、最後にその部分。

あと、もう一点。経費です。経費の部分に関しては、ある程度この施設を運営する上で適正なのかどうかと、適正だと考えていらっしやるのか。その2点お伺いいたします。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 1点目の7,000人という目標につきましては、本当に大きな目標でございますが、当面本当にその数字に近づくように頑張っていきたいと思っております。

2点目の経費につきましては、非費用対効果ということになると思いますが、郷土資料館は、利益を上げる施設というよりは、町の文化振興やPRのためのものというふうにも考えております。ただし、そういう中で、やはり有料入館者を増加させ、経費ですか、かかる経費はやはり節約していく必要があると考えています。そういうことで資料館運営していきたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） 確かに空調がうまくいかないと、なかなか保存できないものとかもあると思いますので、そういったところも含めれば、致し方ない部分もあると思うのです。今課長おっしゃったとおりに、確かにこの資料館の位置づけという部分もありますから、あながち否定するつもりはありませんけれども、かかる部分は仕方ないですけれども、やはりその費用対効果という部分を常日頃よくおっしゃるわけですから、そういったところは重々ちょっと気をつけていただきながら、ただし最初はやはり7,000人に、先ほど課長がおっしゃったように、7,000人に近づけることは確かに大切な部分だと思いますので、やっぱり今年のところを一回、1年たってから見直して見て、ここが必要だな、こういったところでやっぱり少しでも来館者数が増やせるなという部分は即座に手を打っていただきたいなと思います。答弁は結構です。

では、質問の2番目は終わります。

最後の3問目でありますけれども、確かに3x3やスケートボード施設、これ前回のオリンピックのときのお話なので、東京オリンピック前の話なのであれなのですけれども、今人口減少が進む中で、やはり個人種目のオリンピック競技が少しずつ増えつつある。スケートボードもしかり、ボルダリングであったり、そういったものが、少人数の中でのやっぱり競技が少しずつ増えている中で、割と1人でも、極端な話、1人でも、ボールを持っていけば、遊びに行ける場所であったり、そういったものというところを考えると、やはりふれあいの森の施設であったりという部分もあるのですけれども、これ実際、今後調査はされていくというような考えでよろしいのですか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 前回質問をいただいたときは、まだスケートボード場の数も全然、少ないですけれども、今は結構増えてきているところもありますので、そういうニーズもあるようですので、調査、それはしっかり行っていきたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） 私、前回の質問のとき、たしか周辺の自治体にそういうものができしまうと、逆に言うと二番煎じ、三番煎じ。二番煎じくらいまでだったらいいでしょうけれども、三番煎じ、四番煎じでは来る人も少ないのではないですかなんていう話で、こういうものは早めにとってお話だったのですけれども。今課長がおっしゃったように、周辺にも少しずつできつつあるというところを見れば、がっかりしたものが欲しいとは思わないのです。そういったものにやっぱり興味を示す、ちょっとやっている子だったら、少し練習してみようかなと思うような場所をという部分で、ぜひふれ

あいの森の整備計画の中では落とし込んでいただきたいと思うのですけれども、最後にそこだけ確認だけさせていただきます。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） そのこのスケートボード場ですとか、あと3 x 3のコートにつきましては、本当にそれほどすごい面積というのは必要はないと思いますので、ふれあいの森の公園の整備計画つくる中で議論していきたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） では、そのこの部分はしっかりとお願いいたします。

2点目なのですけれども、3 x 3のゴールポスト、この話なのですけれども、町には駐車場等も多くあります、町営駐車場。毎回毎回満杯になるということもない駐車場もあるのです。そういったところに。雪国なので、確かに公設でポストが折れるとかというお話、確かに教育長がおっしゃったところのところもあるのですけれども。これどうなのでしょう、スペースを見つけながら、町営の駐車場なんかを一部、3 x 3の、練習とは言わないのですけれども。面積的に大きく欲しいと言っているわけではないです。ちょっと子どもが1人でボールを持って遊びに行けるようなスペースでもいいと思うのですけれども、そういったところのお考えというのはいかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 答弁、総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 町の施設の駐車場とかに、そういったものをというご意見、子どもたちに喜ばれると思います。ただ、安全性です。3 x 3をやって、駐車場の中に造ったときにボールがどこに行くか分からない。そうなると、フェンスを造ったりとかという形で、安全性をきちんと担保した上で設置をするという必要性は必ず出てくると思いますので、そういった部分も検討する必要があるかなと思いますので、即時はいと言うのはちょっと難しいかなと考えております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） すぐ検討してくれという話ではないです。確かに雪が降れば、その重みで維持管理していく上でも当然大変だなと思うのですけれども、正直3 x 3に関しては、3 x 3のコートを欲しいと言っているわけではないです。ゴールポストが1つあって、3人くらいで練習ができるくらい、ゴールの練習ができるくらいで私は十分かと思うのです。確かにボールが跳ねて車道に飛び出してはねられたから、それは町の設置したのだから町の責任だと、こう言われることというのはもう引き算していけば大体分かります。それを考えれば、なかなかやはり設置のハードルが高いという部分もあるのですけれども、ただ子どもたちが昔みたいな滑り台で喜ぶという子どもたちもだんだん、だんだんやっぱり少なくなっているのです。それは、子どもが減ってきているからという部分もあるのでしょうかけれども、そういったところを見れば、ぜひとも町の中にそういった場所を各地域に1つぐらいずつでも、子どもたちが自転車でいけるような場所に、町のそういった駐車場なんかにはちょっとつくっていただけるといいのではないかなと思うのですけれども、なお今後調査していただ

けるのかどうか、その確認だけさせていただきます。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 各課にわたる施設になると思いますので、全体的な協議の場という形で、どこかで話し合いをさせていただきたいとます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） ぜひとも。確かに町の土地といえば様々ありますので、ぜひとも検討のほうをよろしく願いいたします。

私の一般質問はこれで終わります。

○議長（大竹 惣君） これで村松尚君の質問は終わりました。

これにて一般質問は終了いたしました。

○散会の宣告

○議長（大竹 惣君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 （午後 2時05分）

定例会 9 月 会 議

(第 4 号)

令和6年会津美里町議会定例会9月会議

議事日程 第4号

令和6年9月6日（金）午前10時00分開議

- 第 1 報告第12号 株式会社会津美里振興公社経営状況報告について
- 第 2 報告第13号 会津美里町一般会計継続費の精算報告について
- 第 3 報告第14号 地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告について
- 第 4 報告第15号 令和5年度会津美里町教育委員会事務管理及び執行状況の点検及び評価報告
について
- 第 5 議案第50号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第 6 議案第51号 令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第4号）
- 第 7 議案第58号 字の区域の変更について
- 第 8 同意第 5号 会津美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 9 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第10 総括質疑
- 第11 議案の常任委員会付託について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（15名）

1番	櫻井幹夫君	10番	堤信也君
2番	小柴葉月君	11番	鈴木繁明君
3番	荒川佳一君	12番	横山知世志君
5番	長嶺一也君	13番	横山義博君
6番	村松尚君	14番	根本剛君
7番	小島裕子君	15番	根本謙一君
8番	星次君	16番	大竹惣君
9番	渋井清隆君		

○欠席議員（1名）

4番 山内豪君

○説明のため出席した者

町長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	平山正孝君
政策財政課長	渡部雄二君
政策財政課参事	金子吉弘君
会計管理者兼出納室長	児島隆昌君
町民税務課長	猪俣利幸君
健康ふくし課長	渡部朋宏君
健康ふくし課主幹	福田富美代君
産業振興課長	鶴川晃君
建設水道課長	加藤定行君
教育長	歌川哲由君
こども教育課長	大竹淳志君
生涯学習課長	小林隆浩君
代表監査委員	小島隆一君

○事務局職員出席者

事務局 局長 川田佑子君

事務局長 兼 事務次長 関係 本 達 君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長(大竹 惣君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○報告第12号の議題、説明、質疑

○議長(大竹 惣君) 日程第1、報告第12号 株式会社津美里振興公社経営状況報告についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、渡部雄二君。

[政策財政課長(渡部雄二君)登壇]

○政策財政課長(渡部雄二君) おはようございます。それでは、報告第12号 株式会社津美里振興公社経営状況についてご説明いたします。

議案書1ページ、提出案件資料1ページ、別冊となりますが、報告第12号別冊、株式会社津美里振興公社経営状況報告書を御覧いただきたいと存じます。まず、議案書1ページでございますが、株式会社津美里振興公社の経営状況につきまして、株式会社津美里振興公社代表取締役から報告がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでございます。

別冊の報告書によりご説明いたします。1ページを御覧ください。令和5年度事業報告であります。令和5年度の概況でございますが、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行され、行動制限が緩和されたことにより、経済活動が回復に向かいつつある状況において、令和5年度は指定管理事業、労務請負事業、販促事業及び町デマンド交通事業を実施し、242万8,000円の営業利益を計上することができました。

次に、1の従業員数であります。合計で79人でございます。前年度が117人でありましたので、38人の減少となっておりますが、この理由といたしましては令和5年度からあやめの湯の廃止や新鶴温泉の民間譲渡等により、それらの業務に従事していた職員が移籍や退職したことによるものでございます。

次に、2の組織ですが、株主数は7社で、取締役は8名、監査役1名となっております。

次に、3の事業内容ですが、ここから3ページまではそれぞれの事業ごとの状況について記載しております。主なもののみご説明させていただきます。①は、会津美里町せせらぎ緑地公園施設の指定管理業務です。キャンプ施設の利用者数については、新型コロナウイルスの5類移行による行動制限の緩和により、令和4年度の8,175人よりも456人増加し、8,631人となりました。利用料については、令和4年度の715万8,000円から82万円減少し、633万8,000円となりました。物販収入についても、令和4年度の383万1,000円から60万8,000円減少し、322万3,000円となりました。

2 ページを御覧ください。②は、会津美里町体育施設、新鶴地域体育施設の指定管理業務でございます。こちらについても、新型コロナウイルスの5類移行による行動制限の緩和や高田体育館が耐震工事により利用できなかったことなどにより、利用者は令和4年度の1万1,908人から大きく増加し、1万7,779人となりました。それに伴い、利用料金も令和4年度の50万7,018円から12万8,646円増加し、63万5,664円となりました。また、物販についても、令和4年度の3万6,680円から10万12円増加し、13万6,692円となりました。

③は、労務請負業務です。令和5年度は、町からこども園保育業務や学校用務員業務など10業務の委託を受け、委託料の総額は2億258万4,000円、従事者数は62人となりました。

④は、販促業務でございます。業者への卸販売や自社ECサイトでの通信販売により、売上高は1,049万1,000円でしたが、町の農産物等販売拡大事業受託業務がなくなったことなどにより、令和4年度対比で89.5%の売上げにとどまりました。主な取引先は、靖國神社の八千代食堂、道の駅猪苗代、道の駅あいづなどでございます。

⑤は、デマンド交通業務です。令和4年11月に導入したAIシステムの利用促進や効率的な業務運営のため、町、交通事業者と連携を図りながら業務を遂行し、利用者は令和4年度対比102%の2万3,940人となりました。

5 ページをお開き願います。令和5年度第29期の決算報告書であります。

それでは、概要をご説明いたします。6 ページをお開き願います。貸借対照表であります。なお、昨年度までは当該年度及び前年度の2事業年度での対比で掲載しておりましたが、会計システムの変更などにより、今回からは当該年度のみ記載となっておりますので、ご了承願います。

まず、左側の資産の部ですが、第29期の流動資産は6,976万8,981円で、前期より1,182万5,584円の減となりました。これは主に現金、預金の減や未収金の減によるものでございます。

次に、固定資産は5,977万2,038円で、前期より518万4,309円の減少となっております。これは、主に車両運搬具の減や工具、器具及び備品の減によるものでございます。

一番下の資産合計であります。1億2,954万1,019円となっております。

右側の貸借対照表、負債の部を御覧ください。流動負債につきましては3,240万5,427円で、前期より1,157万8,291円の減であります。固定資産につきましては2,212万4,000円で、前期より807万4,200円の減でありまして、負債合計は5,452万9,427円であります。

次に、純資産の部につきましては、利益剰余金が5,071万1,592円で、前期より259万2,598円の増、純資産合計は7,501万1,592円、負債及び純資産合計で、表の一番下ですが、1億2,954万1,019円であります。

7 ページをお開き願います。損益計算書であります。表の上段は、売上高は3億338万2,609円でございますが、9 ページの部門別損益計算書を御覧願います。上段、収入の部、合計の列の売上高の内訳は、指定管理委託料2,743万19円、売上高2億3,706万6,920円、補助金等3,888万5,670円でありま

す。なお、前期から2億1,558万7,261円減少しておりますが、これはあやめの湯の廃止や新鶴温泉の民間譲渡により、その指定管理業務がなくなったためでございます。

次に、7ページにお戻りいただきまして、売上原価でございますが、期首棚卸高と商品仕入高の合計から期末棚卸高を差し引いたもので、期首棚卸高171万7,166円と商品仕入高942万4,558円の合計1,114万1,724円から期末棚卸高の132万4,720円を引きまして、売上原価は981万7,004円であります。

次に、売上総利益は売上高から売上原価を差し引いたもので、2億9,356万5,605円であります。

販売費及び一般管理費は2億9,113万7,285円で、詳細は9ページの部門別損益計算書、支出の部、一般管理費に計上しております。

次に、営業利益であります。売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引いた242万8,320円の黒字を計上することができました。

次に、経常利益であります。営業利益と営業外収益の合計から営業外費用を差し引いたもので、484万9,920円の黒字となりました。

10ページは、株主資本等変動計算書でございます。第29期の当期純利益は259万2,598円の黒字となり、純資産の当期末残高は、先ほども申しましたが、7,501万1,592円となりました。

12ページは、監査報告書でございます。

13ページをお開きください。令和6年度事業計画であります。コロナ禍を脱し、経済活動も回復に向かつてはおりますが、不安定な世界情勢や物価の高騰、賃上げや社会保険制度の改正等により、中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しております。そうした状況の中、令和5年度から温泉施設などの指定管理業務がなくなったのを契機として、新たな公社体制をスタートさせました。

令和6年度はさらに経営と資本の分離を図り、取締役会の役員数を5名体制に変更し、経営をさらに強化するとともに、その評価を株主総会でしっかりはかれるよう、組織を再編するとしております。今後も社員一人一人の人材育成に力を注ぎ、多様化する時代の変化に柔軟に対応できるよう心がけ、官民の潤滑油として、地域に貢献できるよう事業展開を推進するとしております。

そのような考えの下、令和6年度においても、指定管理者制度に基づく公共施設の管理運営業務の受託、用務員、保育士などの業務受託、地域商社事業、町デマンド交通事業、これらを主要な事業として実施することとしております。

14ページは、執行体制であります。執行体制につきましては令和5年度と同じく、3課、準社員15人、嘱託、パート58人の職員体制で執行することとしたものです。

15ページは、令和6年度の事業別収支予算であります。経営改善に努め、表の左の一番下の経常利益であります。合計で335万1,709円を見込んだところであります。

株式会社社会津美里振興公社経営状況の報告は以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

5番、長嶺一也君。

○5番（長嶺一也君） 3点ほど質問させてください。

まず、事業報告の1ページ目、事業内容の①、ドッグランについては2,485件の利用となっていたのですが、昨年9月会議で私が同じようなことを質問したところ、無料開放のため、件数等は把握していないとの回答がございました。今回2,000件ということで数字が出ておりますが、件数を把握しようとした意図、あとこの件数につきましてはどのようにカウントしているのか、お聞かせください。

あと、次の同じ①のこの表なのですが、利用者数は増えております。しかし、利用料、物販につきましては、令和4年度に比べまして減額になっております。利用者数が増えて金額が減っているというのはどのように分析しているのか、お聞かせください。

続きまして、3ページの⑥、広告宣伝でございます。中ほど、会津高校合唱団と、こうあるのですが、なぜ地元の西陵高校の広告宣伝がないのか、以上3点につきましてお聞かせください。

○議長（大竹 惣君） 答弁、建設水道課長、加藤定行君。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、お答えいたします。

ドッグランの件数把握につきましては、昨年度の無料開放していることで人数をつかんでいなかったことを踏まえ、今年度より月別ごとに、今現在ドッグラン自体せせらぎ公園のほうに大小の2つがあるわけですが、入り口が1つなもので、受付としましては1か所で、各月ごとにどの程度の利用客があるかを把握するため、人数をつかんでおるところでございます。それで、受付方法については、入り口のところで人数を把握しているところでございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長、もう一度お願いします。

○建設水道課長（加藤定行君） あと、キャンプの利用施設の減少なのですが、利用者数は増えております。ですが、夏季の記録的猛暑等により、宿泊施設のほうの利用が減ったがために利用料の減少につながったものでございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長、渡部雄二君。

○政策財政課長（渡部雄二君） それでは、3点目のご質問にお答えいたします。

広告宣伝のところ、会津高校の合唱団があつて地元の西陵高校はないというような指摘でございますけれども、大変申し訳ございません。こちらにつきましてはちょっと細かい事情は私確認しておりませんが、これまで温泉施設があつたときと同じように広告宣伝をずっと継続してやっていたということでございまして、今後広告については若干減らしていくというような報告をいただいておりますが、ちょっと個別の相手先に対しての理由については確認が取れてございません。申し訳ございません。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 3件につきまして了解いたしました。

○議長（大竹 惣君） 8番、星次君。

○8番（星 次君） 私は決算から申し上げたいと思いますが、9ページの損益計算書によりますと売上高の自主事業が2億2,600万ということで、あと補助金が3,800万ということで、大半が町の派遣事業、主にこども教育課の部分の労務の請負業務であります。

それで、補助金についてはデマンド交通だと思うのですが、これが説明にもありましたが、温泉施設等が廃止になったためになかなか経営も大変だと思うのです。この経常利益が480万ということで、それぞれ社員の方本当にご苦労なさっているなというのがこの損益計算で分かるのですが、私が言いたいのはこのままの状態の公社の経営でいいのかどうかというふうな、派遣事業が主で町として公社が本当に必要なのかというのをいま一度立ち止まって考える時期に来ているのではないかなというふうに私は思っておりますが、その点についてこども教育課、教育長なり、この派遣業務がなされないと本当に支障があるのか、ハローワークで間に合うのか、その辺のやっぱり町の考え方若干聞いてみたいと思いますので、よろしくお願いします。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 初めに、政策財政課長からこの公社の在り方についてひとつ聞いて、それから教育長にお願いしたいと思います。

○議長（大竹 惣君） それでは、答弁をお願いします。

政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） それでは、星議員のご質問にお答えしたいと思います。

温泉が民間譲渡等になっておりますけれども、収益自体はそんなに変わってはいないというような状況でございます。やはりそれだけその温泉を維持するために経費もかかっておりますので、収益自体はさほど変わっていないというような状況ではございますが、確かにその公社自体が大きく経営方針といいますか、経営形態が変わっている時期でございますので、議員おただしのとおり、今後の在り方については今本当に真剣に考えていかななくてはいけない時期だというふうに理解しております。

○議長（大竹 惣君） 星議員、あくまで質疑でございますので、私見を述べての見解を聞くということではできませんので、質疑の仕方をちょっと変えてください。

星議員。

○8番（星 次君） 振興公社の経営方針にもあるように、会津美里の振興に寄与するというふうなうたっております。だから、この事業を見ると、地域商社、それから物販販売についてはまだまだ目標に行っていないのです。達していなくて、80%ぐらいで止まっているのです。その部分について、私は振興公社という位置づけがこの美里町としての地域振興に寄与しているというのは、努力してい

るのは分かりますが、本当に果たして必要な振興公社であるのかなというような疑問視するものですかから今質問しておるわけです。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 15番、根本謙一君。

○15番（根本謙一君） 1点だけ聞かせてください。

令和5年度、コロナ禍を経て、厳しい経営状況、それから事業内容も変わった中で、努力をしているという姿は見て取れるなというふうに思っております。その中で、経常利益の部分ですけれども、振興公社そのものは利益をばんばん上げて民間企業のような努力をすることでいいというふうには認識しておりますから、一定程度の利益を確保していれば経営的には回っていくのだろうというふうには捉えております。

そういう中で、9ページの損益計算書の中で、ずっと下のほうで営業外収益、これが286万8,977円というふうになっております。これは何か特異なことがあったのではないかなというふうに想像するわけです。15ページの事業別収支見込みを見ますと、極端にここは少なく計上されております。この特異な点について、内容を教えていただきたい。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの令和5年度の営業外収益につきましては、いわたての賃借料でございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） いわたての賃借料。そうしますと、今度6年度の事業計画では上げていないということは、もうそこは賃借要件に入っていないということですか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） いわたてに弁当屋さんが入ってまして、そこでその賃借料が発生してはいたしましたが、令和6年度は発生しないという見込みでございます。

〔何事か言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長、もう一度お願いします。

○政策財政課長（渡部雄二君） 大変失礼いたしました。

令和6年度につきましては、まだ見込みが確定していない、町の方針が確定していないという状況でございます。

○議長（大竹 惣君） では、根本議員。

○15番（根本謙一君） 何か奥歯に物挟まったような言い方ではなくて、もっと皆さんに分かるような説明お願いできませんか。何か微妙な問題でもあるのですか。だって、いわたてはあれいつまででしたっけ、契約期間は。それも含めて、こうこうこういうことだからもうそれ以降は想定していないので、今の話ですともう6年度は使わないということに受け取れますよね。そっち側だけで分かって

いるのではなくて、こっちに分かるように説明していただけませんか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） 大変失礼いたしました。令和5年度はそのいわたての賃借料をこちらの営業外収益のほうに計上しておりましたが、令和6年度につきましては自主事業の売上高のほうに記載をしておりました。大変失礼いたしました。

○議長（大竹 惣君） 先ほど答弁漏れに対するあれだと認識しましたので、あと1回だけ許可いたします。

根本議員。

○15番（根本謙一君） 議長、恐縮です。

それは何か理由があるのですか。今、売上高って言いましたけれども、売上高的にはかえって5年度より6年度は減っているのですよね。何かとても分かりづらい説明だと思います。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） 確かに280万ほどの額が売上げのほうに移行すれば当然増えるのではないかとございしますが、やはり全体的なその他の売上げが減る見込みでございしますので、このような数字になっております。

○議長（大竹 惣君） ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第12号を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午前10時30分）

再 開 （午前10時32分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

○報告第13号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第2、報告第13号 会津美里町一般会計継続費の精算報告についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、渡部雄二君。

〔政策財政課長（渡部雄二君）登壇〕

○政策財政課長（渡部雄二君） 報告第13号 会津美里町一般会計継続費の精算報告についてご説明いたします。

議案書 2 ページ、3 ページ、併せまして提出案件資料 1 ページ目を御覧いただきたいと存じます。本件は、令和 4 年度、5 年度の 2 か年で継続費を設定いたしました本郷生涯学習センター等移転事業が終了したことから、地方自治法施行令第145条第 2 項の規定に基づきまして報告をするものでございます。

議案書 3 ページを御覧ください。令和 5 年度会津美里町一般会計継続費精算報告書でございます。左から款、項、事業名、上段に全体計画として年割額とその財源内訳、中段に実績として支出済額とその財源内訳、下段に比較として年割額と支出済額の差とその財源内訳を記載しております。

9 款教育費、5 項社会教育費、事業名、本郷生涯学習センター等移転事業でございます。工事監理委託料、維持改修工事及び施設備品について、継続費として設定いたしました。全体計画の年割額の計 6 億 3,899 万 7,000 円に対しまして、実績の支出済額の計が 6 億 424 万 5,080 円でありまして、比較の年割額と支出済額の差の計が 3,475 万 1,920 円となったところでございます。年度別の支出済額、財源内訳などにつきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第13号を終了いたします。

○報告第 14 号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第 3、報告第14号 地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、渡部雄二君。

〔政策財政課長（渡部雄二君）登壇〕

○政策財政課長（渡部雄二君） 報告第14号 地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告についてご説明いたします。

議案書 4 ページをお開きください。あわせまして、提出案件資料 1 ページ中段、別冊の報告第14号資料を御覧ください。まず、議案書の 4 ページでございます。本件は、令和 5 年度決算に伴いまして地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第22条第 1 項の規定により、健全化判断比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

まず、1 の健全化判断比率につきましては、別冊になりますが、参考資料であります報告第14号資

料によりご説明いたします。なお、この資料でございますが、福島県に回答しております地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び資金不足比率の算定様式を使用しております。

1 ページは、健全化判断比率及び資金不足比率でございます。それぞれの比率につきましては、表の上段が令和5年度、その下が令和4年度、さらにその下の段が比率の増減となっております。まず、実質赤字比率であります。一般会計における赤字の大きさを標準財政規模に対する割合で表したものでございます。一般会計に赤字が生じてございませんので、バー表示となっております。

次に、連結実質赤字比率につきましては、公営企業を含む全ての赤字の大きさを標準財政規模に対する割合で表したものでございます。連結実質赤字が生じておりませんので、バー表示となっております。

次に、実質公債費比率でございますが、一般会計が負担する借入金の返済額の大きさを標準財政規模に対する割合で表したものでございます。3か年平均は4.3%であり、令和4年度より0.6ポイント減少、単年度の比較では1.60ポイント減少しております。

この実質公債費比率の分析でございますが、資料の2ページをお開きください。太線で囲んである表の上段が分子、下段が分母でございます。表の2列目が令和5年度、3列目が令和4年度、右端が令和5年度から令和4年度を差し引いた増減額及び増減率となっております。令和5年度の一番下を御覧ください。単年度の実質公債費比率が3.0%でありまして、前年度と比較いたしまして1.6ポイント減少しております。この減少の要因であります。右側の増減の列を御覧ください。分母においては、⑫の標準税収入額等、⑬、普通交付税が法人町民税、法人税割及び地方消費税交付金などの増加により9,494万3,000円増加したことが要因となり、⑭の臨時財政対策債発行可能額が地方交付税の法定率分の財源に不足が生じなかったため3,770万8,000円減少しておりますが、対前年比で6,719万8,000円増加しております。また、分子において、①、元利償還額の額が繰上償還を行ったことで1億1,248万9,000円と大きく減少したことから、対前年比で9,558万1,000円減少したことが主な要因であります。

次に、資料1ページにお戻りいただきまして、今ほど説明いたしました実質公債費比率の右側、将来負担比率でございます。将来負担比率につきましては、町の借入金など現在抱えております負債の大きさを標準財政規模に対する割合で表したものでございます。将来の負担額に対し充当可能な特定財源が上回っているため、令和5年度におきましてもバー表示となったものでございます。

将来負担比率の分析であります。資料3ページをお開きください。上から2段目の将来負担額でございます。144億7,309万3,000円に対しまして、表の中ほどから少し下であります。充当可能財源等が202億7,604万6,000円でありまして、将来負担額を58億295万3,000円上回っているため、バー表示となったものでございます。

議案書の4ページにお戻りいただきたいと存じます。次に、その下の2、資金不足比率についてで

ありますが、公営企業における資金の不足割合を示すものでございますが、資金不足は生じておりませんので、バー表示となったところでございます。

なお、町監査委員によります健全化審査意見書におきましては、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正と認める。実質赤字比率、連結実質赤字比率については、歳入決算額が歳出決算額を上回っているため、算定されなかった。実質公債費比率については、昨年度より減少しており、早期健全化基準を大きく下回っていることから、健全であると判断する。将来負担比率については、将来負担額が充当可能額を下回ったため算定されなかったとの意見をいただいているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第14号を終了いたします。

○報告第15号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第4、報告第15号 令和5年度会津美里町教育委員会事務管理及び執行状況の点検及び評価報告についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

こども教育課長、大竹淳志君。

〔こども教育課長（大竹淳志君）登壇〕

○こども教育課長（大竹淳志君） 報告第15号 会津美里町教育委員会事務管理及び執行状況の点検及び評価報告についてご説明いたします。

議案書5ページ、提出案件資料1ページ中段、別冊、報告第15号、令和5年度会津美里町教育委員会事務管理及び執行状況の点検及び評価報告書を御覧ください。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、令和5年度の会津美里町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について行った点検及び評価の結果について報告するものであります。

別冊の点検及び評価報告書を御覧ください。本報告書につきましては、会津美里町の教育行政の充実を図るとともに、町民の皆様へ理解していただくことを目的に、令和5年度の教育委員会の活動と第3期会津美里町教育振興基本計画の進捗状況について点検及び評価を行い、有識者会議の意見を付して教育委員会として報告書にまとめたものであります。

構成につきましては、次のページの目次を御覧ください。目次のⅠ、教育委員会点検及び評価の概要から、Ⅴ、会津美里町教育振興基本計画の指標、大きく5項目に区分しております。

まず、1ページから4ページにつきましては、Ⅰ、教育委員会点検及び評価の概要として、点検及び評価の趣旨、教育長・教育委員の構成、教育委員会の組織、点検及び評価のしくみ、点検及び評価項目、スケジュール、有識者会議委員の構成について記載しております。

次に、5ページから14ページは、Ⅱ、教育委員会活動の点検及び評価として、教育委員会活動の点検及び評価の観点、教育委員会の活動の状況について記載しております。

15ページから17ページにその活動に対する自己評価を、同じく17ページから18ページには有識者会議の意見を付しております。

次に、Ⅲ、第3期会津美里町教育振興基本計画の進捗状況についてとして、19ページから26ページに子ども教育の充実について、27ページから29ページに生涯学習の充実について、30ページから31ページに生涯スポーツの充実について、32ページから34ページに地域文化の振興について記載しております。それぞれの基本施策について、主な成果と課題並びに有識者会議の意見を付しております。

次に、35ページから38ページに、Ⅳ、会津美里町第3次総合計画の指標並びにⅤ、第3期計画の会津美里町教育振興基本計画の指標について、令和5年度の実績値を記載しております。

35ページを御覧いただきまして、会津美里町第3次総合計画の指標、1、子ども教育の充実では、標準学力検査の偏差値において、小学校6年生、中学校3年生とも現状値、目標値を下回っております。小学校6年生は英語、中学校3年生は理科と英語の偏差値が低かったことが要因となっております。肥満傾向の割合は、小学校6年生で現状値と比較し、肥満傾向にあるという結果が出ておりますが、運動身体づくりプログラムの実践など学校での運動量の確保により前年度を下回る結果となり、中学校3年生については現状値、目標値とも上回っております。将来人の役に立つ人間になりたいと思う生徒の割合につきましては、生徒会活動などの特別活動を通じ、責任感や他の生徒に頼られる経験を積むことにより、現状値、目標値を上回ったものと考えております。

2、生涯学習の充実では、学習ニーズに対応した事業を実施してまいりましたが、生涯学習講座に参加している町民の割合と目標を持って学習を行っている町民の割合は前年度より増加したものの、どちらも現状値、目標値を下回りました。

3、生涯スポーツの充実につきましては、高田体育館の大規模改修事業の影響もあり、スポーツ施設の利用者数は前年度より減少しましたが、コロナ禍の収束により、実際にスポーツを行っている人の割合は目標値を上回りました。

36ページをお開きいただきまして、4、地域文化の振興では、郷土資料館の開館により、地域の歴史や文化財に親しむ機会が増加したことにより、地域の歴史や文化財に親しむ機会を持った方の人数と町の歴史、文化に興味、関心のある町民の割合は現状値を上回る結果となりました。

37ページのⅤ、会津美里町教育振興基本計画の指標につきましては、小学校6年生の平日の家庭学習時間と中学校3年生の自己肯定感、学級満足度において現状値を上回っておりますが、中学校3年生の平均の家庭学習時間と小学校6年生の自己肯定感、学級満足度においては現状値を下回り、不登

校出現率についても小学校、中学校ともに現状値を上回る結果となっております。

38ページの2、生涯学習の充実の指標につきましては、対象者別各種講座においては、まなびネット、インスタグラム、町ライン等により情報発信を実施したものの現状値を下回っており、図書等の貸出冊数は各種イベントの実施やPRによる利用促進により前年度より増加し、現状値を上回りました。

3、生涯スポーツの充実のスポーツ団体への加入割合やスポーツ行事への参加の割合及び学校体育施設の利用件数は、全ての指標において前年度を上回りました。

4、地域文化の振興につきましては、2つの指標は現状値と同じですが、文化団体協議会加盟団体数は、高齢化に伴う構成員の減少等により、解散により現状値を下回りました。

令和5年度の点検及び評価の結果、各種事業についてコロナ禍以前の状態に戻ってきており、教育委員会としましては第3期会津美里町教育振興基本計画に沿い、おおむね事業を行うことができました。また、有識者会議委員からは課題に対する提案もございましたが、多くの肯定的な意見をいただきました。今後も第3期教育振興基本計画に基づき、課題解決に取り組みながら各種事業を推進してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

5番、長嶺一也君。

○5番（長嶺一也君） 3点ほどお聞きしたいと思いますけれども、まず報告書の20ページ、基本施策3、「確かな学力」の育成と、32ページ、地域文化の振興の基本施策2、伝統文化の継承、あと最後38ページの4、地域文化の振興の伝統文化保存団体数の3点につきまして質問させていただきます。

まず、20ページの「確かな学力」の育成なのですが、重点項目に科目として英語教育の充実とあるのですが、算数、数学の学力向上の項目が記載されておられません。数か月前文科省の学力テストの結果で、本県は数学、算数の学力が劣っているというような報道がなされておりました。算数、数学の学力向上につきましては、基本施策に読書活動の充実とも書いてあるのですが、算数、数学の学力向上と読書量には相関関係があるというような内容も新聞に書いてあったところなのですが、その「確かな学力」の育成に関しまして算数、数学の学力向上のためにどのように取り組んでいくのかお聞きしたいと思います。

続きまして……

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員、1点ずつやりましょう。

○5番（長嶺一也君） はい、分かりました。

○議長（大竹 惣君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

算数、数学の学力向上にどのように取り組んでいるのかというふうなご質問でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○教育長（歌川哲由君） 算数、数学に現在特化した施策は町教育委員会として推進しているところではございませんけれども、やはり全体的な学力向上を目指していくというふうな姿勢で今のところ政策を進めているところでございます。各学校単位で見ますと、学校の教員のいわゆる校内研修、現職教育と申しますけれども、研修を中心とする教育研究の中で算数の学力向上等に取り組んでいる学校もでございます。

町の現状といたしましては、ご指摘の全国学力・学習状況調査における算数の学力につきましては、県平均並み、やっぱり全国平均を下回っております。学校によってこれ大きな差がありまして、今回その差のところで平均を大きく下回っている学校が若干あります。それについては詳しい分析をしながら、その問題の内容を分析して対応、対策をきちんと立てて補完していく、補充していくということが大切かというふうに思っております。9月、今月各学校を指導主事、それから学校教育アドバイザーが訪問しまして、分析の結果、そしてその対応について確認をし、指導してくるところでございます。

全体としては、議会にお認めいただきながら、例えば認知能力を高めるためのアプリケーションを小学校全校に入れさせていただいておりますし、それから学習者用のデジタル教科書はまだ算数は入っておりませんが、指導者用は入っております。今後は算数の学習者用デジタル教科書を導入したり、それからナビマという名称ですけれども、1人1台端末を活用した学習ドリル教材、こういうものも活用しながら学力向上対策として十分活用いただけるよう、各学校に指導してまいりたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 引き続き学力向上に取り組んでいただきたいと思います。

次に、32ページの基本施策2、伝統文化の継承なのですが、白丸の2つ目なのですが、私も佐布川早乙女踊り保存会に属しておりまして、毎年御田植祭なんかで踊りの奉納をしているところでございます。これの補助金なのですが、最近の諸物価高騰によりまして、我々衣装のクリーニング代、あとは化粧品代、購入するのですが、ちょっといただいている補助金ではなかなか賄い切れない状況になっておりまして、補助金の増額につきましてお願いしたいと思っております。その辺どうでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員、あくまで質疑なので、質問をちょっと変えてください。あくまで報告に対する質疑をお願いします。

長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） それでは、補助金を増額いたしまして、保存、継承にどのように……失礼。保存、継承に当たっては補助金の増額も視野に入れて伝統文化の継承を図っていかねばならないと思いますが、当局の考えをお聞かせください。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長、小林隆浩君。

○生涯学習課長（小林隆浩君） ただいまの質問にお答えします。

確かに諸物価高騰の折でありますので、いろいろ保存するのも大変であるのかとは思いますが、そういったところ、この団体の状況というのですか、活動状況なども調査していただいて、補助金の増額については検討させていただきます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） では、最後に38ページの4、地域文化の振興の表の真ん中の伝統文化保存団体数についてでございます。

現在8団体で、目標値が9団体となっておりますが、このプラス1につきましては今年復活した稚児舞のこの件数なのか、それとも別の団体を想定しているのか、その辺お聞かせください。

〔「すみません、ちょっと休憩お願いします」と言う人
あり〕

○議長（大竹 惣君） 休憩します。

休 憩 （午前11時02分）

再 開 （午前11時02分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 想定する団体は、高田甚句を保存していくような団体を想定しております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 了解しました。

○議長（大竹 惣君） 8番、星次君。

○8番（星 次君） それでは、ページ数は15ページです。教育委員会活動の自己評価の中の教育委員会定例会の評価の中の5番です。この中で、学校給食費、それから並びに認定こども園の給食費の額を決定し、その後福島県下の給食費無料化を実施している市町村の状況を確認したというふうに報告がされておりますが、今後確認した内容をどのように教育委員会としては、町民が非常に関心があるのですよ、この無償化について。それなので、どのように町民に情報発信というか、これは町との関連もありますから、どのようにこれから進めていくのか、その辺の見解を伺いたいというふうに

思います。

○議長（大竹 惣君） 星議員、見解は聞けませんので、質疑の仕方変えてください。

○8番（星 次君） どのように展開していくのか、これから今後この進め方について確認しただけでなくて、それで終わりなのかどうかということでは質問します。

○議長（大竹 惣君） 確認の内容ということでよろしいですか。

○8番（星 次君） はい、そうです。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

この項目につきましては、書いてあるとおり、県内各市町村の無償化等の対応について情報を共有したところであります。教育委員からは現在無償化をすべきというふうな意見はいただいておりますが、なお学校給食の運営委員会の中で保護者の代表等から町として検討している経緯はあるのかというふうなご質問をいただいたことはございます。お答えとしては、現在無償化については前向きには考えておりませんが、年度内に物価高騰によって給食の賄い経費が非常に足りなくなったというときには、急に保護者負担を変えるわけいきませんので、町として補正予算等組みながら対応していく考えでありますということは述べております。

なお、今後の無償化の動きについては、教育委員会としては今のところ考えておりません。理由といたしましては、教育施策というふうには考えていないということでございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員、よろしいですか。

○8番（星 次君） はい、了解しました。

○議長（大竹 惣君） 15番、根本謙一君。

○15番（根本謙一君） 3点お願いします。

20ページから21ページにかけてになります基本政策4の「心豊かなこども」の育成と、基本政策6のどの子ども学べる環境づくり、それから3点目が27ページの基本施策1、家庭教育の推進、以上についてお願いしたいと思います。

では、まず1点目やります。20ページから21ページにかけてで、21ページの上段になりますけれども、黒丸です。読書離れが進んでいるということを述べております。今までの認識ですと、授業始まる前に一定程度の時間を設けてみんなで読書をしていくという時間が設定されて、これは長い年間の、1年間だけではなくて、過去から随分続けてきている大変ゆゆしき慣例だというふうに思っておりますけれども、読書離れが進んでいるということは少し心配な面もございます。これどのようにして把握して、どのようにしてやってきたのか、まず伺いたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 取りまとめをした者からは、これ各学校に照会をかけた上で、その各学校の状況を取りまとめたこういう表現になっておりますが、読書離れが具体的に何%進んでいるという

ふうな情報としては、ちょっと教育委員会として把握はしておりません。ただ、一般的に県の教育委員会で調査をかけております読書に関するこの調査においても、我が町が極端に低いということではないというふうな情報も得ております。今後この「読書離れが進んでいることから」というのは、私としては一般的な状況を踏まえた表現というふうに捉えているところであります。町としては、かなり読書活動は行っているという私自身の認識ではあります。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 伺ってはっきりしました。ただ、こういう傾向がある中で、大人の世界もそうなのですけれども、町としてはやはりそれもしっかり踏まえながらこれこのままやっていけばいいわなという話では私はないと思っています。やっぱり時代、時代によって多少のこれぶれはあるかとは思いますが、そこは教育委員会としてもしっかりそれを確認しながら取り組んでいただきたいなど。これがやはり基礎をつくる、心の基礎づくりになっていく、大きくなってからとても財産になっていくということ間違いないと思いますので、再度の確認をさせていただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） ご指摘のとおり、読書は大変重要な学習活動の一つというふうに考えております。各学校によって取組方はいろいろでありますけれども、町教育委員会といたしましては司書です。司書が巡回によって各学校を巡回して、特に小学校のほうが回数多くて中学校若干少ないのですが、もう少しその図書館司書が学校を巡回しながら図書館環境をよりよく整備したりするような活動をもっと広げていきたいなというふうに考えておりますし、それから蔵書についてはそれぞれ十分にあるとは思いますが、学校の蔵書の更新も含めてよりよいやっぱり図書環境の整備については力を入れていかななくてはならないというふうには考えております。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） よろしくお願ひしたいと思います。

2点目に参ります。どの子も学べる環境づくりということで、先般の一般質問の中でも出ておりましたけれども、教育委員会、とりわけ教育長の考え方は十分に理解しますし、期待したい言説を述べておられるというふうに受け止めております。そういう中で、まだまだ昨年の総合教育会議でもいわゆるインクルーシブ教育に関して共通認識を持たれる話合いをされているということも知っております、それを踏まえてこういう書き込みにもなっているのかなと思いますけれども、教育委員会としての努力を知っているがゆえに、この黒丸の点がどうしてここにこういうふうに乗ってきて報告という形にしたのかなというところでご説明いただければというふうに思います。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、ここに記載しているのは各学校の状況を集約してこういう表現

になっております。なので、学校ごとに状況は異なるわけではありますが、町内の小中学校、義務教育学校を概観いたしますと、どの学校でも通常学級に在籍をしている特別支援を要する子どもは増えておりまして、その対応にはやはり苦慮している部分がございます。ですから、私どもも総合教育会議でも町長に情報共有お願いをしながら特別教育支援員を増員させていただきましたし、今後もやはり毎日の授業の中で、授業にきちんと臨めなかつたり、特別な支援をしないと学習に向かえないようなお子さんも結構おりますので、支援員を十分活用しながら教師の負担軽減につなげていきたいというふうな思いでこのことを書かせていただいているところであります。

加えて、やはり中学校が特にそうだと思うのですけれども、特別支援教育に関する教員の認識がやっぱりまだまだ高まっていない部分がございます。なので、町といたしましても特別支援教育に関する教員研修も設けまして、特別な支援を要する子どもさんたちの情報を共有しながら、対応もどの先生も大体同じようなことができるようなやっぱり体制をつくるのが大事だというふうに考えておりますので、今後一層の充実に向けて取り組んでいきたいというふうに思っているところであります。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 教育長、今年度実績のある施策を実施されているということは承知しておりますから、着々と町民の、あるいは子ども教育のためにしっかり施策を構築していらっしゃるなということで受け止めておきたいと思えます。

今、教育長が言われたように、専門員、支援員だけがスピードを上げればいい話でなくて、一般の町民の方も同時にそういうような分野にも十分理解を深めながら、情報共有の中でしっかり学校全体として子どもを育てていくということになるでしょうから、ここは期待して見守っていきたいと思えます。

3点目に参ります。27ページの基本政策、家庭教育の推進のところですが、ここの黒丸です。家庭教育支援事業の在り方についてということで、効果的な支援方策の検討が必要であるというふうに載っております。これは、どういう分析の中でこういうふうに、報告の形になったのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長、小林隆浩君。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 特に家庭教育支援事業ですが、昨年度は就学時健診のときにおいて、大人への応援講座ということでここに記載されているように、親自身のメンタルヘルスケアの方法ですとか、保護者によるそういう内容の講座ということで開催しているわけですが、かなり出席率は高いのですが、出席していない人もおりまして、やっぱり本当に必要な人にこの講座とかが届いていないこともあり得るということで、もう少し皆さんに届くような方法を検討する必要があるという意味でございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 確認しますけれども、この家庭教育支援事業というのは地域学校協働本部の

事業の一つというふうを受け止めていいのかなと思いますけれども、ここに述べているこの家庭教育支援事業はその協働本部の事業ではないということなのではないでしょうか。確認したいと思います。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） ここに載せています家庭教育支援事業と地域学校協働本部の事業は、別の事業ということでございます。

○議長（大竹 惣君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第15号を終了いたします。

ここで11時25分まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時17分）

再 開 （午前11時25分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

○議案第50号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第5、議案第50号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

健康ふくし課長、渡部朋宏君。

〔健康ふくし課長（渡部朋宏君）登壇〕

○健康ふくし課長（渡部朋宏君） 議案第50号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてご説明いたします。

議案書16ページ、提出案件資料2ページ下段、提出案件参考資料2ページを御覧いただきたいと思っております。この案件につきましては、地方自治法第291条の3第1項及び第291条の11の規定により、福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

内容としましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、現行の被保険者証は令和6年12月2日以降発行されなくなります。それによりまして、広域連合の処理する事務のうち、当該市町村において行う事務中、「被保険者証及び資格確認書」を「資格確認書等」に改めるものであります。

〔「資格証明書だろう」と言う人あり〕

○健康ふくし課長（渡部朋宏君） 大変失礼いたしました。「被保険者証及び資格証明書」を「資格

確認書等」に改めるものでございます。

なお、この規約は、令和6年12月2日から施行するものであります。

説明は以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第50号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第51号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第6、議案第51号 令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

歳入歳出について、政策財政課長に説明を求めます。

政策財政課長、渡部雄二君。

〔政策財政課長（渡部雄二君）登壇〕

○政策財政課長（渡部雄二君） 議案第51号 令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明いたします。

予算書と併せまして、提出案件資料4ページから25ページを御覧願ひます。なお、今回の補正の概

要であります。令和5年度一般会計などの各会計の決算、人事異動に伴う人件費及び決算剰余金を財源とした繰上償還に係る予算の補正を行うものであります。

それでは、予算書表紙を御覧ください。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億3,321万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億2,474万5,000円とするものでございます。

第2条は、地方債につきまして、追加変更及び廃止の補正をするものでございます。

3枚おめくりいただきまして、第2表、地方債補正でございます。補正の主な理由でございますが、県より過疎対策事業債の起債協議可能額が示されたことなどにより、公共施設等整備再生基金繰入金などへの財源振替を行うものでございます。

次に、歳入歳出の補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。なお、各課の補正内容につきましては提出案件資料に記載させていただきましたので、主な内容のみご説明いたします。

3ページをお開きください。歳入でございます。1款町税、1項町民税、1目個人分6億6,475万1,000円の増額につきましては、高額所得者の増加を要因とする個人町民税所得割額の課税額増によるものでございます。

次に、2項固定資産税、1目固定資産税1,598万円の増額につきましては、当初課税額確定に伴う収入見込みによるものでございます。

続きまして、9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金140万7,000円の減額につきましては、交付額決定によるものでございます。

次に、10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税3億5,069万3,000円の減額につきましては、普通交付税の交付額決定によるものでございます。これによりまして普通交付税決定額が43億2,930万7,000円となり、令和5年度決算額と比較いたしまして決定額で5億2,420万1,000円、率にして10.8%の減となったところでございます。減額の主な要因といたしましては、個人町民税の課税額増加に伴い、基準財政収入額における市町村民税所得割の算定に用いる数値が増額したことによるものでございます。

4ページをお開きください。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金93万3,000円の増額につきましては特定地域づくり事業推進交付金でございまして、地域づくり事業協同組合派遣職員の増員等に伴い増額するものでございます。

次に、15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金119万7,000円の増額につきましては、ひとり親家庭医療費給付事業補助金でございまして、独り親の医療機関受診の増加に伴い、医療給付費について不足が見込まれるため増額するものでございます。

続きまして、4目農林水産業費県補助金441万円の増額につきましては、まず国営造成施設管理体制整備促進事業補助金で会津南部地区分について工事区間の延長に伴うものとして、またふくしまな

らではの畑作物産地づくり推進事業補助金でございまして、畑作物の新たな産地形成と複合経営による農業経営の安定化を図るため、麦、大豆の収量、品質の向上に取り組む農業者に対して補助金を交付するものとしてそれぞれ記載のとおり増額するものでございます。

5 ページを御覧ください。17款寄附金、1 項寄附金につきましては、令和6 年7 月31日までに寄せられた各寄附金でありまして、1 目一般寄附金13万円、3 目民生費寄附金32万1,000円、4 目教育費寄附金2 万5,000円、合わせて47万6,000円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、18款繰入金、1 項特別会計繰入金3,811万5,000円の増額につきましては、各特別会計の決算確定による精算のため増額するものでございます。

続きまして、2 項基金繰入金2,120万円の増額につきましては、先ほど地方債補正でもご説明いたしました。が、過疎対策事業債の起債協議可能額が示されたことなどによる財源振替に伴い増額するものでございます。

次に、19款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金6 億2,434万6,000円の増額につきましては、前年度の繰越金の確定によるものでございます。

6 ページをお開きください。20款諸収入、4 項雑入、2 目雑入4,220万2,000円の増額につきましては新型コロナウイルスワクチン接種確保事業助成金でございまして、新型コロナウイルスワクチンの接種については季節性インフルエンザ定期予防接種と同様の実施になることから、関係経費に係る助成金について4,150万円を増額するものでございます。

次に、21款町債、1 項町債につきましては、先ほど地方債補正でご説明申し上げた内容でございまして、1 目総務費から7 目教育費までそれぞれ増額または減額するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。7 ページを御覧ください。各款項目にございます1 節報酬、2 節給料、3 節職員手当等及び4 節共済費の人件費につきましては、主に令和6 年度当初の人事異動に係るもの及び会計年度任用職員の任用に係るものにつきまして補正をするものでございます。なお、人件費の補正内容につきましては、提出案件資料及び給与費明細書を御覧いただきたいと存じます。

それでは、人件費以外の主な内容についてご説明申し上げます。8 ページをお開きください。2 款総務費、1 項総務管理費、2 目自治振興費139万9,000円の減額につきましては、18節の地域おこし協力隊活動費助成金でございまして、採用予定人数の確定見込みにより109万9,000円を減額するものでございます。

次の6 目財産管理費6 億2,309万6,000円の増額につきましては24節の積立金でございまして、財政調整基金積立金につきましては、普通交付税の算定における人口減少対策分を今後の重点事業に充当するため1 億8,000万円を、ふるさと振興基金積立金につきましては一般寄附金及びふるさと納税寄附金合わせまして180万6,000円を、公共施設等整備再生基金積立金につきましては長期財政計画に基づく積立て及び今後の公共施設等の整備分として4 億3,840万1,000円を、過疎地域持続的発展基金積

立金につきましては令和5年度決算確定による充当残額330万円をそれぞれ積み立てるため、増額するものでございます。

続きまして、7目企画費471万4,000円の増額につきましては、まず12節の各種計画策定支援業務委託料でございまして、第3期人口ビジョン策定のため258万5,000円増額するものでございます。9ページを御覧いただき、18節の特定地域づくり事業推進補助金におきましては、歳入でもご説明いたしましたが、地域づくり事業協同組合派遣職員の増員等に伴い187万円増額するものでございます。

11ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、27節の国民健康保険特別会計繰出金264万8,000円の減額につきましては、令和5年度国民健康保険特別会計の決算額確定及び人事異動に伴い減額するものでございます。

続いて、2目障がい福祉費770万9,000円の増額につきましては、22節の国庫・県支出金返還金でございまして、令和5年度自立支援給付事業費などの確定に伴い増額するものでございます。

12ページをお開きください。2項児童福祉費、3目母子父子福祉費239万4,000円の増額につきましては、19節のひとり親家庭医療給付費でございまして、歳入でもご説明いたしましたが、ひとり親の医療機関受診の増加に伴い、医療給付費について不足が見込まれるため、増額するものでございます。

次に、4目児童福祉施設費115万7,000円の増額につきましては、22節の国庫・県支出金返還金でございまして、令和5年度子ども・子育て支援交付金の確定に伴い増額するものでございます。

次に、5目認定こども園費148万5,000円の減額につきましては14節の維持改修工事でございまして、本郷こども園空調機更新工事の事業費の確定により209万円を減額するものでございます。

13ページを御覧ください。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費7,392万8,000円の増額につきましては、まず10節の消耗品費から12節の予防接種データ入力業務委託料までが新型コロナウイルスワクチンの接種に係るものとなりまして、歳入でもご説明いたしましたが、季節性インフルエンザ定期予防接種と同様の実施になることから、それぞれ記載のとおり増額するものでございます。また、22節の国庫・県支出金返還金につきましては、令和5年度感染症対策事業費及び令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種事業費の確定に伴い増額するものでございます。

14ページをお開きください。5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費296万1,000円の増額につきましては18節の遊休農地再生事業補助金でございまして、耕作放棄地による落葉病を予防するために追加実施分について増額するものでございます。

15ページを御覧ください。3目農業振興費505万6,000円の増額につきましては、まず8節の費用弁償から18節の有害鳥獣防除事業補助金までにつきましては、有害鳥獣の出没件数の増加により、鳥獣被害対策の実施隊の活動に係る費用など及び新規狩猟免許取得者や電気柵など設置件数の増加が見込まれることから、それぞれ記載のとおり増額するものでございます。また、同節のふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業補助金につきましては、歳入でもご説明いたしましたが、畑作物の新たな産地形成と複合経営による農業経営の安定化を図るため、麦、大豆の収量、品質の向上に取り組む

農業者に対して補助金を交付するため、増額するものでございます。

次に、4目農地費203万8,000円の増額につきましては、18節の国営造成施設管理体制整備促進事業補助金でございまして、歳入でもご説明しましたが、会津南部地区分について工事区画の延長に伴い増額するものでございます。

18ページをお開きください。7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、21節の物件移転補償費600万円の増額につきましては、町道12009号線歩道整備工事支障電柱移設に伴い増額するものでございます。

20ページをお開きください。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、18節の各種大会等出場補助金377万6,000円の増額につきましては、参加料やバス借上料などの交通費の値上げなどにより増額するものでございます。

22ページをお開きください。11款公債費、1項公債費、1目元金3億4,214万9,000万円の増額及び2目利子547万円の増額並びに3目公債諸費16万5,000円の増額につきましては、令和5年度の借入額の確定及び決算剰余金を財源とした繰上償還をするため、それぞれ記載のとおり計上するものでございます。

次に、12款諸支出金、1項公営企業費、1目公営企業会計出資金1,810万円の減額につきましては、下水道事業会計の期末現金預金見込額増により減額するものでございます。

また、2目公営企業会計補助金235万円の減額につきましては、下水道事業会計の人事異動に伴う人件費減少などにより減額するものでございます。

歳入歳出の説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。歳入歳出を一括しての質疑はありませんか。

3番、荒川佳一君。

○3番（荒川佳一君） 1点だけ質問します。

歳出、15ページ、5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金の393万2,000円の増額のうち、ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業補助金の253万円について伺いたいと思います。新たなこの事業の補助率と条件について教えていただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長、鵜川晃君。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 補助率につきましては定額補助となっておりまして、1反当たり1万円ということで、取り組んだ面積に対して1反1万円の交付ということになっております。

〔何事か言う人あり〕

○産業振興課長（鵜川 晃君） 大変失礼しました。

事業の要件につきましては、認定農業者が新たに麦、大豆の収量の向上並びに品質の向上に取り組むものということでありまして、指定された要件、病害虫の防除、赤カビの防除が必要技術要件とな

っております。さらに、選択技術要件としまして、4点ほどの取組を行った農業者に対して先ほど申し上げた反当たり1万円の交付を行うものであります。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） これ歳出を見ますと全額補助ということで、県補助金になっていますね。この事業の今言ったように採択条件に該当する農業者は限られていると思います。どのように皆さんに通知をしていくのか、その点伺います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 今回の補助事業につきましては既に募集を行っておりまして、現在2件の農業生産法人に対して交付する計画で今現在進めております。

〔何事か言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長、募集の周知のほうをお願いします。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 大変失礼しました。

周知のほうにつきましては、対象となり得る認定農業者並びに農業生産法人に対して周知を図っております。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） これ予算が伴わないうちに募集するということは、どうなのでしょう。それは可能なのですか。これ最後なので、間違えないように言ってください。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 失礼しました。

今現在、募集をしたいというふうを考えておりまして、計画では農業生産法人2社を予定しているということがございます。大変失礼しました。

○議長（大竹 惣君） 15番、根本謙一君。

○15番（根本謙一君） 2点お願いします。まず、1点目ですけれども、総務管理費。8ページです。

1項の総務管理費、7目企画費だと思います。いわゆる提出案件資料では、地域振興事業として説明されています点が1点。2点目は、ページ13、衛生費の2目予防費、いわゆる感染症対策事業でございます。

まず、1点目に参ります。ここの説明見ますと、ふれあいの森公園等整備利活用基本構想検討委員会の委員数及び開催回数の増加というふうに出ております。今始まったばかりだと認識しておりますけれども、この段階で委員数並びに回数を増やすということはどういうことのできたのでしょうか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） ただいまのご質問にお答えいたします。

当初は8名の委員を見込んでおったところがございますが、新年度になりまして計画策定に当たり

ましてまずグラウンドの整備を優先的に進めていきたいということから、検討委員会の中でさらに分科会を設置して、そのグラウンド整備について優先的に進めていきたいというような変更がございまして、それで委員の数も増やして会議の回数も増やしたということでございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 分かったような、分からないような。グラウンドを優先するために文化財の調査……

〔何事か言う人あり〕

○15番（根本謙一君） 分科会だった。文化財ではない。分科会で委員数を増やすと。大体分科会は初めから想定されていたかと思います。その8名から何名に増やすのかと。回数は何回想定していたけれども、数を増やしてこのぐらい想定しているとか、どうしてそういう説明をしていただけないのでしょうか。3回しかできないのです。だから、なるべく分かりやすい、再質問しなくていいように説明詳しくしていただければありがたいなと思います。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

当初は8名で、会議の回数は5回ということで予算を計上しておりました。それで、実際に新年度になりまして検討するに当たりまして、やはり先ほども申しましたが、グラウンド整備を優先的に進めていくために、その検討委員会の中でもそういった内容に詳しい方々において分科会を内部に設置をいたしまして議論をしていったほうが良いということになりまして、委員のメンバーの人数も16名に増やしたところでございます。会議の回数につきましては、分科会を含めまして1年間トータルで9回を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） いや、専門家を増やしたほうが良いとかというお話のようですけれども、この分野は専門家いなくては当然検討委員会は成り立ちませんよね。そういう中で、いわゆる委員数を倍増ですよ。8名プラスですよ。どうしてこういうふうになったのか、まだちょっと理解ができません、今の説明では。ただ、より専門的なことが何か知る必要があるとか、その分野がちょっと欠けていたとか、何かいろいろあると思うのですよ、一、二名増やすのではなくて8名も増やすということですから。だって、分科会というのは初めから構想たしかあったというふうに私は理解していたので、なおとても今の説明では不十分だなと思うので、もっと分かりやすくお願いできませんか。

○議長（大竹 惣君） ちょっとお待ちください。お諮りいたします。

間もなく昼食の時間となりますが、この議案第51号の審議が終わるまで延刻したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

それでは、延刻といたします。

それでは、答弁を求めます。

政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

グラウンドの整備を優先的に分科会を設置したということで答弁申し上げましたが、ほかにもやはり新鶴のふれあいの森の全体的な計画ということでございますので、当初予定していた方々に加え、周辺の観光に、周辺全体を整備するために、観光に詳しい方であったり、商工の分野の方であったり、いろんな人に参画をいただきまして、さらに当初は予定しておりませんでした大学の先生なんかも入っていただきまして、人数が増えたということでございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） まだ不十分ですけれども、あとはデスクワークで理解を深めたいと思います。

2点目に参ります。感染症対策事業ですけれども、これをお待ちになっている町民の方々結構いらっしゃるんです。いつから始めるのだということを度々尋ねられることが多いので、もう少し、いつから準備始めて、案内をいつから出して、いつから接種となっていくのか、分かる範囲でお願いしたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（渡部朋宏君） お答えいたします。

具体的な契約については当然議会の議決があってからという手続になりますが、予定としましては10月15日から年明け、令和7年1月31日までの期間ということで予定をしております。

以上になります。

○議長（大竹 惣君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって質疑を終了し、議案第51号を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

休 憩 （午後 零時00分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（大竹 惣君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議案第58号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第7、議案第58号 字の区域の変更についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、平山正孝君。

〔総務課長（平山正孝君）登壇〕

○総務課長（平山正孝君） 議案第58号 字の区域の変更についてをご説明いたします。

議案書17ページから20ページ、併せまして提出案件資料3ページ上段、参考資料3、4ページを御覧願います。それでは、提出案件資料によりご説明をさせていただきます。この案件は、令和元年度から実施しております新鶴地域梁田地区における県営ほ場整備事業において、今後農地の区画整理により字の一部を変更し、換地計画を定めるため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

概要についてご説明をさせていただきます。まず、新屋敷内に字西新屋敷及び立石田地内に字梁田の新字を設け、さらに既に存在する立石田字大石などに字の一部を編入するものです。新屋敷字西新屋敷に包含する区域といたしまして、新屋敷字五百苺、立石田字南百目貫の一部であります。

次に、立石田字梁田に包含する区域としまして、立石田字南百目貫、立石田字金山、立石田字寺田、立石田字五百苺、立石田字地蔵免、立石田字四百苺、立石田字向清水、立石田字村前、立石田字上金山、立石田字宮西、立石田字前川原道南、立石田字新田前、立石田字大石ノ目、立石田字立行事の一部であります。

次に、立石田字大石ノ目に編入する区域としまして、立石田字地蔵免、立石田字金山の一部であります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第58号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○同意第5号の議題、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第8、同意第5号 会津美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許可します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより同意第5号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

○諮問第1号の議題、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第9、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付しました意見書のとおり答申したいと思いますが、これ

にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号はお手元に配付した意見書のとおり答申することに決しました。

○総括質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第10、総括質疑を行います。

総括質疑については、まず質疑事項を告げ、その後質疑事項ごとに一問一答方式で行います。総括質疑は所管ごとの議案順に一括して審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

それでは、認定第2号 令和5年度会津美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和5年度会津美里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和5年度会津美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを一括審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第5号 令和5年度会津美里町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第6号 令和5年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第7号 令和5年度会津美里町水道事業会計決算認定について、認定第8号 令和5年度会津美里町下水道事業会計決算認定についてを一括審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第9号 令和5年度永井野財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第49号 会

津美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第52号 令和6年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第53号 令和6年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第54号 令和6年度会津美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第55号 令和6年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）を一括審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第56号 令和6年度会津美里町水道事業会計補正予算（第1号）、議案第57号 令和6年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第1号）を一括審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。

○議案の常任委員会付託について

○議長（大竹 惣君） 日程第11、議案の常任委員会付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は別紙審査付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、本件は別紙審査付託表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。

○散会の宣告

○議長（大竹 惣君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 （午後 1時11分）

決算特別委員会

(第 2 日)

令和6年会津美里町議会（決算特別委員会）

第2日

令和6年9月12日（木）午前10時00分開議

委員長 長 嶺 一 也 君 副委員長 小 島 裕 子 君

○出席委員（13名）

1番	櫻 井 幹 夫 君	9番	渋 井 清 隆 君
2番	小 柴 葉 月 君	11番	鈴 木 繁 明 君
3番	荒 川 佳 一 君	12番	横 山 知 世 志 君
5番	長 嶺 一 也 君	13番	横 山 義 博 君
6番	村 松 尚 君	14番	根 本 剛 君
7番	小 島 裕 子 君	15番	根 本 謙 一 君
8番	星 次 君		

○欠席委員（1名）

4番 山 内 豪 君

○説明のため出席した者

副 町 長	佐 々 木 吉 一 君
総 務 課 長	平 山 正 孝 君
総務課課長補佐	渡 部 充 君
総 務 課 防 災 消 防 係 長	山 内 俊 喜 君
政 策 財 政 課 長	渡 部 雄 二 君
政 策 財 政 課 参 事	金 子 吉 弘 君
政 策 財 政 課 長 補 佐	立 川 昇 君
政 策 財 政 課 長 補 佐	目 黒 裕 樹 君
政 策 財 政 課 デジログ推進室長 兼 デジログ推進係 長	齋 藤 優 君

政策財政課 政策企画係長	鈴木	幸信	君
政策財政課 人口減少対策係長	小林	一成	君
会計管理者 兼出納室長	児島	隆昌	君
町民税務課長	猪俣	利幸	君
町民税務課 課長補佐	遠藤	香	君
町民税務課 生活環境係長	小林	正裕	君
健康ふくし課長	渡部	朋宏	君
健康ふくし課 主幹	福田	富美代	君
健康ふくし課 課長補佐	栗城	嘉則	君
健康ふくし課 こども家庭支援室長	小林	早苗	君
産業振興課長	鵜川	晃	君
産業振興課 課長補佐	芥川	豊和	君
産業振興課 課長補佐	佐藤	文彦	君
産業振興課 森林環境対策室長	川田	勝博	君
産業振興課 農政係長	横山	美代子	君
産業振興課 商工観光係長	鈴木	俊幸	君
農業委員会 事務局長(兼)	鵜川	晃	君
農業委員会 事務局次長	佐瀬	博巳	君
建設水道課長	加藤	定行	君
建設水道課 課長補佐	佐藤	勝利	君
建設水道課 建設係長	松本	健一	君
教育長	歌川	哲由	君
こども教育課長	大竹	淳志	君

こども教育課 課長補佐	國	分	政	和	君
こども教育課 総務係長	菊	地	建	雄	君
こども教育課 こども教育係長	榎	森	正	典	君
代表監査委員	小	島	隆	一	君

○事務局職員出席者

事務局 長	川	田	佑	子	君
事務局次長 事務総務係長 兼	関	本		達	君

開 議 (午前10時00分)

○委員長(長嶺一也君) これから本日の会議を開きます。

決算特別委員会2日目を行います。

ここで産業振興課長より発言の許可を求められておりますので、産業振興課長の発言について、これを許可します。

産業振興課長、鵜川晃君。

○産業振興課長(鵜川 晃君) おはようございます。このたび決算認定資料として提出しました令和5年度主要施策の成果に関する説明書などに誤りがございました。誠に申し訳ございません。深くおわび申し上げます。また、これからお配りいたします訂正資料に基づき説明させていただきますので、委員長の許可をお願いいたします。

○委員長(長嶺一也君) 資料配付について許可します。

暫時休憩します。

休 憩 (午前10時01分)

再 開 (午前10時02分)

○委員長(長嶺一也君) 再開します。

産業振興課長、鵜川晃君。

○産業振興課長(鵜川 晃君) ただいまお配りいたしました資料は、訂正が必要な箇所の一覧表となっております。それでは、訂正箇所をご説明いたします。

まず、令和5年度主要施策の成果に関する説明書の43ページをお開きください。施策の成果の第1段目、事務事業名、商工活性化事業の右から2列目、活動実績・成果であります。上から4行目、地域総合振興事業4,448万円となっておりますが、448万円に訂正をお願いいたします。

次に、同じページの2段目、事務事業名、創業事業継続支援事業の右から3列目、成果指標の計画値A、730人を774人に、また実績値A、720人を706人に訂正をお願いいたします。

次に、その右隣の活動実績・成果の上段、最後の行の後半、「件あった」を「3件あった」に訂正をお願いいたします。

次に、令和6年度事務事業(事後)評価(令和5年度実施事業)の139ページをお開きください。事務事業名、商工活性化事業になります。中ほど、2、事業の実績、3、活動実績及び成果の上段の活動実績において、2行目中央、地域総合振興事業4,448万円を448万円に訂正をお願いします。

次に、144ページをお開きください。事務事業名、創業事業継続支援事業になります。中ほど、2、事業の実績の右側、2、指標の推移、成果指標Aの5年度、上から、730人を774人、その下、720人を706人に訂正をお願いいたします。

最後に、その下、3、活動実績及び成果の上段の活動実績の最後の行の後半、「件あった」を「3

件あった」と訂正をお願いいたします。

このたびの決算認定の重要な説明資料において、成果説明書等に複数の訂正が生じてしまいましたことは、事前の書類等の確認が不足していたことに起因しております。深く反省しております。今後このようなことがないように、議案等の提出に際しましては、確認を徹底いたしたいと思っております。大変申し訳ありませんでした。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長より資料の訂正の説明がございましたが、各委員よろしいでしょうか。

ここで産業振興課長等の退席のため、暫時休憩します。

休 憩 （午前10時07分）

再 開 （午前10時08分）

○委員長（長嶺一也君） 再開します。

それでは、配付いたしました決算書、施策・事務事業質疑表の順に質疑を進めます。なお、1質疑項目に対し一問一答方式で行い、質疑回数は3回までとします。質疑時間の制限はいたしません。質疑、答弁とも簡潔、明瞭をお願いします。

なお、政策名と質疑番号、委員名のみ読み上げます。

政策名1、「自然に配慮した環境づくり」、質疑番号1番、根本謙一委員の質疑を行います。

根本委員、質疑。

○15番（根本謙一君） それでは、私の質疑をしたいと思います。

施策名、自然・生活環境の保全、事業名、廃棄物減量対策事業について伺いたしたいと思います。成果指標実績値からも取組の成果として評価できると思っております。そこで、令和5年度の実績についてどのように分析をしたのか、一定程度の評価シートで理解はできますけれども、さらなる内容の詳細を求めたいと思っております。

○委員長（長嶺一也君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

令和5年度の実績の分析につきましては、生活系一般廃棄物排出量は、燃やせるごみは3,718トンで、前年度から264トン、6.6%の減。それから、燃やせないごみにつきましては、355トンで、15トン、5.1%の減少となったところで、おおむね目標どおりの結果と考えております。

また、資源物回収量であります。5年度は750トンで、4年度から110トン減少しておりますが、生活系一般廃棄物の量が増加しているわけではなく、資源物が生活系一般廃棄物として排出されているものとは考えてございません。昨年からは新型コロナの5類感染症移行や物価高騰の影響によりまして、あらゆる場面での飲み切りサイズのペットボトルや缶飲料の利用が減っていること、また携帯ボトルが普及していることが大きな要因と考えてございます。

令和5年度の取組といたしましては、広報紙及びホームページでの情報発信や生ごみ処理機等の購入補助、出前講座等での啓発活動によりまして、「使い切り・水切り・食べ切り」の3切りとリユース、リサイクルなどの4R運動の周知徹底を図ったところでありまして、これらが生ごみ分別、減量に対する町民の行動意識の高まりにつながったものというふうに分析しております。

以上であります。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 詳細に説明いただいてありがとうございます。なるほどというふうに思うところが結構ありまして、本当に町民の、皆さんのご努力が如実に表れてきているなというふうに私も思います。

そこで、ただし近隣町村、自治体を見ますと、苦勞している自治体が結構多いわけです。その中で、本町の令和5年度の取組によってこれだけの成果を上げたということは、大変特筆すべきかなということも言えるわけですが、特段広報等周知徹底の話もありましたけれども、それだけで町民の意識が本当に変わっていったのか、その辺のところはどのように認識していますか。

○委員長（長嶺一也君） 町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） お答えいたします。

もちろん広報紙、ホームページ、出前講座による周知活動というものは大きな効果を得ているものというふうに考えてございますが、町といたしましては、やはりこれまでもずっと継続してございます。適切に排出されていないごみについては、その場では一々回収しないという、いわゆる選別収集というものを徹底してございますので、やはり集積場からの情報発信、皆さんにそこから、なぜこのごみは回収されなかったかということをご皆さんに共有していただくということが大きな、町の本当に独自の特筆的な施策だと、取組だと思っております。

また、そのほか燃えるごみ、ごみの大きなものはやっぱり生ごみなのです。生ごみがどうしても水分が含んで重量があるということで、やはり町では本当に合併当時からずっと生ごみ処理機の補助金にすごく強力で力を入れてございまして、広報紙等でも既に昨年度実施された方のそういう感想等を入れまして、その補助金等の活用によりまして、生ごみ処理機の導入を強く、強力で進めているというのが本町のやはり減量化に大きく寄与しているものというふうに考えてございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 分かりました。今質疑の中でですから、いろいろ課長がこの評価シートに記載している以上の説明がありました。できれば、そういう今のような説明も、もっと簡略にしてもいいかとは思いますが、もっとここに記載して情報発信はしたほうがいいのではないかなというふうに思うところです。ましてやゼロカーボン宣言をした町ですので、これからもっともっと注力していく、あるいは広域的には先鞭をつけていく自治体であるというふうに思うところで、情報発信の仕方と、町民により理解を深めていただくという努力の部分で今の認識を伺って終わりたいと思いま

す。

○委員長（長嶺一也君） 町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） 委員おただしのおりだと思ひます。やっぱり住民の方たちに、現在も毎月ホームページでごみの排出量、それから前年度、それから前々年度ということで、ごみの推移なんかを見える化、可視化、どのくらい減っているのだということ、それを住民の方が実感できるような見せ方をしてございます。これからもそれ以上に、それによって今度はごみの減量によってどのような効果があるのだとか、町の負担がどのような形で推移していくのだと、もしごみが減った場合、町の負担がどういふふうになるのだというところも丁寧にホームページ等で住民の方に周知啓発等を行ってまいりたいというふうを考えてございます。

○委員長（長嶺一也君） これで根本謙一委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号2番、荒川委員の質疑を行います。

荒川委員。

○3番（荒川佳一君） それでは、事務事業12ページの質問をいたします。

1の2、生活基盤の整備、情報通信施設管理事業についてお聞きします。それでは、2番の事業実績、(2)、指標の推移において、Wi-Fi環境基盤の人口カバー率の算出根拠について伺いたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 政策財政課参事、金子吉弘君。

○政策財政課参事（金子吉弘君） それでは、お答え申し上げます。

成果指標のWi-Fi環境基盤の人口カバー率の算出根拠につきましては、令和4年度に実施いたしましたWi-Fi環境基盤整備事業の指標といたしまして、人口カバー率99%を目指すこととしておりまして、その数字を成果指標の目標値としているところでございます。なお、令和5年度におきまして、目標値のとおり全ての事業を完了いたしまして、供用を開始したところでございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 今のWi-Fi環境整備は、町にとって大切な事業でありまして、特に災害や住民福祉等の通信手段として重要であります。施設整備の考え方について、今までやってきた施設整備なのですが、令和5年度の考え方はどういう考え方でやってきたのかお聞きします。

○委員長（長嶺一也君） 政策財政課参事。

○政策財政課参事（金子吉弘君） お答えいたします。

令和5年度におきます整備の方針についてのおただしかなというふうには思っておりますが、まず委員おっしゃるとおり、やはりWi-Fiの安定的ないわゆる電波環境を構築するということを念頭に置いて実施したものでございまして、基本的に人がお住まいの地域、エリアを全てカバーするようなことで整備をさせていただいたところでございます。一応理論値上は、あくまで住宅が張りついている

エリアにつきましては、全て整備が終わってございます。ただし、あくまで理論上の値でございますので、一部運用的にやっぱり微弱な地域があるというふうなところも知っているところでございまして、そこら辺について今どういう対策を取るかということを考えているというふうなところでございます。

○委員長（長嶺一也君） 荒川委員。

○3番（荒川佳一君） それでは、令和5年に今現在使用できない地域の基地局なのですが、基地局について、何か所あって、それに対して人口が何人、町民の方に迷惑をかけているのか、その点最後にお聞きしたいと思います。今人口カバー率の考え方については、お聞きして大体分かったのですが、町民の方が活用できる状況とすべきではないかと思うのです。それが現在、現在というか、令和5年度に修繕はしたのでしょうかけれども、修繕がまだできていない、5年度に完了していないということなので、その点について何か所ご迷惑をかけているのか、その点を最後にお聞きします。

○委員長（長嶺一也君） 政策財政課参事。

○政策財政課参事（金子吉弘君） それでは、お答えいたします。

ただいまの質問につきましてでございますが、町全体といたしまして、今ちょっとWi-Fiの環境の整っていないところというのは光ケーブルが未開通の区域がございまして、その区域につきましては5か所でございます。ただ、今Wi-Fiを整備した区域につきましては、令和5年中に、いわゆる使いたいだけでも、使えないというふうなところの苦情をいただいているところは、これにつきましてははないということでございます。ただ、その後若干電波環境が悪いというふうなところでお話があった部分については2エリアということで、私のほうで事実確認をしているというふうなところでございます。

○委員長（長嶺一也君） これで荒川委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号3、村松委員の質疑を行います。

村松委員。

○6番（村松 尚君） それでは、事務事業ページの17ページから質問させていただきます。

成果指標Bの利活用者が目標値10件に対し実績値4件となっておりますが、目標値に届かなかった要因は何か伺います。

○委員長（長嶺一也君） 政策財政課長、渡部雄二君。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

空き家利活用者数が目標値に届かなかった要因でございますが、交渉成立に至るまでの調整に時間を要したことが大きな要因の一つと考えております。売主と買主の双方によりスケジュールを調整し、現地内覧、契約事務、家財の処分など、それぞれ一定の期間を要しますが、令和5年度においては、特に調整期間を要したところでございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 村松委員。

○6番（村松 尚君） ありがとうございます。

シートのほうを見ますと、成果の中で、民間事業者と連携して業務に取り組んだことで6件、空き地と空き家4件ですか、空き家のほうでは4件売却につながったということですが、これは令和5年度からの新しい取組であったという解釈でよろしいのでしょうか。

○委員長（長嶺一也君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

この民間事業者との連携につきましては、以前からの継続事業でございます。

○委員長（長嶺一也君） 村松委員。

○6番（村松 尚君） 最後にお伺いしますけれども、そうすると民間事業者と連携したことの構想をしたのが令和5年度であったということでありますけれども、この民間事業者の成果というものが初めて5年度で現れてきたということなのですか、成果指標のシートのほうに書き入れされているということは、そういうふうな位置づけの考え方でよろしいのか、最後にそこだけお伺いします。

○委員長（長嶺一也君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

今回成果の中で民間事業者の効果ということで記載をさせていただきましたが、以前から民間事業者による恩恵と申しますか、効果というのはあったのですが、あえてやはり民間事業者の効果がすごく強いということで記載はさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） これで村松委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号4、根本謙一委員の質疑を行います。

根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） では、私の質疑をします。

交通体系の充実、施策名、それから事業名が道路等負担金事業の中の負担金補助及び交付金のところで、予備費から充当された100万円の内容について伺いたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 建設水道課長、加藤定行君。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、ただいまの質疑にお答えいたします。

予備費充当の内容につきましては、国道401号改良整備促進期成同盟会博士峠部会が主催する博士トンネルウォーク及び開通祝賀祭の開催に伴い、費用や実施内容の確定による負担金の増でございます。それぞれの主な支出項目につきましては、博士トンネルウォークでは参加者記念品、会場設備費、賄い材料費でありました。開通祝賀祭では、来場者への記念品、おもてなしの賄い材料費であります。

また、開通式の日程が当初の想定より早まったこと、博士トンネルウォークの準備から開催日までの日数が短かったことから、補正予算に計上できず、予備費の充当での対応といたしました。

なお、おかげさまをもちまして、両イベントとも盛大に開催することができました。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 内容が分かりました。金額が金額ですので、多分にこの401号、いわゆる博士トンネル開通に向けたイベント絡みの費用だというのは当然想定できましたし、過去を遡ればそういう説明の中で来たわけですけれども、いわゆるやっぱり改めて聞かないと分からないというところがありますので、そこは、これ評価シートでもなかなか出てこないところかなとは思いますが、100万円ですから、よその予備費充当を見ますと、これに当たっている、あれに当たっているということではっきり分かるのですけれども、この場合は全く分からなかったということからすると、もう少し書き方、記載の仕方も考える必要があるのではないかなというふうに思いますけれども、その点はいかがに考えますか。

○委員長（長嶺一也君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） お答えいたします。

決算書上に出てきた金額でありまして、備考欄につきましては、それ以上今の現在書きようがないということで、今後とも別な書き方等で何とかお知らせするようなことで工夫してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○15番（根本謙一君） 終わります。

○委員長（長嶺一也君） これで根本謙一委員の質疑は終わりました。

続きまして、質問番号5番、同じく根本謙一委員の質疑を行います。

根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 施策名、同じく交通体系の充実の事業名、道路新設改良等事業の不用額について伺いたいと思います。

町道12009号線歩道整備事業の物件移転に係る水道管及び公共マス取出工事負担金において生じたとしているが、どういうことか詳細な説明を求めたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 建設水道課長、加藤定行君。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、ただいまの質疑にお答えいたします。

町道12009号線歩道整備事業の物件移転に係る水道管及び公共マス取出工事負担金において生じた不用額の詳細につきましては、まず負担金の積算根拠としまして、家屋移転者4名分の会津美里町管内に移転予定の方々を対象とし、新たな土地において水道及び下水道が使用できない状況にある場合、その土地に設置する水道管及び公共マス取り出し工事に係る費用と、道路整備予定地内に布設されている老朽化した給水管の布設替え費用をそれぞれ負担金として予算化したものでございます。しかし、その4名のうち3名の方は、水道管及び下水道公共マスが整備済みの土地に移転し、新たな工事の必

要がなくなったことから、不用額が生じたものでございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 分かりました。改めて確かに過去にそういう説明をいただいたことを今思い出しておりますけれども、この説明の欄にもう少し書き込みをしていただくと、別に質疑として上げなくても済む、そういう配慮はいただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。ほかの部分もそうなのですか。

○委員長（長嶺一也君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） 今後書き方においては、いろいろ工夫してお知らせできるようにしたいと思います。

以上でございます。

○15番（根本謙一君） 終わります。

○委員長（長嶺一也君） これで根本謙一委員の質疑は終わりました。

続きまして、質疑番号6番、星委員の質疑を行います。

星委員。

○8番（星 次君） 施策名が1－3、交通体系の充実ということであります。施策のページ数、17ページであります。あいあいタクシーは、高齢の方が多く利用していると思うが、AIシステムを使って乗っている方の把握はしているのか。利便性が向上していると考えているようですが、利用者の意見等は反映しているのか伺います。

○委員長（長嶺一也君） 建設水道課長、加藤定行君。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、ただいまの質疑にお答えいたします。

あいあいタクシーの予約におけるAIアプリ利用率は、全体で見ると約2%であります。65歳以上の高齢者に限定すると、約0.5%であります。利用者からの意見や要望については、随時運行事業者や町に電話等で寄せられており、その多くは待ち時間の短縮に関するもので、可能なものについては速やかに改善を図っております。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 星委員。

○8番（星 次君） 今答弁にありましたが、AI使っていても、利用される方はやはり65歳以下なのです。スマホ。利用をしている方の多くは65歳以上で、交通弱者の人を救うためのあいあいタクシーなのです。目的と利便性と、その辺のよく利用実態を把握しながら、それで今問題点もきちんと把握しているようですので、待ち時間が、利用者は、特に帰りの時間、1時間半も待っていないと、幾ら何でもちょっとひどいではないかというふうな声がありますが、町側のほうにそういう声は聞いておりますか。

○委員長（長嶺一也君） 政策財政課長、渡部雄二君。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

利用者からの苦情であったり、お問合せ等々につきましては、事業者を経由して私どものほうにも届いております。様々クレームと申しますか、そういったものはあるのですが、やはり一番件数的に多いのは、委員おただしのよう、時間の関係の問合せでございます。それにつきましては、その都度待ち時間の短縮につながるような運転手のシフトの変更であったりとか、そういったことでできるだけ大きくならないような対応に努めているところでございます。

○委員長（長嶺一也君） 星委員。

○8番（星 次君） 最後ですので、あいあいタクシーの経営者はこう言っているのです。タクシーは、車はあるけれども、運転手の確保がなかなか容易でない。だから、待ち時間が多いのだというふうに言っているのです、町はそういう実態を確認したら、どうしたらいいかという協議すべきだと思うのですが、そういう実態、会社と町とやったことありますか。

○委員長（長嶺一也君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

委託先の振興公社、あとは会津交通等と情報共有をして、そういった課題についても協議はしております。

○委員長（長嶺一也君） これで星委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号7、櫻井委員の質疑を行います。

櫻井委員。

○1番（櫻井幹夫君） 施策名、交通体系の充実、事業名、道路維持管理事業について伺います。

道路維持管理のパトロールの実施状況は。年間何回実施したのか。パトロールにおいて、横断歩道の白線が消えている箇所は把握しているか、引き直した箇所はあるか伺います。

○委員長（長嶺一也君） 建設水道課長、加藤定行君。

○建設水道課長（加藤定行君） ただいまの質疑にお答えいたします。

1点目の道路維持管理のパトロールの実施状況につきましては、職員及び会津美里振興公社との委託、冬期間の除雪オペレーターによる道路パトロールを主とし、随時実施しております。また、地域包括連携協定を結んでいる日本郵便株式会社、ヤマト運輸株式会社など、日々の業務を通して情報提供をいただいているところであります。

2点目の年間の実施回数につきましては、先ほどのパトロールの実施状況でもお答えしたように、職員及び振興公社委託のほか他に他団体の情報提供もパトロールの一環として捉えているため、詳細な回数までは把握しておりませんが、全体で1週間に1回程度の頻度で行っているところです。

3点目の、パトロールにおいて横断歩道の白線が消えている箇所及び引き直した箇所につきましては、パトロール時において横断歩道の消えている箇所を確認しており、その都度会津若松警察署美里

分庁舎交通課に報告をしているところです。また、横断歩道、停止線などの区画線につきましては、交通規制に関する区画線に分類され、公安委員会において管理しているところでありますので、原則町において引き直しを行っておりません。しかしながら、町で行う外側線等の引き直し区間の中に公安委員会管理の横断歩道等がある場合は、必要に応じ、公安委員会との協議により、町で引き直しを行う場合もあります。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 櫻井委員。

○1番（櫻井幹夫君） 町民にとっては、白線を誰がやるか、どこがやるかが大事ではなく、町を含め、関係するところがしっかりとやっていただくことが大事です。そこで伺います。公安委員会等の連絡については、どのような方法でどの程度行われているのか、またそれについて町との協議や話し合いなどは行われているのでしょうか。

○委員長（長嶺一也君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） お答えいたします。

横断歩道等の欠落等が発見された場合、直接最寄りの警察署に報告いただいても結構ですし、総務課の消防防災係のほうに連絡してもらっても結構でございます。

協議につきましては、その都度行っているところです。回数については、随時でありますので、回数等につきましてはつかんでおらないところでございます。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） 櫻井委員。

〔「委員長、すみません。漏れました」と言う人あり〕

○委員長（長嶺一也君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） 公安委員会との協議の方法なのですが、電話等において直接交通課の職員と行っているところです。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） 櫻井委員。

○1番（櫻井幹夫君） 都度電話で直接連絡をしているということですが、基本的には週1回程度のパトロールが行われているわけであり、連絡はしても、引き直し等が行われていないことは町としては把握されているところだと思うのですが、それに対して町からのアクション等はなかったのでしょうか。

○委員長（長嶺一也君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） 1週間に1度程度のパトロールを行っているところではありますが、その都度横断歩道の欠落等について発見しているわけではございません。

それで、発見した際は警察署に速やかに報告しているところではありますが、警察署においては、報

告あった際、上部機関である県警本部のほう、公安委員会のほうに上申するという仕組みになっており、その際連絡したらすぐに引いてもらえるわけではなくて、どうしても次年度になるような都合がございます。その関係で、通学路に関するものに関しては、町の区画線等を引き直す際、協議の上、速やかに町のほうで行う場合もあるということでございます。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） これで櫻井委員の質疑は終わりました。

以上で政策名1、「自然に配慮した環境づくり」に関する質疑は終了しました。

ここで説明員入替えのため、10時55分まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時44分）

再 開 （午前10時55分）

○委員長（長嶺一也君） 再開いたします。

政策名2、「安心して安全な暮らしづくり」、質疑番号8、根本謙一委員の質疑を行います。

根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 施策名、防災・消防体制の充実、事業名、消防施設維持管理事業の不用額について伺いたいと思います。

決算書の120ページになります。説明資料の中で、火の見やぐら解体及びホース乾燥塔設置工事費が想定額より安価だった。また、消火栓の修繕工事費を予算計上するも、修繕工事箇所がなかったと述べております。どのような見積り、積算をしておいたのか伺いたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 総務課長、平山正孝君。

○総務課長（平山正孝君） ご質問にお答えいたします。

火の見やぐら解体及びホース乾燥塔設置工事費につきましては、年次計画により工事を実施しており、予算計上の際には事業所から徴収した見積りを参考に予算を計上しております。5年度においては5か所を計画したところでございます。

また、消火栓の修繕工事費につきましては、例年秋に消防署で消火栓の点検を実施しております。それに伴い、町に対してその結果が入ってまいります。早急に改善が必要な場所等が報告されるわけですが、それにつきまして修繕、あと水漏れ等緊急に修繕が必要となった消火栓を修繕するために予算計上しているところで、計上に当たりましては、過去の実績等を踏まえた形での計上をしているところでございます。報告があって計上するという形になります工事と修繕という形になりますので、実際には見積りの段階では概算で予算を要求しているという形になります。

説明は以上です。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） いわゆる年次計画、及びそれから秋の点検で、見積書を取らないで積算、概

算、予算計上しているということと受け止めますけれども、いや、不用額があまりにも大きいので、想定よりも安価だったとか、工事箇所がなかったためとかという理由はちょっと解せないのですけれども、今の説明で十分だと思えますか。私はちょっと理解できないのですけれども、そこはもう少しきっちりした予算計上の仕方というのはできないものなのではないでしょうか。ましてや、秋点検しながら、修繕箇所がなかったという、この説明はつじつま合いませんよね。いかがでしょうか。

○委員長（長嶺一也君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） まず、火の見やぐらにつきましては、5か所計上させていただきました。実質工事ができたのが4か所でございます。1か所については、地区の放送用スピーカーがあったりとかということで調整が必要だということで、その分については見送ったという経過があり、実際の箇所数が減ったということがございます。

あと、消火栓の修繕工事につきましては、例年ですと何機か消防署のほうから指摘があって、修繕等の対応をしております。昨年度につきましては、特に修繕の指示がなかったということが大きな原因でございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 確認します。前段の部分ですけれども、調整した結果、5件の予定が、5か所が4か所になったと。でも、説明では、想定よりも安価だったって言っているのです。

後半の部分は、秋点検して、概算予算額は点検前にもう上げてしまっているということしかこの理屈は合わないのですけれども、そこをもう少し整合性取った説明お願いできませんか。この書き方が、説明がまずいならまずいで、そこを修正してもらえば、私はそれで済むことなのではないかなと思えますけれども、今の説明ではいまいち理解が進みません。お願いします。

○委員長（長嶺一也君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） まず、火の見やぐらの件につきましては、5か所から4か所に実績となったと。発注に関して、ホース乾燥棟の設置等につきましては、一括発注という形を取らせていただきました。それによって経費等が軽減され、安価になったという部分がございます。

あと、消火栓につきましては、予算計上に当たりましては、修繕箇所、どこを修繕しろというのが消防署から出されます。それに対して補正で対応するという形ではなく、当初からある程度の予算を取っておくという形の対応で今までもやっておりました。そのため予算計上に当たりましては、今までの、前年度までの実績等を加味して、平均価額あたりで大体単価が33万ぐらいで予算計上して、およそ何か所という今までの実績を基に予算計上をさせていただいていたということでございます。早急な対応も必要であったりしますので、あくまで消防署から、点検をした結果ここここがまずいですよ、それに対して早急な対応が必要だ、この分については次年度でも大丈夫でしょうという形があったりします。そういった対応をして、早急に修繕が必要なものについては、そこから業者に見積り

を徴収して修繕をするという形の対応を取っていたということでございます。5年度については、消防署から修繕の指摘はなかったということで、その分について、消防署からの指摘については対応はなかったという部分でございます。ただ、消火栓の移設という工事が1か所ございまして、その分については金額的には約70万くらいはこの分で実施しているところでございます。

説明は以上です。

○委員長（長嶺一也君） これで根本謙一委員の質疑は終わりました。

続きまして、質疑番号9番につきましても、根本謙一委員の質疑を行います。

根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 同じく施策名、防災・消防体制の充実、事業名、消防施設維持管理事業の不用額について伺います。

消火栓格納庫の新設、修繕を5基で予算計上していたが、1か所のみで修繕要望であったので、生じたと述べております。どのような調査、確認して見積り、積算をしているのか伺いたいと思います。これもさっきと同じかな。

〔「またちょっと違います」と言う人あり〕

○15番（根本謙一君） 全然違うでしょう。

〔「若干違います」と言う人あり〕

○委員長（長嶺一也君） 総務課長、平山正孝君。

○総務課長（平山正孝君） こちらの消防施設の新設、修繕の予算につきましては、基本的には消防団に事前に修繕箇所等の確認、あと各地区からの要望を基に予算を計上しております。5年度につきましては、消防格納庫については1か所要望がございました。毎年そうなのですが、要望以外に年度途中で発生するケースが多々ございます。そういった部分も踏まえまして、5か所分の予算を計上させていただいたという部分でございます。特に5年度は見込みを立てたのですが、新たな場所、あと大きな修繕というものが、入替えというものがなく、概率的には消火栓ボックス、ホース管鎗を入れておく箱が壊れているということで、その部分だけを購入して、入れ替えるという形の対応のみであったということでございます。基本的には各班、消防団の班、あと地区から要望を取って予算計上、あと万が一例年の想定外の修繕等に対応するための予算計上をしているということでございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 今の説明でも、前の質疑でも同じなのですが、特に団や班の、班から要望を受けて、それで予算化されていると。消火栓格納庫ですから、突然修繕が必要だとか、新設しないとならないとか、そんなことはちょっと想定しにくいものですね。そういう中で5基を予算計上して、1か所のみで修繕要望であったというのがどうも解せないのです、こういうやり方っていいですか、予算の計上の仕方というのは。前段の説明からしたらそうでしょう。おかしくないですか。今聞いていて、何でなのだろうというふうに疑問は解けないのですが、再度お願いします。

○委員長（長嶺一也君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 要望を間違いなく取って対応しています。この部分について消防各班のほうから特にこの1か所については、消火栓ボックス、格納庫の更新をお願いしますという形で上がってきて、状況を確認した中で、新しいのを入れなくても大丈夫という判断、あと消火栓格納庫が実際についていないところもあります。ここに付けてほしいという要望もあったりします。そういった部分を踏まえて、予算計上は消火栓格納庫をそっくり1基分の予算で5基分という形の予算計上をしているところでございます。ただし、そういった部分の計上の仕方について、やはりあまり芳しくないという部分がございますので、6年度予算については見直しをかけているところでございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 私の問題提起を受けて、今の答弁なのですか。もともとやっぱりこういう計上の仕方はおかしいよねということでの今の答弁なのですか。これ前の質問と違って、過去の実績を踏まえてという予算計上ではないですよ、これは。違いますよね。要望を受けて計上していますという説明ですよ。再度お願いします。

○委員長（長嶺一也君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 最初にご説明しましたとおり、要望プラス実績ですよ。そういった部分、過去にも要望以外にも年度途中でそういった新規の設置とかがあったということで、そういうのを見込んで予算を、過去の実績等も踏まえた上で5基分の予算を計上したということでございます。6年度については、5年度の執行状況等を踏まえた中で、やはりこれは好ましくないだろうということで、予算の計上の仕方を変えたということでございます。

○委員長（長嶺一也君） これで根本謙一委員の質疑は終わりました。

続きまして、質疑番号10、荒川委員の質疑を行います。

荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 「安心で安全な暮らしづくり」、23ページです。防災・消防体制の充実ということで質問します。

指標の分析①では、町職員による出前講座を行ったようだが、何件実施し、準備できた集落は何件か伺いたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 総務課長、平山正孝君。

○総務課長（平山正孝君） お答えさせていただきます。

令和5年度における「自分たちの地域は自分たちで守る「自主防災組織」とは」の職員出前講座は、7件開催させていただきました。参加者は全体で91名となっております。

なお、5年度中の自主防災組織の設立はゼロ件、次年度の設立に向けて準備を進めている地域、地区につきましては2件となっております。

説明は以上です。

○委員長（長嶺一也君） 荒川委員。

○3番（荒川佳一君） まずは、皆さんに丁寧に説明しまして、町民の方へ分かっていただくことが大切だろうと思います。設立に向けて工夫した点は何かありますでしょうか。

○委員長（長嶺一也君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） まず、工夫した点という部分ですが、工夫というわけでもないのですが、集落支援員と協力して、まず自主防災組織の設立に向けた取組を進めているというところでございます。集落支援員の方が事前に、こういったものがあるよという話をさせていただいて、そこに出前講座とか、そういったものを使って聞いてみませんかという声かけをしてもらって、要望があれば、そこに出向いていくという形で取り組んでいるのが実際です。

あと、県の自主防災組織に関するパンフ、資料とか、そういったものをそういった場所に持って行って詳細について説明をして、理解していただけるような努力はしているということでございます。

○委員長（長嶺一也君） 荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 大分分かりました。それで、今出前講座を7件、91名の方にしているということなのですが、どうしてもやっぱり組織化までするには、先ほども説明あったように、今現在2件進めているということなのでしょうけれども、実際は5年度についてはゼロ件ということなので、自主防災組織が増えない理由、何か分析していることがありますでしょうか。あと、何か反省点があれば、最後にお聞きしたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） まず、なかなか増えていかない原因という部分につきましては、どうしても出前講座の部分で若い方の参加が少ないという部分があります。実際に自主防災組織で必要な方というのは、高齢者もそうですけれども、地域の中心となって動く年代の方、そういった方の理解と協力がやはり必要だと考えております。そういった方々が出席しやすい時間帯に出前講座を開催するとか、そういったふうなやはり取組が必要かなというふうに考えております。出前講座やってほしいと言われて、何時ですかといったときに、日中帯が多かったりします。そういった若い人が出れるような取組をやはりしていく必要があるのかなと。そのためには地区のほうとも話をして、そういった若い方も出れる時間帯でやりませんかという問いかけも併せてしていくことが必要かなというふうに考えております。

○委員長（長嶺一也君） これで荒川委員の質疑は終わりました。

続きまして、質疑番号11番、星委員の質疑を行います。

星委員。

○8番（星 次君） それでは、施策ページ数が23ページです。「安心で安全な暮らしづくり」、防災・消防体制の充実ということで、集落支援員が自治区に対して周知、啓発を行ったとありますが、自主防災組織率が低い原因の究明と分析は実施したことがあるのか伺います。

○委員長（長嶺一也君） 総務課長、平山正孝君。

○総務課長（平山正孝君） お答えさせていただきます。

集落支援員による周知、啓発のほかに、職員による職員出前講座を実施しております。令和5年度は、出前講座を7件実施し、令和4年度の実績よりも3件増加していることから、町民の防災に関する意識が高まっているというふうには捉えております。しかし、職員による出前講座に参加される方は地域の高齢者の方が多く、地区住民全ての方、若い方などが自主防災組織の必要性が伝わっていないことが実情となっていると考えております。そのため若い世代の方にも出前講座に出席しやすいような、先ほども申し上げましたが、夜間や休日などの開催に向け、出前講座を開催する申請者の方と協議をしていくことが必要だというふうに分析しております。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） 星委員。

○8番（星 次君） 私は聞きたいのは、集落支援員が自治区に対して啓発活動を行ったというふうには書いてあるので、集落支援員がどの程度、どこの地区というか、集落支援員が啓発した地区数はどのぐらいあって、それでもなかなか自主防災組織立ち上がらないのはどこに原因があってということで、職員の出前講座は聞いていないので、その辺をよろしくお願いします。

○委員長（長嶺一也君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 失礼しました。まず、集落支援員がどの程度自治区に回ってアドバイス、助言とか、支援をしたかという部分につきましては、33地区に集落支援員の方が赴いて、そういった相談とかをされています。そこから出前講座につながったのが3か所、約1割でございます。

○委員長（長嶺一也君） 星委員。

○8番（星 次君） それでは、33集落に支援員が行って啓発したということで、その後、機運のある集落については、職員からさらに出前講座をやって、3か所の準備集落というか、なったという理解でよろしいのか。前年度はゼロですよ。これほど行っても、なかなか自主防災組織が加速しないというのは、そこにいろんな問題があると思うのです。その辺が課長は把握しているのかということなのです。これだけ努力しても。やった実績でなくて、どこに問題点があるのか。例えばうちのほうは消防団員で間に合うから、消防団員の邪魔にならないようにするには自主防災要らないよとかって、そういういろんな話が出てきているのか、その辺の問題究明はやっているのかということを知りたいのです。これ最後ですから。

○委員長（長嶺一也君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 分析につきましては、先ほども述べさせていただきましたが、やはり若い方に対する、若い方といっても、消防団に入っているような年代ではなくて、地区の中心となって動けるような方も含まれます。そういった方に対する自主防災組織の必要性というのがいまいち理解されていないのかなという部分、町の考え方が届いていないということが一つ言えるかもしれません。

あと、生業との兼ね合いということも考えております。要は仕事をしながらという部分。ボランティアという部分がございますので、その部分にやはり取り組んでいくという難しさというのも一つ言えるのかなという部分を課題として考えているところです。ただ、消防団に入っているからいいとかという話は聞こえてはおりません。

○委員長（長嶺一也君） これで星委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号12番、根本謙一委員の質疑を行います。

根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 2名の前同僚議員の質疑とかぶさるところがありますけれども、進めさせていただきます。

施策名、防災・消防体制の充実のところ、施策評価シートの23ページになります。指標の分析①において、自主防災組織の新規設立に向け、集落支援員による周知、啓発や職員による出前講座を実施して、理解は得られたが、設立には至らなかったと述べております。次年度につなげるとしておりますが、何が問題で課題なのかなど、分析の内容があんまり詳細にないので、説明を求めたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 総務課長、平山正孝君。

○総務課長（平山正孝君） お答えさせていただきます。

まず、令和5年度は出前講座を7件実施し、令和4年度よりも実績は3件増加しております。町民の防災に対する意識は高まってきてはいるというふうに捉えております。しかしながら、同じような話になってしまいますが、職員による出前講座に参加される方は地域の高齢者の方が多く、地区住民全ての方に自主防災組織の必要性が伝わっていないというのが実情のところ、そのため、若い世代の方にも出前講座に出席しやすいような夜間や休日などの開催に向けた町としての努力も必要かなと考えております。また、出前講座を開催する場合の申請者との事前の協議等も十分していく必要があるのかなということを考えております。

あと、問題、課題等につきましては、先ほども申し上げましたが、生業とのやはり関係というのが影響しているものとは捉えております。消防団とまた違う、ボランティアという部分での役割、あと一番地区の中で動いていただかなければいけない年代の方という部分で地区の仕事との重なり、そういった部分もあって、なかなか進まないという部分があるのかなというふうに考えているところがございます。

説明は以上です。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 同僚議員の質問とあまり重ならない程度に観点を変えてお尋ねしたいと思いますが、いわゆる33地区へ支援員が入られて、そのうち講座開設が3か所だという説明が先ほどありました。それほどあまり動きが鈍いついていきますか、なかなか難しいなど、困難さは理解できなくは

ないのですけれども、そうしますとこれ少し広域的な取組として捉えることができないか、ましてや人口減少の中で高齢者が多くなっていく実態があります。なりわいといっても、若い方は大概町場等に出かけていっておりますし、自主防災組織を組織する、動ける人がそもそも人口が少ないところで組織作りませんかと問題提起しましても、なかなか、理解はできるけれども、動けないというのが実態かと思えます。ですから、少し地域を広げる、広域的な観点で組織化するというこの取組、考え方は5年度はなかったのですか。

○委員長（長嶺一也君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 5年度として、自主防災組織に関する、自主防災組織を設置するときの支援事業ということで、各区長会とかにも周知しております。自主防災組織つくってみませんかということで。その際の、町として補助を出しますよ、その中に、1組織、要は1地区当たり10万円ですよ、また隣接する2つの行政区で1つの組織をつくったならば、20万円補助を出しますよということは周知は実際しております。あと、3地区以上の行政区で1組織をつくった場合には、30万円上限として補助しますということを知らせていただいております。そういった中で、自分たちのところは自分たちで守るという、皆さん消防団の経験をしている方たちが多く、そういった意識がやはり強い部分はあると感じております。なので、そうではなくて、もっと広い目で見えていただいても大丈夫ですよということをやはり町としても周知はもっとしていかねばいけなかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 地元に入って何うまでもなく、その人口、あるいは家族構成とか、年代別とか、男性、女性の割合とか、行政で一定程度把握はできるわけですので、この2地区、3地区なら、ここなら可能性はあるよねとか、そういう前もっての事前調査をしていけば、もっと効率的に意識喚起を含めてしっかり気持ちを奮い立たせていただいて、組織化に、設立に向かえるように、もう少しアプローチの仕方を考えてもいいのではないかなというふうに思うのですが、そこはどんなふうな認識でいらっしゃいますでしょうか。

○委員長（長嶺一也君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） そういった手法も一つあるかなというふうには考えますが、基本的に強制ではないということが一つありますので、そういった方法がありますよという提案はできるというふうに考えております。集落支援員等々とも協議しながら、今後生かせるようにしていきたいとは考えて、検討してみます。

○15番（根本謙一君） 終わります。

○委員長（長嶺一也君） これで根本謙一委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号13番、村松委員の質疑を行います。

村松委員。

○6番(村松 尚君) それでは、消防団員活動事業についてお伺いいたします。

消防団員充足率に改善が見られませんが、現在の負担軽減策では充足率の改善につながりにくいと考えます。充足率の低下の要因をどのように捉えているのかお伺いいたします。

○委員長(長嶺一也君) 総務課長、平山正孝君。

○総務課長(平山正孝君) お答えさせていただきます。

町内全ての分団で、少子高齢化により団員の成り手不足が問題となっております。また、生業との兼ね合いということで、なかなか入っていただけないという部分が増えているものと考えます。それに伴い、現状の班体制では今後維持できなくなる班も出てくるということは想定しております。そのため、現在の団員の負担軽減策を継続しつつ、班の統廃合も併せて検討し、条例定数を見直しする、充足率と団員数の適正化を図る必要があると考えているところでございます。

○委員長(長嶺一也君) 村松委員。

○6番(村松 尚君) 美里町は、結構ハードルが低く入団できるような形にはなっていると思うのです、確かに様々な制度を見ると。ですけれども、もともとの設定してある人数、消防団員数にどうしてもやっぱり問題があるのかなと。ずっと100%を目指していくのは大切ですが、人口減少、少子高齢化の中で、どうしてもやっぱり右肩下がりになってしまいます。5年度に対しても、前年度に対して幾ばくか下がっていますから、新入団員の方に入っていただくアプローチも当然大切だと思うのですが、抜本的な人数という部分をやはり考える時期にも差しかかっていると思うのですけれども、令和5年度に関して、そういった議論などというものがされたという判断でよろしいのでしょうか。

○委員長(長嶺一也君) 総務課長。

○総務課長(平山正孝君) 令和5年度において、班の統廃合についての検討をさせていただいております。それを6年度に実施すると、実施するというか、再度協議をするという形で進めているところでございます。1地区での人員の確保というのがやはり難しくなってきているところがあります。そういった部分で、主眼としては複数の地区、2地区、3地区で1つの班という形の見直しという部分がやはり重点となってくるのかなと、そういった検討を5年度中に検討したという部分でございます。

○委員長(長嶺一也君) 村松委員。

○6番(村松 尚君) 様々なご検討をなされていると思うのですが、今の消防団員の働き先等々ありますね。極端な話、団員数、数はあっても、やはり職業も様々で、いざ火事の際には出勤ができないというような形にも当然なろうことであろうかと思うのですが、そういったことも踏まえながら、5年度の議論というのはなされたのかお伺いいたします。

○委員長(長嶺一也君) 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 確かに勤務、生業によって、一応有事のときに出勤できないということが考えられます。そういったことが、現場に行けばほかの団員がいたりして、協力して消火作業ができたりということがあります。そういった部分で、以前であれば可搬のポンプが1台置いてあって、車を団員が出してという形が主であったものが、なるべく軽積載車とか、そういった部分の台数を増やして対応してきているというのが実際のところでありますので、なるべく活動しやすい形の支援をやはりしていくことが一つ必要なのかなというふうなことで協議はしたところでございます。

○委員長（長嶺一也君） これで村松委員の質疑は終わりました。

続きまして、質疑番号14番、櫻井委員の質疑を行います。

櫻井委員。

○1番（櫻井幹夫君） 施策名、交通安全・防犯体制の充実、事業名、交通安全対策事業について伺います。

こども園や小中学校で開催される交通安全教室等へ12回の派遣を行ったとしているが、その実施内容について伺います。

○委員長（長嶺一也君） 総務課長、平山正孝君。

○総務課長（平山正孝君） お答えさせていただきます。

令和5年度につきましては、交通安全教室10回、校内マラソン大会が1回、鼓笛パレード1回の計12回において交通教育専門員を派遣させていただきました。

実施内容につきましては、交通安全教室においては、道路の正しい歩き方、安全な自転車の乗り方などの交通安全に関する講話を全体に対して行い、さらに実地による、学校周辺の道路等を利用して実地による指導を行いました。また、学校のイベント、校内マラソン大会や鼓笛パレードの際には交通整理を行い、そういった形で交通安全の対策事業を行ったということでございます。

説明は以上です。

○委員長（長嶺一也君） 櫻井委員。

○1番（櫻井幹夫君） 今ほどの答弁の中で、実地による指導ありということがあったのですけれども、本町における事故、例えば事故現場等を見て、本町における発生事故の要因等を分析し、それに基づいた指導などは行ったのでしょうか。

○委員長（長嶺一也君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 事故分析をして、そういった部分を取り入れているのかということですが、実際この交通安全教室につきましては、警察署も一緒に参加していただいております。警察署のほうからの話の中で、小学生に対してはそこまで難しく話をしても分からない部分がありますので、そういった部分、こういった事故があったという部分を参考に、こういったところは危ないのだよとか、そういった指導をするように警察署のほうからも話は出て、指導していただいているところでございます。

○委員長（長嶺一也君） 櫻井委員。

○1番（櫻井幹夫君） 交通安全対策事業の立場からいきますと、標識やカーブミラーなどの整備も重要と考えますが、例えば建設水道課のパトロールの結果などを共有する、あるいは先ほどの警察さんと一緒にパトロールを行うなどはやっているですか。

○委員長（長嶺一也君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 交通安全協会や警察、あと建設のほうと情報共有は常に行っているところです。例えば先ほどご質問がありました横断歩道の話の部分では、町のほうに情報が入れば、それは総務課のほうからも情報を公安のほうにお話をしたりしておりますし、あと通学路安全点検ということで、学校関係、あと警察、町のほうでも通学路の安全点検を年に1回ですか、行って取り組んでいます。あと、カーブミラー等につきましては、各地区の交通安全協会の会員さんからの情報をいただいて、ここのカーブミラーが曇っていて見えないよとかという部分、そういうのを修繕したりとかという形で情報共有はしております。

○委員長（長嶺一也君） 以上で櫻井委員の質疑は終わりました。

以上で政策名2、「安心して安全な暮らしづくり」に関する質疑は終了しました。

ここで説明員入替えのため、11時50分まで休憩します。

休 憩 （午前11時39分）

再 開 （午前11時50分）

○委員長（長嶺一也君） 再開します。

引き続き政策名3、「健やかで人にやさしいまちづくり」に移ります。質疑番号15番、小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 事務事業56ページのところで質疑します。

会津美里町における平均寿命と県内順位について伺います。

○委員長（長嶺一也君） 健康ふくし課長、渡部朋宏君。

○健康ふくし課長（渡部朋宏君） 本町の平均寿命と県内順位につきましては、厚生労働省が国勢調査年ごとに作成している市区町村別生命表の令和2年の公表におきまして、男性平均寿命は80.5歳、避難指示区域を除く県内51市町村中40位、女性は86.8歳で県内51市町村中37位となっているところがあります。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） 小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 分かりました。56ページ見ますと、健康づくり推進員を中心とした地域での健康づくり事業に参加している人、あとは参加して、実施している地域であったり、していない人だったり、していない地域だったりの平均寿命や健康寿命などの差については、調査しているのでしょうか。

○委員長（長嶺一也君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（渡部朋宏君） お答えいたします。

個別の事業に基づいた平均寿命、健康寿命への影響につきましては、データとして持ち合わせておりません。

○委員長（長嶺一也君） 小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 分かりました。この最終評価を見ると、健康づくり推進員を中心とした地域での健康づくり事業の実施による成果向上は見込めないと書いてありますが、そもそも町民の健康づくりを目的としている中で、この成果指標で成果を判断していいのかが少々疑問に思います。この中に、新たな事業を実施するとありますが、民生費がどんどん膨れ上がっている中で、町民の健康は結果的に財政に影響するものでありますから、お金を使うならば、ただやるだけになってはいけません。

最後に伺いますが、今までのものをリニューアルするに当たり、今までお金をかけてきてやってきた事業で何を得たのかお聞かせください。

○委員長（長嶺一也君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（渡部朋宏君） まず、健康づくり推進員につきましては、これまで自身の家族、あるいは地域における健康問題に興味を持っていただいて、広げていくということで実施をしてまいりましたが、なかなかそういった取組が難しいということで評価をしてございます。様々な健康づくりの事業がござります。この健康づくり推進事業に限らず、様々な事業ござりますので、それらを総合的に判断しながら、より適切な健康づくりの事業について精査をしていきたいというふうを考えております。

以上になります。

○委員長（長嶺一也君） これで小柴委員の質疑は終わりました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時54分）

再 開 （午後 1時00分）

○委員長（長嶺一也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑番号16番、村松委員の質疑を行います。

村松委員。

○6番（村松 尚君） 健康づくり推進事業についてお伺いいたします。

成果指標Aについて、目標値に対し実績値がゼロ件となった要因は何かお伺いいたします。

○委員長（長嶺一也君） 健康ふくし課長、渡部朋宏君。

○健康ふくし課長（渡部朋宏君） それでは、村松委員の質疑にお答えいたします。

健康づくり推進員が地区での健康づくり事業を実施してきた地区数がゼロ件になった要因についま

しては、健康づくり推進員は地区の自主的な健康づくり活動を推進していくことを目的としております。127名の方に委嘱をしましたが、自主的な健康相談や健康教育等の活動要望がなかったため、ゼロ件の実績値となったものでございます。自主的な活動要望等がなかったことにつきましては、各地区においてうんどう教室や保健師、栄養士による健康教育や相談会、職員出前講座など様々な健康づくり関連事業を実施していることが要因であると考えております。健康づくり推進員の在り方であったり、連携する事業につきましては、見直しが必要であるということで評価をしているところでございます。

以上になります。

○委員長（長嶺一也君） 村松委員。

○6番（村松 尚君） ありがとうございます。そうしますと、令和5年度目標値としては一応5地区として見ていたわけですが、これは前年度なんかでも目標値に対して実績値が上がってきた経緯もあって、件数自体前年度に比べれば、2地区目標値として上げたのかなというふうに感じられるのですが、今ほど課長のほうからの答弁でもありましたけれども、総合的な見直しが必要だということで、これは5年度中に会議などでの話し合いというものは行われているのかお伺いします。

○委員長（長嶺一也君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（渡部朋宏君） 令和5年度中に方向性について話し合いを行いまして、実は令和6年度につきましては、目標値を設定していないということになっております。

○6番（村松 尚君） 質問を終わります。

○委員長（長嶺一也君） これで村松委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号17番、荒川委員の質疑を行います。

荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 子育て支援の充実ということで、決算書82ページ、こども園の管理運営事業についてです。認定こども園費の委託料から工事請負費へ流用し、何に使用したのか詳細について伺います。

○委員長（長嶺一也君） こども教育課長、大竹淳志君。

○こども教育課長（大竹淳志君） 荒川委員のご質問にお答えいたします。

当初工事請負費につきましては、新鶴こども園乳児部棟屋根の雪止め設置工事を予算計上しておりました。当該工事に係る材料費高騰により予算額が不足し、また本郷こども園乳児部棟の自動ドア、同じく本郷こども園の給食調理を行っている複合福祉施設厨房の空調機器が相次いで故障したために委託料より必要額を流用し、急遽改修工事を実施したものであります。

○委員長（長嶺一也君） 荒川委員。

○3番（荒川佳一君） そうですと、委託料より工事費に補正予算を計上せずに流用した理由は、先ほどちょっと言ったのですが、急ぎだったというようなことなのですか、これは予想はできた

のでしょうか。

○委員長（長嶺一也君） こども教育課長。

○こども教育課長（大竹淳志君） 故障等につきましては、なかなか予想することが難しかったところでございます。当初予算計上時には想定していなかった部分で、夏場での故障等々もありまして、速やかに改修工事を実施したというものでございます。

○委員長（長嶺一也君） 荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 金額が、これ400万流用しているのです。400万というと、本郷の今の自動ドアの関係と、本郷の設備の関係で400万ということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（長嶺一也君） こども教育課長。

○こども教育課長（大竹淳志君） 流用額につきましては、本郷こども園の自動ドア入替え工事で130万弱、あと本郷複合福祉施設の厨房機器、厨房の空調更新工事で160万程度、あと雪止め工事の部材分ということで110万円程度を流用させていただいております。

○委員長（長嶺一也君） これで荒川委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号18番、星委員の質疑を行います。

星委員。

○8番（星 次君） それでは、同じ子育て支援の充実で、こども園の管理運営事業で、決算書80ページであります。5目の認定こども園費の需用費で、不用額となったのはどこの予算で、どんな理由だったのかを伺います。

○委員長（長嶺一也君） こども教育課長、大竹淳志君。

○こども教育課長（大竹淳志君） 不用額につきましては、主に本郷こども園、新鶴こども園の電気料金でございます。

理由としましては、原油価格の高騰等に伴いまして、国において実施しておりました電気・ガス価格激変緩和対策事業で実施している補助金につきまして、段階的に9月から減額となると、12月までに補助が終了してしまうという予定でおりました。その関係で、12月会議の中で840万程度増額の補正予算をお願いしたところでございます。しかし、その後国の電気料対策についての補助金について、延長されたということと、あと冬期間、暖冬によります暖房費の減少によりまして不用額が生じたというものでございます。

○委員長（長嶺一也君） 星委員。

○8番（星 次君） 不用額が、分かるとおり1,000万ですよ、1,040万。これやっぱり予算の見積りの段階で過大に見積もっていたのかなというふうに思いますよ。これ電気料金、それからガス等高騰になるということで補正予算も組んで、800万組んだのですが、その時点で分かることだったのではないですか。こういう不用額が1,000万というのは、非常にこれはおかしいなって思いますよ、普通。どうですか、その辺精査してみて。

○委員長（長嶺一也君） こども教育課長。

○こども教育課長（大竹淳志君） 確かに残額が高額であったというところがございます。ただ、令和5年度開始しまして比較していきますと、前年比1.35倍くらいの毎月の電気料金が高くなっていたというところもありまして、9月以降段階的にその補助が縮減されるということで、さらに高額な電気料が見込まれるということで積算をいたしまして、840万の補正予算計上させていただいたところです。その段階では、電気事業者の今後の動向であったり、それに対する国の支援措置、そういったものがなかなか不透明だったということで、補正予算の段階ではちょっと読み切れなかったというところがございます。

○委員長（長嶺一也君） 星委員。

○8番（星次君） 先ほど課長が本郷こども園というふうに言いましたけれども、これ本郷こども園だけですか。その辺ちょっと確認でお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） こども教育課長。

○こども教育課長（大竹淳志君） 本郷こども園と、あと新鶴こども園両方になります。

○8番（星次君） 分かりました。

○委員長（長嶺一也君） これで星委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号19番、村松委員の質疑を行います。

村松委員。

○6番（村松尚君） それでは、子育て支援の充実、施策ページの47ページになります。質問させていただきます。

成果指標①、子育てしやすい環境のまちだと思ふ割合が目標に対して大きく下回ったことに対する指標の分析では、児童クラブでの待機児童が下回った要因と捉えているとの記載があります。対策として、さらなる子育てサービスに関する情報発信や放課後児童クラブの活動の場が必要と記載してありますが、要因と分析の整合性を含めて、分析内容について詳細を伺います。

○委員長（長嶺一也君） 健康ふくし課主幹、福田富美代君。

○健康ふくし課主幹（福田富美代君） 6番、村松委員の質疑にお答えいたします。

目標を下回った要因としまして、町民アンケート結果から、子育て家庭への経済的支援対策の不足や子育て支援センターを核とした子育て支援サービスが足りないなどが挙げられております。

経済的支援対策としましては、令和5年度の新規独自事業として、小中学校入学時各3万円と中学校卒業時5万円の支援金を支給しております。また、国の事業になりますが、令和5年2月より、伴走型相談支援と併せて、出産・子育て応援給付金といたしまして、妊娠、出産時、その都度5万円を交付するなど取り組んでおります。

子育て支援センターにおいては、子育て世代包括支援センターの役割を担っておりますが、一時保育預かりのほか様々な子育て支援サービスを行っております。

いずれにしても、情報の発信が足りていないと分析し、他の支援サービスと併せまして、さらなる周知、情報発信が不可欠であると考えております。

次に、児童クラブについてであります。町民アンケートに放課後児童対策の不足が挙げられております。放課後児童クラブの待機児童数は、令和5年度の実績値で2名となっておりますが、令和5年度中に受付いたしました令和6年度の放課後児童クラブ登録に係る申請件数が定数を大きく上回り、特に本郷学園区において多くの待機児童が発生する状況になりました。このようなことから目標指数を大きく下回った要因として捉え、待機解消に向けた対応が急務であると考えているものであります。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） 村松委員。

○6番（村松 尚君） 大体的内容は理解したのですが、待機児童2名で、ちょっとそれを要因としながら、様々な給付事業をやっていることは当然理解もしていますし、分かっているのですが、それでも低下してきた、大きくなかなか上がってこない。前年度よりは多少上がっていますけれども、それほど大きな伸びが見られないところの一つの要点として待機児童という表現をされているわけですね。待機児童2名ということでありましたけれども、情報の発信で、特に子育て支援サービスに対する情報発信をすることはいいと思うのですが、まず足元をある程度整理しておかないと、情報発信ばかりどんどん、どんどんして行って、それこそ今ほど課長がお話しになられた児童クラブの利用者数がどんどん、どんどん、5年度は2名でしたけれども、先を見ていけばどうなるか分からない中で、やはり情報発信も当然大切ですが、足元をしっかりと固めることは大切だと思っておりますけれども、5年度はその辺について体制の見直しであったり、対処の仕方という部分は話合いなどは持たれたのでしょうか。

○委員長（長嶺一也君） 健康ふくし課主幹。

○健康ふくし課主幹（福田富美代君） 今ほどの再質疑にお答えいたします。

まず、足元をしっかりと整理してということですが、まず町といたしましては、切れ目のない支援ということで、妊娠、出産、子育てに関しまして、一連とした相談の体制を強化いたしまして、子ども家庭総合支援拠点としまして、子ども家庭支援員を配置しながら、保健師と連携して取り組んできているところでございます。それを踏まえまして、法の改正によりまして、今後さらに児童福祉、母子保健関係の強化が求められております。それによりまして、令和6年度には新たに健康ふくし課内に子ども家庭支援室を設置しまして、一元化した窓口体制を取っておるところでございます。今後においても、さらに強化を図りたいと考えているところですが、そのような形で今回子育てしやすい環境ということで町アンケートの結果による結果ではありますが、実際子育てをしている世代ということで、施策評価のBの指標に上げております、この地域で子育てをしたいと思う親の割合ということに関しましては、若干目標値には至っておりませんが、高い評価を得られております。そのような

ことから、しっかりこれからも切れ目のない支援ということで、今後にも努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） 村松委員。

○6番（村松 尚君） 今主幹がおっしゃったのは、子育てしやすいというものは理想ですよね。子育てしたいという思いですから、理想だと思えるのですけれども、実際しやすいかという現実の場になると、乖離が見られてしまうのかなと思うのですけれども、結局私がお話したいのは、指標の分析の中で、確かに子育て、切れ目のない支援サービスの充実に努めた結果、確かに①に関しては若干の伸びは示した。ですけれども、児童クラブの待機児童が発生している状況から、現状値の目標値から大幅に下回ったってお話しされているのです。そういう考えであると、分析の結果は。だから、そうなった場合、確かに強化という部分は大切かもしれませんが、そこを自分の中で、課内の中でしっかり目標値に届いていないなという部分が明確に見えているのであれば、やはりそこに対する課内での話し合いであったり、次年度に向かっての協議であったりという部分はしっかりとする必要があったと思うのですけれども、最後にその部分だけお伺いいたします。

○委員長（長嶺一也君） 健康ふくし課主幹。

○健康ふくし課主幹（福田富美代君） 初めに、放課後児童クラブの待機に関して、大きな要因と捉えている件につきましては、町民アンケートの中で、実際18歳未満の子どもがいる方に対するアンケート調査の中身で、子育てしやすいまちだと思ふかということの問いに、そう思わないとか、どちらかといえばそう思わないという項目の中で、やはり上位のほうに放課後児童クラブ等における放課後児童対策が足りないというようなご意見で数値が高くございました。それを踏まえまして、繰り返しにはなりますけれども、令和5年度中に行います令和6年度の待機登録に関しての件数が大きく上回って、生の声としても、やはり2月に判定はするところなのですが、その時点で自分の子どもが待機児童になってしまったというご意見も実際にいただいているところでございました。そういったところも踏まえて、大きな要因として捉えたところではあります。その後のしっかりこの体制、子育ての充実に関しまして、健康ふくし課内にこども家庭支援室を配置いたしました。それに関しましてはいろんな関連します教育委員会こども教育課がございます。そういった中でもしっかり強化を図っていくというところの検討はしてまいったと考えております。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） これで村松委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号20番、星委員の質疑を行います。

星委員。

○8番（星 次君） 先ほどの村松委員の質問の内容で理解は示したところでございますが、同じく①の子育てしやすい環境で、目標値からすると大幅に下回ったというふうに考えておりますが、問

題点も把握されております。それで、人員確保ができ、解決に至ったのかを伺います。先ほど、当初は2名の待機者がいたが、ここに書かれておりますが、保育教諭等の適正配置に努めて、待機児童ゼロということで、5年度にはゼロというふうな数値がありますが、これでよろしいのかお願いいたします。

○委員長（長嶺一也君） 健康ふくし課主幹、福田富美代君。

○健康ふくし課主幹（福田富美代君） 星委員の質疑にお答えいたします。

まず、令和5年度の実績値については、先ほどお話ししたように2名であります。今回令和6年度の放課後児童クラブの登録に係る申請が大きく上回ったというところに関しまして、待機児童が多く発生する状況となったものでございます。実際人員確保ができ、解決に至っているかについては、解決には至っておりませんということで、それで実績値が2名ということと、評価のシートの中のCの認定こども園等の待機児童数ゼロということで合っているのかということのおただしなのですが、こちらのほうにつきましては、認定こども園の待機児童という捉え方で、そういった待機児童は、認定こども園のほうに関しては発生していないということでゼロということで上げたものでございます。

まず、待機児童解消におかれましては、支援員の確保等が最重要課題として町としても捉えておりまして、業務委託先事業所と連携を密にしまして対処してまいります。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） 星委員。

○8番（星次君） そうすると、指標分析の③で、待機児童ゼロを達成したというふうなことでありますが、達成はしていないんですね。今の主幹の説明だと、解決には至っていないというふうに今お答えしたのですが、その辺もう少し内容を整理して、私のほうに回答をお願いいたします。

○委員長（長嶺一也君） 健康ふくし課主幹。

○健康ふくし課主幹（福田富美代君） 再度のおただしについてであります。

まず、施策評価の③の指標、待機児童数ゼロというものに関しましては、認定こども園の待機児童の数字でございます。5年度の実績値としてゼロとなっております。こちらについては、指標の分析としましては保護者の利用ニーズに応じた保育所教諭の適正配置に努めてゼロを達成したということでございます。

また、児童クラブの待機児童というものはこの指標には全く出てこないところではありますが、今回成果の中での子育て支援に関しましての目標値を大きく下回った要因といたしまして、放課後児童クラブに関しての6年度に向けての待機児童が発生しているということで対応が急務であると捉えまして、そういった要因として書かせていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） 星委員。

○8番（星次君） それでは、今は、5年度はゼロということであるが、6年度の春のときには

待機児童が出る予想なので、人員確保は急務であるというふうな認識しているというふうな考えで町としては考えているのか、その辺再確認のために質問します。

○委員長（長嶺一也君） 健康ふくし課主幹。

○健康ふくし課主幹（福田富美代君） 実際児童クラブの待機児童解消のためには、当然人員確保が必要だという、急務と認識しております。令和6年度については、早期の解消に向けて努めてまいります。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） これで星委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号21番、根本謙一委員の質疑を行います。

根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） それでは、子育て支援の充実で施策ページ47のところで質疑をいたします。

成果指標②において95.7%と高評価である一方で、①では前年度より微増となっているものの、目標値81.3%からは64.6%とかなり低くなっております。指標の分析①においてその理由を述べておりますが、前もっての対策、対応は取ることができなかったのか、またそれが主因なのだろうか、認識を伺いたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 健康ふくし課主幹、福田富美代君。

○健康ふくし課主幹（福田富美代君） 根本委員の質疑にお答えいたします。

前もっての対策、対応につきましては、児童クラブ登録において前年度中に申請を受付し、審査基準に照らし合わせ、児童の登録を行っておりますので、待機児童の発生は事前に予測できるものではありますが、定数を大幅に上回っていたため、現状を踏まえての場所の確保と支援員の増員が必要な状況にありました。町民アンケートの自由意見の中でも、児童クラブ待機についての意見があり、また生の声として、待機となってしまったというお話を伺っておりましたので、町としても課題として捉えていることから、大きな要因と考え、記載したところでございます。

なお、他の要因といたしましては、町民アンケート結果によりますと、子育て家庭の経済的支援対策の不足が挙げられておりますが、既に町独自の支援策として令和5年度から小中学校入学時、中学校卒業時の支援金の支給など取り組んでおります。他の支援サービスと併せましてさらなる周知に努めながら、住民満足度向上につなげてまいります。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 同僚議員2名の質疑の中で、相当理解はできる内容であったというふうに受け止めております。それから、課題解決のために速やかに取り組んでいることもうかがい知ることができました。今後の評価向上に期待できるところではあるのですが、以前のこのアンケート調査の中で、①でしたか、①の評価が低い一つの要因として、具体的にアンケートの中で、子どもが安

心して遊べるような、そういう公園、広場がないというようなことがあったかと記憶しております。今回は、この指標の分析の中には、その点は一切出てきておりません。アンケートをただ数字の集約、分析だけではなくて、コメントをもう少し重要視して、生の声をしっかり受け止めることが必要ではなかったかと、その部分で一部この5年度のアンケート調査でコメントがありましたけれども、そのほかにマイナス要因として何かほかになかったのか伺いたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 健康ふくし課主幹。

○健康ふくし課主幹（福田富美代君） 今ほどの根本委員の再質問にお答えいたします。

アンケートの結果によりますと、まず第1位の不満とするものでは、子育て家庭の経済的負担の軽減対策が足りないということで先ほどお答えしたところではありますが、その次に、地域が一体となつて子どもたちを見守ることができる環境が足りない。さらには、子育て支援センターを核とした子育て支援整備サービスが足りない。次に、放課後児童クラブ等における放課後児童対策が足りないと上位に挙げられております。子どもたちの遊び場に関しましては、やはりこのほかにこども計画策定におきまして、事前に令和5年度にアンケートを取らせていただきました。その中でも、やはり室内、室外問わず、子どもの遊び場ということを求める声が大きくなります。こちらのほうにつきましては、健康ふくし課としては児童遊園地ということで4か所あるところなのですが、いずれにしても遊具が古かったり、なかなか利用状況もちょっと少ないのかなというところもありますが、今町で検討しております新たな児童の遊び場というところに関しまして、やはり子育て支援という立場からいろんな連携をしながら、そういった意見を、町民の声を聞きながら、検討を一緒に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 今の所管としての姿勢は、それでよろしいかなと、本当にそのように取り組んでいていただきたいなというふうに思います。この町は、子育て支援には相当他自治体に比して力を入れてきていますし、その実は上がってきているはずですが、ただ、これからのことを考えますと、今のコメントの中にもありましたように、やはり十分に声を生かすという姿勢が大事だと思いますので、さらなる取組をするべきであるというふうに考えておりますので、その点についての確認をさせていただきたい。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員、これからのということなのですが……

○15番（根本謙一君） いやいや、それは反省、今こうこうやって、この部分が不足しているという部分を認識しているわけですから、その取組……

○委員長（長嶺一也君） 5年度の取組の中で、これだけが……

○15番（根本謙一君） 今年度でなくて、5年度。5年度の取組でこういう反省をしているわけです。

○委員長（長嶺一也君） 5年度の取組でこういうものが足りないという評価をして……

○15番（根本謙一君） しているわけですから、それをしっかりやっていくという確認をさせていただきたい。

○委員長（長嶺一也君） 健康ふくし課主幹。

○健康ふくし課主幹（福田富美代君） 根本委員の再質疑にお答えいたします。

十分な声を生かしてというおたがございました。常日頃から子育て支援の家庭に関しましては、窓口対応で生の声を聞いたり、また令和5年度におきましては、令和6年度に策定するこども計画におきましてアンケート調査をさせていただきました。その中でもいろんな皆さんが考えていること、また子ども、若者の考えていることを新たに認識するものが多くございました。これを踏まえまして、こども計画、さらにはこの後の子ども・子育て支援というところに十分にできるような形で対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） これで根本謙一委員の質疑は終わりました。

以上で政策名3、「健やかで人にやさしいまちづくり」に関する質疑は終了しました。

これで説明員入替えのため、1時45分まで休憩します。

休 憩 （午後 1時36分）

再 開 （午後 1時45分）

○委員長（長嶺一也君） 再開いたします。

政策名4、「元気と賑わいのある産業づくり」、質疑番号22番、星委員の質疑を行います。

星委員。

○8番（星 次君） それでは、決算書の4-1、農業の振興、3目農業振興費、負担金補助及び交付金の不用額となったのはどの事業の予算で、どんな理由なのか伺います。また、補助金申請者が少なかったのか併せて伺います。よろしくお願いします。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長、鵜川晃君。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 8番、星委員の質疑にお答えしたいと思います。

不用額が生じた事業及び理由につきましては、複数の事業があるため、主なものを申し上げますと、まず残高が大きかったものとして農業生産力強化支援事業のがんばる農業応援事業補助金が挙げられます。この補助金は、米の需給調整のために、水田に主食用米以外の作物を販売目的で作付した場合、作付面積に応じて補助金を交付するものであります。不用額が生じた理由としましては、令和5年度において飼料用米の補助金が減額となったことから、主食用米の作付増加が見込まれたため、土地利用型作物への作付転換を目指しておりました。当初100ヘクタール、250万円の見込みに対し、実際には36ヘクタールにとどまり、159万円の残額が生じたところであります。また、飼料用米についても、当初の見込みより10ヘクタール取組面積が減少し、83万円の残額が生じたものであります。

さらには、農業生産力強化支援事業の農業生産力支援事業補助金及び有害鳥獣防除事業の有害鳥獣箇所修繕事業補助金については、事業の活用について相談が3件ございましたが、雪解け後の事業予定のために予算を確保しておりました。しかしながら、事業の実施が見送られたため、それぞれ177万円、41万円の残額が生じたためであります。その他の補助金においても不用額が生じており、合計で747万4,183円となっております。

私からは以上です。

○委員長（長嶺一也君） 星委員。

○8番（星次君） 課長のただいまの答弁で、主にながらぶ農業の応援事業補助金ということで、当初見込んだ数字よりも主食用と、飼料用ですか、主食用以外の、この面積が100ヘクターから36ヘクターというふうに極めて本当に少ない申請というか、補助金の申請だったということで理解はしましたが、課長の答弁にも、その他またいろいろ精査した中でも補助金の不用額があったということで、総体的には740万ということであります。しかし、当初見積りと今分析して合計した中で、町として周知とか、情報発信というか、農家の方に周知の方法とか、それちょっとまずかったのかなというような反省点等はないのですか。その辺ちょっとお聞かせください。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川晃君） まず、周知の方法でございます。そちらにつきましては、従来の周知方法という形で周知を行ってございまして、今回作付の減少となった主な要因、こちらにつきましては、先ほどお話をさせていただいた飼料用米、こちらのほうの単価、国のほうの直接交付金であります経営所得安定対策産地交付金、こちらのほうの単価が極端に令和4年度から令和5年度において減少したことが主な要因でございます。こちらのほうの減少を補うため、町としましては土地利用作物、ソバ、大豆等の作付を重点に移行して、農家さんのご協力をいただくような形で周知は図ってございましたが、やはり国の単価の減少、この影響が非常に大きく、なかなか農家の理解を得られなかったというのが原因だというふうに分析はしております。周知の方法については、対象者に直接通知を行ってございまして、農事組合等においてもチラシ等を配布しておるところでございます。

○委員長（長嶺一也君） 星委員。

○8番（星次君） この事業については、JAさんも一緒にやっていますよね。それで、農家の方からすれば、補助金申請が簡単でないというふうな、役場に行って申請して、なかなか厄介だということで、JAのほうに行く方が結構いるというふうに伺っているのですが、その辺の認識はどうですか。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川晃君） 申請につきましては、方針作成者ということで農協さんが中心となり、米穀さんもございますが、そちらの方針作成者が主となり、申請行為を行っておるということで認識しておりますし、町のほうにご相談にお見えになった場合についても、丁寧に対応しております。

○委員長（長嶺一也君） これで星委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号23番、村松委員の質疑を行います。

村松委員。

○6番（村松 尚君） 農業の振興、施策ページの65ページから質疑させていただきます。

成果指標①、認定農業者数の減少が進んでいますが、高齢化社会になることを考えれば、さらに減少が見込まれます。新規認定農業者を増やす努力は理解していますが、減少抑制のためにはどのようなことを行ったのか。

また、指標②では耕作放棄地の増加が進んでいます。人口減少から相続者が町外在住というのは多くなることは想像できるが、どのような地権者等の話し合いを行ったのかお伺いいたします。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長、鵜川晃君。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 6番、村松委員の質疑にお答えしたいと思います。

1点目の成果指標①の認定農業者数につきましては、現在個人の認定農業者の平均年齢が66歳であることから、認定農業者数は今後ますます減少するものと認識しております。認定農業者の減少を抑制するためには、まず移住や親元など認定新規就農者の確保に努め、認定新規就農者の計画が終了次第、速やかに認定農業者へ誘導したところであります。また、定年退職後であっても農業の担い手になり得ることから、定年退職後に専業で就農する方に農業担い手育成事業により支援を行ったところであります。さらに、関係機関と連携して経営継承の相談を実施し、認定農業者の確保に努めたところであります。なお、集落営農組織や法人化などの農業経営体の組織化も必要であることから、持続可能な農業経営を目指すための法人化支援など、農業の担い手の確保、育成につなげる必要があると認識しております。

2点目の成果指標②の耕作放棄地につきましては、農地を相続した場合には、農地法第3条の3第1項の規定により、農業委員会に届出をすることになっております。農業委員会では、その届出があった場合には受理通知書に併せて農地の適正管理を指導しております。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 村松委員。

○6番（村松 尚君） 認定農業者数、平均年齢66歳というお話でした。人口減少が進んでいく中で、確かに定年後に農業に従事していただくというお話も非常によく理解はできるのですが、今年も65歳までというような時代になりつつあります。これがもうどんどん、どんどん70歳とかに伸びていく可能性も十二分にあります。その中で、果たしてそこから農業をやっても何年できるか、それまでに様々な機械とかが、次世代の機械が出てくればまた別かもしれませんけれども、なかなか農業者数の減少というものはもう歯止めが利かないと思います。またあわせて、2番の耕作放棄地の話ですけれども、これも正直なところ当然人口減少して行って、農地がどんどん、どんどん耕作放棄されるような土地が増えていくことも想像はできるのです。そうなった場合、今シートで出していた

だいている、確かにこれ抑制としての理想値という部分は非常によく分かるのですけれども、この数字というものが果たして見直しが必要とお考えなのか、それともこのまま目標値として、目標としては素晴らしいですよ、当然抑制したいという気持ちは分かりますから。ただ、現実と少し乖離しているのではないのかなというような印象を受けるのですけれども、その辺当局としてのお考えをお伺いします。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまのおただしにお答えしたいと思います。

現在、地域計画ということで、町内、各集落において説明会を行っております。その中で目標地図という部分を作成してございますので、その中で農地として保全をする区域、あとは農業として活用を図る区域ということで、各集落ごとの実情において、そういう把握を今進めておるところでございます。そういった把握をした上で、農業者の意向を踏まえた上で農業振興計画ということで、町の農業の一体化計画であります、そちらのほうで農地のほう、守るべき農地の面積であったり、保全を図る面積という部分で切離しを図りまして、目標値には最終的には農業者の意向を踏まえた数値に将来的には変更していきたいというふうには考えてございます。

○委員長（長嶺一也君） 村松委員。

○6番（村松 尚君） 最後ですけれども、ちょっとお話をお伺いしますけれども、そうすると令和5年度の段階で、確かに今地域計画、それは今の話ですから、地域計画は全然まだ別の話としてお伺いしますけれども、令和5年度の段階で数値がやはり乖離がもう出始めてきているという中で、当然認定農業者とかという部分は、確かに10年後の話をしているのは、それは今の話なので、全然いいです。ただ、令和5年度の段階で、この数字という部分が少しちょっと乖離が見られるよねと、やはり見直しを図らなければならないよねと、これではいつまでたっても目標値に近づくことはなかなか難しいのではないかと、今の町の現状、人口の把握、農業者数の減少とかを見ればと。そういった中で所管として協議を行っていらっしゃるのか、見直しに対して、今後見直しをするに当たって令和5年度の段階でそういう話合いを行っていたのか、最後にその部分だけお伺いいたします。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 遊休農地解消の目標値の変更でございますが、そちらの打合せにつきましては、課内では行ってございませんでした。

〔何事か言う人あり〕

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 失礼しました。認定農業者の認定につきましては、限界がございませぬ。組織化等も重要になってくるということで、そのための組織の強化について協議を進めておりました。令和5年度においては、そういった協議を持った時期もございましたので、そのようにお答えさせていただきます。

○委員長（長嶺一也君） これで村松委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号24番、星委員の質疑を行います。

星委員。

○8番（星 次君） それでは、先ほどの村松委員と同じページ数、65ページであります。4－1の農業の振興についてを質疑いたします。

成果指標の②によると耕作放棄地が年々増えている現状にありますが、どのように分析しているのか伺います。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長、鵜川晃君。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 8番、星委員の質疑にお答えしたいと思います。

農業委員会においては農地パトロールを実施しており、再生可能と判断された耕作放棄地の所有者を対象に意向調査を実施し、自主解消により2ヘクタールが農地に再生され、担い手への集積及び利用促進につながっております。

また、遊休農地再生事業の実施により2.5ヘクタールが解消されたことにより、耕作放棄による害虫の発生、周辺農地への悪影響などの懸念がなくなったことから、一定の成果があったものと考えております。

以上であります。

○委員長（長嶺一也君） 星委員。

○8番（星 次君） 先ほど村松委員との質疑の中で、なかなか担い手の方が減少しているというふうなことでございます。また、担い手の中では65歳以上の方、実は80歳でも担い手になっている方がいるのです。だから、町の考え方、80でも担い手として認めているのかということで、私は辞退したいというふうなことが何人か私のところに問合せあるのですが、その基準があれば、認定農家の年齢制限はないのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 星委員、当初の質問が耕作放棄地の件なのですが、今の質問だとちょっと、質問変えてください。

○8番（星 次君） 耕作放棄地で、年々増えている。これは、受け手の担い手とか認定農家が減少しているというふうな判断しているのです。だから、私はあえてそういうふうな受皿となる認定農家、それから担い手、その中でも認定農家は年齢制限あるのかって聞いているのです。受皿とする認定農家の方が、もう高齢でやめたいというのですから、この指標にあるとおり認定農家ってありますから、その中身で聞いているのですが、駄目ですか。

○委員長（長嶺一也君） 耕作放棄地の受皿についての考え方という質問趣旨というふうに理解しましたので、質問として答弁していただくことにします。

産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの認定農業者の年齢制限につきましては、認定農業者につ

きましては後継者もいらっしゃる場合も多いことから、年齢制限は設けてございません。

○委員長（長嶺一也君） 星委員。

○8番（星 次君） あと、耕作放棄地と遊休農地ということで、課長先ほど答弁しましたが、今遊休農地の解消で結構各地区でやっております。これは増えていますか。遊休農地。そうすると、耕作放棄地イコール長年放置すると遊休農地というふうな解釈になるのですが、遊休農地を農地に変えるというか、その辺の考え方、町の考え方が今進んでいるのか、それともなかなか、これもう担い手、受け手がないから進まないでいるのか、その辺の認識だけ教えてください。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまおたがしであります遊休農地の現状につきましてですが、遊休農地につきましては、やはり山間地域を中心に増えてございます。しかしながら、先ほど来ご説明をさせていただいております遊休農地の解消の取組ということで、遊休農地を農地化に復田、復畑するという形での取組は継続していく必要がございますし、必要に応じて、本当に遊休農地化した農地につきましては、農業委員会を通じて原野、もしくは山林へ戻すというような取組も併せて行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（長嶺一也君） これで星委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号25番、村松委員の質疑を行います。

村松委員。

○6番（村松 尚君） それでは、有害鳥獣防除事業についてお伺いいたします。

成果指標Bの指標の推移では、わな設置数が目標の約2倍になっています。防除事業は増えることが見込まれますが、実績値の増加要因をお伺いいたします。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長、鵜川晃君。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 6番、村松委員の質疑にお答えしたいと思います。

わな設置件数につきましては、イノシシわなが25件、熊わなが88件となっており、イノシシわなの件数も増加はしておりますが、熊の出没件数が増加したことにより、わな設置数が多く増えております。増加要因といたしましては、令和4年の秋にドングリ等が豊作となり、それに伴い熊の栄養状態が改善したため、子熊の出生率が高まり、その結果翌春に個体数が増え、出没件数が増加したのが要因と考えております。

○委員長（長嶺一也君） 村松委員。

○6番（村松 尚君） ここで推移を見ますと、令和4年度60、令和5年度も60の指標に対して、4年度でも56件、大分増えているのです。明らかに前年度よりも右肩で上がっていったものを、5年度に対しても前年度を踏襲した形で組んでいるのです。結果として目標の倍に近いような113件という数字、60の目標に対して113という数値になっているのですけれども、これ確かに今課長がおっしゃったことが要因と当然思いますけれども、要因の一つだと思えますけれども、ただそれを今後見

ていった場合、令和5年度のを見る限りは、ではその年、その年の天候で考えなければならないのかというような話にもなるのです。令和5年度の実績値を見た上で、課内ではどのような、所管としてどのような協議をなされたのか、そこをお伺いいたします。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 課内においてどのような協議を行ったのかということでございますが、今回の増加傾向の部分につきましては、課内でも情報共有を図っておりますが、県のほうでやはり調査を行っております熊の捕獲件数であったり、堅果類ですか、ブナ、ミズナラ、コナラ等の作況関係の情報を共有したりというような協議を行っております、やはり一番ご迷惑をおかけします実施隊、有害鳥獣の対策を実施する実動部隊の方々との連携を図りながら、実際熊の出没件数増加しておりますので、そういったものに対応するような協議を行っております。

○委員長（長嶺一也君） 村松委員。

○6番（村松 尚君） それでは、最後にお尋ねしますけれども、令和5年度、当然113という数字ですから、それなりのわなの設置数があったと思うのです。当然増加するに当たって、それを抑制する手だてであったり、少しでもそれを防ぐようなすべというものは所管のほうで協議されたのか、最後にそこだけお伺いして終わりいたします。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 課内では、当然抑制をする協議については行っております。実際令和5年度におきましても、抑制を図るために熊にも対応した電気柵の部分であったり、あと抑制を図るために地域住民の方に誘引物を除去するような取組についても行っておりますので、そういった部分については増加傾向にも対応した協議を行っているというふうに認識しております。

○委員長（長嶺一也君） これで村松委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号26番、荒川委員の質疑を行います。

荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 施策ページ、71ページです。林業の振興で、指標の分析、指標の①では森林保全を目的とした施業面積が減少しているが、林業事業体に対し、何か対策を講じたのか伺います。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長、鵜川晃君。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 3番、荒川委員の質疑にお答えしたいと思います。

林業事業体につきましては、自らの森林経営計画に基づき林業施業を行っているため、町として直接的な施策は講じておりません。しかしながら、町内の森林整備や林業生産活動が停滞している森林について、森林の有する多面的機能を維持していくため、ふくしま森林再生事業を活用し、間伐や路網整備を行い、森林整備の促進を図っておるところであります。

○委員長（長嶺一也君） 荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 先ほど一応ふくしま森林再生事業によるということなのですが、これふくし

ま再生事業ではどのぐらいの面積をやっていますか。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 令和5年度におきまして、宮川工区で間伐で約7ヘクタール、路網整備で約1.2キロを整備してございます。もう一つの片工沢工区におきましては、間伐が約8.7ヘクタール、路網整備については1.7キロを行ってございます。

○委員長（長嶺一也君） 荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 面積は大体分かりましたけれども、これ施業面積ということで、個人というか、企業体でやっている分ありますよね。それがなぜ今回美里町管内については少ないということだったのでしょうか。最後にそれだけ確認します。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） それぞれ事業体において、ご自分が管理されている施業箇所につきまして、たまたま今回津美里町のエリアから外れた他地域の、他市町村のエリアを施業したもののいうふうに認識してございます。

○委員長（長嶺一也君） これで荒川委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号27番、根本謙一委員の質疑を行います。

根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 施策名、林業の振興、事業名、森林公園等管理事業について伺いたいと思います。事務事業ページが128になっております。

事務事業の概要から成果指標の利用人数、来園者実績値をどのようにカウントされているのか不明であります。そもそもの目標値の根拠も併せて説明を求めたいと思います。

また、成果として、公園内の施設を適正に管理することができたとありますが、蓋沼森林公園の台東区民の森や白鳳山公園のアスレチックなどについて、適正に管理できたのか伺いたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長、鵜川晃君。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 15番、根本委員の質疑にお答えしたいと思います。

利用人数及び来園者実績値につきましては、白鳳山公園、蓋沼森林公園の管理員がカウントし、日誌において集計しております。

また、目標値の根拠につきましては、令和3年度から白鳳山公園管理事業、蓋沼森林公園管理事業、八木沢公園管理事業を統合し、現在の森林公園管理事業としたところであり、目標値は蓋沼森林公園管理事業における利用者数のみを基本とし、設定したところであります。

公園内施設の適正な管理につきましては、台東区民の森は蓋沼森林公園管理事業として遊歩道の草刈りを行うなど、適正な管理に努めておるところであります。白鳳山公園のアスレチックは、毎年遊具点検を実施するとともに、危険箇所については利用者の安全を第一に修繕を行うなど、適正な管理に努めておるところであります。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 一定程度分かりました。管理者によるカウントということですが、蓋沼森林公園は一定程度分からはたないのですが、白鳳山公園の場合、管理棟は三の丸のところにあります。アスレチックは、いわゆる観音山の南手になりますよね。管理棟までは行きません。そういう中でのカウントは大変難しい、困難な部分があると想像します。改めてその点と、それからこれだけ利用が増えてきている中で、目標値が3年度、4年度、5年度変わらずにしてあります。この点はいかにしてこういうふうにしてあるのか、これ2点目です。

3点目ですけれども、蓋沼森林公園、私も久しくお邪魔していないのですけれども、台東区民の森、以前行ったときに確かに鬱蒼として、いわゆる遊歩道は整備されているのかもしれませんが、最近は見えていないので本当に申し訳ないのですが、このところ、ある人の話を聞くと、あの状態はまずいねという話も伺っております。そのところの認識は伺っておかなければならないと、特にこれは5年度の話ですので、その辺の認識はしっかり出していただきたい。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員、今3点の質問ですけれども、もう一度要約して、3点もう一度述べてください。

○15番（根本謙一君） まず、1点目はカウントの仕方です。蓋沼森林公園は、管理棟に申し込んでから散策しますので、これはカウントしやすいというのは分かりますが、白鳳山公園のアスレチック棟は管理棟まで行かない手前にありますから、どういうふうにしてカウントするのだろうかということも含めて、どのようにしているか伺いたいということです。

2点目は、台東区民の森、遊歩道はやっているかもしれないのですけれども、区民の森自体どのようになっているのですか。それをきちっと管理されているという認識なのかということ。

3点。押さえていますよね。

○委員長（長嶺一也君） 目標値。

○15番（根本謙一君） 目標値のこと失礼しました。3年度、4年度、5年度が同じ目標値になっているのです。これはなぜかというところですか。失礼しました。3点ですね。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまのおただしにお答えしたいと思います。

まず、1点目の白鳳山における入り込み者数の把握、カウントですが、白鳳山公園におきましては管理人がおりまして、管理人が白鳳山公園内を巡回し、作業を行っております。そのため作業員の巡視により目視で確認をして、カウントをしているところでございます。

2点目の目標値の推移につきましては、先ほど令和3年度の事業見直しにおいて目標値を設定したものであるということでお答えさせていただいておりますが、実数としましては蓋沼森林公園の目標値を採用したものでございますので、今後目標値につきましては、増加部分も含めまして修正してまいりたい

いと考えてございます。

3点目の台東区の森の管理についてでございますが、こちらにつきましては、遊歩道の管理につきましては、しっかりやらせていただいております。さらに、その先にあります展望台、そちらにつきましても行ってございまして、数年に1回ではありますが、遠望を確保するため、周辺の森林の部分も伐採をしております。適正な管理に努めておるということで回答させていただきたいと思っております。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 最後にしたいと思います。

まず、1点目の白鳳山の入園のカウントの在り方、作業員の巡視によるということですが、これは、いや、厳しく数えろということではなくて、それなりにしっかり整理する必要があると思っております。これでいいとは思いません、巡視だけで。不特定多数の人がすぐ入っています。特に町外者が入っているということで、ここは重要視して、しっかりカウントの仕方もやっぱり一定程度整理したほうがいいのではないのかなというふうに思います。

2点目で伺いたいのは台東区民の森ですが、町長もたしか見に行かれている話を伺いました。やはりあれではまずいなということ、感想を私伺った記憶あるのですが、いわゆる町外者、町民の憩いの森、山でもあります、公園でもありますから、町民がこぞって行ってらっしゃるいいのですが、町外者に対してもアピールしているわけですよね、どうぞいらしてくださいと。そういう中でやっぱり蓋沼公園全体としての管理の在り方はしっかりしていく必要があるのではないかなと思います。5年度の事業として、ただ遊歩道だけだったのか、あるいは伐採等も含めて、その辺まで、そのほかの施設も含めてしっかりやったという再度の質問ですが、そういう受け止めでいいのでしょうか。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 台東区の森の管理の方法でございます。先ほどお話しした遊歩道並びに展望台につきましては、毎年必ず数回行ってございます。それ以外に、先ほど遠望ということでお話をさせていただきましたけれども、景観伐採という表現が適切かと思っておりますが、景観を維持するための伐採につきましては、令和4年度実施してございます。さらに、今回おただしの台東区の森としましては、やはり蓋沼森林公園という位置づけでございます。森林公園という公園でございますので、通常の公園と異なりまして、やはり森林が持つ多面的機能であったり、そういった茂み、自然な景観を活用した学びの場という位置づけもございまして、一概に伐採する、もしくは除草するということが適切な公園ではないというふうに思っております。そういった部分をどう評価されるかということも当然あるかとは思いますが、やはり自然を活用した公園であるという認識をしておりますので、そのような管理をしてみたいというふうに考えてございます。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長、白鳳山の利用人数のカウントのことについての答弁がなされておりましたので、お願いします。

産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 失礼しました。白鳳山におけるカウント方法の整理でございます。こちらにつきましては、入り口にインフォメーションセンター、観光協会ということで、そちらのほうの施設もございます。そちらとの連携が図られれば、入り込み者数につきましては、ある程度精度が担保されるのかなというところで考えてございますので、そちらについては協議をしてみたいというふうに考えております。

〔何事か言う人あり〕

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 失礼しました。身体障がい者の入り込みについての対応でございますが、確かにおただしのよう巡回だけでは不足する部分がございます。こちらにつきましては、一定程度連携できるような機関も想定しながら、速やかに対応してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（長嶺一也君） これで根本謙一委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号28番、引き続き根本謙一委員の質疑を行います。

根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 施策名、観光の振興について、施策ページ77から伺いたいと思います。

成果指標3項目の分析はこれだけなのか。深掘りが必要ではないかと考えます。課題に対する取組として重点的事案を述べておりますけれども、そもそものインフォメーションセンター機能、業態を充実させることが大事ではないのか。まちの駅として登録してあることから、やれること、やることは多くあるはずであるが、認識を伺いたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの質疑にお答えしたいと思います。

成果指標の深掘りの必要性につきましては、記載内容に表現が足りない部分がありましたが、減少の原因を端的に記載したものであります。

また、インフォメーションセンターの機能の充実につきましては、観光客の受入れ態勢の充実にもつながることも見込まれるとともに、地域の住民にも利用していただくことで住民コミュニティのスペースにもなり、観光客と住民の交流も図ることができる施設になる可能性があるかと認識してございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 減少した理由を端的に言ったってなっていますけれども、やはり分析こういうふうになりましたよというのは、もうちょっと出されたほうが理解はされやすいのではないかなと。えっ、これだけというのは、やっぱりいけないと思います。観光も一つの目玉にしようとして、今一生懸命いろんな施策を講じてやってきているわけです。そして、5年度については、2件の宿泊施設

が廃業したこともあってというようなことも書いてあります。確かにこれは現実そうなのでしょう。これとて数字的にどうだったのかということも踏まえて分析しているとは思いますが、なかなかその部分が見えないというところで、そちら側は分かっている、いろんなデータ、情報持って見えていますから。だから、我々が審査する関係上、やっぱりこれでは不足だから、質疑せざるを得ない。質疑するにしても、一定程度の情報しかない中での質疑ですから、なかなか不足部分があるので、聞かざるを得ないというところですので、そこは丁寧にさせていただきたいなというふうに思います。

インフォメーションセンターの機能、業態の充実というところで、5年度にこの点についていろいろ協議をされた経緯があるのか、これはもう何年も前から言ってきたことなので、伺いたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 1つ目の丁寧な説明でございますが、こちらにつきましては、丁寧な説明に変更していきたいというふうに考えてございます。

2点目のインフォメーションセンターとの協議につきましては、昨年度11月、12月頃に2階の部分を全部撤去しまして、会議室としても使えるようにしております。その中での協議、今後の利活用について、今年度において協議を行ってございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 2点目のところですが、しっかりコミュニティ施設としての利活用も考えなければならぬ、そういうことも含めて協議したというふうに受け止めて、再度の最後の質疑としますけれども、そもそもまちの駅という機能に取り組むとしてずっときているわけです。そもそもその機能を十分に果たそうとすれば、今の在り方でいいのかというのは当然5年度にも協議に、俎上に上がったと想定しますと、外には一切見えていないというのが現実です、現在のありようからしても。最後にそこだけ、やっぱり目に見える形に出していかないと本来の成果にはなっていきませんよね。この機能、業態を変えるだけでも、私はがらっと変わっていくと思っています、成果も含めて。その認識が私はとても重要だと思っているので、再度の確認をさせていただきたい。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまのおたがしでございます。インフォメーションセンターのまち駅の機能ということでの協議ということでございます。まち駅の機能としまして、やはり休憩、案内、交流、連携という部分の4つの大きな柱があろうかと思います。現実インフォメーションセンターにおきましては、2階に会議室であったり、1階に打合せスペース、交流スペース、さらには1階の奥に小さいながらも厨房施設もございます。そういった施設の今後の活用について、令和5年度においても協議を行っております。現実的に、令和5年ではございませんが、2階の活用を始めることにつながったり、今後となってしまうのでちょっとあれなのですけれども、賑わい創出ビジョンの中での検討にもつながっていくのかなということ考えてございます。

○委員長（長嶺一也君） これで根本謙一委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号29番、小柴委員の質疑を行います。

小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 事業名、観光対策事業、事務事業ページが135ページになります。

成果指標A、イベントの入れ込み人数の内訳について伺います。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長、鶴川晃君。

○産業振興課長（鶴川 晃君） 2番、小柴委員の質疑にお答えしたいと思います。

令和5年度の4大イベント、向羽黒山城まつり、あやめ祭り、ワインフェス、大俵引き及び会津本郷せと市の入れ込み客数の合計につきましては、13万6,800人であります。内訳につきましては、向羽黒山城まつりが1,000人、あやめ祭りが11万人、ワインフェスが3,800人、大俵引きが2,000人、会津本郷せと市が2万人となっております。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） 小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 入れ込み人数について、もう少し詳しく聞かせてください。

目標の入れ込み数が15万8,874名とありますが、イベントごとに内訳はあるのでしょうか。もしある場合は内訳を伺います。また、目標数値の根拠についても教えてください。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鶴川 晃君） 目標値の内訳でございますが、内訳は設定してございません。イベントごとの目標値については設定してございませんので、根拠は今現在お示しすることができません。

○委員長（長嶺一也君） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時41分）

再 開 （午後 2時41分）

○委員長（長嶺一也君） 再開します。

産業振興課長の説明がちょっと不足しておりましたので、改めて説明させますので、よろしくお願いいたします。

産業振興課長。

○産業振興課長（鶴川 晃君） 大変失礼しました。全体の目標値につきましては、会津美里町のほうで設定しております観光振興計画のほうの目標値を採用してございます。

○委員長（長嶺一也君） 小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 分かりました。この成果の考え方のところを見ると、入れ込み客数は観光協会の情報発信の成果と捉えとあるのですけれども、イベントについて、外から観光客をたくさん呼びましようという視点からのフィードバックというのは大変よく分かるのですけれども、町民目線の振

り返りというのもすごく重要ではないかなと思います。例えばこのイベントを行った結果どれだけの人が来たとか、あとはどんな地域経済効果があったとかというのを発信すること、つまり現在の町の強さだったり、ポテンシャルを町民に知らせることは地域住民の意識の向上につながると考えます。

最後に伺いますが、イベント等の観光分野につき、町民目線での振り返り、例えば満足度であったりとか、来場者数が何名だったとか、町内の出店者数がこんなに増えました等の振り返りは行っているのでしょうか。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまのイベント等の満足度という部分でのおただしでございます。アンケートということで、経済効果を含めたアンケートということで、ワインフェスであったり、あとマルシェのほうで行った、あやめ祭りで行うマルシェというところでの参加者についてアンケート等を行っておりまして、満足度であったり、経済効果であったりという部分についてのアンケートを実施して、課内でも分析を行っております。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長、今ほどアンケートとおっしゃいましたけれども、アンケートは来場者に対するアンケートだと思うのですが、小柴委員につきましては、町民目線での振り返りを聞いているわけで、その点についての答弁ではなかったもので、もう一度お願いします。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 失礼しました。先ほど申し上げたアンケートにつきましては、町内の出店者を対象としたアンケートでございますので、町民目線というより参加者というふうになってしまうのかもしれませんが、そういったアンケート等を実施しまして満足度を測っております。

○委員長（長嶺一也君） これで小柴委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号30番、村松委員の質疑を行います。

村松委員。

○6番（村松 尚君） それでは、商工業の振興、施策ページの83ページから質問させていただきます。

成果指標①の商工会員の減少が進んでいます。主に商業者の廃業が多いと捉えますが、人口減少、高齢化が進む中で、新規創業者の割合より廃業が多くなることは容易に想像できます。収益性が上がらなければ、後継者は家業を継ぐことは難しいと考えますが、抑制のために令和5年度どのような取組をしてきたのかお伺いたします。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長、鵜川晃君。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 6番、村松委員の質疑にお答えしたいと思います。

令和5年度の取組につきましては、プレミアム付商品券事業を展開し、消費を喚起することで商工業者を支援するとともに、商工会と連携し、新規創業支援、事業承継支援、経営継続のための金融支援などの取組を実施してきたところであります。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） 村松委員。

○6番（村松 尚君） 確かにプレミアム付商品券、1割、3,000円分でしたっけ、町内の事業者で使えるのは。これよく中身とかというものは、要は商工会の会員数、商工業者の減少と商品券での喚起という部分がうまくリンクしているのかというような精査という部分は所管として行ったのかお伺いいたします。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまのおただしでございます。

プレミアム付商品券事業におきまして、事業者に聞き取りを行っております。その聞き取りにおいて、一定程度の経済効果を事業所として受けているということで回答は受けておりますし、経済効果もあったということから、事業継続についても一定程度の成果はあったものと認識してございます。

○委員長（長嶺一也君） 村松委員。

○6番（村松 尚君） 一定程度の成果がマイナス14件ということで、それが果たしてどうなのだろうなという部分で疑問をつくづく思う部分ではあるのですけれども、このプレミアム付商品券につきましても、実際は地元で使えるもの、強制的に地元にもひもづけしているものは3,000円分ついているというような形で、1万円分で3,000円分というところで、結局使う人、例えばコンビニエンスストアとか、これ地元の事業者はほとんどフランチャイズですから、地元の企業がやっていらっしゃると思うのですけれども、そういったところで使われる方が非常に多分頻度的には多いのかなというふうに感じるのです。例えば商店街の中でプレミアム付商品券を出して、実際使っていらっしゃる方、本当の商店街ですよ。これ実際プレミアム付商品券は、商工会の会員向けに、最初登録しますかという多分通知が来るはずですよ。会員向けに通知が来て、これは工業でも、商業でも、全てにおいて登録ができるのです、どんな事業所であっても。なので、実際のところ工業に流れる部分も、工業者に流れる部分もありますし、商業者に流れる部分もある。そうなった中で果たして商業、多分事業所今回廃業は、私の見立てでは商業者の方の廃業が多いのかなと、工業系よりも商業系のほうが多いのかなという見立てで質問させていただいているのですけれども、やはり商業のほうにうまく回っていかないと、なかなかプレミアム付商品券というのも一部の事業所、確かに会員数がこれだけありますから、膨大にありますから、確かに薄く広くというわけにはいきませんが、どうしてもやっぱり行き渡るところには非常に行き渡る、ですけれども、行き渡らないところにはほとんど効果がないというような結構極端な例なんかも出るのではないかなと私ずっと思うのですけれども、その辺の聞き取り、細かいところの聞き取り、そういったところというのは、例えば商工会を通して情報を得ているのか、所管としてこの5年度の実績値を見ながらどうお考えなのかちょっとお伺いします。

○委員長（長嶺一也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまのおただしでございますが、細かい調査、聞き取りについても商工会を通じて細かい聞き取りを行っておりますし、一部の事業者に一定程度偏っているという

結果も見えてきております。例としまして、例えば学校で使うようなジャージであったり、ガソリンのほうに流れたというような話も伺っておりますので、そういった分を公平にというか、効率的に平等にということで、今後そういう事業を展開する場合には、そういった点にも配慮して実施したいというふうには考えてございます。

○委員長（長嶺一也君） これで村松委員の質疑は終わりました。

以上で政策名4、「元気と賑わいのある産業づくり」に関する質疑は終了いたしました。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（長嶺一也君） 異議なしと認め、本日はこれにて延会いたします。

延 会 （午後 2時51分）

決算特別委員会

(第 3 日)

令和6年會津美里町議會（決算特別委員會）

第3日

令和6年9月13日（金）午前10時00分開議

委員長 長 嶺 一 也 君

副委員長 小 島 裕 子 君

○出席委員（13名）

1番 櫻 井 幹 夫 君

9番 渋 井 清 隆 君

2番 小 柴 葉 月 君

11番 鈴 木 繁 明 君

3番 荒 川 佳 一 君

12番 横 山 知 世 志 君

5番 長 嶺 一 也 君

13番 横 山 義 博 君

6番 村 松 尚 君

14番 根 本 剛 君

7番 小 島 裕 子 君

15番 根 本 謙 一 君

8番 星 次 君

○欠席委員（1名）

4番 山 内 豪 君

○説明のため出席した者

町 長 杉 山 純 一 君

副 町 長 佐 々 木 吉 一 君

総 務 課 長 平 山 正 孝 君

総務課課長補佐 高 橋 力 也 君

総 務 課 長 大 竹 克 昌 君

政策財政課長 渡 部 雄 二 君

政策財政課参事 金 子 吉 弘 君

政策財政課長補佐 立 川 昇 君

政策財政課長補佐 目 黒 裕 樹 君

政策財政課長 川 田 浩 泰 君

政策財政課 人口減少対策係長	小	林	一	成	君
会計管理者 兼出納室長	児	島	隆	昌	君
町民税務課長	猪	俣	利	幸	君
町民税務課 課長補佐	遠	藤		香	君
町民税務課 課長補佐	歌	川	和	仁	君
町民税務課 住民戸籍係長	國	分	玲	奈	君
町民税務課 納税係長	川	島	慎	也	君
産業振興課長	鶴	川		晃	君
教育長	歌	川	哲	由	君
こども教育課長	大	竹	淳	志	君
こども教育課 指導主事	小	野	泰	弘	君
こども教育課 課長補佐	國	分	政	和	君
こども教育課 学校給食所長	馬	場	雄	一	君
こども教育課 総務係長	菊	地	建	雄	君
こども教育課 こども教育係長	榎	森	正	典	君
生涯学習課長	小	林	隆	浩	君
生涯学習課主幹 兼課長補佐 兼公民館館長 兼図書館館長	長	峯	啓	之	君
生涯学習課 郷土資料館長	梶	原	圭	介	君
生涯学習課 文化係長	新	國	一	弥	君
生涯学習課 総務係長	鴻	巢		俊	君
生涯学習課 生本七 郷生夕一 習習長	大	竹	祐	介	君
代表監査委員	小	島	隆	一	君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	川 田 佑 子 君
事 務 局 次 長 兼 総 務 係 長	関 本 達 君

開 議 (午前10時00分)

○委員長(長嶺一也君) これから本日の会議を開きます。

決算特別委員会3日目を行います。

政策名5、「学びあい未来を拓く人づくり」、質疑番号31番、星委員の質疑を行います。

星委員。

○8番(星 次君) それでは、5-1の子ども教育の充実ということで、施策ページ数が89ページです。①、②で英語と理科について偏差値が下がったことに対してどのように分析しているか、またICT支援員によるサポート内容や活用研修会についての詳細について伺います。

○委員長(長嶺一也君) こども教育課長、大竹淳志君。

○こども教育課長(大竹淳志君) 8番、星委員のご質問にお答えいたします。

英語につきましては、読む、聞く力に比べて主に表現することの得点が低く、書くことや話すことなど、アウトプットの力が不十分であると分析しております。授業では、コミュニケーションの機会を増やし、英語への興味、関心を高めるよう努めているところですが、さらに書くことや話すことなど、表現する力の育成に努めることが必要だと考えております。理科につきましては、科学的な思考力が求められる問題の正答率が低いことが要因と分析しております。数学を含め、理数系に苦手意識を持つ生徒が多い学年であり、基礎、基本をしっかりと身につけさせながら、探求的な学習で考える力を身につけさせる必要があると考えております。

次に、ICT支援員によるサポート内容につきましては、主にデジタル教材の活用やオンラインツールを使った双方向型の授業をサポートしております。どの教科においても授業の狙いが達成できるよう、児童生徒が視覚的にも理解しやすい環境を提供するためにサポートを行っております。ICT支援員は、各学校、年間30日程度支援に当たっております。

ICT活用研修会につきましては、教員が効果的にICTを活用できるよう、集合研修と各学校への現地訪問型研修を各1回、さらには専門の講師とオンラインでの個別研修を延べ48回実施しております。これは、教員の技量に応じた研修を行い、実際に授業で活用できる研修とするため、タブレットを使った授業の実施方法、デジタル教材の活用事例の共有、さらには児童生徒の個別学習を支援するためのアプリケーションの使い方を指導しております。また、教員間での意見交換、成功事例の共有等を通して指導スキルの向上にも努めております。

以上です。

○委員長(長嶺一也君) 星委員。

○8番(星 次君) 大まか分かったのですが、ここに分析の指標で①、②についてきちんと課題は把握しているのです。学力の低下している児童生徒のために、今言いましたが、支援員によるサポートということで各学校30時間、それから集合研修、学校訪問は年1回ということで活用研修会等図っているわけですが、これがこの①、②の課題はもう向上しているというか、この低下している、学

力が低い児童に対してこの研修会が効果というか、成果をなしているのかどうかということで、教育委員会のほうでは認識しているのか、その辺ちょっと教えてください。

○委員長（長嶺一也君） こども教育課長。

○こども教育課長（大竹淳志君） 効果につきましては、今ほどの研修回数等々についてはICTを活用した研修支援ということで、授業の中にそういったICTを取り入れて、効果的な授業になるように取り組んでいるところでございます。視覚的に分かりやすかったり、ほかの生徒の情報が共有できたりと、そういったメリットがございますので、そういったものを活用しながら効果を上げていきたいというようなことで考えておりました、効果のほうにつきましては、それについては向上しているのかなと考えております。

○委員長（長嶺一也君） 星委員。

○8番（星次君） 著しく低下している児童の、それをレベルアップするために、こういうことをやったから数値が上がっているというふうなことが少し書いていないので、その辺が全然分からないのです。それで、それをそういう児童生徒を対象に授業とか、そういう指導をすれば全体的に美里町の学力というのは上がると思うのですけれども、その辺をもう少し詳しくお願いできますか。

○委員長（長嶺一也君） こども教育課長。

○こども教育課長（大竹淳志君） 学力なかなか伸び悩んでいる子どもさん、お子さんにつきましては、学校のほうでも個別に授業と申しますか、放課後空いている時間とか、そういった部分を活用して個別に指導をしているということで、そういった方の学力の、引上げと言うとあれですが、向上するような取組については行っております。

○委員長（長嶺一也君） これで星委員の質疑は終わりました。

質疑番号32番、根本謙一委員の質疑を行います。

根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） それでは、私の質疑をさせていただきます。

施策名、子ども教育の充実であります。施策評価ページ89ページ、星委員と同質的な質疑内容になりますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。成果指標①、②実績値はどのような取組をしてきての結果なのかを伺ひたいと思ひます。

○委員長（長嶺一也君） こども教育課長、大竹淳志君。

○こども教育課長（大竹淳志君） 15番、根本委員のご質問にお答えいたします。

学力向上に向けては、主に6つの施策を実施してまいりました。1つ目は、基礎学力の定着を図る取組で、小中、義務教育学校ともに基礎的な学力の定着を優先し、授業の中での反復学習を行ってきました。また、昼休みの補習や放課後学習支援も行い、学力に応じた個別指導に取り組んでまいりました。

2つ目は、ICTの効果的な活用で、利点として視覚的に興味、関心を引き出し、素早く意見を集

約、共有でき、インターネットにアクセスすることによって多くの情報や豊富な種類の情報を得られるなど、大変有効であります。全児童生徒に配付されているタブレット端末を活用し、デジタル教材を用いた学習環境を整備しております。

3つ目は、タブレットドリルの導入で、授業や自主学習、家庭学習でいつでも活用できるタブレットドリルを導入しております。学習内容の予習や復習に活用でき、難易度や設問数なども変更しながら学習できる環境を整えております。また、小学校では、認知機能を高めるアプリを用いて、学習における理解度を高める取組も行っております。

4つ目は、教員の研修と指導力向上で、教育委員会内に読解力向上部会やICT活用推進部会などを組織し、定期的に研修を行い、好事例を共有するなどしております。また、算数、数学においては、優れた指導実績のある講師を招聘いたしまして、指導方法の改善を図るための研修を実施しております。

5つ目は、よりよい学級づくりで、学力テストの結果は対象学年の学級経営状況にも大きく左右されます。WEBQU、児童生徒の意欲や満足度を理解するための診断ツールでございますが、そういったものを活用いたしまして、学級内の人間関係づくりや学習規律の確立などについても、全学年においてより重視しながら進めております。

6つ目は、保護者との連携強化でございます。学力向上のために、保護者との連携を強化し、家庭での学習支援にも努めてまいりました。定期的な保護者面談を実施し、家庭と学校が連携し、家庭学習の充実に向けて取り組んでおります。

指標に上げました学年の標準学力検査の結果につきましては、全国平均を下回る結果となっておりますが、母集団として前年度からの伸びであったり、個別の成果が見られる項目もございます。それらを踏まえながら、実態に応じた指導を進めてまいります。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 分かりました。詳しく説明していただきました。6点ほどいろいろ詳しく説明いただきました。伺っていると、これは子ども教育のまず基盤づくりです。そもそもこれは普通にやっていかなければならない。ここで問題点を指摘したいのは、過去の質疑の中で、過去って随分前の話になりますけれども、その年、その年の対象学年によって波があるのだという話伺ったことがあります。それはあながち理解できなくはないのですけれども、いわゆる6年で、あるいは中学3年で試験を受けるわけですので、そうしますとその前学年、例えば5年、それから中学2年、あるいは4年、中学1年時代、その継続的な観察していけば当然、この学年はここが弱いので、あるいはここ力入れたほうがいいねとか、いろいろなそういうこと見えてくると考えられるわけです。私は、その点を踏まえて、その学年の特性をつかんだ教育、指導、ここに個別指導の話も伺いました。すばらしいなと思いますけれども、結果の成果としてやっぱり数字に出てこないというのは何なのだろうなとい

うところがそもそもの疑問です。これはいつもいつも50ポイント以上というようなことはいかないかもしれないけれども、そこはどういうふうに捉えているのかなというのが説明の中でもうかがえない。あれやっている、これやっているは当然のこととして、成果として、アウトカムとしてどうなのですかというところがなかなか説明の中では聞けない。そこを伺いたいと思います。課長に言うのはこれ厳しいかなと思いますので、差し支えなかったら教育長の考え方も、認識も伺っておきたいと思えます。

○委員長（長嶺一也君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） ただいまの質問お答えしたいと思います。

今委員ご指摘のとおり、定点観測ということで、小学校6年生とまず中学校3年生の学力を指標に上げているというのは、私もよくなぜかなというふうに考えたところ、多分これ全国学力・学習状況調査、この対象が小6、中3になっていますから、恐らくNRTという我が町で採用している標準学力検査も同じ学年のものを指標に上げているというふうに理解しております。当然これは小学校2年生から中学校3年生まで全学年で毎年受験しておりますので、今委員ご指摘のように4年生、5年生、6年生とどう変化してきたのだというものはつかんでおります。この対象学年についても、学力は当然低くて、当初ご指摘なされたようにやっぱり学年集団ごとの差異も大きくありますし、当然そこに関わった指導者、教員のレベルと申しますか、教員そのもののやっぱり影響もあるというふうには考えております。ただ、その低いながらも、特に中学校3年生、昨年度ですね、ものについては微増ながら改善している状況もありますので、それなりにやっぱり学校の努力、そして児童生徒の努力もうかがえるところはあるかなというふうに思っているところであります。各学校では、毎年その検査結果を分析しながら、委員ご指摘のように、やっぱり陥没点の補充であったり、さらなる同じ内容を学ぶ次の学年の子どもたちの指導にも生かしているというところは当然実施しているところでございますので、今後ともこの検査結果を有効に活用しながら子どもたちの学力の向上に努めていけるよう、教育委員会としても学校を支援してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 今私が懸念していた部分しっかり押さえておられるなというふうに受け止めたいと思います。それが実際現場でどう生かされるかだとあと思うのです。そこはしっかりまた気を改めて、気を新たにしておき取り組んでいく必要があるかなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたい。子どもは特に小学校時代が一番大事だと思っていますので、特に4年、5年のこの年間、ぜひ注力してやっていく必要があると思いますけれども、再度の確認をさせていただきたい。

○委員長（長嶺一也君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 応援をいただいたというふうな気持ちで今のお言葉受け止めておきたいというふうに思いますが、確かに子どもたちの、中学校3年生を考えればやっぱり出口になりますので、人生に向けての門出、進路に向けてやっぱりより選択の幅を広げるための学力をしっかり身

につけてやるというのは非常に大切だというふうに思っております。全国学力・学習状況調査、それからふくしま学力調査、そして本町で採用させていただいている全国標準の学力検査、これらの結果を生かしながら、子どもたち一人一人の学力の補充に努めていきたいというふうに思っております。ふくしま学力調査は、前年度と今年度の子どもの伸びや、どのくらい伸びたかという変容をつかめる調査になっております。間もなくデータが各学校に今年度受験のもの参りますけども、これもやっぱり駆使しながら、子どもたち一人一人の伸びを見詰めながら学力向上に努めていくよう、学校を支援してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（長嶺一也君） これで根本謙一委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号33番、小柴委員の質疑を行います。

小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 事業名、教育研究事業、事務事業ページが147ページになります。リーディングスキルテスト後の児童生徒の変化についてどのような調査を行ったのか伺います。

○委員長（長嶺一也君） こども教育課長、大竹淳志君。

○こども教育課長（大竹淳志君） 小柴委員のご質問にお答えいたします。

リーディングスキルテストにつきましては、町内中学1年生及び義務教育学校7年生で年1回実施しております。生徒の読解力の状況を可視化して、授業改善に役立てるために実施しております。一般的な学力調査と異なり、学習内容の理解を問うものではないため、経年変化を調査することはしておりません。中学1年生段階でのリーディングスキルテストの結果については、その読解力の傾向や特性を基に小学校段階での指導に生かし、母集団は毎年異なりますが、中学校1年生で実施して定点観測することで指導の成果が確認できるか試行を続けております。

また、読解力の向上は学力テスト等にも反映されるものと考えられますので、各種学力調査等の結果についても注視しております。児童生徒の読解力には、学力同様、様々な特性や個人差があります。教員が読解力に関する理解を深め、児童生徒の読解力の状況を把握し、授業をデザインすることが学力向上につながるものと考え、今後も調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） 小柴委員。

○2番（小柴葉月君） もう少し詳しく聞かせてほしいのですが、2点あって、1点目は、先生もやるって書いてあるのですけれども、何で先生もやるのかなということと、もう一点は、読解力という説明はたくさん出てくるし、その言葉を分かっていたら理解ができるのですが、何となく当局がおっしゃっている読解力というのがなかなかイメージができなくて、もし可能であれば現場の具体的なシーンというか、例えば先生と子どもたちのやり取りの中で、こういうことがあるからこういうスキルがあればこういうふうに改善できるのだよとか、具体的な何かイメージをいただければいいなと思って、その2点お願いします。

○委員長（長嶺一也君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

まず1点目の教員も実施している理由についてなのですが、今委員ご指摘のとおり、リーディングスキル、いわゆる基礎的、汎用的読解力というものがなかなかつかみにくいものですから、会津美里町に新たにおいでになった先生方にも毎年受験いただいて、そして、ああ、こういうテストなのだと、実際ご自分の結果を見ながら、なるほど、こんなふうな領域がこんなふうな結果が出てくるのだというふうな確認をしていただく、そして自分のと子どもたちの成果も照らし合わせながら、こういうふうな陥没点があるということをもまず認識していただくと、その物を知っていただくというために実施しております。大勢の先生方から、こんなにもできないものだったのだなというふうな感想を多くいただいているところであります。

それから、2点目の読解力のイメージということなのですが、これ基礎的、汎用的読解力ということで、以前にも全員協議会の中でご説明申し上げましたけれども、例えば新聞の文章であったり、子どもたちに身近な教科書の文章であったり、あるいはいろいろな家電製品であったり、様々なものの説明書であったり、あるいは契約書の文書であったり、そういうものを基本的に利用しながら、そういう文章がきちんと読み込めているかというふうなものはかるものでございます。例えば係り受けなんていうのございますけれども、例えば大きな黒い瞳の女の子というふうに表現されたときに、女の子がどういう状況なのかというようなことを修飾しているわけなのですけれども、黒い瞳の女の子だけではなくて大きな黒い瞳、ところが人によっては「大きな」が「女の子」にまでかかってしまうような子どももいるわけです。実際には瞳だけなのですけれども。そんなふうなものがきちんと意味が分かっているかどうかをはかっていくことになります。そういうものがきちんと理解されていないと教科書に書いてある中身すらよく読み込めていないというふうな状況がありまして、そういうものを少しずつ改善できるように今取り組んでいるところなのですが、実はこのリーディングスキルテストを主催しております教育のための科学研究所というところがあるのですけれども、ここの方々であってもこれをやれば間違いなく伸びるというようなものはまだ手探りの状況であります。本町以外にも県内では例えば西会津町とか相馬市であったり、全面的に実施している市町村もあるのですが、結果を受けてどうやったらこの実態を改善できるかというのはまだ試行的段階であります。様々なことにチャレンジしながら、子どもたちの読解力の実態が分かった、それをどうやって補強していくかというのを今取り組んでいるところであります。本町では、高田小学校が先生方の校内研修、現職教育のテーマに掲げまして、こういうことをやってみたらいいのではない、こういうことをやってみたらいいのではないというのを日々の授業で実践しながら、効果の上がっているものを共有していくというふうな取組を進めております。まだ残念ながらその手だてについては試行錯誤の段階であります。

○委員長（長嶺一也君） 小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 分かりました。私もちょっとそのリーディングテストって、毎年やっている

ので、ずっと気になっていて、自分でもやってみたのです。いつも当局からお話がある、先生方は難しいと言っているのだなんて話も自分でやってよく分かったし、あと自分でやってみて、自分の置かれている環境だったら、ああ、こういうスキルは例えば会議の潤滑にうまく作用するとか何となく実感がつかめるのですが、さて、ではそのスキルは学校現場においてはどうか発揮されるのかというのがあんまりイメージがつかなかったのです。なので、今ちょっと確認をしてみたのですが。学校も当局側も今ちょっと手探り状態で、主催者側といろいろなタッグを組んで頑張っているなんて話ありましたが。

最後に、リーディングスキルテスト推進部会というのが147ページに書いてあるのですけれども、というのと、あとそのリーディングスキルテストを全国でもやっているの、やっている何か事例集とかというのを結構見たのですけれども、そういう中にも例えば先生たちの視点が鋭いとかという評価があったりとか、何か結構その事例もすごく様々で、そこでちょっと質問なのですけれども、そのリーディングスキルテスト推進部会というのはまず何なのかというのと、その後には読解力の向上に向けた授業づくりを調査、研究をすることができたってあるのですけれども、ちょっとこの辺具体的に最後に教えてもらって終わりにしたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） ありがとうございます。まず、リーディングスキル部会につきましては、これは教育委員会事務局も入りまして、各学校の担当者と、あと管理職の代表、代表校長ですね、で組織しております。主な内容につきましては、リーディングスキルテストの結果、これ中学校1年生で受験しますので、当町はしていますので、その結果を当然共有して、小学校にも還元しないといけない。つまり小学校6年間で培ってきたその教育の結果このリーディングスキルの状況になってますよというふうなことを小学校の先生にまず理解してもらうことが大事で、それを小学校側で、中学校も当然ですけれども、どのように改善のための手だてを打てるかということを経験しながら共有する部会ということになっております。先ほど申しましたが、先頭を走っております現在高田小学校の事例なんかをみんなで共有しながら、自分の学校でどういうふうに生かしていけるかというようなところを研究している部会になります。具体的に、では何やっているのというのは非常に難しいのですけれども、例えば私よく言うのは、毎時間、毎時間、大体教諭は黒板に今日の目当て、これを皆さんで実現しましょうって書くのですが、文章で書きます。ところが、この文章を一目できちんと理解して書ける子って特に小学校少ないのです。本当に文を理解できない子は一文字一文字黒板を見て写しますので、そうするとこれ記号でしかないのです。内容を全く理解していない。そういうところを文節ごと、あるいは一つの文章として理解してきちんと書きましょうであったり、そんなところから指導しているところだというふうに思っております。先ほども係り受けの話を申し上げましたが、そういうところを少しずつ手を入れながら改善を目指していきたいというふうに考えております。本当に小柴委員もご受験いただいて実感されたとおっしゃっていましたが、こんなにできないものをや

っぱりほっておいていいのかというふうな思いは私でもあります。学校の先生方もそれは共有しております。ですから、改善のために、手探りではありますが、今後とも力を入れていきたいというふうを考えているところであります。

○委員長（長嶺一也君） これで小柴委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号34番、村松委員の質疑を行います。

村松委員。

○6番（村松 尚君） それでは、健康管理事業についてお伺いいたします。

成果指標Aについて前年度より大きく低下が見られます。問題解決には様々な課題もあると考察しますが、低下の要因をお伺いいたします。

○委員長（長嶺一也君） こども教育課長、大竹淳志君。

○こども教育課長（大竹淳志君） 村松委員のご質問にお答えいたします。

成果指標の低下の要因につきましては、不登校の児童生徒が増加していることや、経済的な困窮や保護者の心身疾患等、家庭環境に関する問題が深刻化しているケースが増加しております。そのため、教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、専門知識を持つ人材がチームとなって丁寧に家庭に寄り添い、対応しておりますが、状況が好転するまでに至らなかったことが低下の要因であると認識しております。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） 村松委員。

○6番（村松 尚君） 様々この成果の中にも書いてあるのですけれども、確かに昨今のこの家庭問題というのは非常に複雑化、また一つのソーシャルワーカーさんとか、単独での課題解決にはなかなか難しい。今ほどチームになって取り組んでいくというお話もお伺いしましたけれども、これ前年度、4年度から5年度に対してだんだん数値的な部分では少しずつやはり若干悪くなってきていっている。低下が見られていた状況であります。恐らく令和5年度でいきなりこの手の問題が始まったことではないと思うのです。こういう問題というのは多分、毎年似たような問題というものがあったと思うのですけれども、課の中で情報共有で協議していたりとか、早い段階で気づいて少しでもバックアップするような仕組みづくりというものは行った上でこの数字であったのか、それともどうしても問題が表面化するまでに時間がかかってしまって、どうしてもやっぱりなかなか後手後手になってしまっているような形でこういう数字になってしまったのか、どのようなご認識でいらっしゃるか、その認識の部分お伺いいたします。

○委員長（長嶺一也君） こども教育課長。

○こども教育課長（大竹淳志君） 体制につきましては、こども教育課、あと福祉関係とも連携しながら子どもさんの状況、あと学校とも連携しながら状況等を早期に察知できるように努めております。各相談員さん、子どもと親の相談員さん等も配置しておりますので、早い段階で把握できるように努

めております。実際数値のほうは確かに昨年度よりは下がっておりますが、解決できた件数とか、あといいい方向に向かっているという指標の算定しております、解決した件数については昨年度よりも増加傾向にあるわけなのですけれども、なかなか複雑化しているという部分もございまして、丁寧に寄り添ってはいるのですが、なかなか好転できない、いい方向になかなか、難しいねというところが結構ありまして、総体の件数も増えておりますので、結果的に指標を下回ってしまったというようなことでございます。

○委員長（長嶺一也君） 村松委員。

○6番（村松 尚君） 大体内容は分かるのですけれども、先ほど1回目の答弁でいただいたとおり、経済的な部分であったりとかそういった部分での問題という部分になってくると、これはなかなかアクションがしにくい問題だとも思うのです。また、不登校といっても様々な視点での不登校の事案というものがあると思いますので、やはりなかなか根本的な部分の課題解決や、いい方向に好転していくということは簡単なことではないと思うのですけれども、やはりしっかりとこの5年度を精査した上でしっかりと再度構築していく、そういった見直しの話合いなどは最後に行われたのかお伺いいたします。

○委員長（長嶺一也君） こども教育課長。

○こども教育課長（大竹淳志君） 各事例につきましては、それぞれの相談員の方、教諭等としておりまして、例えば相談員の研修会とかも年何回か実施しております。その中に教育相談員の相談内容の事例を入れ込んだりしながら共有をして、この後どのような改善が、どういったサポートといたしますか、寄り添いが必要なのか、そういったところの共通認識は図っているところでございます。

○委員長（長嶺一也君） これで村松委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号35番、引き続き村松委員の質疑を行います。

村松委員。

○6番（村松 尚君） それでは、給食センター管理運営事業についてお伺いいたします。

給食に異物混入等の瑕疵が6件あったとありますが、異物混入は絶対にあってはならないことだと思います。どのような異物混入があったのか、また保護者に不安を与えないためにどのような周知、対策を行ったのかをお伺いいたします。

○委員長（長嶺一也君） こども教育課長、大竹淳志君。

○こども教育課長（大竹淳志君） 村松委員のご質問にお答えいたします。

学校給食のような大量調理の過程においては、予期せぬことで異物混入が発生することから、異物混入対策マニュアル、これを策定しております。異物混入を起こさない取組、混入が起きた場合の対応を定めております。対応マニュアルでは、混入した異物を2種類に分けておりまして、児童生徒に健康被害を及ぼすと判断される金属類、ガラス類、薬品類等を危険異物、また不愉快であり衛生的ではございませんが、健康被害を及ぼさないと判断される小さな虫であったり体毛であったり繊維など、

単体で毒性のないものを非危険異物として対応しております。令和5年事務事業評価で計上しました異物混入の6回につきましては、いずれも非危険異物であり、食べる前に発見され、児童生徒の心身への健康被害はございませんでした。内容につきましては、給食センター調理の手作り蒸しパン、その中に毛髪が1本混入していた事例が1件、あと食材納品時に混入していた異物が除去できていない事例、個装された麺の内部に焦げた麺が混ざっていたり、あと個装されたパンのフィルム内に羽虫が確認されたもの、あと鳥肉に食材由来の軟骨が取り切れていなかったものの3件でございます。あと、給食センターでの洗浄不足によりまして、前日の食材が食器に付着したまま消毒乾燥してしまいまして学校に配膳されたものが2件ございました。いずれも児童生徒の心身に健康被害がないことを確認し、予備の食材や食器と交換して給食の喫食を続けたことから、保護者への周知は行っておりません。

異物混入を防止するため、調理員が調理場に入室する際には、粘着テープ、集じんクリーナー、エアシャワーの使用を徹底しております。また、納品業者には異物混入防止策の徹底を指示しております。納品された食材は、給食センター調理員が複数人で目視で検査を行っている状況でございます。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） 村松委員。

○6番（村松 尚君） ありがとうございます。パンや麺などというものはこれなかなか、外から、給食センターで直接調理しているものではなくて、委託したものが搬入されてくる部分もあるので、これは正直なところ、やむを得ないとは言えないですけども、致し方ない部分も若干はあるのかなと思うのですけれども、食器に前日の汚れがついていたなんていう事例はこれは正直なところ給食センターとして本末転倒の話だと思うので、やはりそういったところの確認というのはしっかりする必要がありますと思うのです。ただし、これ保護者の方々にもやはりこういったような事例はあるという、極端な話、ひょっとしたら保護者の方々ですとそんなのだったらというご意見もあるかもしれないですけども、やはりそういったものを事例として、こういう事例がありました、ですけども健康被害、子どもたちに対しては危険な、及ぼすものではなかったもので、しっかりと対応をしていますという部分までやはり公表することで子どもたちに対する食の安全という部分もカバーされると思うのですけれども、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○委員長（長嶺一也君） こども教育課長。

○こども教育課長（大竹淳志君） 公表についてでございますが、先ほど申し上げましたマニュアルの中でも定めておりまして、危険異物等々が入って給食を止めてしまった、提供できないものがあつた、そういった場合については速やかに保護者の方へ文書でご連絡を差し上げているというものでございます。食器を交換することによって対応できたという事例であったり、物一つに対してその物、食べ物一つを交換してあげれば全体の影響がないと、子どもさんにも影響がないというものについては保護者の方への連絡までは至っていないというところでございますが、幾ら体に影響がないという部分でありまして、衛生的といえますか、その場合場合で影響が大きいものといえますか、影響が

ないものであっても入っていることによってちょっとどうなのというようなことで、与える影響が多いものといえますか、そういったものについてはその場合場合で判断させていただきまして、ご連絡するような形に体制を取ってございます。

○委員長（長嶺一也君） 村松委員。

○6番（村松 尚君） 例えばこれが現場で、子どもたちに行き渡った後に子どもたちが気づいて、例えば子どもたちの中でうわさ話になって、それが家庭に行くということも十分に考えられると思うのです。それを考える上で、いや、報告するようにマニュアルではなかったのですというよりは、私はこういう事例はありましたけれども、しっかりと交換しています、子どもたちにはそういった面で安全な給食を提供していますという部分を踏まえると、そのマニュアル自体の考え方という部分もやはり、その公表の在り方ですね、そういった部分もやはりしっかりと一度精査されて検討する余地はあるのではないかなと思うのですけれども、最後にその部分だけお伺いいたします。

○委員長（長嶺一也君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） ご指摘のとおり、やはり子どもたちには安全、安心な給食の提供ということが大きな使命でありますから、そうでなかった場合の対応というのはやっぱり慎重にすべきだというふうに思っております。特に例えば現場の校長レベルで考えたときに、子どもたちにやっぱり与える心理的影響といえますか、動揺といえますか、そういうところを判断しながら、やはり文書の必要があるだろうというときには場合によっては校長名で、こういうことがあったので対応して、心配ならご相談くださいなんていうふうな文書を出すこともあるでしょうし、もっと広い範囲に影響を及ぼす場合にはセンターとして出すと、教育委員会として出すということもあろうかと思っておりますので、子どもの状況等を見ながら、場合場合にに応じて判断しながら適切に対応してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（長嶺一也君） これで村松委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号36番、櫻井委員の質疑を行います。

櫻井委員。

○1番（櫻井幹夫君） 施策名、生涯学習の充実、事業名、生涯学習センター施設管理事業、光熱水費について伺います。

昨年から急激な電気料金の高騰が続いているが、どのような節電対策を行ったか伺います。

○委員長（長嶺一也君） 生涯学習課長、小林隆浩君。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 1番、櫻井委員の質疑にお答えいたします。

生涯学習センターの施設管理につきましては、施設の使用に当たり、照明が不要の場所については消灯や空調設備の温度管理を適切に行い、節電に努めております。施設利用者については、研修室等の利用に当たり、日中は使用する箇所の照明のみの使用をお願いしております。室温も指定温度を維持するように設定し、できる限り設定温度の変更は行わないように周知に努めております。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 櫻井委員。

○1番（櫻井幹夫君） 生涯学習センターは、職員のみならず、住民の利用も多いところだと思います。今ほど利用者に対しても周知等が行われているということではありましたが、その利用の状況調査や管理についての指導などは行ったのでしょうか。

○委員長（長嶺一也君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 施設にはそれぞれ生涯学習センターに職員がおりますので、当然日常的に施設の中の見回りですとか、節電のための依頼というのですか、そういったことは行っております。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 櫻井委員。

○1番（櫻井幹夫君） 生涯学習センターを全住民が利用しているわけではありませんので、住民公平負担の面から見た場合に過剰なサービスとなっていたようなことはありませんか。

○委員長（長嶺一也君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 生涯学習センターにつきまして、昨年、分館もありましたし、体育場も含めての話にはなるのですけれども、多くの方々に利用していただいておりますので、過剰なサービスになっているとは考えておりません。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） これで櫻井委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号37番、根本謙一委員の質疑を行います。

根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） それでは、私の質疑をさせていただきます。

施策名、生涯学習の充実、事業名、生涯学習センター活動事業についてです。事務事業ページで162になります。文化祭事業活動は、3地域それぞれに地域特性を発揮しての運営と認識しております。コロナ禍を経て、意気を上げて取り組むにしても、各団体会員に若年層が少ない中で高齢化は確実に進んでいる現状から、会場準備、後片づけ等において苦勞している実態の声を聞いております。町への要望等は上がっていないのか、課題、問題認識はないのかを伺いたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 生涯学習課長、小林隆浩君。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 15番、根本委員の質疑にお答えいたします。

文化祭の運営につきましては、各地域とも生涯学習センターが事務局として参加する実行委員会を中心に実施しておりますが、実行委員会においては会場準備や後片づけ等の町への要望等は特に受けておりません。課題と問題意識につきましては、いずれの団体におきましても会員の高齢化が進んでいることから、今までどおりのやり方の踏襲ではなく、皆さんで話し合い、知恵と工夫により準

備や後片づけをできるだけ容易に行うことができるよう、実行委員会における協議が必要であると考えております。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 要望等は上がっていないということでしたね。それをまず1点目確認したいと思います。と申しますのは、これは本郷地域でいろいろ相談かけられていたことなのですから、そういう要望等については個人、あるいは会員個人での要望ではなくて、団体として、実行委員会でも、あるいは文化団体でも構いませんけれども、団体として総意をつくり上げて町に要望を上げるという形を取られたほうがいいのですよという助言はさせてもらっています。ですから、もう上がっているのではないかなということは何った次第です。これから上がるのかもしれませんが、そこを確認させていただきたい。

それから、2点目ですけれども、今の課長の説明ですと、では生涯学習センター職員はどういう立ち位置なのだということに私は少し疑問を持つところがございます。というのは、そもそも公民館活動は地域住民の自治意識の向上に向けての自主的な活動は前提ではありますけれども、そこをしっかりとサポート、助言してしっかりと地域活動が実りあるように、あるいは地域がよりよいところになっていく向上策を練るための大事なサポート役として公民館職員はいるはずだというふうに私は認識しておりますので、そういう部分を含めて大きな意味でしっかりしたサポート体制は、認識は持っていませんというふうにするのではありませんけれども、この2点について伺いたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） お答えいたします。

1点目の団体等からもそういう要望が上がっていないのかということにつきましては、団体等からもそういった要望は受けてございません。

2点目の生涯学習の指導員の話になりますが、この指導員につきましては、生涯学習の振興に当たっての指導員ですので、サポートなども当然必要だということに行っておりまして、本郷地域に限定させていただきますと、当然実行委員会の中の事務局ということで、実行委員会の中のサポートというのですか、参画させていただいて活動しているということでございます。また、去年の例で挙げますと、先ほどの展示とかそういったことがなかなか高齢化によって大変だとお話しされたのですけれども、そこにつきましてもこの本郷地域の生涯学習センターの職員がもう事前に、展示会場である体育館に事前に展示パネルなどを用意するなどとして、本当短時間で会場設営なども終わらして皆さんに喜ばれたといったような報告は聞いてございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 個々の事案を一つずつ拾い上げればそういうことになるのかもしれませんが

れども、そもそも公民館スタッフの皆さんの私は寄り添い方だと思っています。先ほど申しましたように、そもそも公民館って何のためにできたのだというところに意を寄せれば、やはりもっともっと寄り添った、盛り上げの方向にしっかり向き合える働き方というのはおのずとあると思います。正職員であるとか、でないとか私は関係ないと思っています。地域住民に一番身近なところでの町の仕事であるわけですので、そこは会員の要望にはしっかり寄り添って、この文化活動のみならず、いろいろな活動がしやすいように、スムーズに行くように、盛り上がるように、これは考えていく必要があるのではないかなというふうに思いますので、その点について再度の認識を伺いたいと思います。これは教育長に伺ったほうがいいかな。

○委員長（長嶺一也君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 委員おっしゃるとおりだというふうに思っております。人員の削減があったり、様々な環境については若干縮小の方向もありますけれども、やっぱり限られた人員で最大限の効果を発揮しながら地域住民の文化活動に寄り添っていくというのは当然のことでございますので、今後とも組織を挙げて町民の方々の活動を支援できるよう努めてまいる考えであります。

○委員長（長嶺一也君） これで根本謙一委員の質疑は終わりました。

以上で政策名5、「学びあい未来を拓く人づくり」に関する質疑は終了しました。

ここで説明員入替えのため、11時5分まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時56分）

再 開 （午前11時05分）

○委員長（長嶺一也君） 再開いたします。

質疑に関しまして、改めて注意事項ということで委員の皆様と情報共有を図りたいと思います。質疑の2問目、3問目につきましては要点のみを話すようにお願いします。

それでは、政策名6、「魅力と個性のある地域づくり」、質疑番号38番、小柴委員の質疑を行います。

小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 結婚新生活支援事業補助金、決算書ページが58ページになります。こちらの件数についてお伺いいたします。

○委員長（長嶺一也君） 政策財政課長、渡部雄二君。

○政策財政課長（渡部雄二君） それでは、2番、小柴委員の質疑にお答えいたします。

結婚新生活支援事業補助金の件数についてでございますが、申請がなされ、対象となった世帯は3件でございます。そのうち対象経費の支出のあった2件に対して補助金を交付しております。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 分かりました。当初予算で510万円計上されていて、たしかそのとき10世帯

分というふうに予定されていたと思うのですけれども、今回3件。申請3件で、通ったのが2件。

○委員長（長嶺一也君） 小柴委員、最初の質疑が件数についての質疑だけですので、今の質疑はちよつと。

○2番（小柴葉月君） 10世帯分って件数の話ですよ。

○委員長（長嶺一也君） 予算の話ではないのですか。

〔何事か言う人あり〕

○委員長（長嶺一也君） 失礼しました。今の質疑有効になります。失礼しました。

○2番（小柴葉月君） 改めまして、当初予算で多分10件分上がっていたとは思っているのですけれども、実績が3件というところで、予定よりもかなり下回っていたのかなと思うのですけれども、問合せとかは、問合せがあつて対象にならなかったよとか、そういうのがあれば教えてください。

○委員長（長嶺一也君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

問合せにつきましては、6件ございました。ただ、そのうち要件であります所得要件とか、そういったことで該当にならなかった方がいらっしゃいましたので、結果として3件になったものでございます。

○委員長（長嶺一也君） 小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 分かりました。私もうこれ1年目の補助事業だと思うのですけれども、国税庁のデータとか年齢別所得のデータとか見ているとやっぱり、今回の所得制限って500万ではないですか。これは明らかに無理でしょうってずっと思っていたのです。やっぱり実際に6件問合せあつて、対象外です、ごめんなさいってお断りしている方々が実際に結構いらっしゃるということなので、これ国の補助事業だとは思っているのですけれども、今回1年間やってみて、町として得たデータというのが多分あると思うのですけれども、どのように、1年間やってみて、ここは改善しなければいけないとか、国に伝えなければいけないとか、今回分かったこととしてあれば……

○委員長（長嶺一也君） 小柴委員、要点のみ質疑をお願いします。

○2番（小柴葉月君） 今回分かったこととしてあれば教えてください。

○委員長（長嶺一也君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） 委員おただしのとおり、昨年度からの事業でございまして、まだ1年目でございます。我々も予算を計上する段階からどのぐらいの対象の方がいらっしゃるのか、そこから非常に難しい状況ではありました。1年たって、やっぱりその所得要件が委員おただしのとおり高いのではないかというような思いもあるのですが、こちらにつきましてはやはり国の事業でございまして、近隣の町村も同じ条件でやっているような事業でございまして。あとは、その問合せ6件あつたうち所得要件で該当にならなかった2件のほかに、リフォームの名義人がご本人ではなかったというような条件もありますので、こういったその要件、条件について丁寧に周知していく必要があるな

というのがこの1年間やってみての実感でございます。ですので、我々としては、あとは結婚に関しては様々な方が、例えば結婚コンシェルジュであったりとかいろんな方がサポートしておりますので、そういった方々と情報を共有して、できるだけ多くの方に支援が行き渡るような方策を考えていきたいというふうに考えております。

○委員長（長嶺一也君） これで小柴委員の質疑は終わりました。

以上で政策名6、「魅力と個性のある地域づくり」に関する質疑は終了しました。

ここで説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

休 憩 （午前11時11分）

再 開 （午前11時13分）

○委員長（長嶺一也君） 再開いたします。

政策名7、「町民に信頼される行政の推進」、質疑番号39番、小柴委員の質疑を行います。

小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 不納欠損額についてです。決算書が10ページになります。こちらの件数と主な理由についてお伺いいたします。

○委員長（長嶺一也君） 町民税務課長、猪俣利幸君。

○町民税務課長（猪俣利幸君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町税の不納欠損額の件数につきましては、令和5年度、113件で金額が1,382万5,000円であります。令和4年度が65件で384万2,000円でありますので、対前年度48件の増、998万3,000円の増となっております。

不納欠損の主な理由としましては、金額の多い順に、倒産、廃業、解散によるものが24件で613万7,000円、次に相続放棄、相続人不存在によるものが50件で492万8,000円、次に生活困窮、生活保護によるものが35件で260万3,000円でございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 前年度と比較して結構増えてしまったということだったのですけれども、令和5年度から金融機関に対して行う預金の照会業務システム、業務を電子的に行うシステムを導入していると思うのですけれども、それによって変化した自治体は結構私見ているのですけれども、そこで今回はこっちは増えてしまったというところで、そのシステム導入をしても減らなかったということをどのように分析しているのでしょうか。

○委員長（長嶺一也君） 小柴委員、当初の質疑の通告内容とちょっと異なっている2問目の質疑なので、質疑内容を変えてください。

○2番（小柴葉月君） では……

○委員長（長嶺一也君） 質疑終わりにしますか。

○2番（小柴葉月君） では、不納欠損額を減らそうとして、その……いいです、では。いいです。

○委員長（長嶺一也君） これで小柴委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号40番、根本謙一委員の質疑を行います。

根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 施策名、健全な財政運営の推進です。施策評価ページ125になっています。成果指標である3比率の実績を評価したいと思います。分析においても適時に対応が見られ、大きなぶれもない運営であることからこの姿勢は堅持すべきであります。①の経常収支比率について、目標値よりは下回っているものの、依然高い数字であると捉えられますが、どのような分析をしているのか伺いたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 政策財政課長、渡部雄二君。

○政策財政課長（渡部雄二君） 15番、根本委員の質疑にお答えいたします。

令和5年度一般会計決算における経常収支比率の数値の分析につきましては、人件費が職員及び会計年度任用職員の給与改定などにより前年度比0.7ポイント増となっており、次いで公費負担の医療給付費の増加見込み等による特別会計への繰出金が0.5ポイント増となっております。また、近年の物価高騰に伴い、維持補修費においても前年度比0.2ポイント増となっておりますが、繰上償還実施による公債費が1.5ポイント減少したことにより、89.5%にとどめることができしております。しかし、経常経費充当一般財源の構成比を見ますと、人件費24.8%、物件費23.0%、補助費等16.8%と全体の約65%を占めております。また、令和5年度決算における類似団体の性質別経費は、現時点において公表されていないため比較しておりませんが、令和2年度から令和4年度までの経常経費充当一般財源における類似団体との比較においても、物件費及び維持補修費が大幅に上回っており、補助費等においては増加傾向にあると分析しております。そのため、令和5年度の本町の経常経費充当一般財源も同様となる見込みでありますので、本町の財政構造を硬直化させている要因と分析しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 詳しい分析をされているなということで一部安堵はしておりますけれども、いわゆる財政当局がよく述べられています長期財政計画に基づいてという話で、今回よくよく見てみたら、この目標値が平成29年のローリング値をそのまま使っているのです。そこから、その点から見てもなかなか、これどうなのだろう、ああなのだろうというので、すごく理解するまでにちょっと苦しむところがあります。ただ、現実、毎年度、毎年度しっかり分析されているということで、結果としては90%を切っているわけですがけれども、いわゆる適正な数値……

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員、要点のみ言ってください。

○15番（根本謙一君） いや、これ前段を言わないと伝わらないですよ、こっちの趣旨が、ですから。その適正規模と言われている70から80の数字、でも町村の場合は65から75って言われているのですけれども、それから見たらはるかに高いのです。ですから、この認識をしっかりと踏まえていただかないといけないのではないかなということで、そのところを改めて認識を伺いたい。高止まりになっていて、これでいけばいいのだということではないはずですから、そこを伺いたいから前段を申し上げました。お願いします。

○委員長（長嶺一也君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） ただいまの質問にお答えいたします。

委員おただしのとおり、経常収支比率につきましては一般的に70から80%が適正な数字だというふうに言われております。我々もそのように理解しているところでございますが、いろいろ努力をしておりますけれども、現在のところやはり90%をやっと切るような状況でございますので、今後これらの分析に基づいて様々な対策は練っていきたいというふうには考えております。人件費につきましても、昨年度は人勸の改定による増が主な要因ではございましたが、やはり会計年度任用職員の人数が増えているような状況もございます。あとは、物件費についても、我々もコピー機の利用の見直しであったりとか、そういったことを様々試行しているところでございますので、できるだけ適正な数値に行けるような対応を全庁挙げて取り組んでまいりたいというふうには考えております。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 健全性はしっかり保っていますけれども、高止まりだということを常に念頭に置きながら、今のような姿勢でやっていくべきだというふうに申し上げておきます。答弁は結構です。

○委員長（長嶺一也君） これで根本謙一委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号41番、村松委員の質疑を行います。

村松委員。

○6番（村松 尚君） 事務事業ページ197ページから質問させていただきます。

成果指標Bの滞納繰越分の徴収率が低下した要因は何かお伺いいたします。

○委員長（長嶺一也君） 町民税務課長、猪俣利幸君。

○町民税務課長（猪俣利幸君） それでは、お答えいたします。

これまで滞納額に対しましては徹底的な財産調査の上、迅速な差押え等の滞納処分を執行して、滞納額の圧縮を図ってきたところであります。こうした取組の重ねによりまして、滞納繰越分の調定額は年々減少傾向にありまして、令和3年度が5,515万6,000円、令和4年度が4,198万4,000円、令和5年度は3,216万3,000円と年々減少しております。滞納額、特に固定資産税の滞納額には、倒産した企業や相続放棄等により実質的に所有者が存在しないということで、徴収ができない債権が毎年一定額発生いたします。このようなことから、滞納繰越調定額の減少に伴いまして、このような徴収が困難

な金額の占める割合が高くなってまいります。このことから、差押え等による滞納額の圧縮により調定額自体は減少しているものの、その中に徴収困難な案件が一定額継続して残っているということから、令和5年度の徴収率は下がったものであります。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） これで村松委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号42番、根本謙一委員の質疑を行います。

根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 施策名、健全な財政運営の推進、事業名、財政管理事業、事務事業のページ195になります。事務事業の概要により、意図である「弾力性のある安定した財政運営とする」にかなった成果と一定の評価をしたいと思います。

そこで伺いたいことは、活動実績の中で述べている「もっと知りたいまちづくり」を活用した出前講座の実施について、対象者も含めてどのようにしたのか説明を求めたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 政策財政課長、渡部雄二君。

○政策財政課長（渡部雄二君） 15番、根本委員の質疑にお答えいたします。

令和5年度における我が町の財政状況の職員出前講座は、本郷地域において1件開催し、参加者は9名となっております。講座の内容につきましては、令和5年度の「もっと知りたいまちづくり」を配布し、予算の定義や議決までの手続、一般会計における歳入歳出予算の概要、町の重点事業、基金の残高や町債の残高について説明を行っております。参加者からは、令和4年度のふるさと納税の決算額は幾らか、返礼品には何があるのかといった質問があり、また重点事業の説明においては、旧本郷第一小学校跡地利活用の検討状況や鳥獣被害防止の補助金など、地元地域で実施している事業内容や生活に身近な取組についての質問がございました。また、参加者同士でも意見交換を行うなど、活発な講座となったところでございます。

以上でございます。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 1回だけで9名の参加ということですね。この書きぶり見ますと、もっと何件か講座が開かれたのかなというふうに思いましたので伺った次第ですけれども、過去に「もっと知りたいまちづくり」、この冊子を使ってのこういう講座があったのかどうなのかが1点と。

それから、この内容ですけれども、以前と比べると大分要約されてきていて、これで十分な資料として使えたのか、その辺の反省点はないのか。それから、QRコードを使うようになりまして、なかなか参加者には使える人と使えない人もいるのではないかなというふうに思いますので、その辺の質問等はなかったのか伺いたいと思います。

○委員長（長嶺一也君） 根本委員、過去の事例ということでおっしゃったのですけれども、これは5年度の決算なのですが、5年度でこういう講座があったのかということですか。

○15番（根本謙一君） はい、それで。

○委員長（長嶺一也君） 5年度の。限った。

○15番（根本謙一君） ええ。過去にあった件数はいいです。分かりました。

○委員長（長嶺一也君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） 令和5年度につきましては、これ以外にはございませんでした。

あと、「もっと知りたいまちづくり」の内容が簡素化されたというようなご質問でございますが、こちらにつきましては、いろいろご意見あるかと思うのですが、令和2年度に大学連携事業で、会津大学短期大学の学生の事業でもっと簡素化したほうがいいのではないかなというようなことから、このような内容に変更になった経過がございます。あとは、この内容についてアンケートを実施しております。昨年度5月から6月にかけて公式ラインを使ったりしましてアンケートを実施しましたところ、満足である、おおむね満足であるというような肯定的な意見が66%寄せられております。さらには、その冊子を配布するのではなくて、ラインからのリンクであったり、ホームページ掲載でいいというような意見も出ております。これにつきましては、なかなか若い方とあとは高齢者の方でいろいろご意見が割れるところではあるかとは思いますが、今後広く意見を募って、よりよい、少しでも皆さんが分かりやすいような冊子につくり上げていきたいというふうに考えております。

○委員長（長嶺一也君） 根本謙一委員。

○15番（根本謙一君） 分かりました。いずれにしても、これは有用な各戸配布の資料ですので、有効に使えるように、それから出前講座ももっともっと声かけてやっていくべきだというふうに思います。年に1度ぐらいしか使われていないというのは大変もったいないなというふうに思いますので、そこはしっかり考えていくべきだろうというふうに思います。

それから、これは答弁は要らないのですけれども、今年度の資料で誤りがありますね。財政状況のところ、人口の推移というふうになっています。これだけ申し上げて。前段のもっとアピール、PRして講座を広げるということは取り組んでいくべきだと思いますけれども、認識だけ伺って終わります。

○委員長（長嶺一也君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） 職員の出前講座につきましては、本当に特に財政の分野であれば、先ほどもお話ししましたとおり、かなりの広範囲においてご説明ができるものと思っておりますので、少しでも町民の方が利用していただけるようにさらに周知に努めてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（長嶺一也君） これで根本謙一委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号43番、荒川委員の質疑を行います。

荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 3番、荒川です。効率的な行政運営ということで、ページは決算書46ページ

でございます。職員手当等についてです。職員手当等の不用額の内訳と支出しなかった理由について伺います。

○委員長（長嶺一也君） 総務課長、平山正孝君。

○総務課長（平山正孝君） それでは、お答えさせていただきます。

1点目の2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、3節職員手当等の不用額の内訳につきましては、管理職手当の不用額はゼロ円、管理職員特別勤務手当は9万円、扶養手当は50万8,643円、通勤手当が15万2,888円、時間外勤務手当が112万5,028円、期末手当が3万5,989円、勤勉手当が836円、寒冷地手当が14万7,000円、住居手当が33万6,143円、退職手当負担金21万571円、児童手当が40万円、最後に宿日直手当が500円となっております。

2点目の支出不要となった理由につきましては、この職員手当等の多くは職員の勤務状況や個々の実情に即して支給するものになります。そのため、各種手当の歳出予算計上におきましては、当該年度における各種手当の受給対象予定者を想定して、それを支給見込み総額としていることから、実績額の確定により不用残となるものであります。

答弁は以上であります。

○委員長（長嶺一也君） 荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 今説明ありまして、どうもありがとうございます。時間外の勤務手当なのですけれども、その不用額、先ほど聞いたのですが、112万五千何がしということなのですけれども、これは残業をしなくてもよい何か工夫をしたのか、その点確認させてください。

○委員長（長嶺一也君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 時間外手当につきましては、当初予算の積算の段階で各課の職員、この1項総務管理費、1目一般管理費に属する職員の人数に基本的な額を掛けて予算計上しております。そのため、実績に応じて残額が出たという形。あと、超過勤務にならないような施策はという部分、対応はということで、毎週水曜日にノー残業デーという形で、残業しませんよという形。その中でも月2回、パソコンの強制シャットダウンというのをやっております。5時45分になるとパソコンが自動的に切れる。どうしてもその日やらなければいけない仕事があるといった場合には、課長のほうに、ほかの課もそうですけれども、総務課長のほうにこの課のこの係のこの人が超勤をしなければいけない、仕事をやらなければいけないので許可お願いしますということで、それを今度電算のほうに言ってシャットダウンの、電源を切れないようにしてもらおうという形の対応等をしております。そういった部分もあって超過勤務手当のほうで縮減できているのかなというふうに考えております。

○委員長（長嶺一也君） 荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 大分内容は分かりました。大分パソコンとか何かでいろいろ業務のほうで苦労しているという点がよく分かりました。

最後に1つなのですけれども、これないとは思いますが、サービス残業はさせていませんよね。

それだけ1つだけお願いします。

○委員長（長嶺一也君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） させてはおりません。

○委員長（長嶺一也君） これで荒川委員の質疑は終わりました。

次に、質疑番号44番、星委員の質疑を行います。

星委員。

○8番（星 次君） それでは、最後になりましたが、7-2の効率的な行政運営としまして、施策ページが131ページです。成果指標②で無駄のない行政サービスとして、コンビニエンスストアにおいて各種証明書の交付を行ったとあるが、利用実績と費用対効果の把握はしているのか伺います。

○委員長（長嶺一也君） 総務課長、平山正孝君。

○総務課長（平山正孝君） お答えさせていただきます。

コンビニエンスストアでの証明書発行の利用実績につきましては、令和6年2月、3月の2か月で住民票の写しは総件数1,454件のうちコンビニ交付は231件、印鑑登録証明書は総件数993件のうちコンビニ交付分は152件で、コンビニ交付の割合は15.6%となっております。費用対効果につきましては、支出として証明書1件当たり297円の手数料のほか、システム運用保守委託料、コンビニ交付運営費負担金が発生します。また、マイナンバーカードの交付率を向上させるため、証明発行手数料を窓口での発行手数料よりも減額して対応しており、手数料収入を上回る支出となることから、費用対効果が低い状況であります。しかしながら、コンビニ交付はデジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及促進と住民の利便性向上が図られることを目的として実施しており、今後、税証明書の交付へとサービスが拡大すれば人件費等の削減につながるものと考えております。

答弁は以上であります。

○委員長（長嶺一也君） 星委員。

○8番（星 次君） 再質問ありません。理解しました。

○委員長（長嶺一也君） これで星委員の質疑は終わりました。

以上で政策名7、「町民に信頼される行政の推進」に関する質疑は終了しました。

以上で認定第1号 令和5年度会津美里町一般会計歳入歳出決算認定の質疑は終了いたします。

お諮りいたします。本日はこれにて延会することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（長嶺一也君） 異議なしと認め、本日はこれにて延会いたします。

延 会 （午前11時42分）

決算特別委員会

(第 4 日)

令和6年会津美里町議会（決算特別委員会）

第4日

令和6年9月20日（金）午後2時00分開議

委員長 長 嶺 一 也 君

副委員長 小 島 裕 子 君

○出席委員（13名）

1番 櫻 井 幹 夫 君

9番 渋 井 清 隆 君

2番 小 柴 葉 月 君

11番 鈴 木 繁 明 君

3番 荒 川 佳 一 君

12番 横 山 知 世 志 君

5番 長 嶺 一 也 君

13番 横 山 義 博 君

6番 村 松 尚 君

14番 根 本 剛 君

7番 小 島 裕 子 君

15番 根 本 謙 一 君

8番 星 次 君

○欠席委員（1名）

4番 山 内 豪 君

○説明のため出席した者

町 長 杉 山 純 一 君

副 町 長 佐 々 木 吉 一 君

総 務 課 長 平 山 正 孝 君

政策財政課長 渡 部 雄 二 君

政策財政課参事 金 子 吉 弘 君

会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 児 島 隆 昌 君

町民税務課長 猪 俣 利 幸 君

健康ふくし課長 渡 部 朋 宏 君

健康ふくし課主 幹 福 田 富 美 代 君

産業振興課長 鵜 川 晃 君

農業委員会 事務局長(兼)	鵜	川		晃	君
教 育 長	歌	川	哲	由	君
こども教育課長	大	竹	淳	志	君
生涯学習課長	小	林	隆	浩	君
代表監査委員	小	島	隆	一	君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	川	田	佑	子	君
事務局長 兼 総務係長	関	本		達	君

開 議 (午後 2時00分)

○委員長(長嶺一也君) これから本日の会議を開きます。

決算特別委員会4日目を行います。令和5年度会津美里町一般会計歳入歳出決算認定に係る提言書(案)についてお諮りいたします。

お手元に配付しました提言書(案)について、委員間討議により共通認識を図りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長(長嶺一也君) 異議なしと認めます。

それでは、配付してご置きます提言書(案)を御覧いただき、意見があれば発言をしてください。
渋井委員。

○9番(渋井清隆君) 着座でいいですね。これ一番上なのですが、「おおむね適正に予算執行されているが」となって、この一部法令違反となるのは予算執行が間違っているということなのです。支出負担行為をしていないのに、払うことはできないのに、この言葉というのは合わないと思うの。だとすれば、この「おおむね」から「が」まで取ったほうが適正かなと私は思います。分かりますか、言っていることが。予算執行するには支出負担行為をしていないとできないものが4件あったわけです。それが法令違反なのです。その他いろいろ財務規則等に違反するものがありましたね。請求月日とか。だから、これは繰越しも何もできないわけなの。だから、執行はできないのです。6年度において何らかの科目をつくって支出するべきなのです。あくまでも会計年度の原則というのは3月31日をもって締めるわけですから、それ以降に締めたものに、負担行為も起こし、検査も起こって、なった事務処理は5月31日まで、これが整理予算です。ここが全然区別がはっきりしていないですよ、これ。ですから、私はこの部分は消したほうがいいのではないかと提案です。

○委員長(長嶺一也君) 今ほどの渋井委員の意見につきましては、提言書(案)の1行目の真ん中以降、「おおむね適正に予算執行されているが」までを削除すべきだというご意見でよろしいですね。

ほかに意見はありませんか。

横山知世志委員。

○12番(横山知世志君) 今ほどのご意見は全くそのとおりだというふうに思っております。しかしながら、それを除くほかの事務事業、施策事業等々については適正であったというふうに判断しますので、私はこのままでもよろしいのかなというふうに思います。

○委員長(長嶺一也君) 渋井委員。

○9番(渋井清隆君) だとすれば、どの部分が間違っていたのか、不適切であったのか、これを明確にするべきだ。これではぼやけて分からないです、どこがどうだか。だとするならば、こども教育課とか何かを書くべきだと。その款項目節。議会の議決は、款項までは議決要件ですから。どこがどこだかこれでは分かりません。分かっている人は分かるでしょうが。

○委員長（長嶺一也君） この提言書（案）につきましては、本日の午前中、決算特別委員会の理事会の中で十分協議をしましてこの提言書（案）をまとめたところでございまして、「おおむね適正に予算執行されているが」については特に議論になるような点はなかったもので、これでいいのかなというふうには私は思っておりますが。

根本剛委員。

○14番（根本 剛君） 今委員長が午前中の理事会のどうのこうのってありましたけれども、特に議論がなかったというのはおかしいのではないですか。明らかに代表監査も不適切な処理でと、こうやって書いて訴えているのですよ。だから、そういうことも議論なかったというのはおかしいな。おかしいと思います、その議論なかったということについて。

○委員長（長嶺一也君） それを踏まえまして、この段落の文言の整理にしたところでございます。

ほかにご意見があればお願いします。

横山知世志委員。

○12番（横山知世志君） 確かにこの文言だけであればどんな違反だったのか全く分からないと。町側に提出するわけですから、もう当然町側としてはご存じだろうと思うのですが、やっぱりこれ公になるわけでありますので、事務処理という部分についてはこのままの表現ではちょっとまずいのではないのかなと私は思いました。

○委員長（長嶺一也君） 今の意見は、不適切な事務処理だけでは内容が分からないということ、内容が分からないから具体的に書くべきだというご意見でよろしいでしょうか。

○12番（横山知世志君） もう少しどなたが見ても分かるような形がいいのかなというふうに思います。全ての事務が事後処理ですから。だから、その辺をちょっと皆さん、周りの一般の方々が見て、どんな処理が間違っただけという部分をお伝えすべきかなというふうに私は思いました。

○委員長（長嶺一也君） それでは、一旦休議いたしまして、この表現につきましてちょっと検討する時間をいただきたいと思います。

休 憩 （午後 2時08分）

再 開 （午後 2時14分）

○委員長（長嶺一也君） 再開いたします。

提言書（案）の皆様にお配りした内容を若干修正したものを今お話ししますので、またそれについてご意見があればお伺いいたします。「令和5年度一般会計歳入歳出決算については、一部を除き適正に予算執行されているものの、こども教育課における委託業務及び修繕業務の一部において法令違反となる不適切な事務処理があったことは誠に遺憾である」、あと以下は同じです。

〔何事か言う人あり〕

○委員長（長嶺一也君） 暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 2時15分)

再 開 (午後 2時27分)

○委員長(長嶺一也君) 再開いたします。

改めまして、修正内容について説明いたします。「令和5年度一般会計歳入歳出決算については、」の以下、その次なのですけれども、「一部を除き適正に予算執行されているものの、こども教育課における児童福祉施設費及び認定こども園費の需用費と委託料において一部法令違反となる不適切な事務処理があったことは誠に遺憾である」、あとそれ以下については同じです。もう一度言います。まず、「歳入歳出決算については」は省略いたします「一部を除き適正に予算執行されているものの、こども教育課における児童福祉施設費及び認定こども園費の需用費と委託料において一部法令違反となる不適切な事務処理があったことは誠に遺憾である」、以下変更、修正はございません。

〔何事か言う人あり〕

○委員長(長嶺一也君) 「おおむね適正に予算執行されている」ところを、「おおむね」を「一部を除き適正に予算執行」。

〔何事か言う人あり〕

○委員長(長嶺一也君) 何回も修正して申し訳ございませんが、改めて申し上げます。

「令和5年度一般会計歳入歳出決算については、適正に予算執行されているものの、こども教育課における児童福祉施設費及び認定こども園費の需用費と委託料において一部法令違反となる不適切な事務処理があったことは誠に遺憾である」。

○9番(渋井清隆君) 「適正に予算執行されているものの」というのが、予算執行していないから駄目なのだろう。

○委員長(長嶺一也君) すみません、今。渋井委員、よく聞き取れなかったのですが。

○9番(渋井清隆君) 「適正に予算執行されているものの」って言っているけれども、予算執行していないだろう。その部分も言うのもおかしいのではないのかという。

〔何事か言う人あり〕

○委員長(長嶺一也君) 改めまして、もう一度修正案につきまして説明いたします。

「令和5年度一般会計歳入歳出決算については、一部を除き適正に予算執行されているものの、こども教育課における児童福祉施設費及び認定こども園費の需用費と委託料において法令違反となる不適切な事務処理があったことは誠に遺憾である」というふうに訂正したいと思いますが、意見を。どうでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○委員長(長嶺一也君) お諮りいたします。

修正した内容の提言書(案)をまた改めて必要でしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○委員長（長嶺一也君） それでは、今の部分の修正以外に意見等あればお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（長嶺一也君） なければ、提言書（案）についての修正内容ができるまで休憩いたします。

休 憩 （午後 2時35分）

再 開 （午後 2時46分）

○委員長（長嶺一也君） 再開いたします。

提言書（案）の修正バージョンにつきましては、今ほどお配りしたとおりです。読み上げます。「令和5年度一般会計歳入歳出決算については、こども教育課における児童福祉施設費及び認定こども園費の需用費と委託料において法令違反となる不適切な事務処理があったことは誠に遺憾である。今後は適切な事務処理に徹することはもとより、職員の資質向上を図り、行政の信頼を担保しつつ、危機意識の徹底と組織マネジメント力の強化に努め、コンプライアンスの徹底を図りたい」、以下変更、修正はございません。この内容でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員長（長嶺一也君） その他ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（長嶺一也君） なければ、以上で委員間討議を終了します。

それでは、令和5年度会津美里町一般会計歳入歳出決算認定に係る提言書（案）についてお諮りいたします。

お手元に配付しました提言書（案）を議長に報告したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（長嶺一也君） 異議なしと認めます。

それでは、提言書にあります「(案)」を削除し、議長へ報告することに決しました。

ここで執行部入室のため、暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時47分）

再 開 （午後 2時49分）

○委員長（長嶺一也君） 再開します。

これより認定第1号に対する討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありますか。

15番、根本委員。

○15番（根本謙一君） 私は、認定第1号 令和5年度会津美里町一般会計歳入歳出決算認定については反対の意を表します。以下、理由を申し上げます。

令和5年度一般会計歳入歳出決算については、一部を除き適正に予算執行されており、特に財政運営においては、今後の財政需要を考えたときに、一部の留意点は認められるものの、財政の健全性確保とともに、財政比率の良好な改善が図られており、この点においては評価できます。しかしながら、こども教育課における支出に係る財務事務において不適切な事務処理事案が監査により指摘があり、明らかに法令違反であることは執行部においても認めており、議会として看過できるものではありません。

このたびの決算特別委員会での質疑については、全ての質疑事項が早い日程による完全なる通告制にしたことから、この法令違反事件について執行部からの事前説明を十分受けられず、理解不十分なままで、質疑通告できずに決算特別委員会審議とならざるを得なかったことは誠に残念でありました。

私は、議会としての反省点もあることを認識しつつも、法令違反という事実は大変に重い事案であることから、この認定第1号については反対の意を表するものであります。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） 賛成の討論はありませんか。

12番、横山知世志委員。

○12番（横山知世志君） 私は、認定第1号 令和5年度会津美里町一般会計歳入歳出決算認定に対し賛意を表するものです。

初めに、苦言を呈しておきます。監査意見や今ほどの反対討論にもあったとおり、委託料等の支払いに係る事務処理で極めて不適切な事実があったことが明らかになっております。業務多忙などのいかなる理由があろうと、長期にわたり支払いを遅らせ、相手方に損害を与えることはあってはならない事例であり、誠にもって遺憾であります。町長はじめ、関係者の猛省を求めるとともに、責任の在り方が重要であり、直ちに再発防止に取り組み、今後このような事例が発生しないよう、法令の遵守、適正な事務処理の徹底、管理職としてのマネジメント強化に努めていただきたいというふうに思います。

さて、決算であります。令和5年度はコロナの感染症も5類に移行され、状況もピーク時よりは落ち着きはしたものの、事業展開にあつて様々なご苦勞もあつたことだろうというふうに推察します。また、第3次総合計画の後期基本計画3年目の中間年度として、事務事業評価及び令和4年度成果の検証も踏まえ、さらには次期計画も見据え、第3次総合計画の基本構想に掲げる町の将来像「まるごといいね会津美里町」の実現に向け、各種施策、事業について重点プロジェクトとして位置づけ、適正に推進してきたものと判断します。さらに、その他事業においても適正であり、本町の持続的発展につながる各種施策を的確に執行されているというふうに評価します。

今後にあつては人口減少や物価高騰など、厳しい財政状況が続くことが想定されます。町長以下、

職員一丸となって、強い倫理観を持ちながら行財政改革に取り組み、住民満足度の向上に努めていただくことを求め、賛成といたします。各位のご賛同お願いいたします。

○委員長（長嶺一也君） 反対討論はありませんか。

2番、小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 認定第1号につき反対の立場で討論を行います。

監査委員から提出された令和5年会津美里町歳入歳出決算及び基金の運用状況審査意見書で指摘された委託料等の支払いに係る不適切な事務処理について、当事件につき令和6年8月26日、全員協議会で議会に説明が行われました。その後、議会から再度説明を求め、令和6年9月6日、全員協議会で2回目の説明が行われました。本来であれば決算特別委員会の質疑の中で議論をし、さらに理解を深めたいところでしたが、執行部からの十分と言えるような説明はされず、説明時期にも問題があり、本会議中で取り上げられることなくここまで来てしまいました。

今回の問題点は主に6点で、1、契約前に伝票起票すべきところ、支払いが遅れた15業務のうち4業務において契約後に遅れて伝票を起票した。2、業務完了後10日以内に検査の実施をすべきところ、業務完了後大幅に遅れ、年度を越して検査調書を作成した。3、完了検査後速やかに請求書を受領し、日付の確認をすべきところ、先に請求書を受領し、日付の記載を確認せず、日付なしの状態を受け取っていた。4、請求書受領後、委託は30日、修繕は15日以内に支払うべきところ、大幅に遅れて支出事務を行い、職員が日付を遡って請求書に日付を記入した。5、本来の支払い予算年度は検査を行った日の属する年度であるが、令和6年4月、5月に検査を行ったにもかかわらず令和5年度予算で支出した。6、担当者、管理職は業務の進捗管理を怠っていたという6点です。冒頭で申し上げたとおり、まだまだ不審な点が残っている状況ではありますが、事件発覚から議会への報告までの流れの中で2点問題提起をします。

1、議会への説明について。議会から再度説明を求め開催された令和6年9月6日全員協議会では、1回目には説明されていなかった内容が含まれていました。また、話の節々からは担当者が悪いという姿勢がうかがえ、管理監督者の責任については触れないようにしている印象を受けました。15件のうち14件の決裁権者は主管課長、1件は副町長です。事件の原因は、担当職員が財務規則を十分に理解できておらず、期限を間違っていたと話がありましたが、本当に過失であったのか。証拠も提出されていません。担当職員の怠慢で事件に巻き込まれたのではなく、共に事件を起こしたと言われても否定はできないのではないのでしょうか。

2、懲戒等審査委員会の構成について。今回設置された審査委員会の構成メンバーのうち、事件に直接関わっている方が委員、委員長を務めています。審査委員会は非公開とされており、内容については一切議会へ報告されておらず、さらに審査委員会は職員を対象としたもので、特別職は含まれていないため、自ら申出をしなければ責任を問われることはありません。このような状況は健全な行政運営と言えるのでしょうか。私は、特別職の減給処分はあってしかるべきと考えます。

町民から預かった税金につき適切な使われ方がされているかを判断する立場として、適切な執行がされていたとは言えません。以上のことから、私はこの議案に反対いたします。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） 賛成の討論はありませんか。

3番、荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 私は、令和5年度一般会計決算認定を賛成の立場で参加いたします。

先日の決算特別委員会では、歳入歳出ともに関連する質問もなされなかったこと、事前に令和5年度一般会計の決算で一部財務処理に誤った事務があったことを町から説明があり、支払いが遅れてしまった経緯が確認できたこと、支払いの遅延等はありませんでしたが、事務の決裁や管理に徹することが確認できたことから、私は賛成といたします。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） 反対討論はありませんか。

9番、洪井委員。

○9番（洪井清隆君） 私は、認定第1号 令和5年度会津美里町一般会計歳入歳出決算認定について反対の立場から意見を開陳いたします。

その理由について、議員各位におかれましては既にご承知のとおり、一般会計歳入歳出決算認定の一部に当たる歳出判定、こども教育課、款民生費、項児童福祉費、目児童福祉施設費、節需用費、細節修繕料、同じく節委託料、細節委託料、さらに款民生費、項児童福祉費、目認定こども園費、節委託料、細節委託料の支出に当たり、去る8月26日、9月6日開催の全員協議会において、財務事務に関わる不適正な事務処理と題し、当局から説明があった。しかし、その内容について詳細に聞くと、法令違反に当たることが明らかになった。すなわち、本件は地方自治法第208条、会計年度及びその独立の原則及び町財務規則に反するもので、支出負担行為から支出に至る一連の行為を怠るなど、不当かつ違法な行為があった件数は合計15件で、金額139万8,546円の未払金を生じさせた。それに伴い、賠償金として、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に従い、遅延利息を支払わなければならないことが生じた。その遅延利息に該当する件数は13件で、1万2,000円である。内容は、地方自治法第208条に基づく支出負担行為から支出に至る違法な事務処理4件、金額64万750円、遅延利息5,400円。これらは支出負担行為の手続を行っておらず、支出することもできない、また繰越明許費の繰越しと事故繰越もできないことから、明らかに法令違反に当たる。そのほか財務規則等に違反するもの11件で、金額75万7,796円、遅延利息6,600円である。そもそも正規な手続さえ行っていれば遅延利息金1万2,000円を支払わなくてもよいはずである。これを支払うとすれば、町民の財産に損害を与えることばかりか、これに係る一連の事務処理を令和5年度に遡及させ、遅延利息金を除く未払金139万8,546円を支払った。

なお、1件、36万3,000円、款民生費、項児童福祉費、目児童福祉施設費、節需用費、細節修繕費

の支出負担行為及び検査調書の決裁については、副町長、政策財政課長が決裁している。しかし、不思議なことに、令和6年8月26日全員協議会の資料、財政課長と書いてありますが、に次のように述べられている。令和6年4月及び5月に完了検査を実施したものについては、本来令和5年度支出ではなく、事故繰越の手続を行った上で令和6年度分の支出とすべきであると述べられている。当局は、地方自治法第220条、予算の執行及び事故繰越、第3項ただし書に明示されている歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支払いを終わらなかつたものはこれを翌年度に繰り越して使用してもらいたいとある。その避けがたい事故という定義を理解した上で、あえて令和5年度に支出している。しかし、当局が述べている事故繰越という取扱いは、前述したように、支出負担行為の手続を行っておらず、支出することもできないことから当てはまらない。このように、これらに関わる一連の行為は組織ぐるみで行われたとは、いまだかつて記憶にない前代未聞の出来事である。詳細については、議員各位に配付されている令和5年度町監査委員の審査意見書及び事務局から提出された資料等に明示されている。また、去る9月6日開催の全員協議会の説明の中で、町長、副町長及び教育長ほか関係職員同席の下、副議長から法令について尋ねられると、総務課長は法令違反と答えた。我々議員は、町民を代表するとともに、それをチェックする機能としてあるのが議会である。それは町民の代弁者でもある。そのことを忘れてはならない。そのようなことから、権威と伝統ある会津美里町議会として到底看過できない。また、町民の納得も得られるものではない。

よって、認定第1号 令和5年度会津美里町一般会計歳入歳出決算認定について反対するものである。趣旨ご理解の上、ご賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

○委員長（長嶺一也君） 賛成の討論はありませんか。

1番、櫻井委員。

○1番（櫻井幹夫君） 私は、認定第1号に賛成をいたします。一部の不適切処理があったことは大変残念ではありますが、それをもって決算全てを否定するには当たらないと判断します。反省すべきは反省していただき、今後の行政執行に生かしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（長嶺一也君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（長嶺一也君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより認定第1号を電子採決によって採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各委員投票〕

○委員長（長嶺一也君） 確定いたします。

賛成少数。

よって、本案は不認定であります。

これで本委員会に付託されました議案の審議が終了しました。

○副委員長（小島裕子君） これですと令和6年会津美里町議会定例会9月会議決算特別委員会を閉会します。

閉 会 （午後 3時08分）

定例会 9 月 会 議

(第 5 号)

令和6年会津美里町議会定例会9月会議

議事日程 第5号

令和6年9月24日(火) 午前10時00分開議

- 第 1 常任委員会委員長の報告
- 第 2 決算特別委員会委員長の報告
- 第 3 認定第 1号 令和5年度会津美里町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認定第 2号 令和5年度会津美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 3号 令和5年度会津美里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 4号 令和5年度会津美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 5号 令和5年度会津美里町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 6号 令和5年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認定第 7号 令和5年度会津美里町水道事業会計決算認定について
- 第10 認定第 8号 令和5年度会津美里町下水道事業会計決算認定について
- 第11 認定第 9号 令和5年度永井野財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第49号 会津美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第51号 令和6年度会津美里町一般会計補正予算(第4号)
- 第14 議案第52号 令和6年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 第15 議案第53号 令和6年度会津美里町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 第16 議案第54号 令和6年度会津美里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第17 議案第55号 令和6年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 第18 議案第56号 令和6年度会津美里町水道事業会計補正予算(第1号)
- 第19 議案第57号 令和6年度会津美里町下水道事業会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

第19まで同じ

追加日程第1 報告第16号 専決処分の報告について(町営住宅滞納家賃等の支払いを求める民事調停について)

追加日程第2 議案第59号 令和6年度会津美里町一般会計補正予算(第5号)

議案第59号 令和6年度会津美里町一般会計補正予算(第5号)の議案撤回の件

- 追加日程第3 議案第60号 林業専用道大滝線支線開設工事（4工区）請負変更契約について
- 追加日程第4 議案第61号 林業専用道水無沢線開設工事（2工区）請負契約について
- 追加日程第5 議案第62号 林業専用道水無沢線開設工事（3工区）請負契約について
- 追加日程第6 議案第63号 令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第6号）

○出席議員（15名）

1番	櫻井幹夫君	10番	堤信也君
2番	小柴葉月君	11番	鈴木繁明君
3番	荒川佳一君	12番	横山知世志君
5番	長嶺一也君	13番	横山義博君
6番	村松尚君	14番	根本剛君
7番	小島裕子君	15番	根本謙一君
8番	星次君	16番	大竹惣君
9番	渋井清隆君		

○欠席議員（1名）

4番 山内豪君

○説明のため出席した者

町長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	平山正孝君
政策財政課長	渡部雄二君
政策財政課参事	金子吉弘君
会計管理者兼出納室長	児島隆昌君
町民税務課長	猪俣利幸君
健康ふくし課長	渡部朋宏君
健康ふくし課主幹	福田富美代君
産業振興課長	鶴川晃君
建設水道課長	加藤定行君
教育長	歌川哲由君
こども教育課長	大竹淳志君
生涯学習課長	小林隆浩君
代表監査委員	小島隆一君

○事務局職員出席者

事務局長 川田佑子君

事務局長 事務次長 事務総長 君 達 本 関

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（大竹 惣君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○常任委員会委員長の報告

○議長（大竹 惣君） 日程第1、常任委員会委員長の報告を議題といたします。

初めに、総務厚生常任委員会委員長、長嶺一也君、報告願います。

〔総務厚生常任委員長（長嶺一也君）登壇〕

○総務厚生常任委員長（長嶺一也君） 改めまして、おはようございます。それでは、令和6年9月会議、総務厚生常任委員会委員長の報告を申し上げます。

令和6年9月9日午前10時より、本庁舎議場において、委員全員、所管課、議会事務局同席の下、総務厚生常任委員会を開催しました。本委員会に付託された案件は、認定5件、議案5件であります。なお、今回の付託案件には論点がなかったことを報告いたします。審査の結果はお手元に配付されているとおりでありますので、件名を省略し、議案番号にて報告いたします。

認定第2号は、委員より、特定健康診査等事業費の受診勧奨通知作成業務委託料に係る問いに、当局より、AIによる効果的な受診勧奨を行っており、少しずつではあるが、受診率は伸びている。引き続き受診率向上に努めるとの答弁がありました。そのほかにも何点か質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、賛成全員により本案は原案のとおり認定となりました。

認定第3号は、委員より、家族介護支援事業、家族介護リフレッシュ事業における事業登録者数の計画値30人に対する実績値8人となった要因は何か。予算と決算額の不用残額にもつながるとの問いに、当局より、本人からの登録申請に基づく実績値であるため、明確な要因は分析していない。当初の見積りは甘かったと認識している。本事業の見直しを図っており、周知についても改善すると答弁がありました。そのほかにも質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、賛成全員により、本案は原案のとおり認定となりました。

認定第4号は、質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員により本案は原案のとおり認定となりました。

認定第6号は、質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員により本案は原案のとおり認定となりました。

認定第9号は、委員より、毎年財産売払収入が計上されているが、伐木の売払い時期はいつ頃を見込んでいるのか。売れる相手方を森林組合と協議しながら事業を進めるべきとの問いに、当局より、植栽期として昭和48年から昭和62年までの契約になっており、現在昭和62年から30年は経過しているが、植栽林を見る限り、伐採するまでの時期には至っていない。今後、永井野財産区委員会との協議

により、伐採等の検討は必要かと考えている。伐木については、全国的に30年から80年までに延長する国からの推奨もあり、可能な限り収入となるような方策を検討するとの答弁がありました。そのほかにも質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、賛成全員により本案は原案のとおり認定となりました。

議案第49号は、委員より、新たな条例ではないことから、検察協議は不要と解釈してよいかとの問いに、当局より、行政罰の改正であり、検察協議は不要であるとの答弁がありました。そのほかにも質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、賛成全員により本案は原案のとおり可決となりました。

議案第52号は、委員より、マイナンバーカードと健康保険証とのひもづけについて、通知に係る印刷製本費は何名を見込んでいるのか。また、12月2日の健康保険証のマイナンバーカードへの移行は間違いなくできるのか確認したいとの問いに、当局より、通知は1,000人分を見込んでいる。また、健康保険証のマイナンバーカードへの移行については、移行する事務処理を進めている。ひもづけできない方には、資格確認書を交付する。なお、現在の国民健康保険証については、令和7年9月30日まで使うことができるとの答弁がありました。ほかに質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員により本案は原案のとおり可決となりました。

議案第53号は、質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員により本案は原案のとおり可決となりました。

議案第54号は、質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員により本案は原案のとおり可決となりました。

議案第55号は、委員より、認定第6号の実質収支額16万5,000円の繰越額と本案前年度繰越金15万5,000円との1万円の相違は何かとの問いに、令和6年度当初予算において繰越金の存目として1万円計上していたためとの答弁がありました。ほかに質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員により本案は原案のとおり可決となりました。

以上で本委員会に付託された案件の報告を終わります。

○議長（大竹 惣君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

続いて、産業教育常任委員会委員長、櫻井幹夫君、報告願います。

〔産業教育常任委員長（櫻井幹夫君）登壇〕

○産業教育常任委員長（櫻井幹夫君） おはようございます。それでは、産業教育常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る9月9日午前10時より、常任委員会室において、委員7名、所管課、議会事務局出席の下、委員会を開催いたしました。本委員会に付託されました案件は、認定3件、議案2件の計5件です。な

お、今回の付託案件には論点がなかったことを報告いたします。審査の結果については、お手元に配付されているとおりでございますので、件名を省略し、議案番号にて報告いたします。

まず、認定第5号について、委員より、1款工業団地販売管理事業費における委託料で土砂運搬委託料745万円ほどの支出があるが、搬出にかかる費用の運搬数量や運搬距離に変更はなかったか、またその土砂はどこに運んだのかとの問いに、当局より、運搬数量が190立米増加し、土砂は左下りため池に埋め立てたとの答弁がありました。また、委員より、高田工業団地の財産における建物で6平米とあるが、その内容はとの問いに、当局より、末廣酒造前にある公衆トイレであるとの答弁がありました。さらに、委員より、主要施策の成果説明書に維持管理である草刈りの記載はあるが、工業団地の土地が完売したことが記載されていないのはなぜか。除草作業が年2回のみで、適切な維持管理がなされたのかとの問いに、当局より、主要施策の成果説明書における事務事業の概要や成果指標は土地売却についての指標ではなく、工業団地の維持管理であり、除草作業は年2回で十分な維持管理ができたと認識しているとの答弁がありました。ほかに質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員で本案は原案のとおり認定となりました。

次に、認定第7号について、委員より、有収率が減少している。また、給水収益が減少していく見込みとしているが、老朽管更新は計画どおり実施できるのかとの問いに、当局より、現在は年次計画により実施しているが、必要であれば計画を見直ししながら実施していくとの答弁がありました。また委員より、昨年水道水の汚染が全国的に話題となったが、本町はどのような状況かとの問いに、当局より、会津若松市と馬越浄水場においては水質検査を実施し、国で定める暫定目標値以下であり、安全であることを確認しており、本町では水質検査について現在検討中であるとの答弁がありました。また、委員より、資金運用を2億5,000万円しており、資金期末残高が4億9,000万円ほどあるが、利率の高い借入分の繰上償還の考えはあるかとの問いに、当局より、繰上償還の考えは現在のところなく、起債償還額を平準化するため、資本費平準化債による借換えを行っているとの答弁がありました。ほかに質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員で本案は原案のとおり認定となりました。

次に、認定第8号について、委員より、接続率、下水道整備については、このままいくと100%になるとは予想されるが、所管課の考えはどうかとの問いに、当局より、下水道区域であれば家を建てる場合や建て替える場合、必ず下水道に接続する必要があるため、時間はかかるが、接続率は確実に上がっていく。また、今後も啓発等を実施し、接続率向上に努めるとの答弁がありました。また、委員より、キャッシュフローの資金期末残高が大幅に増えており、これからも増減があるのかとの問いに、当局より、資金期末残高については、令和5年度の決算においては増加したが、今後の修繕や維持管理の面から考えるとさらなる資金の増加が見込まれることから、資金残高1億6,000万円程度は維持していきたいと考えているとの答弁がありました。ほかに質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員で本案は原案のとおり認定となりました。

次に、議案第56号については、質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員で本案は原案のと

おり可決となりました。

次に、議案第57号について、委員より、企業債について下水道事業債が増え、過疎対策事業債を廃止したのは過疎対策事業債の枠がなくなったためか。また、下水道事業としてはどちらの起債が有利なのかとの問いに、当局より、過疎対策事業債の枠がなくなったためであり、過疎対策事業債のほうが有利であるとの答弁がありました。ほかに質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員で本案は原案のとおり可決となりました。

以上をもちまして産業教育常任委員会の報告を終わります。

○議長（大竹 惣君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

以上で常任委員会委員長の報告を終わります。

○決算特別委員会委員長の報告

○議長（大竹 惣君） 日程第2、決算特別委員会委員長の報告を議題といたします。

本件についての委員長報告は、別紙報告書のとおりであります。

お諮りいたします。委員長の報告は、会議規則第41条第3項の規定により省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会委員長の報告は省略することに決しました。

○認定第1号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第3、認定第1号 令和5年度会津美里町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

2番、小柴葉月君。

○2番（小柴葉月君） 認定第1号につき、令和6年9月20日、決算特別委員会で申し上げた内容と同様の理由で反対をいたします。

私は、決して起きた事件が重いか軽いかをただしているのではありません。私は、町民から預かった税金につき、適切な使われ方がされているかを判断する立場としての責任があります。まずはあらゆる角度から本当に過失であったという証拠を早急に議会へ提出すべきと申し添え、反対討論といたします。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 賛成の討論はありませんか。

12番、横山知世志君。

○12番（横山知世志君） 私は、認定第1号の令和5年度会津美里町一般会計歳入歳出決算認定に対し、賛意を申し上げたいと思います。

せんだっての決算特別委員会でも申し上げたとおり、不適切な会計処理があったことについては誠に遺憾であり、当局に苦言を申し上げたところであります。しかしながら、そのほかの事業執行については適正に執行されているというふうな認識でありますので、賛意を表するとともに再度執行部の猛省を促して賛意としたいと思います。どうぞご賛同をお願いします。

○議長（大竹 惣君） 反対討論はありませんか。

15番、根本謙一君。

○15番（根本謙一君） 私は、認定第1号 令和5年度会津美里町一般会計歳入歳出決算認定については、反対の意を示したいと思います。決算特別委員会において反対討論申し上げましたけれども、同様の趣旨はこの本会議場でも述べさせていただきたいと思います。以下、理由を申し上げます。

令和5年度一般会計歳入歳出決算については、一部を除き適正に予算執行されており、特に財政運営においては今後の財政需要を考えたときに、一部の留意点は認められるものの、財政の健全性確保とともに財政比率の良好な改善が図られて、この点については評価できるところであります。しかしながら、こども教育課における支出に係る財務事務において不適切な事務処理事案が監査により指摘があり、明らかに法令違反であることは執行部においても認めており、看過できるものではありません。

このたびの決算特別委員会での質疑については、全ての質疑事項が早い日程による完全なる通告制にしたことから、この法令違反事件について執行部からの事前説明を十分受けられず、理解不十分なままで質疑通告できずに決算特別委員会審議とならざるを得なかったことは、誠に残念でありました。私は、議会としての反省点もあることを認識しつつも、法令違反という事実は大変に重い事案であることから認めることはできません。

よって、この認定第1号については、反対の意を表するものであります。

○議長（大竹 惣君） 賛成の討論はありませんか。

3番、荒川佳一君。

○3番（荒川佳一君） 私は、賛成の立場で参加いたします。

決算特別委員会でもお話ししたとおりなのですが、その中で執行部の十分な説明がありまして、その中で決算全体に対する影響も考えるため、私この認定第1号について賛成の意を表するところでございます。よろしくをお願いします。

○議長（大竹 惣君） 反対の討論はありませんか。

9番、渋井清隆君。

○9番（渋井清隆君） 決算認定についてですが、この前も述べさせていただきましたが、再度この場をお借りしまして反対の意見を述べさせていただきます。

私は、認定第1号 令和5年度会津美里町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から意見を開陳する。その理由として、一般会計歳出予算で、こども教育課における民生費、児童福祉費、児童福祉施設費及び認定こども園費、需用費、委託料の支出について、去る8月26日、9月6日開催の全員協議会において、「財務事務に関わる不適切な事務処理」と題し、当局から説明があった。その事務処理が法令違反に当たることが明らかになった。

本件は、地方自治法第208条、会計年度及びその独立の原則及び財務規則に反するもので、支出負担行為から支出に至る一連の行為を怠るなど、不当かつ違法な行為があった。件数は15件で、金額139万8,546円の未払い金を生じさせたこと、それに伴い賠償金として政府契約の支払遅延防止法等に関する法律に従い、遅延利息を支払わなければならないことが生じた。その遅延利息に該当する件数は13件で1万2,000円である。内訳は、地方自治法第208条に基づく支出負担行為から支出に至る違法な事務処理4件、金額64万750円、遅延利息5,400円。これらは支出負担行為の手続を行っておらず、支出することもできないこと、また繰越明許費の繰越しと事故繰越もできないことから、明らかに法令違反に当たる。

そのほか、財務規則等に違反するもの11件で金額75万7,796円、遅延利息6,600円である。そもそも正式な手続きさえ行っていれば遅延利息1万2,000円を支払わなくてよいはずである。これを支払うとすれば、町民の財産に損害を与えることになるばかりか、これらに係る一連の事務処理を令和5年度に遡及させ、遅延利息を除く未払い金139万8,546円を支払ったこと。

なお、1件36万3,000円の児童福祉施設費、需用費のうち、修繕費の支出負担行為及び検査調書の決裁については、副町長、政策財政課長が決裁していること。不思議なことに、令和6年8月26日、全員協議会の資料に次のように述べられている。政策財政課から提出されたものでございます。令和6年4月及び5月に完了検査を実施したのものについては、本来令和5年度支出ではなく、事故繰越の手続を行った上で令和6年度分の支出とすべきであると述べられている。

そこで、予算の執行及び事故繰越について、地方自治法第220条第3項ただし書に次のように明示されている。そこには歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出が終わらなかったものは、これを翌年度に繰り越して使用することができることとある。その避けがたい事故という定義を理解した上であえて令和5年度に支出している。しかし、当局が述べている事故繰越という取扱いには、前述したように支出負担行為の手続を行っておらず、支出することもできないことは当てはまらない。このように、これらに係る一連の行為は組織ぐるみで行われていたとは、いまだかつて記憶にない前代未聞の出来事である。詳細については、議員各位に配付されている令和5年度町監査委員の審査意見書及び事務局から提出された資料にも明示されている。

また、去る9月6日開催の全員協議会の説明の中で、町長、副町長及び教育長ほか関係職員同席の下、副議長から法令違反について尋ねられると、総務課長は法令違反と答えた。ほかにも説明はないものの、公文書開示瑕疵決定通知による資料を見ると、不当かつ違法の点が多々あること。その最も重要であるのは、町財務規則に規定されている契約書の作成の省略、第96条の請書である。具体的には、前述した1件36万3,000円の児童福祉施設費、需用費の修繕費に当たる請書の契約書の役職名である「代表取締役」の「役」が「役目」の「役」ではなく、「契り」の「約」と記載されている。さらに、請書に付随する令和5年9月22日の見積書の氏名が、請書、令和5年10月23日と異なる点である。したがって、請書は請負業者から提出されたものでなく、行使の目的で町の担当職員が作成された文書であると考えられること。我々議員は、町民を代表するとともに、それをチェックする機能としてあるのが議会である。それは町民の代弁者でもあること、そのことを忘れてはならない。そのようなことから、権威と伝統ある会津美里町議会として到底看過できない、まず町民の納得の得られるものではないと。

よって、認定第1号 令和5年度会津美里町一般会計歳入歳出決算認定について反対するものである。趣旨ご理解の上、ご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（大竹 惣君） 賛成の討論はありませんか。

1番、櫻井幹夫君。

○1番（櫻井幹夫君） 認定第1号に賛成の意を示します。

決算特別委員会でも述べましたとおり、一部の不適切処理により、決算全てを否定するには至らないと判断します。私は決算特別委員会において、与えられた権利の下、質疑をさせていただきました。当局の答弁内容は十分に納得できるものではありませんでしたが、一部の不適切処理を含めても決算全てを否定するという判断には至りませんでした。

よって、決算認定については、賛成の意を示します。

○議長（大竹 惣君） ほかに反対討論はありませんか。

〔「議長、ちょっと休憩お願いしてもいいですか」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 暫時休憩します。

休 憩 （午前10時32分）

再 開 （午前10時33分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

これをもって討論を終了いたします。

これより認定第1号を電子採決システムにより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は不認定です。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成少数。

よって、本案は不認定であります。

○認定第2号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第4、認定第2号 令和5年度会津美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより認定第2号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

○認定第3号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第5、認定第3号 令和5年度会津美里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより認定第3号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

○認定第4号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第6、認定第4号 令和5年度会津美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより認定第4号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

○認定第5号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第7、認定第5号 令和5年度会津美里町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより認定第5号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

○認定第6号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第8、認定第6号 令和5年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより認定第6号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

○認定第7号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第9、認定第7号 令和5年度会津美里町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより認定第7号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

○認定第8号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第10、認定第8号 令和5年度会津美里町下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより認定第8号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

○認定第9号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第11、認定第9号 令和5年度永井野財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより認定第9号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議案第49号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第12、議案第49号 会津美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例

を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第49号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第51号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第13、議案第51号 令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第51号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第52号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第14、議案第52号 令和6年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第52号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第53号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第15、議案第53号 令和6年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第53号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第54号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第16、議案第54号 令和6年度会津美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第54号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第55号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第17、議案第55号 令和6年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第55号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第56号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第18、議案第56号 令和6年度会津美里町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第56号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第57号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第19、議案第57号 令和6年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第57号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま町長、杉山純一君より追加議案提出の申出がありました。

ここで、議会運営委員会及び全員協議会開催のため、暫時休憩いたします。

休 憩 （午前10時55分）

再 開 （午前11時30分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

○日程の追加

○議長（大竹 惣君） ただいま追加送達された事件は、町長、杉山純一君より報告第16号及び議案第59号から議案第62号の計5議案であります。

お諮りいたします。本日はこれを日程に追加し、議案を別紙追加付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

○報告第16号、議案第59号ないし議案第62号の議題及び提案理由の説明

○議長（大竹 惣君） 提案者からの提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） それでは、追加提案いたします報告1件、議案4件の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、報告第16号は、専決処分の報告についてであります。本件は、町営住宅滞納家賃等の支払いを求める民事調停について申立てを行い、調停が成立したため、専決処分したものであります。

次の議案第59号は、令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第5号）であります。本案は、委託料等の支払い遅延による遅延利息金の支払い、また定額減税調整給付金の不足額を増額するため、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,436万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を130億4,910万7,000円とするものであります。

次の議案第60号は、林業専用道大滝線支線開設工事（4工区）請負変更契約についてであります。本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものであります。

次の議案第61号は、林業専用道水無沢線開設工事（2工区）請負契約についてであります。本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものであります。

次の議案第62号は、林業専用道水無沢線開設工事（3工区）請負契約についてであります。本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものであります。

私からは以上であります。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○報告第16号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 追加日程第1、報告第16号 専決処分の報告について（町営住宅滞納家賃等の支払いを求める民事調停について）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、加藤定行君。

〔建設水道課長（加藤定行君）登壇〕

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、報告第16号 専決処分の報告についてご説明いたします。

議案書1ページから3ページです。提出案件資料1ページ上段も併せて御覧ください。提出案件資料にてご説明させていただきます。町営住宅滞納家賃等の支払いを求める民事調停につきましては、

令和6年7月12日、町営住宅入居者S氏に対し、滞納家賃等31万6,000円の支払いを求め、会津若松簡易裁判所に民事調停の申立てを行いました。

8月19日に調停が行われた結果、1点目としまして、相手方は町に対し町営住宅に係る調停時に支払いを求めた31万6,000円に7月分の家賃等3万6,600円を加えた滞納家賃等35万2,600円を今後分割して令和6年9月末日から令和9年7月末日まで各金1万円ずつ、令和9年8月末日に2,600円を支払うこととなりました。

2点目としまして、相手方が分割金の支払いを怠り、その額が3万円に達したときまたは今後家賃等の支払いを通算して3回以上怠ったときは、町は町営住宅の賃貸借契約を解除することとしました。

3点目としまして、町営住宅の賃貸借契約が解除された場合は、相手方は直ちにこれを明け渡し、契約終了日の翌日から明渡し済むまでの期間、1か月につき家賃及び駐車場使用料の2倍の額を賃料相当損害金として支払うこととなりました。

以上の内容で調停が成立したため、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年8月19日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

15番、根本謙一君。

○15番（根本謙一君） 1点聞かせてください。

プライバシーに関わることもあるかもしれませんので、可能な限りでご答弁いただければというふうに思います。いわゆる調停が成立したことは本当に喜ばしいことだったというふうに思います。それで、今まで家賃滞納をされてきたその理由、仕事していなかったとか体調を壊したとかいろいろあるかもしれませんけれども、今までこれだけの滞納をしてきたのが、今後3年間にわたって払い切るという内容のようです。このことが現況から見て可能だから調停成立したのだろうけれども、これまでの滞納してきた経緯からして本当にこれで差し支えないのか、そこはしっかりどのような調査の上、確認したのか、その点伺っておきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） この今回の民事調停におきましては、調停員立会いの下に相手方双方と十分協議した上で、1万円ずつの支払いが可能だということでまとまりましたので、そのようなことで調停が成立したものです。今まで滞納になったことにつきましては、町としましては必ず請求等は行っていたところでしたが、このようなことになってしまいました。それにより今回調停に至った次第です。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 今の少しちょっと分からないのですけれども、その滞納してきた、滞納せざるを得なかった理由が今後は解消されて、プラス1万円ということで逐一返済していくということに理解するのですけれども、以前と現在とでは何が違うのですかというところです。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） 今までだと、町のほうが督促等を送った上で、それでも支払いに至らなかったのが現状でした。それにおいて町が困り果てた上で民事調停に至ったわけなのですけれども、その民事調停の中で相手方と調停が成立になったということで、1万円ずつは支払えるということで何とか今後も住宅に住み続けていきたいということで成立した旨でありました。

以上です。

〔「生活状況」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） 生活状況については、今現在も請求していた、督促を行っていた時代と何ら変わりはありません。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） これ以上求めても仕方ないかなと思いますけれども、ちょっと大丈夫かなと。この先3年間にわたって返済してくるということなのですよ。ですから、今までできなかったのが今後できるという部分が、理由として根拠として今の説明ではなかなか理解し難いところがありますので。ただし、プライバシーに関わることなので、これ以上は差し控えたいというのならそれはそれで了承したいと思いますけれども、差し支えなかったらもう少し説明いただけませんか。みんなほかの、議長も含めて分かりますか、今の答弁で。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） 今現在なののですけれども、このS氏に関しては一月につき3万6,600円ほどかかっているような状況です。それを今現在35万2,600円ほど滞納しているような状況であります。それを1万円程度であれば何とか今後については支払えるということで、相手方が了承したことにより今回このようなことになったので、町としましては相手の個人的な状況に関わるもので、これ以上はしゃべることはちょっと控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大竹 惣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第16号を終了いたします。

○議案第59号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 追加日程第2、議案第59号 令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

歳入歳出について、政策財政課長から説明を求めます。

政策財政課長、渡部雄二君。

〔政策財政課長（渡部雄二君）登壇〕

○政策財政課長（渡部雄二君） 議案第59号 令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明いたします。

予算書と併せまして提出案件資料3ページから4ページを御覧願います。予算書表紙を御覧ください。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,436万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億4,910万7,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出の補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。なお、補正の内容につきましては、提出案件資料に記載させていただいております。

予算書3ページをお開きください。歳入でございます。18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金2,435万円の増額につきましては、今回の補正予算における一般財源の調整のため増額するものでございます。

次に、20款諸収入、4項雑入、5目弁償金1万2,000円の増額につきましては、令和5年度の委託契約及び修繕業務に係る15業務の不適正な事務処理のうち、13業務について遅延利息が発生したことに伴い、当該額分について求償するため、新たに予算措置するものです。

続きまして、歳出についてご説明いたします。4ページを御覧ください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、21節の損害賠償金につきましては、歳入でもご説明しましたが、令和5年度の委託契約及び修繕業務に係る15業務の不適正な事務処理のうち、13業務について遅延利息が発生したため、4事業者に対して利息の支払いを行うことから1万2,000円の増額をするものでございます。

次の2項徴税费、2目賦課徴収費、18節の定額減税調整給付金につきましては、令和6年度個人住民税減税対象者及び令和5年分所得税減税対象者について再度精査をしたところ調整給付金の算定額が増加したため、2,435万円の増額をするものでございます。

歳入歳出の説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。

歳入歳出を一括しての質疑はありませんか。

9番、洪井清隆君。

○9番（渋井清隆君） 3ページの歳入ですが、諸収入、雑入の弁償金の1万2,000円、これは保険料でもって対応するお金でしょうか、歳入。保険金、いかがですか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長、平山正孝君。

○総務課長（平山正孝君） 歳入の1万2,000円についてであります、こちらにつきましては全員協議会においてもご説明させていただきましたが、不適正事務に伴う1万2,000円を求償するという形の歳入でございます。

○議長（大竹 惣君） 9番、渋井議員。

○9番（渋井清隆君） それについては分かりました。だから、どういうものからでもって歳入になるのですかって、歳入先。これ保険料とか何かでもって入ってくるやつですかということ。どういうものなの。そこを聞いているのです。求償は分かっている。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） これは保険のほうには適用にならないので、基本的に職務怠慢の職員、処分した職員からの求償という形になります。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） もう一回聞きます。対象外ですので、職員に対応させるということではないのですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○9番（渋井清隆君） 雑入ということで上げた。普通であれば相手が、補償とか何かの場合は、損害賠償なんかは町の保険料とか何かになりますから、これは単純に事故繰越とかそういうものではない。過失ではないよな。そういうことの意味合いで本人からいただくと、そのために雑入で上げた、そういうふうに理解していいのですね。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 職員に対して求償して入れるというものでございます。

○議長（大竹 惣君） 2番、小柴葉月君。

○2番（小柴葉月君） 13の事業者に対して支払いが遅れたとありましたが、全員協議会のほうでは説明しているという一言でまとめてしまいがちですけども、改めて詳しく教えてください。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） すみません、いいですか。詳しくとはどの程度なのでしょうか。例えば1社1社について全てを答えろという形なのでしょうか。取りあえず今回の1万2,000円に対する遅延利息につきましては、まず1社が5件で7,400円、もう1社が6件、3,600円、残り2社が1件ずつで200円と800円の支払遅延利息が発生しております。残り2件分については支払遅延利息は発生していないということで、13件分、1万2,000円を計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 違った角度から詳しく再度説明をしていただきたいのですが、不適正事務処理が今回発生したと言っておりますが、全員協議会で説明したあの件ですということですが、もう一度この場でどの件なのか、この事件について詳しく教えてください。

〔「すみません、休憩」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 暫時休憩します。

休 憩 （午前11時52分）

再 開 （午前11時54分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

答弁、総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 不適切な事務処理という部分についてはありますが、本年4月の例月出納検査におきまして、監査委員より支出においての不適正な事務処理が認められたという指摘がございました。それに基づき後に監査委員のほうから調査依頼がございまして、不適正な事務について調査をした結果、本来5年度の事業で支払うべきものを事務処理怠慢により処理を怠っており、支払いがされていなかったものが4月、5月において発見されたというものでございます。そちらにつきまして4月、5月に処理をし、遡った形で書類等を作成し、5年度で、本来であれば6年度で支出すべきものを5年度で支出し、処理をしたという部分で、本来請求があってから速やかに支払うべきものを支払いをしなかったという部分で支払遅延利息等が発生したという事案でございます。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 分かりました。先ほどからの中に出てきていますが、こちらについては全員協議会のほうで2回説明が議会に対して行われました。2回目の9月6日時点では、この事件について、まだこの事務処理の事件に対する当局側での動きというのが途中段階での報告までしか我々にはされておりませんが、最後の質問になりますけれども、当局での現在までのこの事件に関する進捗状況といいますか、この問題については全てもう処理が終わっていますなのか、まだ途中ですよなのか、またそれに加えてこの問題が全て処理終わり次第議会に報告をまた再度しますなのか、それについて最後教えてください。

○議長（大竹 惣君） ここで、お諮りいたします。

間もなく昼食の時刻となりますけれども、本日の日程が全部終了するまで延刻としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

それでは、本日の日程が全部終了するまで延刻といたします。

総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 進捗状況につきましては、今回補正予算において支払遅延利息を計上させていただきました。可決された上で承認いただければ速やかに支払いのほうをし、事業所のほうでは対応させていただきたいと。

あと、職員の処分等につきましては、現在進めているところもございます。

あと、議会に対する説明につきましては、基本的に9月6日の時点で概要的なものはご説明をさせていただいたと考えております。あと遅延利息のほう支払い済みでしたらご報告させていただく考えでございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 13番、横山義博君。

○13番（横山義博君） 提出案件資料の3ページのところでお尋ねしたいと思います。

歳出の損害賠償金1万2,000円についてですが、先ほど5社7,400円、6社3,600円、2社が200円と800円ということで数字は聞いております。私ここでお尋ねしたいのは、先ほど認定で反対意見をされたときに、渋井議員ですが、先方から出された契約書の名前が違うのではないかという話を初めて今日私聞いたのですけれども、仮に間違っていれば訂正があったのか、あるいはそのまま計算上のこの支払いに含まれているのかどうか。それを確認したいと思います。言っていること分かりますか。先ほど渋井議員が反対意見で言った請求書あるいは請書の会社の名前が違うよということが話があったのですが、その話は当たっているのか。それでもってそのまま計算してこの利息が出ているものがあるのかどうかと。なかったらいいのですけれども、あるものかどうか、それを確認したいと思います。

〔「すみません、休憩お願いします」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 零時00分）

再 開 （午後 零時04分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

こども教育課長、大竹淳志君。

○こども教育課長（大竹淳志君） ご指摘の契約書の会社名の「取締役」の「役」という字なのですが、こちらについては記載のほう誤ってございました。こちらの請書のほう、相手方のほうにもお渡しして社判と印紙を貼っていただいたのですが、その誤りに気づいておりませんでした。

あと1点、それによって遅延利息の金額が変わるかということでございますが、そちらについては金額のほうは変わらないという形になります。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 横山議員。

○13番（横山義博君） 今、課長の答弁ですと、その提出された請書云々の字が間違っていたということは認められたと思うのです。そういうものが請求書あるいは契約書の中で間違っていた部分は公文書にはならないのではないですか。それでもって印紙を貼って云々の話それ以前に、それを見つけたならば例えばここまで来る段階にそれを是正するような手続を取るべきではないのですか。その後からこの算定が出てくると。ですから、向こうから出されたものそのままのみしたのか、どこかで間違ったのか知らないけれども、そういうところも点検しながらやらないと、だから今回15件なんていうとんでもない数が出てくるわけです。最後のとどのつまりに1万2,000円の中に入っているかどうかと、私は分からないと言ったのです。ただ、先ほどの認定のときに反対意見の中でそういうことが出てきたから、それを確認したいという質問ですよ、私は。確認したい。だから、1万2,000円の中に入っているのですかというふうな聞き方ですので、それをそのまま文書として受け付けてそのままやっていくという方針なのですか。私はそれは全くおかしい話だと思います。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） この支払い遅延13件の中に今ほどの1件が入っているのかというご質問につきましては、入っています。計算しています。

○議長（大竹 惣君） 横山議員。

○13番（横山義博君） 3回目だけれども、これは2回目の答弁もらっていないのです。こういう契約書、それを正式な公文書として受け付けして進めていいのですかということ。そこをはっきりしてください。でなかったら、今回の1万2,000円なんて、これ減額するか取下げかしてもらわないと困ります。よろしいですか。会社名の間違ったやつが請求書に上がってきた、あるいは請書に入ってきた、それでもって進んでいる、そんなばかな話あるのですか。

〔「休憩」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 零時08分）

再 開 （午後 零時10分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 承諾契約という形の中身になっておりますので、双方承諾書に合意をしている中身でございます。契約書としては成立しているものであります。改めて誤字訂正等を業者のほうと協議させていただいて、訂正をさせていただきたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 総務課長、もう少し説明をお願いします。

○総務課長（平山正孝君） 契約書自体は相手方の社判も入っております。合意している中身という

形であります。誤字訂正という形で今後訂正をさせていただくということは相手方も一応理解は、会社の社判をきっちり押した契約書になっておりますので、契約としては成立しているものと考えております。

○議長（大竹 惣君） 横山議員。

○13番（横山義博君） 商取引上そういうのがあるなんていうの初めて聞きましたけれども、1字とか2字とか誤字訂正でそれ正式書類に受け付けるということに聞こえたわけです。しかし、今回こういう質問をされていて誤字を訂正すると、それと事前に分かっている訂正すると、全然違いますよ、これは順序が。だから、私は順序が違うのではないのと言っているのです。言っていること分かりますか。誤字1字とか2字訂正して書類作れるのだったらどんなところでもやります。誰も言いませんよ、そんなこと。私は1万2,000円の金額を言っているのではなくて、ここまで来るときにこういう、今回の15の中に入っているのもっと丁寧に確認しながらやるべきではないのですか。それを怠っているから私は言っているのです。ましてこの名前が間違っていたなんてのは、今日質問者が言ったから初めて確認したわけです。ここまで出す手順は全然間違っています。ですから、私はこれは取り下げべきだと思います。お互いに会社で訂正しながらするのだったらして、改めて出すべきではないのですか。私はそういうふうに思いますけれども。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 誠に申し訳ございません。その間違っていたという事実については、こちらのほうとして確認しておりませんでした。その点は不行き届きであったというのは認めます。ただ、契約書上成り立っているということでありますので、支払いのほうは予算のほうは計上させていただけると考えております。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） この詳細については今総務課長が申し上げたとおりでございますけれども、ただ今回の一連の流れにつきましては町側の本当に事務的なチェックミスというのが、物すごくという表現がいいかどうか分かりませんが、多々あったと。これについては言い訳のしようはございません。もうあくまでも町側のミスでございます。ただ、今後これから私どもといたしましては一切こういうことないように職員に十分に注意し、なおかつ予算執行だけでなく、事業の執行についても全て綿密に、なおかつ丁寧にやっていくということを皆様方にお話しさせていただいて、確約させていただきたいというふうに考えております。本当に今回の不適切な事務処理については、町側として言い訳のしようはないというようなことでございますので、改めておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

〔「議長、よろしいですか。議事進行」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 議事進行ですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 横山議員。

○13番（横山義博君） 私3回の質問終わったのですが、最後だけちょっと質問させていただきたいのですけれども、よろしいですか。

○議長（大竹 惣君） 許可します。

○13番（横山義博君） 今、副町長が言われたきちんとした事務の手続をやっていくというのは、この前の全員協議会でも聞いています。この資料も2回ですよ、我々もらったのは。この15件について。利息も今後払わなくてはいけない、そういうことをやっていきますという話も聞いております。今回出てきたのですけれども、なおかつそういう話をして最後のミスがこれではどうしようもないです。それだけ言っておきます。答弁は要りません、幾ら言っても同じことしか来ませんから。

○議長（大竹 惣君） 12番、横山知世志君。

○12番（横山知世志君） 確認をさせていただきます。

先ほど課長のほうから契約が成り立っているというような答弁があったのですが、果たして本当にそれでいいのだからどうか再度確認させてください。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 承諾契約ということで、双方承諾、合意という形で契約書のほう、請書のほうを確認し、合意しているという中身ですので、契約としては成立しているものと考えております。

○議長（大竹 惣君） 横山議員。

○12番（横山知世志君） もう一度聞きます。名前とか記載事項が、住所とか、名前とか、それが違っていても大丈夫だということによろしいのですか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 一応双方で確認した中身で契約できている。民法上口頭の契約という部分でも随意契約という部分がございますので、それも認められている部分はあります。双方合意で契約としては成り立っているというふうに解釈しておりますので、先ほど申し上げましたが、誤字訂正という形で間違っている部分については訂正させていただくという形になります。

以上です。

○議長（大竹 惣君） ほかにございませんか。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） では、小柴議員、議事進行。

○2番（小柴葉月君） 今の議論を聞いてみると、法的にそれは契約が成り立っているのでしょうかって執行部に聞いて、執行部が、はい、問題ありませんって、ここでの議論でそれを決めてしまっているのかということがまず疑問であるので、一旦これは、それでしかも一緒に出されて、その議案、

今回の補正で上がっているのってこれ以外にもくっついてきているので、なかなか議員としても賛否がつけづらいと思うのです。なので、一旦ここで止めて、議会として議運を開いて話し合うとか、何かしらをしないと、ちょっとこのままではなかなか賛否もつけづらいですし、この状態で賛否を問われてもちょっと困るというか、なので、ちょっとそこで議長の采配をお願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 零時19分）

再 開 （午後 零時33分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

ただいま町側から全員協議会で説明したいとの申出がございましたので、ここで全員協議会を直ちに開きたいと思います。常任委員会室にてお集まりください。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 零時33分）

再 開 （午後 1時05分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

昼食と議会運営委員会、そして全員協議会開催をする予定でありますので、全員協議会終了後まで休憩といたします。

休 憩 （午後 1時05分）

再 開 （午後 3時00分）

○議長（大竹 惣君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議案第59号 令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第5号）の議案撤回
の件

○議長（大竹 惣君） ただいま町長より議案第59号 令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第5号）について、撤回したいとの申出があります。

ここで議案第59号 令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第5号）の議案撤回の理由について説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 議案の取下げについてご説明申し上げます。

本日9月24日提出いたしました議案第59号 令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第5号）について取り下げたいので、会津美里町議会会議規則第20条第2項の規定により許可を求めるものがあります。本案は令和6年度会津美里町一般会計補正予算であります。賠償訴訟事業について一部精査が必要であることから取り下げするものであります。

私からの説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） お諮りいたします。

議案第59号 令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第5号）の議案撤回について許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号 令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第5号）の議案撤回について許可することに決定いたしました。

○議案第60号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第3、議案第60号 林業専用道大滝線支線開設工事（4工区）請負変更契約についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

産業振興課長、鵜川晃君。

〔産業振興課長（鵜川 晃君）登壇〕

○産業振興課長（鵜川 晃君） 議案第60号 林業専用道大滝線支線開設工事（4工区）請負変更契約についてご説明いたします。

議案書4ページ、提出案件資料1ページ下段、提出案件参考資料1ページを御覧ください。本案は、林業専用道大滝線支線開設工事（4工区）請負変更契約について、地方自治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更の主な内容につきましては、盛土法尻保護工及び根株処理の変更、資材単価の変更であります。

変更契約金額は616万7,700円を増額し、6,866万5,300円とするものであります。

契約の目的並びに契約の相手方については変更ありません。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

6番、村松尚君。

○6番（村松 尚君） 2点ほどお伺いいたします。

変更について数量等は分かるのですけれども、この変更によって生じた金額の誤差、増えた部分、減った部分とあると思いますので、その詳細を少し教えていただきたいことと、あと資材単価、碎石のほうが立米単価が大幅に上がっています。この上がった要因についてお伺いいたします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまご質問でありました金額の誤差についてでございますが、今回の変更契約の中身等ということで、まず追加提出案件参考資料を御覧いただきたいと思います。費目、土工。工種、盛土工並びに起業者伐採、根株処理の二項目につきまして……

〔「聞こえないね」と言う人あり〕

○産業振興課長（鵜川 晃君） それでは、もう一度申し上げます。

定例会9月議会追加提出案件参考資料1ページを御覧ください。変更内容の説明書がございます。そのうち、土工、盛土工、起業者伐採、根株処理のこの二項目につきましては、設計ベースで約500万円の減額でございます。資材単価、再生碎石につきましては、設計単価で1,100万円の増額でございます。単価適用日の変更ということで、こちらにつきましては設計単価で約50万円の増加となっております。

2点目の碎石が増額となった理由ということでございますが、そちらにつきましては当初設計において現場引渡単価であります県の標準単価を採用しております。しかしながら、県のほうからの通知がございまして、地域の実情に応じた単価設定ということで通達がございまして、こちらの一定のルールに基づきまして請負事業者から協議書を頂いており、その運搬距離が現場引渡単価ではありますが、大滝線支線ということでかなり山奥の現場でございます。再生碎石につきましても運搬費用がかさばるといことになりますので、単価の変更協議をいただき、県の基準に基づき変更したものとということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） そうすると、この資材単価の変更という部分は決して珍しい変更ではなく、一定のルールに基づいたものであれば変更があるようなものであるということで確認してよろしいのか、そこをお伺いします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいま議員おただしのように、今回の単価変更につきましては契約の相手方から協議をいただくことが前提でございます。直近の部分でございますと、大滝線の本線、県営工事ではございますが、同じような取扱いをしているということで確認はしております。

○議長（大竹 惣君） 9番、渋井清隆君。

○9番（渋井清隆君） この金額どうのこうのより、私ちょっとこれ変更数量が盛土法尻のやつが42メートルほど増ということになっているのですけれども、工期的には変更は今後ならないのか、大丈夫でしょうか。そこを教えてください。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの工期のご質問でございます。今回の工期につきましては、10月末までを予定してございます。現在、今回この変更に基づきまして、本日議決をいただきたいということもございますが、事前に県のほうと今現在協議を進めております。予定としましては12月27日までの工期延長を今県のほうと協議をしておりますので、県のほうの認可があれば完成できるものというふうに認識しております。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） すると、今の聞くと若干やっぱり延びるということですか。そういう予測ですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） はい、そのとおりであります。

○議長（大竹 惣君） 12番、横山知世志君。

○12番（横山知世志君） 私たち素人目で見ても、この盛土工が42メートルも長くなって、あれは再生砕石、県単価、実勢単価の乖離が甚だしく違うのですが、見積りあるいは入札自体に不備はなかったのかなというふうに感じておるわけです。特にこの実施単価2か月の間に、これ県の指導もあったのだらうと思うのですが、これだけ急激に上っている。町は今までもいろいろ設計変更、請負変更があったのですが、極端にちょっと今回は私の感じとしては甚だしいのかなというふうに思っています。甘い部分があったのではないのかなと不信感を持っているのですが、その辺についてお答えください。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 先ほどの資材単価の部分についてご説明をしたとおりでございますが、当初設計におきましては県の標準単価、現場渡しの再生材の単価を採用するルールになってございます。先ほどの県からの通達ということで、過去に出ておるものなのですが、その分につきましては実勢単価ということで、今回大滝線支線ということで、プラントから片道で約30キロ以上離れているということもございまして、再生材の運搬費用がかさむというところで実勢単価を取らせていただいたところ、御覧のとおり5,500円、立米単価ということで出てまいりまして、そちらに変更したものでありますので、適正な設計であったという認識でございます。

○議長（大竹 惣君） 10番、堤信也君。

○10番（堤 信也君） もう一度ちょっと確認したいのですけれども、変更数量等々、先ほど伺ったのは土工と起業者伐採で500万の減という話でしたよね。ですよね。それで、資材単価、これが2,100万円の増と……

〔「1,100万」と言う人あり〕

○10番（堤 信也君） 1,100ね。分かりました。私さっき2,100万って書いてあったので、600万の増工が何でこれで1,600万、その辺の誤差があったので、その辺ちょっと今確認しました。失礼しま

した。

それで、この再生RC材がこれ値上がりした根拠、実勢単価とは言いますけれども、その詳細を教えてくださいませんか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 今回この実勢単価ということで3社、近隣市町村の業者を含みますが、近隣業者を3社選定しまして、その中からプラントから実際の大滝線支線の現場まで確認をいただいて、それに実際運搬費用込みということで立米単価をいただきまして、その中で一番安い単価を採用したという経緯でこちらのほうとしては算出してございます。

○議長（大竹 惣君） 堤議員。

○10番（堤 信也君） 一番安い単価を採用したということですね。この材料そのものは十分にあると。その辺は大丈夫なのですね。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 今回はRCにつきましては確保できまして、設計どおり納品する、全部は入っておりますが、納品が見込まれるということで確認しております。

○議長（大竹 惣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第60号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第61号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第4、議案第61号 林業専用道水無沢線開設工事（2工区）請負契約についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

産業振興課長、鵜川晃君。

〔産業振興課長（鵜川 晃君）登壇〕

○産業振興課長（鵜川 晃君） 議案第61号 林業専用道水無沢線開設工事（2工区）請負契約についてご説明いたします。

追加議案書5ページ、追加提出案件資料2ページ上段、追加提出案件参考資料2ページを御覧ください。本案は、林業専用道水無沢線開設工事（2工区）請負契約について、地方自治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、会津美里町森林整備計画に基づき、適正な森林施業の実施や森林資源の確保により健全な森林資源の維持、造成を推進するため、林業専用道として整備するものであります。

工事の内容につきましては、提出案件資料に記載のとおりであります。

契約の方法は、事後審査型制限付一般競争入札であります。

契約金額は7,029万円です。

契約の相手方は、会津美里町字竹ノ花68番地、株式会社丸秀組、代表取締役、佐藤秀勝であります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありますか。

9番、渋井清隆君。

○9番（渋井清隆君） この後のやつもあれなのですが、私駄目だというあれではないのですけれども、延長が約2キロあります。そして、工期が7年3月31日。これから今、明日からですよ、議決のあった日という。冬になるのもう間もなくなのです。それで、この工期の設定した期間、果たしてこれができますでしょうかというところが疑問に思うわけです。この場合は、雪が降るのは当たり前なのです。当たり前なの。この工期の捉え方、大丈夫でしょうか、工期。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの工期の設定のおただしでございます。本工事につきましては、繰越明許費の予算で現在執行しておるものでございます。こちらにつきましては、県より、会津農林事務所より工期の認定を今回いただきまして、3月末日まで工期をいただいております。その関係で3月末日となっておりますが、町といたしましてもこの工期で完成する予定で今現在進めたい

というふうを考えております。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 今の話によると、繰越明許ですから、1年分に限りです。今年で終わるので。その事故繰越なんていうのあり得ないですから、これやっぱり私はどこまでこれなっているのだから分かりませんが、進捗率が。31日まで終わるとすればそれでいいのですが、またいろんなことになってきますと大変だなと思って今確認の上で、そうしたら繰越明許費ですから、前年度にやっていると。その差額分で来ているということになっているわけですので、鋭意努力していただいて、工期までには完全にやっていただく、よろしくお願ひしたい。

○議長（大竹 惣君） 10番、堤信也君。

○10番（堤 信也君） 1点だけお願いします。

先ほど大滝線、材料費が倍以上になりまして、今回の入札の段階での積算基準の単価としてはどっちの単価のほうでの考えなのでしょう。それ1点だけ教えてください。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまのおただしの水無沢線のRCの単価でございますが、これも県の標準単価2,500円を採用してございます。

○議長（大竹 惣君） 堤議員。

○10番（堤 信也君） ということは、後々変更はあると、あり得ることだということですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの変更があるかどうか、これにつきましては業者のほうの動向もございませう。あと、現場引渡しの関係で、プランターからの距離、運搬距離も関係してこようかと思ひます。その観点から、今現段階では分からないという回答になります。

○議長（大竹 惣君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第61号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第62号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第5、議案第62号 林業専用道水無沢線開設工事（3工区）請負契約についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

産業振興課長、鶴川晃君。

〔産業振興課長（鶴川 晃君）登壇〕

○産業振興課長（鶴川 晃君） 議案第62号 林業専用道水無沢線開設工事（3工区）請負契約についてご説明いたします。

追加議案書6ページ、追加提出案件資料2ページ下段、追加提出案件参考資料3ページを御覧ください。本案は、林業専用道水無沢線開設工事（3工区）請負契約について、地方自治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、会津美里町森林整備計画に基づき、適正な森林施業の実施や森林資源の確保により、健全な森林資源の維持、造成を推進するため、林業専用道として整備するものであります。

工事の内容につきましては、提出案件資料に記載のとおりであります。

契約の方法は、事後審査型制限付一般競争入札であります。

契約金額は5,423万円です。

契約の相手方は、会津美里町字竹ノ花68番地、株式会社丸秀組、代表取締役、佐藤秀勝であります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第62号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、町長、杉山純一君より追加議案提出の申出がありました。

ここで、議会運営委員会及び全員協議会開催のため、休憩したいと思います。

休 憩 （午後 3時26分）

再 開 （午後 3時45分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

○日程の追加

○議長（大竹 惣君） ただいま追加送達された事件は、町長、杉山純一君より議案第63号の1議案であります。

お諮りいたします。本日はこれを日程に追加し、議案を別紙追加付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

○議案第63号の議題及び提案理由の説明

○議長（大竹 惣君） 提案者からの提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） それでは、改めて再提案いたします議案1件の提案理由をご説明申し上げます。

議案第63号は、令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第6号）であります。本案は、定額減税調整給付金の不足額を増額するため、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,435万円を追加し、歳入歳出予算の総額を130億4,909万5,000円とするものであります。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○議案第63号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第6、議案第63号 令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

歳入歳出について、政策財政課長から説明を求めます。

政策財政課長、渡部雄二君。

〔政策財政課長（渡部雄二君）登壇〕

○政策財政課長（渡部雄二君） 議案第63号 令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明いたします。

予算書と併せまして提出案件資料2ページを御覧ください。予算書表紙を御覧ください。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,435万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億4,909万5,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出の補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。なお、補正の内容につきましては、提出案件資料に記載させていただいております。

予算書3ページをお開きください。歳入でございます。18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金2,435万円の増額につきましては、今回の補正予算における一般財源の調整のため増額するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。4ページを御覧ください。2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費、18節の定額減税調整給付金につきましては、令和6年度個人住民税減税対象者及び令和5年分所得税減税対象者について再度精査をしたところ、調整給付金の算定額が増加したため、2,435万円の増額をするものでございます。

歳入歳出の説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。歳入歳出を一括しての質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第63号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（大竹 惣君） 以上をもちまして本定例会 9 月会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これで令和 6 年会津美里町議会定例会 9 月会議を散会いたします。

散 会 （午後 3 時 5 1 分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年 月 日

議 長 大 竹 惣

議 員 小 柴 葉 月

議 員 荒 川 佳 一